

第八章 東南アジアにおける華僑と共産主義

一 第一節 戦後東南アジア華僑社会の動向

I 華僑人口の増加趨勢

海外に居住し本国籍を喪失していない中国人としての華僑は歴史的にすでに中世からその進出を跡づけることができる。しかしその海外進出が積極化したのは、前世紀初頭からであった。当時イギリス、オランダ、フランスなどの西欧資本主義が重商主義の段階から自由主義の段階に移行し、既往の商業資本的活動の域を脱して東南アジア諸地域の産業開発に着手しはじめると、現地人労働者の非能率と白人労働者の欠如を補うために、アフリカの黒人奴隷にひとしい苦力移民としての華僑の移住が積極的に促進されたのである。(ただし市民的殖民地資本主義への到達が立おいていた

スペイン治下のフィリピン、インド人労働者の支配下にあったビルマを除く。)この苦力貿易ないし豚貿易(Pig Trade)は、一八六〇年の英・清間北京条約以降強制労働から契約労働となり、ついで一八六八年の米・清間バレーンゲーム条約締結後は契約移民も禁止されて漸次苦力貿易の改善をみた。華僑労働者を最も多く需要したマライも一九一四年には華僑の契約労働制(Indentured System)を禁止した。その後外来労働者に対する需要が飽和点に達し、外来者と土着民との対立が生ずる複合社会ないしは三重社会の拡大の矛盾を阻止するため、ことに一九二九年の世界恐慌に対処するために、東南アジア諸国で相ついで外来移民の入国制限措置が採用されるにいたった。かくて、一九三九年にはインド人労働者のカンガニー制(Kangany System)は廃止され、また華僑の自由移民に対しても各国で入国制限が強化されて、現在におよんでい

る。

フィリピンでは戦後とくに華僑の入国制限が強化され、いったん出国した華僑の再入国は認められず、一年間五百人以上に制限されている。タイでは一九二七年の「移民条例」施行以来制限が強化されて、一九四九年以降は移民入国数は二百人以上となっている。マライでは一九三一年から成年男子移民の入国数を時期によつて相違するが一定数に制限しており、インドネシアも一九三一年以降移民の入国税を百五十ギルターとする制限措置をとり、ついで一九三四年からは華僑苦力の募集を中止した。インドシナでは現地人のばあいのように兵役、強制労働の義務のない代わりに、華僑は五階級別上位は商店経営者、最下位は労働者にいたるまで人頭税を支払われていた。ところがビルマでは華僑移民排斥の積極的措置はみられなかった。そこでは遠隔地である關係上華僑人口が少く、しかもその大半が商工業に従事したため土着人との対立が少く、かえつて華僑は「胞蕃」(Pauk paw or "Next to kin")と呼ばれるほどの親善關係にあるといわれる。(インド人のチュチア高利貸やタミール労働者は現地人の反感を招いている。)

このように東南アジア諸国では一般に本世紀に入り華僑移民の増加と定着化にともない、西欧側および土着民側の社会とは異質的な華僑社会の形成となり、その出稼移民としての旺盛な経済至上主義批判の対象となるにおよんで入国制限が強化されていったが、それにともない本国の新鮮な空気を、辛亥革命前後からはそのナシ・ナリズムの洗礼を受けた本国出生の「新客」(Sinkhehs or San-

hehs)の人口比が減退し、現地籍をもち往々母国語も話せない現地出生の「僑生」(Dag)の占める比率の上昇をみるにいたつた。

マライ(シンガポールとマライ連邦)では華僑人口に占める現地生れの僑生の比率は一九三二年二・〇%、一九三七年三一・二%、一九四七年六二・五%と急速なテンポで上昇した。インドネシアでは一九三〇年度の人口調査によると、僑生は当時すでに華僑人口の六三・五%という高率を占めており、この分では八〇%を突破しているものと想像される。タイの人口統計では、華僑人口は新客(タイでは新唐子という。)の数字のみを計上し、僑生(タイでは唐人子という)はタイ国籍をもつが故にタイ人の人口数のなかに含まれているためその算出は困難である。新客と僑生ないし混血児をも含めてのタイ華僑人口を、南洋年鑑は三百八十万七千人(一九四七年度)、国府統計は三百五十万人(一九五一年末)、パーセルは二百五十万人(一九四八年度)と推計している。これらの推計からも、概ね二一三百万人の僑生が存在し、その比率も七〇・八〇%を下回ることはいないものとみられる。

フィリピンの華僑人口は一九四七年度の政府推計では十万九千七百八十人とされているが、このほか華僑の血をひく混血児(Mestizo)が七十五万人(パーセルの推計)、百万人(ポーターの推計)を算えるといわれる。インドシナでは一九四八年度の華僑人口六十九万八千人に混血児(Metis)を含めると、八十五万人(フランス政府推計、一九四七年度)に達するとみられている。

ビルマの一九三一年度の華僑人口は十九万三千五百九十四人（僑生約十万四千、新客約九万人）であったが、同国の慣習により混血児の女子はビルマ人として取扱われているため、右の数字には含まれていない。なお同国の各華僑団体の調査を集計すると、一九四八年度の華僑人口は三十万人にのぼっている。

東南アジアにおける華僑人口数（一九四七）

国名	華僑人口	全人口	全人口に対する華僑人口比率
ビルマ	三〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	一・八%
タイ	二、五〇〇、〇〇〇	一七、三五九、〇〇〇	一四・四%
インドシナ	五五〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇	二・〇%
マラヤ	二、六一五、〇〇〇	五、八四九、〇〇〇	四四・七%
英領ボルネオ	二二〇、〇〇〇	八七八、〇〇〇	二五・一%
インドネシア	一、九〇〇、〇〇〇	六九、〇〇〇、〇〇〇	二・七%
フィリピン	一一〇、〇〇〇	一九、五一一、〇〇〇	〇・六%
計	八、二〇五、〇〇〇	一五六、五九七、〇〇〇	五・二%

ところでパーセルは、前表のごとく一九四七年度の東南アジア華僑人口数を八百二十万五千人と推計しているが、如上の検討からしてこの推計は内輪に過ぎるとみられる。さらにフィリピン、タイ、インドシナなどの混血華僑をも算入すれば、千八十三万五千

人となり、しかもインドネシアについてパーセルの引用しているのは国連報告のそれであるが、なおそれに明かにしない相当数の僑生混血児数が存在しているものと想定される。（筆者は戦前スマランの韓朝宗家の布地に画かれたファミリー・ツリー「家系図」をみた際、右側の枝はインドネシア名で幾世代かに連なり、左側の枝は中国名で繁茂し、華僑の血統がインドネシア人社会の内部へ根深く浸透していることを発見したし、パーセルは外領のボルネオにおいて華僑とギャック族との通婚の盛んであったことを指摘している。）

マライ連邦の民族別自然増加率（千分比）

民族別	年 度	出生率	死亡率	自然増加率
華 僑	一九四七	四四・〇	一四・三	二九・七
	一九四八	四三・九	一二・九	三一・〇
	一九四九	四三・〇	一一・六	三一・四
マライ人	一九四七	四一・八	二四・六	一七・二
	一九四八	三七・五	一九・八	一七・七
	一九四九	四二・六	一六・四	二六・二

シンガポールの民族別自然増加率 (千分比)

民族別	年 度	出生率	死亡率	自然増加率
華 僑	一九三一	三七・八五	二五・〇九	一二・七六
	一九三二	三七・〇〇	二〇・七二	一六・二八
	一九三三	四三・八一	二二・八一	二一・〇〇
	一九三四	四五・七四	二三・九二	二一・八二
	一九三五	四八・五四	二四・九三	二三・六一
	一九三六	四九・六〇	二五・一一	二四・四九
	一九三七	四八・八五	二二・七九	二六・〇六
	一九三八	四七・七九	二二・〇二	二五・七七
	一九三九	五〇・五〇	二〇・一一	三〇・三九
	一九四〇	四七・五〇	二一・四四	二六・〇六
マライ人	一九四一	四七・〇八	—	—
	一九四七	四六・二〇	一二・八七	三三・三三
	平均	四五・八七	二一・九八	二三・八九
	一九三一	四三・六九	二九・〇八	一四・六一
	一九三二	四一・一九	二六・四二	一四・七七
	一九三三	四二・三九	二六・三四	一六・〇五

一九三四	四二・五五	三〇・九一	一一・六四
一九三五	四四・五七	三〇・六八	一三・八九
一九三六	四七・〇九	二八・七四	一八・三五
一九三七	四六・六七	二五・七二	二〇・九五
一九三八	四六・四〇	二六・〇五	二〇・三五
一九三九	四七・七一	二三・一〇	二四・六一
一九四〇	四六・六五	二六・一一	二〇・五四
一九四一	四八・九二	—	—
一九四七	四七・七三	一七・七〇	三〇・〇三
平均	四五・四六	二六・四四	一九・〇二

かくて僑生と混血児をも加える場合、東南アジア華僑の人口数が公表統計数字を上回ることが否定しえない事実であり、各国の移民制限にもかかわらず、その高い自然増加率によって、いたるところで上昇の一途を辿っているとみて差支えない。たとえば前二表からも明らかなように、マライにおけるマライ人と華僑の自然増加率は何れも上昇傾向をたどっているが、華僑のそれの方が上回っており、すでに一九五三年六月末現在で華僑人口はマライ総人口（六百八十二万九千百人の四四・一％とマライ人（四三・一％）を凌駕している。そして華僑の高い自然増加率にかんがみ、華僑人口がマラ

イ総人口の過半数を占めるのも近い将来のことであろう。

このように各国の移民制限にもかかわらず、華僑人口はその高い自然増加率によつて漸増傾向にあり、しかも総体的に僑生人口の比率が高まりつつある。そこで当然これら現地出生華僑の国籍ないしは市民権の問題がもちあがつてくる。戦後とくに東南アジア諸国における独立の実現とナショナリズム擡頭にかんがみ、華僑は中国人として本国の動向に結びついてゆくか、外来民の立場を捨てて現地市民社会に同化してゆくかの岐路に立っているものといえよう。

II 華僑の国籍と市民権

中国人の国籍に関しては一九〇九年公布した国籍法ついで一九二九年に国民政府の公布施行した国籍法の何れもが、わが国のばあいと同じく血統主義 (Jus sanguinis) を採用し、原則として出生地のいかんを問わず、中国人を父とする場合は、中国籍を取得するものとしている。そして幾世代を重ねても政策的に血統主義を固執しない場合もあるが、なお右の国府側の国籍法の原則を要改するまでにはいたっていない。

一方東南アジア諸国では国別に相違があるが、概して創地主義 (Jus soli)を採用している。したがって現地で出生した僑生は中国籍ないしは中共籍のはかに現地籍を併せもつため、いわゆる「二重国籍」の問題を生じ、華僑の社会生活、経済生活上の特異的傾向とも絡んで、現地側の取扱に複雑化と困難を招来している。以下各国別にその間の事情について概観しよう。

タイ

属地主義を採用している。しかも一九四六年一月中タイ友好条約の締結をみるまでは、タイと中国とは無条約関係にあったため、現地出生の中国人を中国大使館に登録することができなかった関係上、僑生もしくは唐人子はすべて自動的にタイの市民籍に編入された。また華僑と現地女子との混血種 (Sino-Thai, or Luechin) は「華裔」とも称し、タイ国市民に編入されている。新客と僑生の人口は二百五十―三百八十万人と推定され、華裔についてはタイ人口の大半におよぶといわれる。一八世紀の有名なシアム王鄭昭が潮州人鄭達と現地女子 Nok Yang の混血児であったことの著名な事実をはじめとし、タイの現政府要人のなかにも多くの華裔があるとされている。

フィリピン

比島の華僑はスペイン支配の時期から差別待遇をうけ、マニラ市外東部の日本の嘗つての雑居地に相当する「華僑居住地域」(Paco) にその居住を制限されて、当局の任命する「甲必丹」のもとに自治制が布かれていた。そしてフィリピン人を妻とするキリスト教徒だけは例外的にバリアン外の居住と土地所有の自由を認められたのである。(当時の華比混血のメステイノの後裔は、前述のごとく、七十五万―百万にのぼるものと推定され、今日比島社会において重要な地位を占めている。) アメリカ支配の時期に入ってから一九〇二年以降華僑労働者の入国は禁止され、薄記事例、米穀價格統制、内河航運業の禁止など排華政策が強化されてきた。

独立後も華僑移民が年間五百人以内に制限されたほか、一九五四年の「小売業國民化法」による華僑小売業の弾圧、アメリカ人以外の土地所有禁止などの排華方針が堅持されている。その國籍法の運用の實情は明らかにしたいが、そこでは二重國籍の問題はないとさえいわれている点から、たとえ僑生であっても容易に市民権を許与されないものとみられる。メクステイゾでさえ三代目までは外國人として取扱われていたほどで、属地主義の國籍法の運用に際し、華僑に対しては慣行的に血統主義の立場をつよめているものといえよう。

ビルマ

ここでは他の東南アジア諸國とちがつて華僑はほとんど問題視されていない。前述のごとく華僑は「胞蕃」とさえ呼ばれるほどの親善關係にある。一九三一年以前の慣行では混血華僑 (Sino-Burmese) の男子は中國人、女子はビルマ人に編入されていた。戦後一九四七年九月に制定されたビルマ連合憲法の市民権に関する規定は華僑について

(4) 混血華僑の三代目以降のもの。

(5) 出生時に英領であった地域内で出生したもの、ならびに憲法公布前もしくは一九四二年一月一日以前の十年間のうち八年以上ビルマ連合に属する地域内に居住したもので、永住の意思をもち、法律の定める方法と期間内に連合の市民権を選ぶことを申請するもの

に市民権の取得を認めている。しかし右の規定によって華僑のう

ちどれはどものがビルマ連合の市民権を獲得できるかは詳らかでない。

インドネシア

オランダの東インド会社がインドネシアを支配していた時期にはマニラにおけるバリアンと同様華僑の居住地域が設けられ、甲必丹を任命して華人事務を自治処理させていた。(この居住制限は一九〇四年に緩和され、ついで一九一〇年には消滅した。) 一八二四年オランダ統治の再開後華僑の自治法廷は廃止され、一八二四年の布告によつて「東洋外國人」(Foreign Orientals) としての華僑は民事、刑事ともに土人の「人民法廷」(Landraden) で審理されることになり、その後一八五五年には民事關係は「歐人法廷」(Raden van Justitie) に移されたが、刑事關係だけは引続き一九一八年まで人民法廷で裁判された。

一八九八年日本人に対して欧米人と同等の待遇が認められたにもかかわらず、華僑は依然「東洋外國人」の地位におかれ、輕犯罪に關する「警察裁判」(Police pol 一九一四年廃止)、内領往來居住制限(一九一〇年撤廃)などの差別待遇をうけていたのである。

一九〇九年清朝が血統主義の國籍法を公布するとともに、オランダ側は属地主義の國籍法を採用して、屬領東インド内に居住する両親から出生したものはすべてオランダ臣民(市民ではない。)に属することを明らかにした。(このため僑生は一応オランダ籍を取得することになったものの、ほとんど何等の權利を享受することなく、ただ中國側の領事裁判によらずオランダ側の裁判管轄下におかれる

にすぎなかった。)かくて二重国籍の問題が生じ、本国政府の保護をもとめ、中国のナショナリズムに帰属しようとする華僑と、属地主義の採用によって華僑の取締強化をはかったオランダ側との間に対立をみるにいたった。ところがインドネシア共和国の中共政府承認後、オランダ臣民であつた華僑は、改めて中国人として登録しないかぎり、自動的にインドネシア市民となることとされ、その結果、五十万程度が中共籍を選んだものと推定されている。(残りの約百五十万人は態度を明らかにしなかった。)一九五三年ナショナルリスト党内閣は何れかの国籍選択を強行しようとしたが、華僑や欧並人側の反対のために挫折を余儀なくされた。

その後アールノルド・モノストウ大使が、北京に赴任するとともに、中共政府との間に華僑の二重国籍問題解決の交渉がつづられ、一九五五年四月二十二日バンドン会議のさなかに、スナリオ外相と周恩来首相との間に「中・インドネシア共和国の二重国籍に関する条約」が調印された。これによると十八歳以上で二重国籍をもつ華僑は妻である場合を含めて、本条約の実施後二カ年以内に中華人民共和國国籍(以下中共籍と略称す。)か、インドネシア共和国国籍(以下現地籍と異称す。)の何れかを本人の意思で選択し、(第一条)右の選択を二カ年以内に行わないときは中共籍を選択したものとみなされる。(第五条)現地籍を選択した場合でも国外に定住し、本人の意思によって中共籍を再取得するときは自動的に現地籍を喪失する。(第七条)インドネシア共和国において出生した場合、父母または父が中共籍であるときは中共籍を取得する。(第八条)中

共籍をもつものがインドネシア市民の養子となった場合、本人が五歳以下であるときは、現地籍を取得する。(第九条)中共籍をもつものと現地籍をもつものとが結婚した場合は、本人の意志によって本来の国籍を放棄し、相手側の国籍を取得することができる。(第十条)最後の第十一条は相手国に居住する自国民が居留国の法律と社会慣習を尊重し、居留国の政治活動に参加しないこと、ならびに国内に居住する相手国市民の正当な権利と利益を法律にしたがって保護することを約している。本条約は互恵的であつて、中国に居住する二重国籍をもつインドネシア市民についても準用される。

ところでこれまで華僑に対して連合会人民戦線への参加を呼びかけ、また血統主義の国籍法を踏襲してきた中共が華僑の本国籍の放棄を認めたことは、中共側の大きな譲歩ともみられる。しかし二年の選択期間中の華僑の国籍が何れに属するのかその判定が困難なこと、海外に出て定住する場合に中共籍が認められること、国籍選択の手續をふまない場合は自動的に中共籍となり、この結果多数の中共籍民の出現が予想されること、国府系華僑の避難場所が残されてないこと、本条約は互恵的であるとはいへ、中共側に居住し、二重国籍をもつインドネシア人が皆無に近い実情にかんがみ、実は一方的なものにすぎないことなどの問題点を残している。もともと本条約は平和五原則の産物で、とくにその第十一条は華僑の共產主義運動の熾烈なマライ、フィリピンなどの歓迎するところであり、華僑の二重国籍問題解決のモデル・ケースとして、引きつづ

き北ヴェトナム、ビルマ、英領植民地シンガポールとの間にも同様の条約の成立が予想されたが、目下のところ何等の進展をもみていない。しかも現にインドネシア自体においてさえ条約に対する反対の輿論が高まり、なおその批准をみていない状態である。(本条約は北京での批准交換によって成立する。)

マライ

マライ半島の國籍は戦前までかなり不明確であった。すなわち英領植民地のシンガポール、ペナン、マラッカで出生したものは属地主義によってイギリス臣民とされ、マライ諸州で出生したものはイギリス臣民でもなければ、マライ臣民でもなく、イギリスの保護民(British protected Persons)として取扱われていた。

戦後のマックマイケルのマライ連合案では、マライ連合と、シンガポール内の全出生ならびに、連合に関する条約の成立に先だつ十五年間のうち十年間を連合内に居住した新客に対して連合市民権が許与され、また人種、信仰による差別はなく、華僑の大半が連合市民権を獲得しうる途を開いていた。ところがマライ人側の U・M・N・O (United Malayan National Organization) すなわち統一マライ國民機構を始めとする反対輿論によって、マックマイケル案は擯り去られ、代わって一九四八年マライ連邦協定の成立をみるにいった。同協定によれば連合市民権(國籍ではない)は先の連合案の場合のごとく開放的ではなく、華僑についてはその両親が連邦で出生したもの、すなわち三代目以後の華僑に対してのみ市民権を許与するとしている。本協定によって連邦市民権を享有しうる華僑

は三十七万五千人と推定されていた。

ついで一九五二年には外来の華僑とインド人の連邦市民を増加する意図のもとに、連邦協定の修正条約が通過した。同条約によって華僑が自動的に連邦市民となりうるのは

(イ) ペナンまたはマラッカ生れで、イギリス本國ならびに植民地の市民である場合。

(ロ) 各州内で生れたものでその父母の何れかが連邦内で出生したイギリス本國ならびに植民地の市民であるか、もしくはサルタンの臣民の資格を有する場合。

となつてゐる。つぎに申請によつて華僑が連邦市民となりうるのは (ハ) 外國生れの父母をもつ各州内で出生したもので、本条例の施行に先だつ十年のうち五年以上連邦と実質的關係をもつことなく不在しなかつた場合。

(ニ) イギリス本國ならびに植民地の市民で連邦に忠誠を誓い、イギリス本國ならびに植民地以外の國籍もしくは市民権を放棄する場合である。

第三は帰化によつて連邦市民となる場合であるが、帰化の要件についてはイギリス本國その他の諸國の場合と原則的に變るところはない。

本改正にともない連邦内華僑の五〇・一六〇% (インド人三〇% マレイ人九八%、総人口数の七三%) が連邦市民となつたが、その比率は逐年上昇するものとみられる。

しかし一九五五年七月行われた連邦の第一回総選挙では、選挙

名簿登録数百二十八万人のうち華僑は十四万二千九百四十七人と全体の僅か一・二%（マライ人は十万七千五百六十二人で八四・二%）にすぎなかった。これは華僑が人口比では三七・七%を占めている事実と徴しても、なお僅少であるといわねばならない。それにもかかわらず、右の総選挙の結果にはきわめて注目すべき動向がみられる。すなわちそこではラーマン(Tengku Abdul Rahman)を首領とするU・M・N・O（統一マライ国民同盟）、福建僑生の陳祖祿（Tan Chen Loet註一）の率いる「馬華公会、マライ華僑協会」(M・C・A Malayan Chinese Association) および M・i・C (Malayan Indian Congress) の同盟が、次のごとく圧倒的勝利をえたのであった。

党 名	候補者数	獲得議席数	得票率(%)
同盟	五二	五一	七九・六
ネガラ	三三	一	七・六
全マライ回教	一一	一	三・九
ペラ国民連盟	九	一	二・〇
ペラ・マライ同盟	三	一	〇・五
ペラ進歩党	二	一	〇・一
労働党	四	一	〇・四
独立党	一八	一	三・〇

これに反して、ダトー・オン(Dato On bin Jaafar)の率いるネガラ党は完敗を喫したが、その敗因として彼が先のマライ連合案を随棄させた際の輝かしい業績にもかかわらず、マライ人の農民の支持を得るために、排華的な政見を表明して、華僑側の支持を失っ

たことが挙げられている。このことは前記の同盟の勝利がM・C・A領袖のマライ僑生陳祖祿（福建人）および香港僑生の李孝式（広東人、註二）などの協力とその財政的援助によって廣らされた事実と相まって、マライにおける華僑の政治的比重が無視しがたいものであることを物語っている。

（註一）：陳祖祿(Sir Cheng Lock Tan)は一八八三年マラッカに生れた福建華僑。ラッフルズ学校卒、地主であり、タピオカ産業の先駆者、ゴム栽培企業家として大をなす。海峡殖民地立法評議院議員。英籍華僑連盟会員を歴任し、現馬華公会会長。

（註二）：李孝式(Lee Hsu Shik)は一九〇一年香港生、錫鉱業者であり、セラングール中華総商會会長、セラングール錫鉱業公會会長、クアランプール文苑クラブ会員の職にある。

一方シンガポール生れの僑生は、属地主義のイギリスの國籍法によつて、イギリス臣民(British Subjects)として英國籍を獲得し同時に市民権をも享有するが、新客の場合はいかなる条件によつて市民権を許与されるのかわかりにくい。昨年四月のシンガポールの第一回総選挙では、有権者二十九万人のうち十六万人(五六%)が投票した。華僑はシンガポール総人口百二十三万三千七百七十二人(一九五三年六月末)の七六・六%を占め、そのうち六〇%程度(一九四七年度五五・九%)は僑生によつて占められている。したがって僑生だけでも五十万以上を算するわけであるから、前記の投票状況と併せ考えると、僑生のなかで市民権を有するものはなお比較的少いことが判る。

シンガポールの第一回総選挙結果

	候補者数	当選者数
進歩党	二二	四
民主党	二〇	二
労働戦線派	一七	八
U・M・N・O・M・C・A、 マライ連合の三派同盟	五	三
人民行動党 (P・A・P)	四	三
労働党	一	一
無所属	一〇	一
計	七九	二〇

前表にみるごとく選挙では即時自治、連邦との合同、終極の独立をスローガンとした「労働戦線派」が第一党となったが、絶対多数でないため、U・M・N・Oなどの「三派同盟」の反共のラインで連合して内閣を組織することとなった。スペイン系ユダヤ人のマ―シャル首相 David Marshall のもとに、華僑側から教育相、労働厚生相の二名、マライ人側から交通相一名、英人側から地方相一名、インド人側から保健相一名、ほかに権限による内務相、財務相、司法相の英人三閣僚をもって組閣の場合華僑系の二閣僚がいずれも僑生であり、他面僑生の加入を拒否していた新客団体のシンガポール中華総商會を代表する民主党が選挙で大敗を喫した事実以下に述べる共産系華僑の存在とともに注目すべき現象といわねばならない。すなわちシンガポール最大華僑集團、福建派の領袖

である厦門出身新客の陳嘉庚 (Tan Kah Kee) は中共の全国人民代表大會の常務委員に選出されており、彼の女婿にあたる李光前 (華僑銀行主席「南益」Lee Rubens「南益パイナッブル」Lee Pineapplesその他製靴、榨油、製材の諸公司を所有経営する華僑近代資本の代表者)や甥の陳六使 (華僑銀行董事、南洋商報董事、福建會館主席)とともに、同族をあげて中共およびマライ共産党と緊密に結びついている。

III 僑生インテリ層の擡頭

戦後東南アジア社会の構造は変革され、欧米人は戦後のナシオナリズムの順頭とともに戦前の支配者層としての地位から転落し、原住民族のインテリ層とその地位を交代した。

華僑は戦前から東洋外国人として差別待遇をうけ、戦後も各僑で排華政策の強化をみているが、欧米人、インド人たちがって定着化の傾向を深めてゆく華僑社会は、その内部における新客の伝統主義的な家父制支配の後退と表裏して、僑生層のなから年少気鋭のインテリの順頭を示している。このような新客と僑生との代數現象の典型的事例としては、前述の総選挙においてシンガポール中華総商會 (古くからの新客だけの団体) を背景とした民主党が退いたことと、一方シンガポールとマライ連邦政府の母党である馬華公會の会長タン・シェウ・シン (Tan See Ewe 福建僑生、前記陳頑謙の子息)や、マライ共産党の総書記陳平 (客家僑生)が若年の僑生層であり、何れもマライにおける政治活動の第一線に立っている。

ることがあげられる。

インドネシアでも進歩的な僑生達は親インドネシア派を構成し、

「インドネシア中華党」(Partei Tionghua Indonesia)を組織して、原住民側との協同体制をとり、都市勤労者階級の加入をみている。さらに容共派で僑生を主体とする Batavia の存在については前述したとおりである。フィリピンやタイにおいても華僑混血児や僑生は、社会的、経済的に主要な地位を占め、時には排華政策の推進者であるほど原住民社会への融合を求めている。

過去の甲必丹や頭家支配の時期は去り、これまで経済至上主義者であり政治的に無関心であるといわれてきた華僑社会も、教養あるインテリゲンチ層の生成によって、現地の政治に対して大きな関心をよせ始めている。福建派領袖の陳嘉庚は新客であるだけに、前述のごとく、本國の中共政府へ常務委員として参加しており、一九五六年二月の全國人民協商會議における彼の発言をみても、台湾における同郷の福建人民に呼びかけているのが注目される。(この点過去における閩府系官僚、客家派領袖胡文虎などとの確執にみられた閩的偏向性が現在なお残存し革命主義と伝統主義とがからみ合っている。)他面彼の中共への参加とともに、マライ共産党へその開拓者ともいべき海南島人のほかに、シンガポール福建系の教員、職員などのインテリゲンチ層の参加をみることもなり、後述のごとく同党自体にコミューナリな性格をもちこむ結果となっている。

何れにせよ戦後東南アジア社会における白人達は程度の差こそあれ、低落、退去の傾向を辿っているが、華僑は人口の漸増と僑生

数養層の擡頭によって、経済第一主義の旧套を脱し、ことに人口比の高いマライでは市民権の獲得とともに、積極的な政治活動を開始している。しかもその経済活動は地場産業の開拓において舊っての「買弁性」を払拭して、自主性を高めつつある。そして、とくにマライにおいては、後述のごとく、マ共が中国色を深めてゆくのに対し、僑生の団体である M・C・A は、U・M・N・O、M・I・C と同盟を結んで、印、馬、華三人種の統一に成功し、種族、宗教、文化の相違や、経済的關係にもとづく分派の集團に拘泥することなく、地域社会全体の利害に基礎をおく連帯感情によって結ばれてゆく。

果して複合社会の矛盾が容易に止揚されるか否かは今後にまたねばならないが、そこには多人種民主国家建設の可能性すらほのみえている。戦後の排華思潮の風靡にもかかわらず、華僑社会はその人口数の上昇とインテリゲンチ層の成長にともない、漸進発展の途上にあるものといえよう。

第二節 東南アジア共産主義運動と華僑

1 共産主義運動と中共關係との関連

東南アジアにおける複合経済論において、華僑は経済第一主義であり、利益追求以外にはいかなる高次の共同目標に対しても関心を示さないとの通説が行われている。しかし華僑は出稼移民としての利益追求生活以外に、旺盛な政治性を保有していることを無視

してはならない。もともと中世以降歴朝の交代に際して、政治的亡命者が華僑社会で顯著な役割を果たしてきた。ことに清末本國から逐われた康梁の「保皇党」孫文などの「革命党」が華僑社会を根拠として政治活動を活発化するにおよんで、華僑の政治性は表面化し、今次大戦中の「抗日救国運動」ではその頂点にさえた。さらに國際共產主義が西欧諸國での革命の実現に敗退し、植民地体制下にあったアジア諸國の革命工作に転進して以来、東南アジア各國に遍在する華僑は、地域によって程度の相異があるけれども、それぞれの居住國の共產主義運動において有力な地位を占めつつ今日におよんでいる。しかも当初第三インターナショナルのコミンテルンの指導下にあった東南アの共產主義運動が、多かれ少なかれ直接中共の影響をうけている現状においては、尙更である。事実、フィリピン、タイ、マライの各國共產党およびインドシナ労働党（インドシナ共產党の後身）のごときは、中共の指導下にあるとみても差支えない。そしてこれら諸國の人民民主革命の戰略、戰術は、何れも正統のマルクス・レーニン主義にもとづくことを強調しているが、事實上中共の方式をモデルとしている。

たとえばフィリピン共產党はマオイズムを採用して、都市労働者よりも農村における貧農を組織し、第二次大戦後の一九四六年には中共の「抗日統一民族戦線」にならって、反動階級を除外した各階級連合による「人民民主主義共和国政權」樹立と土地改革の綱領を掲げ、中共と同様武力闘争方式を採用している。

また一九三〇年に成立したインドシナ共產党はその初期には海

員、鉄道、炭鉱労働者の労働争議に終始していたが、三六年以降は労働連盟を基礎とする「民主統一戦線」を結成し、民族ブルジョワジー、一部進歩派人士をも吸収し、第二次世界大戦勃発後は「越南獨立同盟」（越盟）を組織して民族統一戦線を展開した。ついで一九四五年八月の革命勝利後は越南民主共和国の成立を見、五年三月インドシナ共產党は改組されて越南労働党となったが、その党綱領の規定は中共の共同綱領と骨子において相違するところはない。同年十一月に發表された土地改革綱領も中共のそれを踏襲し、「耕すものに土地を」のスローガンのもとに農民の土地所有制を認め、さらに富農、中農、工商業用土地の保護など、時期的に政策改変の跡も見られるが、概ね中共のそれをモデルとしているとみて差支えない。

しかしながらヴェトナムの華僑人口が少く、しかも南ヴェトナムのサイゴン、シロン方面に集中している関係から、華僑とインドシナ労働党の関係は比較的問題とすべき点は少い。

インドネシア共產党ではモスコに直結するインドネシア派が、華僑をバックとする中国派をリードしているといわれる。タイでは隣接の雲南省で反ビーン派のブリディが「自由タイ政府」を組織し中共の指揮をうけているほか、タイ人自身の共產主義運動の低調にかんがみ、共產党は中共出身の移入黨員を指導者として強化されてきているという。

このように従来政治的に無関心といわれた華僑が、各國共產党と中共との間の媒体として、さらに時には共產党自体の主体的要素として重要な役割を果たしているのである。そのもつとも顯著な事例

は、華僑が総人口の四四・一%と首位を占めるマライに見ることができらる。

以下東南アジアにおける共産主義と華僑との関係をとくに華僑を主体とするマライ共産党を通じて観察するとしよう。

一九一九年の西欧、ことにドイツとハンガリーにおけるボルシェヴィキの敗退と、第三インターナショナル(コミンテルン)の成立に伴い、西欧資本主義諸国の植民地であるアジアへの間接浸透方式が採用された。すなわち階級闘争という正攻法によって、植民地諸国におけるナショナリズムの思潮を利用して、相対立する現地諸階級の統一の上に反帝運動を激発し、これによって西欧資本主義の順逆をはかるという迂回戦略がとられたのである。

しかるに当時のマライ国内は政治的無関心ともいつてよいほどの平穩状態で、一九二〇年のバクーの「東洋民族会議」、一九二二年の「極東労働者第一回会議」にもマライからは代表者が出席していなかった。また一九二四年にはアリミン、翌二五年にはクン・マラカなどのインドネシア系コミンテルン代表がそれぞれシンガポールで活躍したが、ほとんど何等の成果をもあげなかった。かくてマライ人の無関心に失望したタン・マラカは、華僑の存在に腹をつけ、中共を説得して、フ・タ・チン(Fu Ta Ching)を代表としてマライに派遣させた。また上海のコミンテルン極東ビューローからも、経験ある中国人代表を国民党の「マライ革命委員会」に派遣すべきことが強調された結果、爾後コミンテルン代表はジンガポール、クアラルンプールの国民党支部内部で活躍することとなった。(もつとも

一九二七年の国共分裂にともない、マライ革命委員会の左派は国民党支部から脱党した。)

その後間もなく一九二八年三月、コミンテルンの指令をうけた数名の中国人代表達によってマライで「南洋共産党」が組織された。この南共はシャム共産党を完全に支配下においたほか、マライとともに、ビルマ、インドシナ、インドネシアなど各地の党活動にも関与した。南共と併行してプロフィンテルン成立(一九二四年)、その後一九二六年には左翼の労働運動を指導する「南洋労働連盟」(Nanyang Federation of Labor)が組織された。南洋共産党のばあいと同様南労連はシンガポールを本拠として、スマトラ、ボルネオ、ニューギニア、セレベス、ビルマ、タイ、インドシナにおける共産系労働組合を統一することを目的としていた。南労連も中共系分子の支配下になり、東南アジアへの中共派の進出を好まなかったコミンテルンとの間に確執の胚種が芽生えていた。その証左の第一は、一九三〇年四月の南洋共産党第三回代表者会議における南共の解散決議であった。そして同党の解散後一九三〇年四月極東ビューローの直接支配のもとにマライ共産党が組織され、蘭印、シアン、ビルマの各党機関は、暫行的にその下部機構となった。右にともないマライの共産運動の指導は、中国人の手からコミンテルンに移行したのである。またマライ共産党とは別個に三〇年一月六日、越南共産党(同年十月インドシナ共産党と改名、五一年三月現在のインドシナ労働党となる。)が設立され、中国人の支配にあきらないホー・チーミンなど安南人の地方的自主性が認められた。

このような東南アジアの共産運動におけるコミンテルンと中共との政策をめぐる確執は、その後二十余年におよんだが、その基底には東南アジア諸国のいわゆる「複合社会」の問題が潜在していたのであった。

II 共産運動と複合社会問題

——とくにマライを中心として——

前述のごとく、東南アジアの共産運動前史においては、まずインドネシア人、安南人などの活潑な動きがあり、それについて中共ないしは在外中国人としての華僑の活動がマライを中心として臨頭してきた。そこでこの地域の共産運動を考察するにあたって、無視することのできない「複合社会」の実態に触れることにする。

マライの民族別人口構成比 (%)

民族別	一九二二	一九三二	一九四二	一九五三	一九五三年六月末人口数 (単位千人)
マライ人	四三・二	四四・七	四四・〇	四三・一	二、四八・六
華僑	三三・〇	三九・〇	四〇・〇	四一・一	三、〇四・四
インド人	一四・〇	一四・二	一四・三	一四・〇	一、五三・七
西欧人	〇・四	〇・四	〇・四	〇・三	二、三・〇
その他	一・〇	一・三	一・〇	一・〇	六、七九・九

計	人口総数(単位千人)	一九二二	一九三二	一九四二	一九五三
		一、〇〇・〇	一、〇〇・〇	一、〇〇・〇	一、〇〇・〇
		三、三六・二	四、三三・三	六、八元・一	六、八元・一

マライの民族別人口構成は前表のごとき推移をみせており、構成比において逐年増加の一途を辿っているのは華僑だけである。しかもその増加は、移民の入超よりも、むしろ高率の自然増加によるものであった。たとえば一九三二年の華僑人口は百七十四万四千四百五十二人(シンガポール四十一万九千五百六十四人、マライ連邦百二十八万四千八百八十八人)であったが、四十七年度には二百六十一万四千六百六十七人と、その間に差引九十一万、すなわち五三・四%の増加を示しており、そのうち移民の入超(二十三万五千六百二十六人)による増加率は一三・三%、自然増加によるそれは四〇・一%である。(これは前節で明らかにしたことく、その高い出生率による。)したがって近い将来において華僑が全人口の五〇%以上を占める日の到来することも想像に難くない。ここに先ず原住民よりも外来移民が多数を占めるマライのユニークな「複合社会」的特質を見出すことができる。

原住民のマライ人は多くマライの北東部地方に居住し、稲作、漁業などによる自足的経済を形成し、商品作物としてはせいぜいゴム、椰子などの小農園を営み、時に季節的賃金労働者として現金を獲得するにすぎない。ペイギリスはサルクンの宗主権を認め、マライ人の官吏任用、マライ人のための公立学校経営、かれらのために種

作地を保留する条例の施行などによって保護してきた。一方、移民制限にもかかわらず高い自然増加率をもって、原住マライ人を人口的に圧倒してしまった華僑は、本國では農民であっても、出先のマライではゴム農園、錫鉱山、工場などの労働者から都市の商業生活、地方部門に進出し、さらに近代的なゴム、榨油、罐詰などの諸工業、百貨店、旅館、劇場、ビルを経営するなど近代化サービス業へと顕著な発展をとり、停滞的な原住民経済とは対蹠的な傾向を示している。しかも従来マライ人に限定されていた農村地域においては戦時中の食糧不足によって、都市から流出したスクォーター (Squatter、不法占拠者) の浸透 (その数四十一五十万人のうち八五%までは華僑と推定される) があり、ために折角の「マライ人保留地条例」 (Malay Reservations Ordinance) も空文化したほどである。

またインド人は婆羅門 (ブラーマン) 出身者が裁判官、弁護士などの自由職業に従事したほか、チェチアの高利貸、タミールのゴム、椰子農園および鉄道関係労働者、ハイデラバード出身の織物商人などカースト的、地域的にかなり職業固定化傾向がある。かれ等の大半は定住的な華僑とちがって一時的滞在者であり、その人口構成比において漸減の傾向がみられるばかりでなく、その絶対数も一九三一年の六十二万一千八百四十七人から、一九四七年の五十九万九千六百十六人へと減少している。

このようにそれぞれ宗教、言語、慣習、人種の上で特徴をもっているだけでなく、経済的にも地位を相異にするアジアの三民族の

上に、イギリスを主体とする西欧資本主義が、ゴム、錫の開発産業を根幹とし、それを世界市場に直結する商業貿易部門をも抱しつつ君臨している。(一九五三年度のゴムの生産量五十七万二千七百九十二トンのうち純輸出量は五十六万九千六百九十三トン、三九年度における百エーカー以上のゴム農園の八三・七%は西欧人経営、五三年度の錫鉱生産量七万五千トンのうち五一%はイギリス系錫山の採鉱にかかり、錫鉱の精錬輸出量六万一千七百五十二トンはすべてイギリス系二工場により精錬された。) このような生産、貿易面における独占的地位は、結局外国資本の支配を反映するものにはかならない。すなわちマライにおけるイギリス投資 (一九五一年度三億一千四百六十四万ポンド) の根幹は、(イ) ゴム栽培企業四千六百五十七万ポンド (ii) 錫鉱業一千八十三万ポンド (iii) 一般商業、火災生命保険、一般保険、海運、銀行などの補助商業部門 (これらの活動は当然マライだけに限定されるものではないが) 一億九千九百四十二万ポンドの三者から成っている。

こうして原住民によって代表される前資本主義セクター、苦力労働者から発展をとりてきたアジア系移民の前則資本主義、西欧人の高度資本主義のからみあいから成立するマライ経済の複合経済的矛盾は、その所得の不均等化にもっとも顕著に把握される。いま民族別所得分布を観察する便宜上、一九五一年度の所得税徴収のための個人所得査定総額をかかざると次のとおりである。

次表の (ii) の二項目はイギリス人を主とする欧米人で、かれ等は人口構成比 (前掲) においては最低であるが、所得の比率では首

マライ連邦、シンガポール個人所得査定額

(単位千マライ・ドル)

地域別	民族別	人数	査定所得額	所得の民族別比率(%)
マライ連邦	(イ) 華僑	五、一九五六一	九八四	三六・九
	(ロ) インド人	一、四〇九二三	四三六	八・〇
	(ハ) マライ人	七七三	八、一〇八	四・八
	(ニ) その他アジア人	五七三	五、〇五一	三・一
	(ホ) 非アジア人	五、四七〇七二	三六八	四三・一
	計	一五、〇五九一六	七八三九	一〇〇・〇
シンガポール	(イ) 華僑	四、八四二五五	八二七	三七・五
	(ロ) インド人	一、二〇一一四	一三三	九・五
	(ハ) マライ人	一〇三	七二八	〇・五
	(ニ) その他アジア人	八七三	七、九七〇	五・四
	(ホ) 非アジア人	四、一五四六三	七〇三	四二・七
	計	一二、七〇五一四	八九五三	一〇〇・〇

位を占めている。その反面、人口比の高いマライ人は所得比におい

て最低にとどまり、開発産業労働者として利用される外来の華僑とインド人が両者の中間に介在する。かくて民族別に経済構造を異にし、したがって、所得にも不均衡化を導き、先住民のマライ人が生涯意欲と労働移動性に欠ける低所得農村人口として凝滞している点に、その人口一人当り国民所得、貿易額がアジアにおいて最高を占めるにもかかわらず、マライ経済の後進性を看取することができ

る。そこには西欧資本の資本集約的経営方法と独占、華僑、インド人のギルド的ないはカースト的集団社会の圧力による、資本的というよりは人的集団的な浸透、そして出稼移民としての経済第一主義の矛盾が存在した。したがって最低位におかれた低所得の貧賤ないしは季節的賃金労働者としての原住マライ人達は、当然こうした経済的不均等化を克服するための努力を払うであらうし、かれ等の政治的勢力は必然にマライ共産党成立の初期からナショナリズムの装いをもつて力強く発現されるべき筈であった。ところが現実はず想像を裏切つて、マライ共産運動の発足当初からマライ人は政治的無関心に近く、他面、経済的結果がその重要関心事であり、共同的な政治目標には凡そ無頓着であるとされた華僑が積極的にこれに参加したのである。

さてその場合、マライの共産主義運動に積極的関心を示したのは、華僑社会の個別主義的構造を反映して、そのうちの社会、経済的に下層に属する海南島出身者の集団(海南島閩)であった。この海南島人(Hainan or Hainanese)は家事使用人、料理人、海

員、ジャンク船頭、鹽商、工場の労働者から喫茶店、飲食店、ついでは、シャープにはせいぜい清涼飲料製造、製氷などの業者で、縦断的に緊密に結びつきながら成立する華僑社会のなかでも、最下位の地縁の集団である。かれ等は中国本土出身華僑から蔑視された反面、その結集性、党派性、孤立的、秘密的性格はもっとも執拗な組織的抵抗にふさわしい点から、国民党の「マライ革命委員会」やマライ共產党で党員の多数を形成していた。そこには階級対立の面に前近代的地縁の集団性が結びついていたのである。

同様な傾向は本國の中共のばあいにも見出される。国民党政府が浙江省出身の蔣介石のもとに、浙江、江蘇兩省の財閥との緊密な地縁的連携の上に全国経済建設委員会を組織していたのに対し、中共では湖南、四川兩省の將領の結びつきが強力な支柱となつてゐることは否定しえない。湖南出身の毛沢東は中華人民共和國主席であると同時に、最高國務會議と國防委員會の主席を兼摂している。最高國務會議は、毛沢東のほか中華人民共和國副主席朱德（四川省）、全國人民代表大會常務委員會委員長劉少奇（湖南省）、國務院總理周恩來（江蘇省淮安縣）などによつて構成され、國家の重大事務についての意見を毛主席をへてその他の各政治機關に提出しうる毛主席直屬の機關であるが、周恩来だけが江蘇省出身で、異例に属している。もっともこの場合にも周恩来の出身地の淮安縣は、前記の湖南閥と相似て、社会、経済的に低位な理髮業者集團の出身地であり、江浙財閥とは地縁を同じくしても、別箇の集團を形成して、階級対立の面が浮びあがつてゐた。（同じ福建省でも南部の廈門附近

の海上商人としての上位の福建派と、北部の雜貨行商としての低位の福州派との対立に相似する。）

さらに毛主席の直接統率下にある國防委員會を構成する主席、副主席十六名の將領は「湖南系」が毛主席以下彭德懷、賀龍、羅榮桓、程潛の五名、「四川系」は朱德副主席以下劉伯承、陳毅、鄧力群、聶榮臻、の五名計十名をもつて根幹を形成し、他は湖北系林彪、広東系葉劍英、雲南系龍雲、山西系徐向前の各一名ならびに、前國府系將領の張治中（安徽省）と傅作義（山西省）がみられる。毛主席が全國人民代表大會から獨立して國防委員會、最高國務會議を統率主宰する独裁制の支柱となつてゐる武装力量は毛、朱の湖南四川系將領で固められており、この点からも伝統主義的地縁の集團性が革命政權の基盤に潜在していることは明らかである。

マライ共產党のばあいにも中國固有の伝統主義的集團性が執拗にからみついていた。もちろんマライ共產党は海南派だけで構成されてゐるわけではなく、教員などのインテリ層、さらに鉅山労働者として進出をみてゐる低位な客家派、ひいてはシンガポール福建派領袖の陳嘉庚が中共に参加し、マライ共產党にも接近してゐた。買弁的ブルジョアの陳嘉庚がマライ共產党に接近し、中共の全國人民代表大會の常務委員に参加した背景には、思想的というよりは國府系官僚、ことに故郷の福建省主席陳儀と客家派領袖胡文虎との離執から促進された傾向がみられる。（もともとかれはイギリス資本の庇護のもとに成長した華僑近代資本家の代表であり、今日では払拭し去つたとしても、買弁性の面をも保有してゐた。）

これを要するにマライの共産運動に対しては、原住民のマライ人がかれ等の社会経済的低位にもかかわらず、イギリス側から与えられた政治的の保護に甘じて共産運動に何等の関心を示さず、また一時的滞在者としての性格の強いインド人は専ら本国のナショナルイズムに関心を寄せていた反面、これまで経済第一主義者とみなされて来た華僑のうち海南、客家系の教員、労働者達と派閥觀念の強い陳嘉庚等の積極的参加をみたのである。かくてマライ共産党は、その「三星旗」に象徵されるマライ人、華僑、インド人の三民族の連合戦線ないしは全階級社会の統一戦線の成立をみないで、華僑の少数分派を主体とした。この点についてオックスフォード大学講師カーネル (Francis G. Carrell) や、ケンブリッジ大学講師パーセル (Victor Purcell) などは、同党の運動を越盟のごとき国民運動とみず、これを独自の新しい装いをしたコミユナルな運動であり、既往の複合社会にみられるブルジョア支配の慣行に飽き足らない華僑少数分子の権力闘争にすぎないと觀察している。現に今日の同党の九五%までは華僑であるといわれ、なるほど多数のマライ人も参加してはいるが、それもパーセルによればパハン州のマライ人がマライ人相互間の反目から同党に参加したものにすぎないとしている。もちろん、同党の運動は、パーセルなどのいうごとく、コミユナルな性格をもっているけれども、同時に世界の共産主義運動の一環たらしめようとする努力がコミンテルンの指令により絶えず払われてきたことも無視しえないのである。

いずれにせよ、右は同党にとって手痛い批判であるが、つとにコ

ミンテルンもマライの共産運動が派閥的な華僑の少数分子に限定されてゆく欠陥を解決するために、南共、南労連を解散して、前述のごとく、コミンテルン極東ビューローの直接支配のもとにマライ共産党の成立をみるにいたった。一方南労連は改組されてマライ労働連盟 (Malayan Federation of Labor) となり、上海の汎太平洋労働書記局に加盟した。

以上のごとくコミンテルンはマライ共産党の華僑一色化を欲理しなかったが、原住民のマライ人は共産党綱領に少しも関心をもたないし、一方それを遂行する党幹部にはインドネシア人、安南人以外に能力のあるのは華僑だけであった。そこで結局マライ共産党の幹部は華僑に限定され共通意思をもたない旧態依然たる複合社会の問題に逆戻りをし、同党成立の当初から現在にいたるまで幾度か解決せんとし解決しえなかった問題として残存しているのである。

III マライ共産党の戦略、戦術と中国色

戦前におけるマ共の活動

一九三〇年四月の南洋共産党の解散について、マライ共産党の成立をみたが、その正確な時期は明らかでない。翌三一年の全マライ幹部会議では、国民解放のための闘争、帝国主義と封建貴族打倒のための武装計画、労働者、農民の協力によるソヴィエト共和国の建設が決議された。もちろん右の決議の即時実行は困難であって、手近かな労働争議に重点がおかれていた。コミンテルンとモスクワから指令を仰ぎ、全マライ型の党組織を採用し、インド人、マライ

人、華僑各一名からなる中央委員会によって「統一委員会」が構成された。

一九三五年には過去五年間の経験にかんがみ、労働連盟によるプロ戦線からブチ・ブル、民族ブルを含めての反帝國主義統一戦線の結成と共和国の建設を目標とする戦略への変更をみた。それはまた中共が同年「八・一宣言」後民族ブルをも包含する抗日民族統一戦線的方式を採用する時期とも併行していた。一九三七年日華事變の勃発をみるにおよんで、マライ共産党も東南アジア華僑の「抗日救國運動」に参加した。

一方一九三五—六六年からは炭坑、錫鉱山、パイン罐詰工業、建築業などにおける労働争議を指導し、マライ共産党の活動が高潮に達するとともに、左翼機會主義者の出現する危機に當面したため、香港のコミンテルン連絡主任の萊徳（註 Lan Tek, or Comrade Wright）が同党の新指導者として事態の救済のために派遣された。

萊徳の派遣にともない、同党はふたたび完全にコミンテルンの支配下におかれて、地方的な党派ではなくなった。また同党の政策も國際共產主義運動の一環として機能し、その独自性は喪失した。一九三九年独ソ不可侵条約の調印とともに、反ファシズム運動は停止され、四〇年九月には反英運動停止の指令が香港の中共華南委員会からもたらされた。そして四一年六月のナチ軍隊のソ連侵入とともに、ふたたび反帝、反ファシズム運動が開始され、ソ連の連合軍であつたイギリスに対する攻撃は緩和されていった。親英政策は同党自体の政策としては長期的にみて不利なものであつたが、ソ

連の指示のもとに地方党派の利害は無視されたのである。イギリス側は追放条例（Banishment Ordinance）や「労働組合法」（Trade Union Enactment）によって赤色支配を制圧し、マライ共産党は非合法政党的地位に圧迫されていたが、コミンテルンの親英政策のために積極的な反抗を試みえなかった。

この時期において日華事變勃発後の一九三七年八月十五日、福建派領袖陳嘉庚の主唱のもとに「星洲華僑歸順祖國難民救済会」が組織され、抗日救國運動が展開されるにおよんで、マライ共産党もこれに参加した。すなわち抗日宣伝と漢奸排除に主力を注ぎ、抗日感情の高揚に努め、華僑青年知識層および労働者の獲得とその組織化を図っていったのである。

右の歸順会に併行して、マライ共産党は「馬來華僑各界抗敵後援總會」を組織したが、その別動隊には馬來勞工団体、抗敵除奸義勇隊、中華民族復興團、鋤奸別部隊があり、さらにその下部組織としては学生抗敵後援会、抗敵後援会青年團、商工各界同盟会、婦女各界抗敵後援会などがあつた。

他面マライ共産党は労働者の組織化と罷業の指導に努め、一九三九年にはシンガポール全工界紅総工会が結成された。そしてイギリス側の労働組合法や追放条例による弾圧とともに、コミンテルンからの反英態度緩和の指令にもかかわらず、反英帝國主義宣伝を開始した。（その結果三九年末には先鋒隊長候西反、ベナン歸順会書記長莊明理が國外に追放された。）

萊徳の指導のもとにマライ共産党は、シンガポールに中央委員会

をわき、マラッカ、ペナン、ジョホール、ネグリ・スンビラン、セランゴール、イポーなどに州委員会を設置した。マライ共産党は彼の指導によって驚異的な伸長をみせ、その黨員も一九三九年度には十万人にのぼった(トムプソンの説)といわれ、また五千、一万人をでないとしている(ハンラン脱)向きもある。下部団体員ないし同調者を黨員数に加算するかどうかによって、右のような開きが出たものと思われる。

(註) 萊德は安南人とフランス人との混血児といわれる。ソ連で革命の訓練をうけ、一九三七年頃マライに派遣されて、マライ共産党中央委員会の委員長となった。戦時中党活動を指導し、戦後(一九四六―七年)は同党の書記となり、一九四七年來その温和政策、もしくは私行の面から追放されたといわれ、現在はビルマに滞留していると伝えられる。

マライ人民抗日軍

一九四一年末の日本軍のマライ侵入とともに、同党の抗日運動に関与していた陳嘉庚は、イギリス側に援助を申出て「抗日動員委員会」を組織し、チャンギー刑務所から釈放された同共産黨員を主体として「華僑義勇隊」(Dalooc)を編成した。同党は、(イ)援英、抗日によるマライ防衛、(ロ)黨員大衆の武装化、(ハ)第五列、通敵者の陳正、(ニ)ゲリラ活動の展開など四項目の綱領をかかげて、日本占領軍への抵抗を明かにした。

シンガポールの「第一〇一特別訓練学校」(J.O.I.S.T.S.)でゲリラ活動の訓練をうけたマライ共産黨員は、一九四二年三月セランゴ

ール州において、マライ「人民抗日軍」(M.P.A.J.)の第一独立隊を組織した。ついで、ネグリ・スンビラン州に第二独立隊、ジョホール州北部に第三独立隊、ジョホール州南部に第四独立隊をそれぞれ設立したほか、四二年七月ペラ州に第五独立隊、四三年八月にはパハン州に第六独立隊、トレンガス州に第七独立隊を編成していった。パハン州には同党の党本部があり、同地の第六独立隊の幹部は中共の八路軍や新四年の隊員によって訓練された。教育には中国語(國語)を使用し、また各独立隊の新聞は華字紙十三、英字紙五、タミール語紙四、ヒンドスタニー語紙二で、全般的に中国色が濃厚であった。

一九四三年の春には東南アジア連合軍から派遣された第一三六部隊(Force 136)が同党と連絡するにいたった。デーヴィス大尉と若干の國民黨員(僑生林、陳、盛以下)がインドからマライに潜入し、マライ人民抗日軍の武装化が促進された。抗日軍による被害は日本側の死傷二千五百人、いわゆる「漢奸」華僑の殺害二千五百人程を算したが、そこではマライ人、インド人に関するかぎり、親日的であつても攻撃の対象とならなかつた。また人民抗日軍とても武装こそ英米式であつたが、華僑を主体としており、抗日の面を除けば華僑相互間の党派の抗争の面がつよく押しだされている。(この点パーセルなどというコミューナルの群りを免れない。)なお四三年二月、同党の中央執行委員会第三会議を通過した抗日綱領(九十条)は次のとおりであつた。

(イ) マライから日本ファシストを駆逐し、マライ共和国を建設す

る。

何 われ等の母國を支持し、擁護するために、各国籍所有者から普遍的に選出された代表者によって構成される国民機構を設け人民主権を実現する。調和と自由と幸福のマライを建設するために、市民の生活条件を引上げ、工農商業の発達をはかる。

四 言論、出版、集会、思想の自由を認め、旧来の压制法規を廃止し、捕虜、抗日監禁者を釈放する。

五 人民の生活条件を引上げ、失業者、難民を救済し、高率不要の課税と高利貸を廃止する。

六 マライ抗日ゲリラ隊をわれ等の國土を防衛するための国民防衛軍に改組する。抗日兵士に特別の顧慮を払い、マライの自由のために生命を捧げた勇士の家族を援助し、傷病兵を救済する。

七 國民文化発展のために各国籍別にそれぞれの國語による免費教育を全般的に実施する。

八 独、伊、日のファシストと叛逆者の財産を没収し、國有財産とする。

九 日本人によって没収された財産をマライ人民もしくは友好國人民の原所有者に返還する。

十 関税自主権を行使し、友好國との友好条約を關印し、通商關係を確立する。

十一 ソ連、中国と連合して、極東における被压迫國民の獨立のための闘争を支持する。

當時マライ共產黨は、作戰上連合軍側と完全に協力していたが、右の九カ条のうちにはそのことはとくに明らかにされていない。しかもその第一項には「マライ共和國」の建設が掲げられ、同黨が権力機構の確立を企圖し、イギリス支配の再現を予想していなかったこと、すなわち連合軍側との統一戦線にもかかわらず、反帝國主義の戰略が依然として基盤におかれていたことは注目し値する。

戦後の緩和政策

終戦直後の四五年九月中頃英印軍の進駐をみるまでは、マライは人民抗日軍の支配に委ねられた。「三星旗」が戸毎にひらめき、マライ共產黨はいまにも中國軍がマライを占領するとの錯覚にかられて、マライ人民民主共和國の即時實現をさへ予想した。英印軍の進駐によって右の予想を裏切られた同黨は、次の二つの戰略の何れをとるか岐路に立たされた。その一つは中共路線で、中共が成果をあげた遊撃戦術に則って即時内戦を開始する計画であり、他の一つは伝統的なソヴェト革命の戦術にしたがって戦前と同じく非武装的な労働組合と争議の政策を継続することであったが、結局ソヴェト派の勝利によって後者のいわゆる「緩和政策」(Moderate Policy)が採用された。

四五年十二月一日には人民抗日軍の武装解除がいちおう平穩裡に行われ、兵士一名に対し三百五十マライ・ドルと米一袋が与えられて六千八百名の隊員の復員をみた。

一九四六年一月の中央委員会の「第八回擴大會議」では緩和政策が正式に採用された。泰徳は、ヴェトナム、インドネシアの場合の

ような流血の革命闘争による解放方式よりも、国民統一戦線の力によって、平和的に解放を達成する必要性を説いた。中央委員会はこの緩和政策にもとづいて、次の三つの基本的任務を明らかにした。

- (4) 国民解放のための革命運動について正しい路線を保持し、確固としたマライ民主統一戦線を確立すること。
 - (5) 新民主主義闘争精神を振起すること。
 - (6) 国際平和機構の国連を強化すること。
- ついで、同年五月に発表されたマライ共産党の民主主義綱領は次の九カ条から成っている。

- (1) 民族自決の原則にもとづいてマライの自治を確立し、マライの行政、法律の決定権をもち、政治、経済、財政、国防、国家防衛、外交などに関する問題を決定する権限をもつこと。
- (2) 「全マライ国民会議」を設立し、民主主義憲法を起草し、各州に民主的会議を開き、階級、政党、性別、信仰の如何を問わず、全人種に人民投票権を与えること。
- (3) 「マライ民主政府」を実現し、民主的新聞、出版、結社、集会の自由、罷業権、旅行、信仰の自由、など人権の絶対的自由を保障すること。
- (4) 自主的関税政策を実行し、自由貿易を推進し、労働者、農民と商業条件を改善し、国民経済構造を発展させ、社会計画を促進すること。
- (5) 給料、収入の全般的引上げを計り、失業転落者を救済し、物

価を引下げ、苛税と高利を廃止し、税率を引下げること。

- (6) 奴隸制的教育を廃止し、各人種の言語による民主的免費教育の開設、専門的大学の設置と国民文化を発展させること。

(7) 一日八時間労働制とし、作業条件の改善、契約率公制の廃止、社会保障計画の実現を期するとともに、全力をあげて貧困者の救済にあたり、農耕に従事する自由を与えること。

- (8) 女性の政治、社会における平等権を認め、仕事、求職を平等化する政策を実行し、出産の前後二カ月間の休息を女子労働者に保障し、作業における保護を与え、婦女奴隸制を廃止し、選挙権を与えること。

(9) 極東の被圧迫人民を統一し、極東の本来の独立を維持し、世界平和の保持のために協力すること。

右の基本任務と九カ条の綱領は、緩和政策を反映して穏やかなものであるが、なお完全自治を要求する点で、英連邦内の外交、防衛を除く分野において自治を認めようとするイギリス側の態度と対立する。しかもマライ人の政治的優先性が問題とされていないばかりでなく、従来マライ人だけに留保されていた農耕の特権を取上げていること、その反面平等な市民権の許与と免費教育は準備やインド人だけに有利であることなどからみて、マライ人をひきつける何ものもないことが明らかであった。

さらにマライ共産党は一九四六年の後半に発表したマライ連合案に対する反駁のなかで、公然とサルタンおよびゲト・オンの創設したマライ人団体の「統一マライ国民機構」に対して、マライの

貴族を代表するものにすぎないとの攻撃を浴せている。マライ人がかれ等の経済的低位にもかかわらず、マライの共産運動に参加しないのは、マライ共産党が華僑本位の人種的偏見に立っていること以外に、イギリス側から認められていた政治面における優先的地位、留作地保留、免費教育などの特権を同党の綱領によって否定され、しかも専ら華僑やインド人労働者にアピールする政策をとっていることも大きく影響されている点を注目する必要がある。

ところでイギリス側は凱旋將軍的な同党に対して、これを無視する態度を示し、早速それまで同党の地方行政機關的機能を果してきた「人民委員会」の合法性を認めることを拒否し、また共産系新聞に対する弾圧を開始した。さらに同党その他一般華僑商人層が蓄積していた日本軍票の使用禁止、戦時中の公務員の給料支払拒否、現地自活産業の休止にともなう失業者の統出などの情勢からして、反英感情が高まり、四六年二月十五日にシンガポールでのゼネストが計画されたが、未然に防止された。一方、同党の活動は緩和政策によって労働組合運動に向けられた。四五年十月の埠頭人夫のインドネシア向けオランダ軍需品の積載拒否をはじめ、四六年一月二十九日の総工会のゼネストなどが続発し、また同年二月には総工会が「全マライ労働組合連盟」(P・M・F・T・U)に改組されるときにも世界労連に加盟した。そしてこの労働組合連盟は四七年末にはマライの登録労働組合二百七十七のうち二百十四組合、マライ組織労働者の七五%を支配した。このようなマライ共産党勢力の進出にかんがみ、四八年六月十二日から実施された労働組合修正条

例は労働組合連盟の解散を強行したが、これと時を同じくして同党のゲリラ活動が再開されたのである。

緩和政策からゲリラ闘争へ

一九四八年初から従来の緩和政策が反省されはじめ、同年二月カールカッタ青年祭におけるインド共産党第二回大会で「いかなる手段を講じてでも労働者、農民の手に権力を奪取する。」との主張が決議された。それ以来インド、ビルマ、インドネシア、フィリピンおよびマライにおいて共産暴動の勃発をみ、さらにその前年からの中国本土における中共軍の勝利は東南アジア各國共産党の武装決起に拍車をかけた。マライでは六月十二日からテロ活動が開始され、ために六月十八日にはマライ連邦、同月二十四日にはシンガポールに非常事態が宣告された。一方八月三十一日には同党は「マライ共産共和国」を宣言した。このようにして萊徳などの主張した緩和政策は放棄され、かねて「中共路線」を提唱していた武装決起派の勝利に帰したのである(萊徳はすでに四八年初、追放の事前にマライから脱出)。

混血児の萊徳に代わって中国本土から新帰朝の客家誕生と伝えられる陳平(Chen Ping)が党総書記の地位につき、同党はさらに中国色を深めた(陳平は姓の発音からも推測されるように、同じ福建省出身であっても同省南部、厦門方面の貿易商人を中心とする上位組のいわゆる福建派ではなく、同省北部の社会経済的に低位な行商、雜貨商を主体とする福州・福清・興化の各派が、福建系客家のいずれかの低位派に属するものとみられる)。

もともと中共路線による武装決起は前述の労働組合修正条例（四年六月十二日実施）に端を発したのであるが、同条例において解散を命ぜられた全マライ労働組合連盟の幹部達は豊富な組合資金をもって逃亡し、六月二十日には四千―五千人の遊撃隊がジャングルに集結していた。マライ共産党のゲリラ勢力の根源はジャングル周辺に居住し、五十万を算するといわれた華僑スクオターの存在にあった。すなわちかれ等は同党に対して食料その他を供給したばかりでなく、同党の兵力供給源となっていたのである。ところがこれらのスクオターは、五〇年六月以降、ブリッグス中將の計画（The Briggs Plan）によって安全地帯の新村に立退かされることになり、五二年三月までに八万五千家族、四十二万三千人の移住を完了し、四百十の新村の出現を見たが、その八五％は華僑で、残りの一五％がマライ人であったといわれる。一方都市における大衆把握のための宣伝、情報収集などの第五列的役割を果たし、さらに同党の補助市民組織として食料、金銭の調達をはかる「民運」（民主運動の略）があり、その数は二万人、その三分の一は武装しているものと推定されていた。

マライ共産党の遊撃戦術の結果、一九四九年度の損害は同党側九百五十五名、市民六百九十六名、警察官三百三十四名、軍隊百四十二名の計二千二百二十七名、また五〇年度には共産側千三百三十名、市民千六百六十一名、警察官三百四十三名、軍隊二百三十六名の計二千八百七十名を算え、ことに四九年十月の中共政府成立とイギリスの中共承認後はかえって事態の悪化をみ、さらに五〇年初には中共の

幹部がマライ共産党に配属された。

同党の戦略は一九四八年に出版された「マライ革命戦争の戦略問題」に明らかにされているが、それは、パーセルなどによれば、毛沢東の「中国革命戦争の戦略問題」（一九三六年十二月）と大同小異で、同党の政策は中共のそれをモデルとしていると主張されている。しかし現実には兩者を比較してみると、心ずしもパーセルのいうごとく同様であるとはいえない（中国革命戦争の前半の特徴点とマライ革命戦争のそれと比較すれば、大きな相違がみいだされる）。中国革命は一九二七年以降土地革命戦争として進行した。そしてそこでは「敵は帝國主義以外に大資産階級と大地主の連盟であり、民族資産階級も大資産階級に従属しているにすぎない。……紅軍の人員は土地革命の産物であり、自己利益のために戦闘する点で、指揮員と戦闘員との間に政治的利害の一致がある。」と、力説されている。

しかるにマライ革命では、解放軍の戦闘員はすべて既往の労働組合運動とその他の反帝ことに反英運動の産物であり、マライ農民は漸く闘争に参加しはじめた程度で、労働組合運動にも有効に協力するまでにはおよんでいない。マライ革命を労働者と農民の結合による反帝國主義、反封建主義の国民革命と規定しても、事実上スクオターズ以外に原住マライ農民の参加をみていないのである。またプチ・ブルジョアジー、民族ブルについて、かれ等が多少の不満を有する程度か、もしくはその妥協的性格からして問題とされていない。そこででは革命の指揮員、戦闘員が、人口の約三〇％を占め、人種的

には華僑とインド人から成る労働者とその家族の出身で、中共の場合とは対蹠的な特徴を示している。

しかし革命闘争の後半の戦略は相互に共通し、明らかにマライ共産党は中共のそれをモデルとしているようである。すなわち定義の上では同党の政策は正統マルクス・レーニン主義であり、毛沢東主義ではないとしても、事実上はパーセルのいうごとく、多分にマオイズムであることは否定しえない。この点ハンラハンのいうごとく、モスクワの政策よりも、むしろ北京政策の改訂版が同党の戦略を方向づけているものとみられる。

テンブラー体制の展開とその錯覚

マライ共産党は中共路線に則って初期の遊撃戦による戦略反攻を展開してきたが、一九五一年十月十六日マライ高等弁務官ガーニー(Sir Henry Guney)がクブラ・リブからフレザーズ・ヒルに赴く途中で殺害されるにおよんで、当時のイギリス植民相リットルトン(Oliver Lytton)は強硬方針を採用した。一九五二年一月テンブラー大將(現イギリス陸軍参謀総長)が後任となり、高等弁務官と同時に連邦軍司令官を兼ね、行政と軍事の全権を掌握し、極東軍司令官の指揮下にも属さない独裁的軍事体制が布かれた。

テンブラー大將の第一任務はマライ共産党のテロを完封して法的秩序の回復をはかることで、英連邦内におけるマライ連邦の完全自治も同党に対する完全な軍事的勝利後に許容することとされていた。陸、海、空の正規軍隊四万のほか、常備警官六万、非常勤警官、自衛団二十五万を動員して、ジャングル地帯のみならず、都市をも軍事

体制下におき、一九五三年度の連邦政府掃共費用は二億七千万マライ・ドルと、予算総額の約四〇％に達した程である。テンブラーはゲリラ活動に対して報復と徹罰主義で臨み、また事件を起した部落には集団制裁方法を慣用するなど即決作戦を採用した。

テンブラーはマライ共産党の主体が華僑であり、その指導のもとにジャングルの周辺および都市で暗躍しているスクーターや民運分子もまた華僑であるところから、華僑全体を同党の支持者ないしはシムパであると考えた。そこでかれはマライ連邦協定の改正、移民制限、教育、富強禁止、営業登録許可など、排華法規を強化し、また馬華公会(M.C.A.)の新村計画に対する援助の申出を拒否するとともに、排華小説の「ジャングル・グリーン」やアメリカのダグラス判事の「排華報告」(ルック誌掲載)を支援するなど一連の華僑排斥政策を推進してきたが、これは華僑の大半が反共的立場にあるという事実を看過するものであった。それは共産ゲリラによる民間被害者の多くは少数の外人を除けば何れも華僑であり、マライ共産党の闘争がイギリス帝国と同時に、アジア人のうちでは専ら華僑に向けられていたことを無視したのである。これを要するにテンブラーは華僑は不忠誠であり、宗教心にもかけ、利益の追求のみを目的とするが故に、政治的権力を任かしえないとの不完全な認識のもとに排華政策を推進する反面、マライ人は忠誠であり、親愛性をもつものとしてその因襲的封建階級を支持し、官吏ことに非常事態下の警察官には専らマライ人を登用して、ことさらに華僑、マライ人間の複合社会的ギャップを深めてゆく、粗野な分利統治方式を採用した。

のといえよう。

テンブラー政策の第二の欠陥はマライ共産党の活動をインドシナにおける共産主義運動と同一視し、これを国民運動として観察している点である。(マ共自身も国民革命と規定し、またイギリス共産党書記ハリ・ポリット(Harry Pollitt)も国民運動とみなしているが)

このように各地の共産主義運動を同一視しようとする立場は、マ共の活動も国際共産主義と結びつく世界的冷戦戦略の一端にすぎないと考えられるアメリカのそれと一致する。これらの見解に対して、すでに述べたごとく、パーセル、ヤーネルなどのイギリスの講座派は、「全階級をあげての統一戦線ないしはマライ人、インド人との連合戦線の結成に失敗している点で、それは独自の新しい装いをしたコミューナルな運動にすぎない」との見解を明らかにしている。

右の二つの見解は何れも偏の片側のみを観察であり、マライ共産党が国外からの指令を仰ぎながらも、華僑社会に特有の強靱な党派性と、人口的に均衡のとれた共通意思をもち得ない「複合社会」の併存的矛盾によって、その内面的発展が制約され、しかもそれを容易に脱却しえないものと解釈するのが妥協であらう。

新革命路線の背景

ガーニー高等弁務官殺害前の一九五一年十月一日共産主義圏の平和攻勢への転換と併行して、マライ共産党も新指導方針を発表した。過去の労働戦線の暴力ないし破壊行為の行きすぎを緩和し、先に問題となかった資本家、ブルジョアとの統一戦線を強調して、中、上階級の同情をえるための妥協的態度を表明するとともに、政府転覆

の意図のないことを明らかにしたのである。

右は中国における毛沢東の新民主主義革命の成功にともない、進的な社会主義革命方式から、妥協的な労働者、農民、ブルジョア、民族資本家との統一戦線による漸進的的革命方式に戦略的連邦を企図したものといえよう。すなわち統一マライ国民機構やマライ、インド人国民会議の諸団体に対して平和的態度を示すとともに、先のマライ革命戦争の戦略問題では英帝國主義の走狗として、闘争目標にあげていたサルタン以下の封建勢力についても、新指導方針では全然それにふれていないのである。

第三節 中共の華僑政策

1 華僑政策の一般原則

中華人民共和国と海外華僑との関係に基本的な原則が確立されたのは、一九五四年九月二十日中華人民共和国第一期全国人民代表大会第一回会議において採択された「新憲法」によってである。もちろん従前の国民政府も「僑務委員会」を設置して海外華僑に関する事務処理や保護についての機能を果しつつあったことは事実であったとしても、少くとも国家の基本法としての憲法のなかにこれを明確に規定したのは、これが初めてである。しかしこの原則確立の経緯を振り返ってみると、一九四五年四月の七全大会において、毛沢東主席は「連合政府論」のなかで新中国樹立に関する具体的綱領について述べ、とくに華僑問題に関連して「われわれの具体的綱

領は……国内少数民族の待遇を改善し、民族自決権および自由意志尊重の原則下に漢民族と連合して連合國家を建設する權利をゆるすこと、華僑の利益を保護し帰國華僑を扶助することである。」と述べている。

この毛沢東主席によって述べられた華僑に関する具体的綱領は、その後の中共政權樹立後の諸政策の基礎となっているばかりでなく、終始それに一貫して具現されている。すなわち中共政權下の中央人民政府は一九四九年十月一日その成立にあたって、中華人民政治協商會議を開いて臨時憲法の役割を果す「共同綱領」を制定したが、そのなかで「華僑問題」についてはとくにその前文において言及し「……国外の華僑およびその他の愛國的な民主分子の代表によって組織された中国人民政治協商會議は、すなわち人民民主主義統一戦線の組織形式である。」と述べ、ついでこの人民政治協商會議には「華僑代表を含まなければならない。」(十三条)と規定して政協會議への華僑の参加を認め、また華僑の送金を便利にする。(三十七条)とともに「海外華僑の正当な權利は保護しなければならない。」(五十八条)ことを明らかにしている。

このような華僑に対する態度は中国共産黨指導下の中国人民革命の過程においては、海外華僑の存在が戦路上不可欠の一要素として評価されているだけでなく、同時にそれが中共政權確立後の國家の過渡期の基本的な任務を担っている人民民主統一戦線(註一)の組織的な形式においても、重要な意義と役割をもつことを意味するものである。このような海外華僑に対する戦略的な評価こそ、具体的

にはその華僑政策において一連の展開過程をみるのであって、一九五四年九月二十日公布された「新憲法」は、まずそれを端的に具現したものであるとして注意されなければならない。

この新憲法の海外華僑に対する意義については、北京華僑連誼會の連貫副主席がつぎのように述べている。

「満清(清朝)統治者は華僑をわきまえず、華僑の国外における圧迫や凌辱、さらに甚だしきは屠殺を被つてもそれを放任したままであり、北洋軍閥もそれを保護せず、また華僑を保護するだけの力もなかった。國民黨の反動政權は華僑に禍いし……しかも、華僑を分裂させて華僑の團結を破壞し、甚だしきことには帝國主義者どもと結託して華僑を迫害している。

中華人民革命の勝利は、祖國を保護する華僑の時代において初めてほんとに開始することができるのである。広汎な華僑の歴史的教訓と、現実の経験とはわれわれを深刻な認識に到達させる。すなわち華僑の正当な權利と利益とは、保護を受けることによって必然的に富強の祖國に繁榮をもたらし、同時に彼らの愛國的團結をも一段と強化するものである。祖國の繁榮と増強とは広汎な華僑の共同の美しい理想であり、これらの美しい理想は中華人民共和國の成立によって美しい現実に変えられるのである。

憲法草案の公布以来、社会主義社會の建設は、すでに所定の目標に向つてスタートし、この偉大なる目標の實現は、まさに中國共産黨の正しい領導のもとに逐次實現されつつある。……広汎な国外の華僑もかかる祖國があつてこそ、まさに光榮と自らの誇りとを感受

できるのである。

中華人民共和國憲法は、華僑をこのような美しい前途に指向させ、華僑をより一層鼓舞させるに至ったことはいうまでもない。」

(一九五四年八月五日、大公報)

それではこのような意義をもつ「新憲法」は、海外の華僑に対してどのような基本的な規定を設けたであろうか。とくに、憲法は「全國人民代表大會は、省、自治区、直轄市、軍隊および華僑から選出された代表でこれを構成する。」(二十三條)と規定して、海外に在る華僑にも本國の議會に代表を送る權利を認め、さらに、この全國人民代表の定数および選出方法については、選舉法(一九五三年三月一日公布)によつてこれを定める旨を規定している。そこでこの選舉法について概観してみると、同法第二十三條は、國外の華僑が全國人民代表大會(議席千二百名)にたいして、三十名の代表を選出できることを規定している。これは、海外華僑の總數を約千二百萬とみた場合、三十八萬人につき一名の割合で代表を送る權利を認めているわけで、國內各省(八十八萬人ごと代表一人)のばあいと比較するとき、いかに中共政府が海外華僑に対して深い関心を払っているかをうかがうことができる。(註二)

また、憲法は國務院の職務の一部として「華僑關係の事務を管理する。」(四十九條十一項)旨を規定し、さらに、九十八條において、改めて「在外華僑の正当な權利および利益を保護する。」と規定している。

かくて、右憲法の條規により世界各地に散住する華僑のなから

左記の三十名の代表が全國人民代表大會の代表として選出されたばかりでなく、國務院における華僑事務管理機關として「華僑事務委員會」(主任何香凝、副主任廖承志、方方、李任仁、李鉄民、莊希泉)の設置をみたのである。

中共全國人民代表大會の華僑代表

方君壯、司徒美堂(一九五五年五月死去)、伍柳、何香凝(婦人)、吳益修、李曉群、李広臣、周鐸、宮文森、邱及、洪絲絲、徐四民、馬玉声、康鳴球(在日華僑)、張國基、張翼、莊希泉、莊明理、陳其環、陳嘉庚、彭沢民、曾長水、葉皓東、廖承志、廖勝、鄧軍凱、黎和興、謝應瑞、賴美厚、蘇振華

(備考)

東京華僑總会の康鳴球會長が代表に選ばれたことは、中共政府が在日華僑(約四萬人)を重視している証左とみられる。

(註一) 人民民主統一戰線については、憲法の前文に「今後わが國の人民民主統一戰線は、全國人民を動員し結集して、國家の過渡期の基本的任務を完成し、また内外の敵にたいしてたたかうなかで、ひきつづきその役割を發揮するであろう。」と述べられ、しかも人民民主統一戰線の組織は、全國の諸民族、民主的諸階級、民主的諸政黨派、人民諸団体、國外の華僑およびその他の愛國的な民主的な人々によつて構成されている。その組織形式としての中國人民政治協商會議は、憲法の制定によつてその任務は一応終つたものと考えられたが、一九五四年十二月二十五日の第二期全國委員會第一回全体會議においては「中國人民政治協商會議規

約」が採択され、今後とも中国人民民主統一戦線を一層強固に発展させ、内外の敵に対する闘争を強化するためには、やはり「人民政治協商會議」の存続が必要であることが強調されている。

(註二) 憲法第二十三条および選挙法に規定された華僑ならびに少数民族の代表選出に關して、中共政府がいかに關心と考慮を払ったかは、華僑事務委員會副主席莊希泉の次の言明からも看取される。

「このような選挙法は中国史上かつてないものである。ソ連現行の選挙制度のようにまだ完備していないが、現在のわが国の政治、経済、文化の基礎からいえば、すでに全人民の民主的權利は保証され、少数民族と華僑にも特別の考慮が払われている。全国の少数民族の人口は全国総人口の約十四分の一を占めるが、全国人民代表大會の少数民族代表者数は、代表者総数の七分の一にあたる百五十人に決定した。また、選挙規定によれば、千二百万の華僑は代表三十名を選挙することになっている。これは華僑三十八万につき一人の代表が出るのであり、国内各省のように八十万人毎に代表一人に比較すると、いかに人民政府が海外華僑を重視しているかが判る。」

II 華僑政策の具体的展開

中共政府の対華僑政策は、中国の社会主义社会の建設目標との連関なしには考えられない。とくに、その一般的原则を端的に表明したものとみられる憲法の規定は、華僑政策の面からみると「……新

しい歴史的段階における中国人民の前進の方向と具体的な道を示したものであった。」(一九五四年九月二九日、人民日報)したがって憲法採択後引続き二週間(五四年九月十五日―二十八日)にわたって開催された「第一期全国人民代表大會第一回會議」における「華僑問題」の諸報告は、いわば華僑政策の一般的原则に対する單なる内容の技術的説明ではなく、この原則の具体的実践過程において発生した諸問題に対する、かなりつつ込んだ意見の表明であると思われる。とくに、この人民代表大會における周恩來総理の政府工作報告のうち華僑に關する報告ならびに華僑事務委員會主任何香凝の發言は、如上の意味において中共の対華僑政策を具体的に表明したものであるとして注目されねばならない。

周恩來報告

「中国は國外に千二百万の華僑をもっている。彼らはその居住國の人民と長年にわたって友好關係を結び、その他の經濟開發と繁榮に貢獻してきた。華僑は祖國を熱愛するものである。彼らは居住國の政治活動には加わらない。ここ数年來、わが國と友好的でない國では、華僑が極めて困難な境遇に立たされている。われわれはこれらの國がわが國の居留民に対して差別せず、彼らの正当な權利と利益を尊重することを希望する。華僑もまた努めて居住國政府の法律、習慣を尊重するように望む。ここにとくに指摘したいことは、華僑の國籍問題が過去の中国の反動政府時代において解決されなかつたことである。このことが華僑を困難な立場に立たせ、また中国との間に不斷に不和を引き起させた。このような状

態を改善するために、われわれはこの問題を解決する用意がある。
まず、すでに国交関係のある東南アジア諸国とこの問題を解決する
よう準備している。」

何香凝の発言

「数年来政府の僑務政策は、国外において華僑相互の協力と助け
合いとを援助、指導し、文教、福祉事業を興し、華僑間の友愛團結
を増進し、愛國精神を発揚させ、同時に華僑とその居住国人民との
友好関係を増進させるように努力してきた。

国内においては、帰国華僑、避難華僑に対して適当な生活と指導
をあたえ、華僑送金の便利を図り、帰国華僑学生の補修学校を開
き、帰国華僑の工、農業生産参加を補導し、また国内の華僑家族が
その希望にしたがって各種の生産的労働に参加するよう指導するこ
とにも、関係方面と協力して華僑出入国条例を制定した。同時に重
要な社会改革運動のなかで、華僑およびその国内にある家族の實際
の状況にもとづいて、特別にその立場を考慮することとした。

すなわち、中央人民政府政務院が一九五〇年に制定した「土地改
革中における華僑の土地財産の処理法」や「華僑婚姻問題の紛争
処理法」などがこれである……。しかし、過去における対華僑工
作のなかに欠点があったことも認める。……例えば、土地改革で華
南の小牧地区では華僑問題について偏向が生じ、これに対する修正
が遅れたために、少数の華僑およびその家族に対してやらなく
てはならないことがしてやれなかった……。また華僑送金保護の問
題でも中法華僑事務委員会と人民銀行とが作った具体的政策が末端

にまで徹底していなかったために、或る地方では右保護政策に違
反する現象も生じた。当面の華僑政策のなかで処理を必要とする比
較的重要な問題は次の三つである。第一は華僑の国籍問題、第二
は華僑送金の問題で、これは政府に対し有効な措置をとり、関係地
区と部門とに命じて政策を貫徹させるよう建議する。第三は華僑が
帰国して工業生産に参加するよう引き続き補導するとともに、華僑
が国内各地の山林、荒地の開発、農園、牧場の経営ならびに大衆の
家屋の建築に参加し、文教事業を興すことを歓迎するということであ
る。」

以上の報告および発言の内容を概観すると、中共政府成立以来の
対華僑政策の特徴として、次の点を指摘することができよう。

- (イ) 対外的には華僑に対し居留国政府との融合協調を促進して、
その權益を維持発展させること。
- (ロ) 中国と居留国政府との間の紛争の原因をなしてきた華僑の二
重国籍問題（二重忠誠 Double Loyalty）を解決し、国家的保
護の所在を明らかにすること。（これはイ）との関連において華僑
權益の保護に対する裏付けを意味する。）
- (ハ) 対内的には僑務行政機関および帰国華僑、避難華僑の受入態
勢を整備すること。
- (ニ) 華僑送金の優遇保護と、国家建設事業への投資を奨励するこ
と。
- (ホ) 土地改革への参加動員、国家的生産活動への参加補導等およ
び帰国学生の学業補導などによって、華僑の祖国愛を高揚し、

「偉大な五カ年計画」への貢献を求めていること。

一九五四年十二月六日付「人民日報」に掲載された華僑事務委員会宣伝組の発表した「僑務工作の回顧」によると過去五年來の對華僑工作の發展状況を総括して次のように述べている。

「国外華僑の大多数はその家族が国内におり、その生活の大部分を国外華僑の仕送りによっている。一方、祖国は逐次社会主義に向わんとする過渡期にあり、且つ絶大多數の華僑の各居住国における境遇も根本的に同じでない。

ここ五年來、人民政府はこうした特殊事情にもとづき、国外華僑の正当な權利と利益とを保護する政策を執り、中央人民政府のもとに華僑事務委員会を設け、専ら華僑に関する事務を管理することとした。また、広東、福建、雲南、上海などの省、市人民政府のなかにも華僑のために執務する僑務機構を設けた。同時に、帰国華僑に對し適當にこれを世帯するとともに、各種重要な社会改革運動の過程において国内にある華僑の家族に對しても必要な優遇をあたえた。すなわち、まず國家の「華僑送金」を便利にし、華僑同胞にサ―ビスする。という政策を貫徹するため、中國銀行は、國の委託を受け、前後して「原幣存款」(外貨建送金)「原幣存款」(外貨建預金)「人民券建送金」「華僑家族に對する低利小額貸付」を開始し、外貨為替取組手續きの簡素化を行つて、華僑とその家族の利益を保護し、多くの華僑家族の困難を解決した。(中國人民銀行と中國銀行は、一九五〇年から今日までに、国内の華僑家族居住地区に三十五の「服務部」を設立している。)

さらに「華僑送金を便利にする」方針を貫徹するため、政府は各種の華僑送金保護措置を実施して華僑送金奨励政策に對する各種の違反行為を取扱っている。解放後華僑家族居住地区において土地改革を進めるにあたり、地方各級人民政府は華僑家族の組織と帰國華僑の土地改革運動への参加を奨励した。また土地改革完成後は、農業、手工業生産ならびに互助合作運動に對し、華僑家族の組織と帰國華僑の参加を推進した。

各僑務機關はこの五ヶ年來マライ、タイ、ヴェトナム、日本などの各地からの帰國華僑(八万人)を接待し、これを適當に世話した。帰國華僑學生に對しては、すでに適當に国内各學校および北京、廣州、厦門の三カ所にある帰國華僑學生専門の中等補修學校に送つて学習させた。国外においては活動がでなくなつて帰國し、建設事業に投資を希望する華僑商工業者に對しても、積極的にこれを補導し、現に相當数の者が帰國のうえ国内工商業に投資している。政府はまた華僑資本による山林、荒地の開墾、農墾、牧場の経営、家屋の建設ならびに文教事業従事などに関する法令の施行を準備している。

以上は中共政府の公式発表に現われた對華僑政策ないし工作の概観を示すものであるが、以下、そのうちとくに主要な政策についてその工作の實際を説明してみよう。

(註)「國家の僑務政策は真に広大な幹部と群衆とが掌握するところであり、広大な華僑およびその家族との團結によつて積極的に國家的社会主義建設事業に参加することは十分必要なことであ

る。」(何香凝、第一期全国人民代表大会、第二回会議、一九五五年七月二十三日、人民日報)

Ⅲ 華僑工作の變態

(1) 北京政府の工作機関

上部機関

前述のごとく、中共政府の華僑事務處理機関としては、國務院に設けられた「華僑事務委員會」(前出)があるが、元來、對華僑工作の重要な目標は、いわゆる華僑送金の獲得、華僑の經濟建設参加などを狙いとするほか、民族統一戦線を広範に展開するためにその協力者としてこれを積極的に利用する点に指向されていることは、上述したところからも看取される。華僑事務委員會はいわばこうした政策を實行にうつす機関としての存在意識をもっている。しかもその指導にあたつては、當然中國共產黨が重要な役割を演じていることはいうまでもない。一説によれば、黨の工作機関として「海外工作委員會」「統一戦線工作部第三室」および「中央社社会部」の三機関が設けられ、いずれもそれぞれの分野において工作の責任を分担しているといわれている。すなわち、海外工作委員會は華僑の掌握工作と一切の組織活動を指導する機関であるといわれ、また統一戦線工作部第三室は華僑のなかの反動的な動揺分子ないし日和見分子を吸収し、あるいは民主同盟および國民黨革命委員會を指導して民族統一戦線の結成の拡大強化に従事している機関であり、さらに中央社社会部はこれらの工作を促進するための情報の収集、重要物

質密輸の面を担当しているといわれる。

下部機関

国内においては、主要な華僑出身地である福建、広東両省および廣州市に「華僑事務委員會」が設置され、さらに地方の華僑部落といわれる集落地の下部行政機関には「僑務科」が設けられている。

また、多数の華僑の出入国する港として知られている廈門、汕頭などの諸港には「僑務局」が設置され、さらに華僑が必ず通過する山村、例えば福建省の晉江縣安海、龍溪縣石碼、広東省深圳などには「華僑服務所」が設けられている。(これは一九五〇年以降一九五四年末までに約三十五カ所に設置)この服務所は中央華僑委員會の最下部の機構であつて、華僑の出入国手続の代行から宿問、その他帰國華僑に対する万全のサービスを行っている。

華僑の自主機関

これら政府機関のほかに、政府の指導下にある華僑自体の組織機関として、中央に「帰國華僑連誼會全國組織」があり、また、各省、市、県には「帰國華僑連誼會」が設けられている。これらの組織を通じて華僑に対する各種の工作が進められているわけであるが、とくに、帰國華僑および避難華僑はすべて右の連誼會に組織されているといわれる。

(2) 華僑送金の吸収と保護政策

中共政府は一九四九年中に華僑送金為替に対して優待并法を設けたが、それによるとこれは一般為替よりも有利に規定されている。そして従来各地方の実情に応じて中國銀行がそれぞれ異なるレ

ートを発表していたのが、一九五〇年三月からは全国一律に華僑送金為替レートを発表するようになった。しかし、実際には右の所定レートは、開レートにくらべてかなり低く押えられていたので、十分な効果を挙げることができなかった。そこで政府は「勝利公債購入用レート」、「一般貿易為替レート」とともに、一九五〇年七月八日を期して全国一本のレートに統一した。

また、中共政府は華僑送金を便利にするため「外貨建為替送金」、「外貨建預金」、「簡易電報為替」などの制度を実施して極力華僑送金の獲得に努めたが、実績はあまりあがらなかった。不確実な情報ではあるが、香港の「華僑日報」（国府系）の報ずるところによると、華僑送金推定額は、一九五〇年六千万ドル、五一年三千万ドル、五二年二千万ドル、五三年千二百万ドルと漸減したといわれ、また、別の情報は、一九五〇年六千万ドル、五一年三千六百万ドル、五二年二千四百万ドル、五三年千七百万ドルと矢張り漸減の傾向をたどっていると伝えられている。（因みに華僑送金の戦前の最高は一九三六年当時の通貨レートで一億五千万ドルであった。）

このように華僑送金は、中共政府当局の保護政策にもかかわらず振わない。その原因としては、在住国政府が華僑送金に対して一定の制限を加えたこともさることながら、中共の保護政策が下級行政機関幹部などの末端に徹底していなかったために、送金を受けた華僑の家族に対して公債の買入れ、貯蓄の強制、および生活資金としての使用や家屋の建築などについて、種々の干渉が行われた結

果、海外華僑が送金の熱意を失ったことが大きかった。

このため中共政府はいわゆる自己批判を行い、華僑為替の積極的な保護と末端機構への政策徹底を期するために、國務院は一九五五年二月二十三日付をもって「華僑送金為替保護政策に関する命令」を公布した。一九五五年三月三日の「人民日報」はこの華僑送金為替保護政策について次のように述べている。

「華僑送金為替は、在外華僑が労働その他各種の事業によつて得たもので、華僑家族の正当な權益の一つであると同時に、これが國家の建設に対して積極的に寄与するときは全人民に利益をもたらすものである。とくに華僑家族の集中地区においては、地方經濟の發展と文化、公益事業に顯著な役割を果たすものであるから、各級幹部はその役割を深く認識し、これを重視しなくてはならない。」

國家はこの五年来華僑送金為替に対して一貫して保護政策をとる、合理的な外國為替率を規定してきた。解放の初期には華僑家族の物価購買による影響を避けるため、外貨建送金と外貨建預金の弁法を設けた。通貨が安定してデノミネーションを行つてからは、人民券建送金の弁法によつて華僑とその家族の利益を保護した。

しかるに現在ある地区の下部行政機関においては、國家のこうした保護政策に対する認識が足らず、またある華僑家族居住地区の地方工作幹部にあつては、華僑送金為替の意識と國家の保護政策を理解せず、華僑家族の為替使用に干渉するような現象がみられる。そこで華僑とその家族の利益を保護するために「國家は、公民の正当な收入、貯蓄、住居および各種の生活手段の所有權を保護する。」

という憲法第十一條の規定にもとづいて、華僑送金為替の保護貫徹方に関する政策が公布されたのである。」

これは中共政府当局の華僑送金に対する考え方のみならず、今後の政策の方向を示すものとして注目されよう。

華僑送金為替保護政策に関する國務院命令の内容

(1) 華僑送金為替は華僑家族の正当な収入であり、政府の華僑送金為替保護政策は、國家の當面の政策であるばかりでなく國家の長期の政策である。

(2) 華僑家族を各種の合作社に参加させ、あるいは愛國貯蓄や公債買入れに参加させる場合には、完全に自発的意志にもとづきの原則を貫かねばならない。いかなる個人、または団体も華僑送金を強制的に借用することはできず、いかなる口実によつても華僑送金を侵犯してはならない。華僑送金を侵犯する者は法によつて制裁する。

(3) 華僑家族は華僑の送金を使用する自由がある。いかなる者も華僑家族が華僑送金を生活面（冠婚葬祭、慶事など）の費用に使用することに干渉してはならない。

(4) 國家は華僑家族が華僑送金を生産に投入し、あるいは投資公司に加わることを歡迎する。同時にまた華僑および華僑家族が家屋を建築するのに對し、各級地方行政機關は便益を与えねばならない。華僑は一貫して郷里の公共事業、例えば學校や病院を造り、水利を起し、道路をつくることなどに熱心であるが、國家行政機關はこれに對して關心をもち、指導や援助を与え、

必要なときは、これを表彰せねばならない。

以上のような措置にもとづき中共政府の華僑送金保護政策をみてくると、この場合の華僑送金の保護は、明らかに華僑家族の生活の安定を期すると同時に、華僑家族が自發的に生産合作や信用合作の問題に参加し、國家建設の課題と緊密に結びつくことを強く要請している意圖がうかがわれる。

(3) 華僑投資の奨励

華僑資金を生産、文教などの事業へ誘致することもまた、中共の重要施策である。これには、まず華僑に對して本國の建設状況を視察する機会をあたえる必要があるとして、一九五〇年頃からタイ、インドネシア、ビルマをはじめ東南アジア各地から華僑の本國觀光團を招待し、新中國建設の實情を示して、華僑の投資を勧誘している。

その後、福建、廣東などに華僑の小規模投資が散発的に行われたが、現在とはくに廣東省において最も重点的に投資誘致が行われている。右指導機關として中共の「中央華南分局」および廣東省人民政府委員會の指導のもとに、一九五五年二月末、廣州に「華南地区華僑投資輔導委員會」（主任張永勳）が設置された。

廣東における華僑投資は、つとに製糖、製粉、松脂、製袋などの事業を中心に行われていたが、中共政府はこれらの諸事業を傘下に収める親会社として、一九五五年二月十五日「華僑投資公司」を設立した。同公司は資本金一億元（四千二百萬ドル）で、百萬株の公私合營とされ、さらに華僑および香港、マカオ在住中國人の投資

を補導するために、とくに華僑投資に関しては左記のように優遇することを規定している。すなわち

(1) 投資資金は将来生活資金と看做す。

(2) 株式に対しては利益の有無にかかわらず、年利八分を保証し、八分以上の利益があった場合にはさらに配当する。

(3) 投資者の身分は国外における現在の身分そのままとして待遇する。(身分劃分の原則を適用せず、地主は地主としてそのまま優遇する。)

また同公司は「華南企業公司」、「廣州投資公司」、「華僑建設公司」などの華僑資本については、各公司の重役会の申請にもとづき同公司に参加させる旨を定めている。

さらに、従来、華僑が経営していた「華建麻紡絲廠」、「南方針織廠」、「東端製粉廠」、「華南糖廠」、「華南松香廠」などについては、すべて前記の華僑投資公司が経営を指導することとなり、また同公司は對外貿易に関する業務、「北京新飯店」の投資および「廣州南方大飯店」の投資の経営をも引継いだ。

以上の事業のほかには華僑投資公司は、別に「服務部」を設けて株主、公司と關係ある華僑および香港、マカオ在住中國人のために左記のサービス事業を行うことを定めている。

(1) 銀行預金手続の代行 (2) 公益事業の代行 (3) 華僑家屋の管理
(4) 各種照会に対する回答 (5) 有価証券の保管 (6) 子弟就學の斡旋
(7) 不動産登記事務の代行 (8) 物品の買付発送の代行 (「經濟導報」)

一九五五年三月号、十月号参照)

現在、福建省においても廣東華僑投資公司と同様の趣旨にもとづいて「福建投資公司」設立の計画が進められている。すでに一九五四年十一月、第一期五百萬元の払込が終り、一九五五年十月には、第二次五百萬元の払込も終つたと伝えられる。

中共政府は、その後さらに華僑の申請する國有の荒山、荒地使用条例(一九五五年八月六日)を公布した。本条例(十二カ条)は「華僑の愛國、愛郷の熱情と建設參加の積極性を發揮させ、農林、牧畜企業の振興をはかるため」にとくに國有の荒山、荒地などを開拓せんとする華僑に対して、これを優遇する措置を規定している。

(4) 土地改革における華僑の特別的取扱

一九五〇年六月三日、中共政府によつて公布實施された「土地改革法」は、その第四章第二十四条においてとくに華僑の所有する土地および家屋に関する規定を設け、「本来の僑胞の利益を保護する原則にもとづき、大行政区人民政府(軍政委員會)あるいは省人民政府により、本法の一般原則にしたがつて、別に適當な方法を定めてこれを處理する。」としている。これは華僑の利益を保護することを原則的に貫くときには、中共土地政策の第一義的な階級的立場の貫徹という一般原則と矛盾することになるので、これを回避して別途に適當な弁法を講ずることとなつたのである。一九五〇年十一月六日に公布された「土地改革中華僑の土地財產に対する處理弁法」は、まさにこれらの点を考慮して華僑の利益を保護するために執られた特別措置であつた。

この弁法の規定によると、華僑の土地、財産とは引続き國外に

居住し、各種の職業に従事して滿一年以上を経過する本人およびその家族（直系親族）が国内において所有する土地財産を指称する。ただし、

(イ) 土地改革の実施前に帰国して滿三年以上を経たもの。

(ロ) 香港、マカオに居住するもの。

(ハ) 留学生、旅行者、国外派遣の公務員。

(ニ) 国外に逃亡した戦犯、悪地主および反革命分子などの土地財産はこれに該当しない。(三条)

ところで前各号に該当しない華僑の土地、財産に対しては、本人およびその家族が農村において大量の土地を占有し、且つ小作に出しているものは、その土地、家屋およびその他の財産は第四条に定める左記によつて処理される。すなわち

(イ) 本人が海外に出るまでその家庭が地主であったものは、その農村に在る土地およびその他の財産は土地改革法第二条(註)の規定にしたがつて処理する。ただし農民の居住する家屋以外の家屋は処分しない。

(ロ) 本人が労働人民の出身であり、海外に出た後に地主となつたものはその農村に在る土地は、土地改革法第二条の規定にもとづいて処理し、家屋については前項によつて処理するが、その他の財産はこれを処分しない。

このように華僑が地主の場合には、一般の地主のばあいと異り、もともと地主であつた者に対しては、農民の居住しない家屋は没収を免除し、労働者出身の華僑地主に対しては、農民の居住しない家

屋の没収を免除するほか、役畜、農具、余分の穀物などの財産についても没収を免ずることを規定している。

なおこの弁法は全文十一一条からなり、華僑工商業者の土地(五条)、華僑の少量の土地(六条)、その他の華僑革命烈士(九条)などの取扱についても優遇措置を定めている。

以上の弁法の適用にあたつては、いわゆる地主、富農、中農、貧農、労働者などの階級区分が行われ、とくに憲法は地主に対して「國家は法律の定めるところにより、一定の期間、封建的地主および官僚資本家の政治的權利を剝奪するとともに、彼らに生活手段を付与し、自己の労働を通して自立する公民となるよう改造させる。」(十九条)旨を明定しているが、中共政府は地主たる華僑家族に対しては特例を設け、一九五五年初以降政府の法令を良く守り農民の評判も良い者について、繰り上げて「公民」としての資格を許している。そしてこの公民となつた者の政治上の待遇については、一般農民の取扱に準じて、互助組合、合作社などへの参加が許されることになっている。

また華僑の財産に関する解放後の種々の紛糾については、とくに、福建および広東兩省、広州市などでは、一九五〇年六月以來「華僑財産紛糾調停委員会」を設置して、国内財産(主として都市の家屋)に関する紛糾の処理にあたらせている。

(註) 土地改革法第二条「地主の土地、役畜、農具、余剰の食糧およびその農村にある余剰の家屋を没収する。但し地主その他の財産は没収しない。」

(5) 華僑の出入国取締と帰国華僑の斡旋

華僑の国内外への出入については左のごとき取締弁法が実施されている。

(1) 一九五一年五月三日広東華僑事務委員会の公布した「広東省、広州市華僑出入国暫定法」

(2) 一九五一年八月二日中央人民政府公安部の公布した「華僑出入国境暫定法」

(3) 一九五一年十月中央人民政府公安部、華僑事務委員会の公布した「華僑地主の出国申請処置に関する決定」

これらの取締規定によって、中共政府の外交部あるいは国内の外事機関および在外大使領事館などの査証を受けた旅券をもたない者が、出入国を認められないことは勿論、華僑であるボス、悪地主などの出入国も厳重に取締られている。

しかし昨五五年十一月以来中共の香港、マカオ在住華僑に対する抱込み工作は目立って積極化しており、昨年十一月、広東の中共当局がこれら両地区の華僑に対して広州市の参観の招請を発した際には、約十万人の華僑が広州市に赴き、三千万香港ドルにのぼる商取引の成立をみて、一時は広州行き観光ブームをまき起したほどであった。ことに本年一月三十日から二月七日まで九日間にわたって北京で開催された第二期全国委員会第二回全体会議には、マカオの政界、財界の実力者である何野（同地華僑総商會会長）および香港華商の総商會副會長高卓雄などの四名が出席して、毛主席、周首相らと会見している事実は、香港、マカオ在住華僑に対する出入国取締

が従来に比して漸次緩和されつつある傾向を示すものとして注目されよう。

さらに帰国華僑に対する受入れ斡旋については、国内各地に「華僑服務所」を設置して、その便宜を図っている点については既述したが、これら帰国華僑の数およびその斡旋状況に関して、一九五四年十月六日の人民日報は次のように述べている。

「ここ五年来各地から帰国した華僑、本國で就学せんとする華僑青年およびマライ、タイなどを送られて帰国したもの、さらに朝鮮戦争によって帰国した避難民などは、不完全統計によると、現在までに合計十七万八千名に達している。これらに対して政府は熱誠ある接待と配慮をあたえ、實際に可能な条件にしたがい「増産と節約勵行」の建設的精神および「生産自給」の方針にもとづいて、同胞が生産に参加するよう組織し、これをそれぞれに世帯した。この間、帰国同胞中の七万二千百余人が積極的に國家の呼びかけに応じ、自力と、友人、郷党の互助、互済とによって帰郷して生産に従事し、あるいは工商業を経営し、また工作に参加した。これらのものから四万五千名の学業に就いたものを除く残り六万八百七十六人が自立困難であつたため、政府は援助して適当にこれが配置をおこなつた。」

右の就学学生は、各地の各級學校に配置され、あるいは北京、廣州、福建の華僑中学、補習學校で學習を受けているといわれる。

福建、広東両省の政府は、一九五〇年五、六月頃相前後して「帰国華僑学生の小中学校入学優待に関する暫定法（福建省）」および「帰

國華同學生會の優待にかんする暫定法」（広東省）を公布し、また一九五一年九月広州に「華僑學院」、「広東省立華僑中學」を設立した。広東省華僑事務委員會の統計によれば、一九五〇年から一九五一年八月までに帰国した学生は、広州市だけで二千五百名に達したと伝えている。

福建省においても、厦門大学と福建學院に「華僑科」を設け、華僑子弟の就学の便宜を図っている。また就学奨励のため奨学資金制度を設け、帰国旅費についても、各地域の領事館および在外各機関が負担することを定めている。

(6) 二重国籍の処理（第一節Ⅰ華僑の国籍と市民権および第三節

Ⅰ、Ⅱの項参照）

(7) 華僑政党による組織活動

中共における華僑の政党として一般に知られているのは「中國致公党」である。この党は海外華僑のいわゆる民主的な分子から成る政治的組織でかつてはギルド的な組織と性格を多分にもった政党であるといわれていたが、中共の共和国成立後は急速に革命化し、人民民主統一戦線に参加して海外華僑の結集、教育、思想改造に重要な役割を果たしている。すなわち中国共産党と毛沢東思想の指導を受けて一九五二年十一月、同党の第五次全國代表大会が広州で開催された際には

(4) 海外組織活動を強化する。

(5) 国内組織を引続き強化し純深化する。

(6) 中央委員会を広州から北京に移す

という三点が決定された。この大会では中央委員会が改組され、陳其尤が議長に、宮文森が副主席に選出されたが、いま一人の海外にいる副主席については発表されていない。さらに陳其尤、宮文森、鄭天保、雷榮珂、黃鼎臣、嚴希純（ほか二名については未発表）などが常任委員に選ばれた。

中國致公党中央委員（三十一名）

陳其尤、宮文森、鄭天保、雷榮珂、黃鼎臣、嚴希純、何存故、雷其南、王廷俊、伍覺天、李星川、張友仁、陳樹樹、司徒肇、劉錦漢、陸緒熙、鄧聖、葉少梅（その他の十二名は未発表）

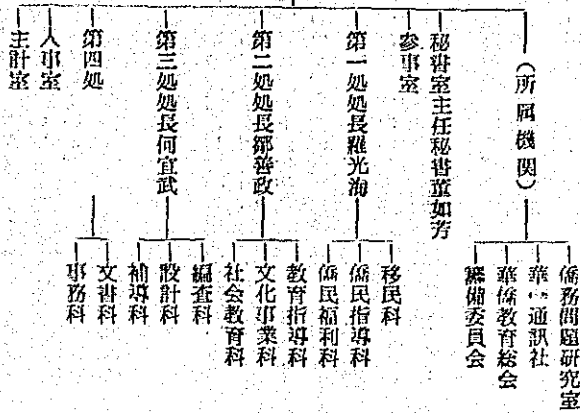
第四節 国民政府の華僑政策

Ⅰ 僑務委員會の組織

台湾の国民政府の対華僑工作には、所政院の「僑務委員會」があり、その委員長は國務大臣として内閣の一員である。その組織について述べると、委員長鄭彥行、副委員長李揆生および黃天爵のもとに次の構成からなっている。

僑務委員會は華僑の組織の強化を図るため、反共救國団体の組織を推進し、一九五四年末現在においてアメリカ、インドネシア、フィリピン、ヴェトナムなど二十八カ国、百五十七カ所に百九十四団体を組織している。なお反共救國のための公約は、一九五二年十月台北で開かれた「世界華僑會議」において決定されたもので、次の十カ条からなっている。

僑務委員会



- (イ) 反共抗ソの国策を擁護する。
- (ロ) 蔣總統の大陸反攻、同胞救出の指導を擁護する。
- (ハ) 一切の反共勢力を團結し、嚴重に共産分子の分裂浸透作戦を予防する。
- (ニ) 國家、民族の利益に反することは行わない。
- (ホ) 華僑の為替送金が共産地区に流入し、共産分子に利用される

このないようにする。

- (イ) 共産分子とそのシンパに金を寄付しない。
- (ロ) 共産分子とそのシンパとは交際しない。
- (ハ) 共産分子とそのシンパとは商売しない。
- (ニ) 華僑と当地官民との合作關係を増進し、國民の利益を發展させる。

(イ) 三民主義（民族主義、民權主義、民生主義）を實行し、中華國を復興する。

この世界華僑會議には東南アジア在住華僑の代表百余名が出席して、右のほか

(イ) 各國の在外中國人に対する待遇の改善をもとめ、合法的權益を保護すること。

(ロ) 海外各地の環境に應じた教育課程を定め、中國人學校の教員の問題を解決すること。

(ハ) 在外中國人の經濟を指導し、台灣の生計事業に対する投資を奨励すること。

などを決議した。この會議の結果華僑學生の歸國進學が奨励され、また華僑學校には一九五四年だけで二百八十萬冊の教科書が供給されている。なお華僑資本の台灣への投資奨励によって歸國觀光したものは、一九五〇年から五三年までに百六十三団体、二千五百人、ついで五四年には七十七団体、千八百人におよんだ。

II 華僑資本の誘致政策

国民政府にとっての外資は二つの範疇に大分される。一つは「華僑資本」であり、他は「外国資本」である。後者に属するものは日米資本およびMSAに関するものが主であるが、ここではもっぱら主題の華僑資本だけについて述べよう。

国民政府は一九五二年九月に「海外華僑および香港、マカオ在住者の来台および生産事業の奨励に関する法律」なるものを公布した。この弁法は、海外華僑ならびに香港、マカオ在住中国人の資本を台湾における各種の生産事業に誘致するために公布されたものである。それだけに本弁法は従来海外華僑の台湾渡航に対して加えていた厳重な制限を、投資のため来台する者について特に緩和する主旨を規定している。また投資によって生ずる利潤の送金などについても、何らの制限を加えていない。

しかしその後の一九五四年七月六日立法院を通過した「外国人投資条例」によると、立法院が要望事項として付した八項目の冒頭には「華僑投資については生産事業弁法（華僑資本導入奨励弁法）を、早急に条例に適應するよう修正を加える。」ことを行政院に要請している。

ついで一九五四年十月国民政府は「自備外匯輸入物資来台華僑生産事業弁法」を公布したが、この弁法では、台湾における自国民および外国人が自己調弁の外貨資金によつて物資を輸入し、生産事業に投資する場合の優遇についての諸条件が規定されている。そのなかで資本投資によつて生じた毎年の利益については、投資額の一〇%に相当する金額だけの本国送金を許可する定めとなっている。

が、この場合には自己調弁の外貨による投資に限られている。

五三年末現在の台湾へ投入された華僑資本についてみると、華僑事業数は五十にのぼり、投資総額五百三十六万米ドル、その投資者は香港華僑八〇%、日本六%、マライ、シンガポール六%、フィリピン四%、インドネシアおよびタイがそれぞれ二%となっている。

第五節 東南アジア各国の華僑対策

I タイ政府の華僑政策

タイに民族主義的自覚が擡頭する以前にあつては、国内における華僑の存在は殆んど問題とならなかった。ところが一九二〇年以來ナシヨナリズムが熾烈化するにつれて、タイ政府も在住華僑に対し種々の弾圧政策や経済活動制限策を講ずるようになった。

政府がとつた最初の措置は一九二七年の「移民法」である。もつとも同法は外国人入国者一般に適用されるわけであるが、入国外国人の八七%（一九三七―三八年）までが華僑である実情にかんがみ、事実上は華僑に対する入国制限法にはかならないともいえる。本法および本法にもとづく内務省令によつて、七パーツの「身分証明書發給手数料」が徴収されることとなった。これは大多数が貧民である入国華僑にとっては、相当手痛い負担を意味した。さらに翌二八年以上記の手数料が十パーツに引上げられてからは、華僑の入国者数は著るしく減少した。このほか一九二七年の刑法および「出版法」の改正によつて、外国人が過激文書の輸入、宣伝を行うのを

取縮り、さらに一九一八年發布された「私立学校法」を改正して、徹底的なタイ語教育の強制を断行した。またタイ政府は「初等義務教育法」を改正し、七・十四歳の「生華僑」に対して、タイ人同様義務教育を修了すべきことを規定し、更に公民教育の義務徹底、外国語教育の時間制限を勵行させた。

一九三三年および同三八年には「居住証書発給手教料」を一挙に二百バーツに引上げて入国制限を強化し、さらに十二歳以上のものについては、タイ語または本国語を読み書きできない者の入国を禁止した。

もっとも注目すべきは華僑の一般労働者階級を圧迫するものとして「外国人職業禁止法令」および「居住地制限令」が設けられたことである。すなわち政府は一九三八年まず外国人職業禁止法令を実施して、人力車夫、自動車運転手、散髪屋、席頭仲仕、仏具製造修理、タイ文活字製造などから娼婦に至るまでの二十七種類の職業から華僑を追放し、ついで一九四九年六月には居住地制限令によって華僑の居住を制限した。また「華僑国外追放条例」によって、臨時、容疑者とか不必要な住民などの名目のもとに、華僑の本国送還を行いつつある。

またタイ政府は中国人の「年間移民割当」についても一九四八年以降従来の一万人を二百名に引下げ、ついで五年従来四バーツであった外国人登録手数料第一種（一カ年有効）を二十バーツに、第二種（五カ年有効）を八十バーツに引上げ、さらに翌五二年には、第一種を四百バーツ、第二種を千八百バーツに再引上げし

た。

このほか華僑の金融機関として知られるバンコック市内の約七十軒の「批信局」（華僑の本国為替送金機関）に対して閉鎖を命じ一九五三年以降、大蔵省令第十二号によって、「大蔵省の許可なきものは、批信局の方式によって、外国為替の購入ならびに外国送金業務を行うことを禁ずる。」旨を規定した。現在までタイ大蔵省の営業許可を取得して開店したのは、潮州系の三店だけである。（タイ国華僑が批信局を通じて中国本土へ送金する額は年間二・四億バーツと見積られていた。）なおタイ政府によるこれら一連の華僑経済に対する制限が、いずれも防共の名のもとに実施されてきていることは注目に値する。

II ビルマ政府の華僑政策

ビルマ政府は華僑に対して特別の保護もあたえていなければ、政治的な意味での制限も加えていない。しかしビルマ人口の支配的な部分は農村社会にあるので、華僑が土地を所有し、市場向け菜園を経営することについては全面的に制限を加えている。

経済面での制限措置としては、輸入許可証の発給をビルマ人六〇%、その他の国籍八四〇%（うち二五%はインド人）として、取引高の制限を行っている。またビルマ政府は経済統制違反に対して容赦なく国外退去を命じている。

一般にビルマ人の華僑に対する感情は、インド人に対するよりは親和的である。ことに華僑のなかには近年ビルマ婦人と結婚して極

く自然に同化するものが多いので、ビルマ人は、華僑のことを「Fauk Paw」(最も近い親族)と呼ぶようになった。現在ビルマ国籍を取得している華僑は全体の約二〇%とみられるが、今後二重国籍の解決をせまられることになれば、ビルマ国籍を選択する者はさらに多数となるであろう。

ビルマは東南アジア諸国のなかでも、最もはやく北京政府を承認し、中共大使姚仲明の駐在をみている。さらに一九五五年七月には周恩来首相とともに平和五原則の確認に関する共同声明を発表したが、その後ビルマのラシオには中共総領事館が設置され、初代領事として王沢が着任して、在緬華僑の保護に任じている。情報によると、在緬華僑は中共派と国府派とに二分され、その勢力分布はラングーンでは国府系四、中共系六、地方では逆に国府系六、中共系四であるといわれる。

III マライの華僑政策

シンガポール植民地およびマライ連邦にはそれぞれに「移民省」(Immigration Department)が設置され、移民の入国取締りについては単一の取扱いがなされている。したがって、両地域間の移民の移動についても、一方の領内への入国許可は他方の領内への入国許可をも意味して、何らの制限も加えていない。

一九五三年八月一日シンガポール植民地とマライ連邦の間に新移民法の実施をみたが、この移民法は英國臣民としてマライにおいて出生した者ないしは古くから居住する連邦市民および特定の他の者

について、その入国を制限していない。したがってこの移民法のもとは、現地生れの華僑(新生)は極めて有利な立場に置かれるが、新たに入国を希望する中国移民にとつては「領内を訪問する者を除く新米の入国者はすべて、移民条令の入国禁止条項によつて入国を禁止される。」ので、その入国は極めて制限を受けることになる。また「国民登録制度の実施によつても入国は制限されているが、これは非常時措置として一九四八年に実施されたものである。これによつて十二歳以上のすべての者は三十日以上シンガポールに滞在する場合、所定のカードに登録すべきことが規定され、このカードの発行は移民制限法とリンクして実施されている。(一九五四年には約五万枚の新カードが発行されたが、華僑とインド人は登録されなかった。)

(1) マライ連邦の華僑政策

一九四六年一月のマック・マイケル協定(Mac-Michael Agreement)によると、マライの各民族には平等な市民権を附与する旨のマライ連合白書が発表されると同時に、在住華僑に対しても、一定年限の居住によつて市民権を与えることが明らかにされた。ところが、マライの政治団体としてもっとも強力な「統一マライ国民連合」は猛烈に反対して同協定を弾き去り、改めて一九四八年二月マライ人の政治的地位を優先的に認める「マライ連邦協定」の成立をみるにいたった。かくて、連邦内の華僑の市民権は居住年限にかかわりなく、その両親と本人が連邦内で出生した場合に限って認められることになったのである。現在、連邦内の新たに市民権を

受けるべき華僑は、連邦内華僑人口（約二百万）の約七五％に達しているが、実際に市民権を得たものは、僅かに三十七万余にすぎない。

また「マライ諸民族解放軍」はその九〇％以上が華僑であり、その指導者陳平はマライ生れの華僑）の活動が活発化することよんで、治安維持の観点から一連の華僑対策が打ちだされた。すなわち、マライ連邦政府は「非常事態条例」を布告実施するとともに、この「華僑省」を設けて、マライ人と華僑との関係調整に乗出したほか官吏に対する中国語（方言）の研修を行っているカメロン高原の官吏語学校とも連絡を緊密にし、各州には「連絡委員会」を設置した。また政府はジャングルの周辺その他に不法に定住している農民の大部分が華僑移民であるところから、これを「マライ諸民族解放軍」の直接的な影響から遮断するための「再移住計画」を立案実施した。この計画は五〇年三月から実施に移され、五二年末には百五十万人以上の老若男女がその受入れ地である「新しい村」に移住したが、そのうち八五％までが華僑であったといわれる。そして四四年の計画完了の時期には五百四十七の「新しい村」の村造りが行われたほか、エステートや鉱山に対する大規模な労働力の再編成も実施された。なおこれらの「新しい村」は（注）「マライ華僑協会」（馬華公会 MCA）からの財政的援助によって支えられている。

（註） マライ華僑協会(Malay Chinese Association M.C.A. 馬華公会ともいう) マライ連邦では一九四八年六月非常事態宣

言が発令された結果、華僑もテロリズムの侵害から自己の利益を護るため、マライの内政問題に関心を示すようになった。こうした気運を反映して、一九四九年二月クアラルンプールにおいて、戦前からマライ華僑唯一の海峡生れの政治家として知られていた陳祖祿(Cheng Tan Lock)の指導のもとに誕生したのが、この「マライ華僑協会」である。現在、会員は二十万を超え、十八以上のマライを本国と見做す華僑はすべて加入を認められる。支部は各州ならびに市町村に設けられている。この協会はマライの有力な華僑指導者が加入しているという点で、現在ではマライ華僑を代表する唯一の政治団体である。

協会の活動目的は (1) マライにおける人種間の友好と協力の促進 (2) 立憲的方法によるマライ華僑の社会的、政治的、文化的、経済的福祉の増進と確保 (3) 以上の目的に関連するすべての有効な行動、特に政府および地方の政治団体との協力促進などである。

(2) シンガポール植民地の華僑政策

華僑の市民権については、シンガポールの「帰化法」(Naturalisation Law) が、最近言語試験を廃止しようとする傾向を強めてきたことを反映して、五年以上継続して住所をもつ華僑はイギリス臣民の資格を附与される者が多くなってきた。一九四八年の「イギリス国籍法」(British Nationality Act) によると、同国植民地内で出生した者は、イギリス臣民であると同時に王領および植民地の市民として取扱われることが規定されている。これらの点についてシンガポール立法評議会議員であり、弁護士である華僑出身の陳氏

(C. C. Tan) は「最近の帰化手続は寛大となる傾向にあつて、属地主義原則の適用はイギリス臣民としての華僑の一群団を造り出しつつあるばかりでなく、彼らはまたイギリス國民たるの自尊心をもつて、イギリスの主權がたびたび危機に瀕した際にも忠誠をつくした。シンガポールよりも中国に対して忠誠をつくすことを好む華僑には、彼らが好むように帰國の機会を与えつつある。」と述べている。

IV インドネシア政府の華僑政策

インドネシア政府は、華僑を主体とした經濟構成をインドネシア人の國民經濟に再編成することを念願し、これを國策の基本としている。ところが華僑の大部分はインドネシア人よりも職業においては實際的であり、とくに市民權をもった華僑は、インドネシアの保護も受けなければ、受けようとしていない。しかも彼らは本國と直接の接觸をもたないにもかかわらず、中國の狀態を實によく察知しており、あらゆる宣傳に対しては油断なく敏感である。こうした彼らの態度は、これまで中國とインドネシアに二股かけたいわゆる「二重忠誠」を意味するものとみなされ、従前のオランダ政府時代にも當時の國民政府との間にしばしば紛争を起しながら、ついに解決をみるにいたらなかった。一九一一年のオランダ法ではインドネシアで出生した中國人はオランダ籍民として正式に認められたが、當時の國府領事はこれを認めず、爾來華僑は引續き戦後の最近まで中國人として取扱われてきたのである。中共政府の初代大使王

任叔がインドネシアへ赴任した際、インドネシア政府としては華僑がインドネシア市民となるか、中國籍となるかを強く主張したが多数の華僑はインドネシア市民權をとることを拒否し、結局國籍問題は何らの進展もみなかった。その後一九五四年十一月二十九日中共政府の二代目大使黃鎮を迎えてからこの問題は再燃し、そして五年四月二十日バンボンにおいて周恩來首相とスナリヨ・インドネシア共和國外相との間に「二重國籍に関する条約」が締結されるに至つたのである。しかしこの成立した協定によつて實際的に影響をうける華僑は總數約二百萬のうち六十一萬とみられそのうち約五十萬人がすでに中國國籍取得の態度を明らかにしているが、その多くは四九九年にインドネシア市民となることを拒否した純中國人であるといわれている。

このようにしてインドネシア在住の華僑の二重國籍問題は漸次解決の方向に向いつつあるが、華僑の七〇％以上は中共支持派であるという。しかし、國民政府を支持する華僑の勢力も根強いものがある。その動きはインドネシア政府の中共政府に対する態度によつて不斷に浮沈している。例えば章勳義(ジャカルタ中華總會會長、インドネシア中國國民黨支部の有力者)の追放事件のごときもその端的な現われと見做すことができる。この事件は一九五二年末台灣で開かれた「僑務委員會會議」にインドネシア代表として出席した彼が、僑國とともに國府系華僑に呼びかけて「大陸反攻資金」を募集し、華僑青年を糾合して國府系の前衛隊である「自由社」を結成したのに対して、インドネシア政府は一九五四年十月「外國人

の破壊的政治活動」を理由として強制退去処分をもって驅んだのであった。

V フィリピン政府の華僑政策

戦後フィリピン政府はナショナリズムの高揚を背景として、華僑の経済活動に制限を加えつつ、その反面フィリピン人の商業活動に対しては特別の保護を与える方針をとっている。したがってフィリピン政府は一九四八年にはマニラ公設市場から華僑を閉出し、また一九五〇年の「輸出入統制法」および五年の「外人労働者の雇傭制限法」（不成立）など一連の立法化計画にしても、すべて華僑の閉出しを目的としたものであった。さらに一九五四年五月に閉会したフィリピン議会においては、合計四十二件にのぼる「産業国民化法案」が提出されたが、そのうち成立をみた「小売業国民化法」(The Retail Trade Nationalization Law)は、小売業界における外国人、とくに歴史的に華僑資本の中核部を形成している国内商業から、その勢を排除することを狙ったものにはかならない。この「小売業国民化法」の骨子は左のとおりである。

(イ) フィリピン人でない者、またはその資本全部がフィリピン人により所有されていない会社、組合は、直接にも間接にも小売業に従事できない。

(ロ) ただし右のもので一九五四年五月十五日現在事実上小売業に従事しているものは、個人営業の場合はその死亡または自発的廃業まで、会社、組合の場合は本法発効後十年間、またはその

団体の存続期間満了まで（ただし十年を超えることはできない）従事することができる。

(ハ) 本法は、米比通商協定のもとに与えられた権利を侵害しない。

(ニ) 前記のものは国民化法、経済統制、度量衡、労働、その他貿易、商工業に関する諸法令に違反した場合、その営業許可を取消される。

(ホ) (イ)項に掲げるもので事実上小売業に従事しているものは、その新規営業または支店開設を認められない。

(ヘ) (イ)項に掲げるもので小売業に従事しているものは、本法発効後九十日以内およびその後毎年一月十五日までに名称、住所、国籍、事業内容、資産状態、役員名その他の必要事項を商工大臣宛に登録すること。

(ロ) 本法によって小売業の営業を許可された外国人が死亡した場合、その後継者または管理人、執行人は、その死亡後六カ月をこえない期間、清算のため小売業に従事することができない。

(ハ) 本法に違反するものは三年以上五年以下の禁錮刑および三千百ソから五千ペソまでの罰金を課す。違反者が外国の場合は、刑期終了後国外に追放する。

このような小売業に対する厳重な取締りに直面しながらも、在フィリピン華僑はその大部分が実業家としての成功者からなっており、しかも彼らの繁栄は一にかかってアメリカのそれと絡み合っているため、当然反共的な立場をとるものが多い。事実フィリピンに

において國府系の華僑が多数を占めていることは、このことを端的に物語っている。

VI ヴェトナムの華僑政策

ヴェトナムでは、従来フランス人が維持していた地域から多数のヴェトナム人が撤収した結果、この地域の経済活動は華僑だけに特權的に許可される形となり、すでに一九四七年五月にはサイゴン市の形式的にはヴェトナム人の所有にかかる多数の商社や企業が華僑によって引継がれた。

また北ヴェトナムにおいても一九四八年中頃までにトンキンのすべての商社が華僑の掌握するところとなった。

このような情勢下において、南ヴェトナム政府は華僑を取締るための直接的な法律をもたないため、一九五一年初めから事実上ヴェトナム入国の中國移民（註）に対して一定の制限（年間二万人）を実施するとともに、その入国に際してはその度ごとにビザを要することとした。また入国した華僑の市民権についても一定の制限策が設けられようとしている。

（註）一九四六年二月二十八日に締結された仏中条約の条項によると、華僑はインドシナ国内の旅行および居住について最も自由な國民の特權と出入國の權利とを保障されている。したがって中國移民の入國を二万人に制限したことは、公式の手続きによるものではなく、当面の中國移民の流入を制限するために採られた臨時的措置である。

第九章 東南アジアの反共勢力の現勢

第一節 インド

I 反共勢力とその基盤

インド反共勢力の軸心はいままでもなく「国民会議派」(All India National Congress)である。国民会議派は、インドの反イギリス運動発生以来、その全国民的組織を背景に唯一の推進力としての伝統に立ち、独立後も、政界において中央、地方議会議席の七割におよぶ圧倒的勢力を確保しながら、インドの政権を担当しつづけ、いわば揺ぎない地盤にたつ進歩的保守政党というる。他面、いぜんとして群小の政党の濫立を見ているインドでは、会議派に比べるといずれもきわめて勢力ではあるが、多数の反共的政党が会議派の左右に幅広い陣營を構成しつつ、ひしめき合っている。それら

は、人種的、宗教的、階級的な地盤のうえに融和しがたい分裂状態を呈して、全部を糾合しても中央、地方の議席の二割程度を占めるにすぎない。すなわち会議派よりやや左には、共産主義政党と一線を劃する社会主義政党としてスバス系前衛派 (Forward Block)、「人民社会党」(Praja Socialist Party)、「農民労働者党」(Peasants and Workers Party)をはじめ、民主前衛派 (Democratic Vanguard)、「社会主義共和国」(Socialistic Republicans) などがある。さらに右翼に位置するものとしては、いちじるしく宗教的色彩の濃いシモン・サン党 (Bharatiya Jan San)、「ヒンドゥ・マハサバ党」(Hindu Mahasabha)、「ラム・ラジャ・パリシアド党」(Ram Raja Parishad)や、地主層を結集したザミンダール連盟 (Zamindar Federation)や、下層民を代表する被压迫カースト連盟 (All India Scheduled Castes Federation)、「クリシュナカル・ロク

党 (Krisnar Lok Party) さらには特定の地方州や人種を地盤とするオリッサのカナントラ党 (Ganantara Party) ビハールのジャールカンド党 (Jharkhand Party) パンジブのシーク教徒のアカリ党 (Central Akali Dal) 北インドのグルカ連盟 (Ghurka Federation) 南インドのタミールナド勤労者党 (Tamilnad Torleis Party) などがある。

国民会議派は、一九五一年末からその選挙にかけておこなわれた第一回総選挙では、上院の定員二百名中百四十六議席、下院の定員四百九十九名のうち三百六十二議席を獲得し、州議会下院でも総議席数三千三百七十三議席のうちの二千二百四十七議席と総数の七割をこえる圧倒的多数を確保した。したがってその勢力分布も全国的であり、二十二州中十八州で絶対多数ないし過半数を占め、他党に優位を奪われたのは僅かに四州にすぎなかった。マドラスやトラヴァンコール・コチンの二州では共産党、社会党などの左翼が、P E P S U 州ではシーク教徒のアカリ党が、オリッサでは地主保守政党のガナタントラ党が、それぞれ会議派を凌駕した。そのほか人民民主戦線が有力である。ハイデラバード州、ジャールカンド党が成功したビハール州、旧ジャギルダール(大地主)勢力の強いラジャスターン州などでも会議派は著しく弱かされた。

このように左右の挟撃下にあるとはいえ、国民会議派は国民各層の絶対的支持を受け、その中核には民族資本家層とともに進歩的知識層を糾合し、さらに農民大衆および労働組合の有力陣をも傘下に収めている。すなわちボンベイやマドラスの資本家層は国民会議

派と深いつながりを持ち、また加盟組合千二百二十団体、組合員約百五十六万名を擁するインド全国労働組合会議はその勢力下にある。しかも国民会議派はこれまで農村大衆の獲得に格別の努力を傾け、一九三〇年以降年次大会をもつばら地方小都市で開催してきたのである。それに五カ年計画における農村開発計画や「長老会議」を利用した司法制度の樹立などに見られるように、農村の改良と組織化とは異常な熱意を示している。なお国民会議派の現総裁は一九五五年ネルソン辞任のあとをうけてデバール (N. Dhebar) が就任し、書記長はバラントライ・メーク (Bharatray Mehta) である。党員七万一千名、支持党員は八百七十万名に達している。

人民社会党は旧社会党 (Socialist Party) と旧農労人民党 (Kisan Mazdoor Praja Party) が一九五二年合同して結成された社会主義政党であるが、元来社会党は一九三四年以来別派をなしてきた会議派の左派であり、一九四八年これと決別して結党したが、第一回総選挙には惨敗を喫した。そこで一九五一年同じく会議派からの離脱者をもつて結成された農労人民党と、総選挙後合同したわけである。この農労人民党はガンディーの高弟クリパニ (Acharya Kripalani) を中心とした穏健な社会主義集団である。それで人民社会党が共産党と明確な一線を劃しているのもふしぎではない。今日党の書記長はデヴァ (A. N. Deva) 党員二十七万名、中央上院八、下院二十七、地方上院百二十五の議席を擁し、共産党とは比肩する勢力をもっている。地盤はおおむねマドラス、ビハール、

ウクデル・ブラデシ州トラヴァンコール・コーチンなどである。

農民労働者党は人民社会党以上に急進的な綱領を掲げて、上院二、下院九、州議会七十七の議席をもっているが、マドラス、西ベンガル、マイソール、マディヤ・ブラデシなどの少数の州で地盤をえているにすぎない。前衛派は一九三八年放スバス・チンンドラ・ボースが会議派左翼の急進分子を結集して設立したが、今はマルクス主義派に喧わられてわずかに下院に二議席を占め、地域的には西ベンガル、マドラス、オリッサ、ビハールなどの諸州に微少な勢力をもっているだけである。

つぎに国民会議派よりも右翼に属する陣営には国勢的なヒンドゥ教主義にたつものから賤民カストを地盤とするものまで雑多でありさらに最近では旧土侯や大地主を組織化したものまで数えられる。ヒンドゥ教主義に立脚する党派のうち、全インド的組織をもつものには、先ずヒンドゥ・マハサバ党がある。これは一九〇六年に設立され、長く闘士サバルカル博士に率いられた歴史の古い極右国粋団体といえる。総選挙では予想外に得票数が少なく、上院一、下院四の議席をえたにすぎず、州議会でもマディヤ・バラート州および西ベンガル州を中心に二十議席を占めているにすぎない。ジャン・サン党は一九五一年ネール政府の開僚であったブラサド・ムケルジー (D. Swaia Prasad Mukherjee) によって組織されたもので、前者よりはやや進歩性を示す。西ベンガル、マディヤ・バラート、デリー、ラジャスタンに地盤をもち、上院一、下院三、州議会下院三十三の議席を獲得して、ヒンドゥ・マハサバを抜いた。ラム・ラジャ・バ

リシャド党はブラバディ・デヴァ (Rajakumari Prabhau Deva) を中心に旧小土侯を結集したヒンドゥ教主義の政党で、ラジャスタンを地盤に、中央下院に三、州議会下院に三十二議席を獲得して、ほとんど前二党と拮抗している。

つぎにカーストの平等権獲得運動を中心とするものには、被圧迫カースト連盟およびクリシカル・ロク党である。前者はアンベドカル博士の長い努力によって育成された組織で、上下院に各二議席地方ではハイデラバード、マドラス、マイソール、ボンベイ、P E P S U などの諸州で十二議席を擁し、後者のクリシカル・ロク党は、ランガ (N. G. Ranga) を中心に、前者よりやや進歩的分子を集めて、上下院各一名、州議会に二十三議席をもつ。

地方的自治を強く主張する地方政党としては、オリッサ州を中心とするガナタントラ党 (保有議席上院二、地方下院三十)、ビハール州のジアルカンド党 (保有議席地方下院三十) があり、パンジャブ州ではあらゆる公共団体に半数の代表権を要求しているシーク教徒のアカリ党中央シーク連盟 (Central Sikh Federation) などがある。

II 諸政党の政策と綱領

前記の反共各党派の政策、綱領を網羅することは不可能であるから、国民会議派を中心にそれより左にたつものとして人民社会党、右翼国粋派に属するものとしてヒンドゥ・マハサバ党、やや進歩的国粋主義政党であるジャン・サン党代表的な地方政党としてオリッ

サ州のガナタントラ党などの場合をつぎにかかげる。

1 国民会議派の綱領、政綱

党の綱領はひと口にいって「インド国民の福祉の向上、平和的かつ合法的手段による機会均等および政治的、社会的平等の実現、ならびに世界の平和と友好とに立脚する協同社会の樹立を目的とする。」というその前文に要約される。そして、これを具体化するためには左のような政綱がかかげられている。

基本経済政策

(イ) 福祉国家と社会主義経済の建設。

(ロ) 重要生産手段の社会的所有化ないし統制と国家による平等な分配の実現。

(ハ) 完全雇傭の実現。(十カ年間)

(ニ) 動力、運輸開港の大計画の着手、資源と社会的目標の統制、政策の継続、私企業のカルテル、トラスト阻止、労働および生産水準の維持、基幹産業の国有化と民間部門の国家計画への順応。

(ホ) 所得の倍加。(十五カ年間)

宗教的、階級的、人種的分割対策

(イ) 世俗国家主義の確立。

(ロ) 宗教、人種、階級的障壁の廃棄と市民的権利の平等の実現。

(ハ) カースト主義、宗派主義、州地方主義の排除。

農業、農村改革政策

(イ) 旧時代農業制度の廃止。

(ロ) 小作権の確立、耕作者に対する適正地代の保証、土地改革の促進。

(ハ) 農産物価格の安定と農村金融の拡大。

(ニ) 農村単位の協同組合農法の普及。

(ホ) 小規模工業、家内工業の奨励とその協同組合化。

(イ) 手工業者への紡糸供給。

経済統制政策

(イ) 国際収支の均衡達成上必要な場合の貿易国営化。

(ロ) 凶作時の食料配給制。

(ハ) 社会福祉向上のための民間の時間、技術、資源の組織化。

(ニ) 所得の均衡化政策

(イ) 公共支出の再検討とエステート税の設定。

(ロ) 最高収入、最低収入間の均衡の実現。

(ハ) 公共事業監査機構の設置。

教育、国語政策

(イ) 小、中学基礎教育の再編成。(十カ年間)

(ロ) 高等教育課程への労働作業編入。

(ハ) 教育用語における国語(ヒンドゥ語)の普及。

(イ) 地方語学校でのヒンドゥ教育の拡大と大学教育でのヒンドゥ語の必修化。

(ロ) 官吏試験用語としてのヒンドゥ語、地方語、英語の容認とヒンドゥ語の早急修得の必須化。

社会、民族政策

- (イ) 少数民族に対する適当な代表権の賦与。
- (ロ) ヒンドゥ教主義法律の改正による婦人の社会的差別待遇廃止。

- (ハ) 婚姻、財産、相続、離婚における男女の平等実現。
- (ニ) 民意を反映する州区劃の再編。
- (ヘ) 不可触賤民の廃止とその協同組合への同化。

対外政策

- (イ) 五原則 (Panck Shila Panth・シラ) の貫徹。
- (ロ) 外交の自主性とするすべての国との友好確立。
- (ハ) 大國の特定の目的に資する地域的軍事協定の排斥。
- (ニ) 軍事ブロックへの不参加。
- (ヘ) 中共の國際連合加盟支持。
- (ロ) 在印外國領土の回復とカシミール問題の住民の意志による解決。

(2) 人民社会党の綱領、政綱

党の綱領の骨子は「社会的秩序の平等、政治的、経済的搾取の廃棄、個人的自由の確立」にあるが、その実施細目として次のような政綱をかかげている。

行政改革政策

- (イ) 清廉な能率的政治の確立と行政、経済の地方分権化。
- (ロ) 村、郡の行政責任の拡大。
- (ハ) 地方自体における選挙制と行政責任の拡大。
- (ニ) 政權獲得五年後の県長官 (District Collector)、分州長官

(Deputy Comissioner) の廃止。(政權獲得後五カ年間)

- (ロ) 地方政府への国税四分の一交付。

農業、農地改革

- (イ) 政權獲得五ヶ年耕作者に対する経済的面積の土地分配完成。(政權獲得後五カ年間)
- (ロ) 協同組合方式の農業経営と分配奨励。

- (ハ) 土地開墾のための「食料軍」百万人の編成とこれに対する土地授与およびその農民化。
- (ニ) 全成人男子の動員による小規模灌漑の完備。

- (ロ) 農工業製品価格の均衡化。

工業政策

- (イ) 重要産業、外國貿易の国有化。

- (ロ) 自治的組合組織と民主的内部率制機構の完備。

- (ハ) 地方資源の活用による経済開発。

- (ニ) 工業の地方分散。

- (ロ) 工業協同組合の増進。

富の均衡化政策

- (イ) 個人収入の限度を二千ルピー(現物価水準による)に制限。

対外政策

- (イ) 中立と不干渉
 - (ロ) 同一政策をとる諸国との提携。
 - (3) ヒンドゥ・マハサバ党
- 政綱の綱領は「ヒンドゥ・ラシエトラ、ヒンドゥ化、ヒンドゥ政

体などの増強と、榮光に寄与するあらゆる事項の擁護、發展のためにヒンドゥ支配を達成し、立憲的方法によりバラタ（祖国）の本体を再建する。」ことであり、これにもとづいて策定された政綱の詳細はつぎのとおりである。

政治制度改革政策

- (1) 国土の文化、伝統に根ざす其の民主的國家とヒンドゥスターンの確立。

- (2) ヨーロッパ式現憲法の改正。

- (3) 全民衆の有機的結合の實現。

文教政策

- (1) 古いインドの標語「平和な生活と高い理念、アーリア婦人の

輝かしい理想」の復活、増進。

- (2) ヒンドゥ語の國語化とデヴァナガリの國字化。

- (3) インド教再建のための外國宣教師、教会の排斥。

軍事政策

- (1) 世襲第一級の軍事力の建設。

- (2) 十八―二十五歳の男子の兵役義務制の實施

經濟政策

- (1) 工業化の可及的速かな實現。

- (2) 主要産業（電気、鐵道、石炭、鉄鋼、兵器）の國有化とその

他の部門の民営。

- (3) 充分な物資的裏付けのない統制の排斥。

なお対外的にはパキスタンに対して強硬に対抗する政策をとつて

いる。

- (4) シアン・サン党

政治制度に関する政策

- (1) 個人の自由と法の支配による民主主義の確立。

- (2) 暴力手段の排除。

- (3) 經濟的、行政的、地方分権の實現。（州議會による地方行政の中心化）

經濟政策

- (1) 耕作者所有を目標とする土地改革の實施とザミンダールの無償廢止。（ただし職業資金を与える）

- (2) 個人企業と國産品使用の奨励。

- (3) 大産業の分割。

- (4) 罷業およびロック・アウトの禁止。

- (5) 外資と資本財輸入の歡迎。

- (6) 後進階級の引上げ。

文教政策

- (1) 牛の屠殺禁止の立法化

- (2) ヒンドゥ語の急速な國語化。

- (3) サンスクリット研究の増進。

- (4) 全市民に対する無償教育の實施と高等教育の経費削減。

- (5) 軍事教育の義務制。

對外政策

- (1) パキスタンに対する強硬な対抗。

- (四) カシミール問題の国連からの引揚げ。
- (五) ガナクントラ党
- 党の綱領の要項はつぎのとおりである。
- 政治制度改革政策
 - (イ) 地方自治体の連合による国家組織。
 - (ロ) 任命知事の廃止と地方長官の選挙制。
 - (ハ) 地方自治の強化と村落長老会議の行政単位化。
 - (ニ) 郵便物検閲制度の廃止。
- 社会政策
 - (イ) カーストの保護。(無料教育、公職および開墾地の割当)
 - (ロ) 国家資力の妥当な基礎の上にたつ社会保障の全面的組織。
 - (ハ) 少数勢力の完全な保護。
- 産業政策
 - (イ) 統制機構の廃止。
 - (ロ) ザミンダールの有償廃止。
 - (ハ) 農業所得税の廃止。
 - (ニ) 農業協同組合の育成。
 - (ホ) 農業労働者の最低賃金の保障。
 - (ヘ) 所得税と相続税による富の不平等と集中の阻止。
 - (ニ) 国有、私有企業の併存。
 - (フ) 特定企業(州間交通公共事業)の国有化。
 - (ロ) 工業協同組合化の促進。
 - (ハ) 労働者の最低賃金の保障。

文教政策

- (イ) 初等教育の義務化。
- (ロ) 中等教育の経費軽減。
- 対外政策
 - (イ) 強国ブロック間での中立維持。
 - (ロ) 平和運動の支持と世界政府樹立。
 - (ハ) パキスタンへの嚴重な対抗。

III ネール政策の具体的志向

かような反共諸派の政綱の具体化は、国民会議派を背景にその五カ年計画を基幹として展開されているネール政権の政策に見られる。それはまさに反共勢力の運命を荷っているという意味で、その成否はすこぶる重大視される。(各党の政綱も、むしろそれに対する批判、抗争という形で打ちだされている。)

- (1) ネール政権の対内、対外政策
- イ、五カ年計画と経済建設

「貧困につかれた低開発国インド」の生活水準を引上げ、「インドの国民的福祉の向上」を実現する具体策としての経済開発五カ年計画は、一九五一年着手されて以来、比較的に充実した内容と着実な成果とによって、世界の注目を浴びている。さすがに早く一九四四年の「ボンベイ・プラン」以来、数次にわたる総合経済計画策定の道程において練りあげられた強味である。第一次五カ年計画は、資金二百六億余ルピーを投じて、国民所得の一一パーセント増加を

目途としたが、一九五六年二月中に採択された第二次五カ年計画は、国有、民間部門で六百五十億ルピーを投じて、国民所得の約二五パーセント増加を目標としている。

第一次五カ年計画でもっとも重点がおかれたのは、人口の約七〇パーセントを占めている農業部門であり、とくに灌漑や改良計画によって食糧の二七パーセント増産を進めた。なかでも農村開発による農業の改良普及政策は異色がある。これは、一種の「模範農村建設運動」で、村落共同体組織を強化し、それを推進母体として農業技術の改良（堆肥の作成、肥料、種子の配給、多角経営、灌漑、貯水タンクの建設など）を指導するとともに、教育および保健施設、家内工業を促進するなど、村落の総合的改良を狙っている。第一次五カ年計画で農村開発の対象となったものは、農業人口の約五分の一にあたる五千六百万名にのぼった。これは国民会議派の「協同組合農法の拡大」という綱領に即応しているが、村落の組織については安易に従来の村落長老会議制度を利用している面も見える。しかし国民会議派がこの運動に知識青年党員を多数動員する一方、「国家奉仕運動」(Bharat Sewah Samiti) という形で広く知識層に呼びかけ、一つの新しい農村活動をおし進めている点、一種の新たな農村工作といえる。

工業化計画は、第一次五カ年計画では、資金全体の八・四パーセント、民間部門をふくめて四十億ルピーをあてられたにすぎなかったが、第二次五カ年計画では、資金も百四十億ルピーに増額され、計画全資金の二五パーセントを占めるほど重視されている。また国

民会議派の綱領にかかげる「基礎産業の国有化政策は第一次五カ年計画で、既存工業の国営移管の決断と社会化方針の動揺によって、その達成も危ぶまれたらしいが、これもようやく軌道にのったものと見られる。すなわち、ネールが一九五四年の中共訪問後、「社会主義的形態の経済建設」を強調しはじめ、国民会議派も一九五五年一月の年次大会で「計画は主要生産手段の社会的所有ないし統制のもとにあるような社会主義的形態の社会を建設するものでなければならぬ。」と決議して以来、社会化政策はいちじるしく強化を見つづける。現に一九五六年一月生命保険事業の国営政策が決定されて、資金面における配慮がいっそう高まり、いずれにしても産業の国家管理、国有化の方針は、新規企業に関するかぎり、漸次強化されることは疑いをいれない。

また国民所得の均衡化と貧富の懸隔是正は、「社会主義的形態の社会」を実現するためには、産業開発に劣らない重要課題である。それで土地制度の改革、個人財産や所得の調整などは、早くから懸案となっていたが、左翼政党はむしろこの点にネール政権の鼎の軽重を問おうとしている。ザミンダール制度の廃止はすでに法的措置をほとんど完了し、一九五三年以来全国的農業調査をおこなっている。これを基礎として「個人の所有しうる農地面積」に絶対的限度（一家族年収千五百ルピーの地を標準としてその五倍まで）を設け、それを超える土地を解放しようとする準備が、目下進捗しつつある。それはヴィソヴァ・バーダ (Acharya Vinoba Bhave) の「ブーダン運動」(Bhoodan Movement) すなわち地

主の自衛的土地解放を説得するというきわめてインド的方式の農地運動と平行して、インド農村生活を刷新してゆくにちがいない。第一次五カ年計画ではまったく登場しなかった個人所得や個人財産の制限も、第二次計画ではとりあげられているが、土地制度の改革以上に劇的に見える。

ロ、ネール構想の平和的改革主義

ネールは、かれのいわゆる社会主義的形態の社会建設という事業において、絶対に破壊の方法を避けようとし、その点で、ネール政権は、一般の社会主義政説といちじるしく趣きを異にしている。ネールは、共産党の破壊的暴力主義を強く批判して、「インドが団結して、ある程度の平和と安定とがなければ、どのような理想をいだいても、その理想の路線にそって前進することはできない。」と語る。またこの平和的改革主義の態度がけつして社会主義の原理に矛盾するものではないとして、「イギリス、ソヴィエト、中国は、それぞれ異った方法で社会主義への進歩を実現した。インドもまたその独自の方法をもつてこれを実現すべきである。インドでは、独立達成も、ザミンダール (Zamindar) 廃止も、平和的に実現された。今後、失業の解消や富の平等な分配を平和的におこない、社会主義的形態の社会を平和的につくりださねばならない。」とも述べている。かれは、むしろインドの国民的信念ともいふべきこの非暴力主義を一政党の政策としてではなく、インドの歴史と伝統とに立つ独自の民主的改革の前提と考えている。最近におけるインド共産党の平和戦術への転換それ自体が、この主張の優位を認めた結果となっていること

も否定されない。それにもかかわらず、平和的手段との妥協に墮する危険は極度に警戒されている。とりわけ建設のテンポが問題となるとき、平和的建設の遅延が重視されなければならないからである。

ハ、自主、友好の外交政策

国民会議派の外交方針は「自主外交、すべての国との友好関係、平和の建設」に要約されるが、ネールは第一回総選挙直後外交の自主性を強調して、「根本的態度は、インドが自力で自己の運命を形成すること、なにびとにも干渉を許さず、どのような場合にも他国の圧力のもとに行動しないことである。」(一九五二年六月一日演説)と説き、またこの自主性はあくまで受動的なものではなく、「逆に不偏不党の立場からあらゆる国と友好関係を発展させるという積極性をもった政策である。」ことを指摘して、ここに自由共産陣営のいづれにも属さず、「第三の道」を積極的に開拓してゆく抱負を明らかにし、さらに「いま世界が二つの大きな敵対陣営に分れていれば、世界に希望はなくなり、戦争は不可避となる。戦争をもたらずどのような手段をも避け、他の方法によってわれわれの問題の解決をはからなければならない。」(一九五四年一月二十三日演説)と語り、「インドは戦争に参加しないと宣言し、アジアの他の諸国も同様に戦争から遠ざかり、平和の地域建設を希望した。この地域が広ければ広いほど、戦争の危険は遠ざかる。」(一九五二年一月二十三日演説)と述べて、その平和地域拡大の終極を表明したのである。一九五四年六月周・ネール共同声明で打ちだされた平和五原則が、こ

うした基調に立つたものであることはいうまでもない。

(2) ネール政の政策と各派の立場

以上のやうなネール政の政策に対して、前述の反共的野党各派はどのような態度を示しているであらうか。

ネール政の経済政策は、それがいさう私有権の尊重というデモクラシーの基調に立っている以外は、その枝葉の大部分において共産党をよくむく左翼諸派と共通の方向にある。人民社会党や労働者農民党も、基幹産業の国有化政策を主張しているし、右翼のヒンド・マハサバ党までこれを支持している。ただ基幹産業を除いた部門で民有企業や個人企業を奨励拡張する点で、協同組合化一本道の社会化を主張する人民社会党とのあいだに意見の対立を見る。

農業、土地政策においてもザミンダール制の廃止は、ほとんどの政党に共通した主張である。ただし人民社会党が百エーカー以上の所有地の完全な解放と無償回収とを主張し、国民会議派もこれに近い徹底した自営農政策を明らかにしているのに対して、いさう保守的な政党は中、小地主の存続を支持している点に見解の相違がある。またほとんどの党派が一致して、農業技術の改良や農村工業の振興のために協同組合主義を主張しているが、人民社会党が組合のきわめて民主的な組織化を志向するのに対して、会議派をはじめとする保守派は、伝統的な「長老会議」の改組による協同組合化を支持している。(そこに村落有力者の寡頭支配の温存危険が予想される可能性がある点は留意を要する。)

他面ネール政権と国民会議派の政策とが真向から批判され、指

弾されている点も少なくない。たとえば、ネール派の徹底的改革に対して、行政の地方分権化地方官職の公選、さらに工業の地方分散などが強く要求されている。独立インドの行政機構はイギリス統治時代の行政機構の多くを継承したもので、すこぶる中央集権的色彩が濃く、州、県、郡の長官は依然として官選であり、官僚の権力支配が強い。それは実際的な面で保守勢力温存の基盤となり、国民会議派政権の保守性のかくれ蓑ともなっている。したがって、この点の民主化・公選化や地方自治体への権限移譲の要求は、もともと常識的な民主的要求であるといってもよい。こうした官僚制度の欠陥にもとづく官吏の腐敗、あるいは非能率的な経済統制機構についてもその肅正と反省とを求める声が広く聞かれる。

初等教育の普及、拡張や、さらにヒンドゥー語の標準語化の要求は共通した課題となっているが、これと密接な関連をもつ民族的文化の昂揚と保存との問題は、およそ困難なものの一つである。国民会議派はインド教的法律内容の改正という手段で、カースト的不平等の廃止あるいは寡婦再婚の容認など、陋習打破を狙う多くの革新政策を打ちだしているが、一方あらゆる政策をインドの伝統に即した形で推進すると主張し、固有の文化を尊重する保守主義の立場に立っている。それは言語の民族化や古典芸術の昂揚などの文化面から農村工業の奨励などという経済面にまでわたって現れている。

この面でもっとも保守的な宗派主義的政党の要求は、かれらが少数勢力であるにもかかわらず、軽視できないものがある。(ヒンドウ・マハサバ党、ジャン・サン党は、ヒンドゥー教的法律や戒律の尊重を要

望し、牛の屠殺の禁止、パキスタンへの報復主義などを強調している。さらにヒンドゥ・マハサバ党などはキリスト教の排斥を提起するとともに、強力な軍隊の保有と兵役の義務制とを主張し、国家主義を強調し、国民会議派の平和主義と対峙している。

IV ネール政権の共産主義勢力に対する態度

共産党は第二次世界大戦中の一九四二年インドでも公認され、独立後の今日でもその方針には変りない。そしてネールの新社会主義的態度は、むしろ共産党の自由な活動を助長したかに見える。その結果インド共産党が一九四九年ハイドラバードのテレンガナ地方で農民運動を指導して以来、とくに南部で暴力蜂起が急速に蔓延し、一九五一年の総選挙前後には執拗をきわめた。そこで一九五二年五月の議會で、ネールはインド共産党の焦土戦術の排解を声明し、非合法活動への新手法なる態度を表明した。

一方、ソヴィエト、中共に対するネール政権の態度は、最近とみに親近化しつつあると見られる。独立直後の「第三勢力」外交は、一九五四年六月の「平和五原則」宣言以来、「平和勢力」外交へ急転換している。もともと「中道主義」とはいいながら、一時はMSA援助を受け、経済五カ年計画へのアメリカ資本受け入れなど、西欧陣営依存の色が濃い面もあったが、軍事ブロック参加を極力排撃する立場から、SEATOの結成とともに反西欧的態度に変向するにいたった。一九五三年十二月ソヴィエトと通商協定を結んで、接近を示したネールは、一九五四年六月パキスタン・アメリカ軍事同盟成立の

前後、中共を訪れて周恩来中共総理とともに「平和五原則」という歴史的政策を宣言した。この政策は一九五五年四月デリーにおけるアジア諸国議會ついでバンドンのアジア・アフリカ會議で確認された。さらに六月にはネール自身がソヴィエトに赴き、平和共存の原則を共同声明している。

こうして、ネールは従来のソヴィエト、中共に対する不即不離的態度から明白な協力的路線へ前進し、一九五五年十一月のソヴィエト首腦の來訪によってそれはいっそう強化された。このような政策の転換は、同時にインドの経済開發計画に対する資金的、技術的援助とも深いつながりをもつ。すなわち一九五五年二月、インドは百万トンの製鋼所建設に対する技術援助協定をソヴィエトと結んだが、さらに十一月にはアルミニウム工場の建設、水力発電拡張などの援助までも受けている。第二次五カ年計画に対する外国援助において共産党の占める比重は一段と高まることであろう。

インド共産党も一九五三年以来、平和政策へ転換する一方、ネール政権に対しても「外交においては進歩的、内政においては反動的」として、その国際政策に関するかぎり、原則的にこれを支持する態度を表明している。

かように共産圏との経済提携の進展にもかかわらず、「インド共産党は独立以来、祖国がなしとげた歴史的な偉業を全然認めようとせず、ソ連や中共にばかり眼をそそいできた。進歩は暴力革命によつてのみ齎らされ、建設は破壊の後にはみ可能であると考えるのは愚かなことである。……海外においてもつとも自国の名誉を傷つ

けているものはインド共産主義者である。』(一九五四年十一月二十八日、ニューデリー市民に対する中共訪問報告演説)というネールの演説が微動だにしていけないのは、もちろんである。

V 今後の見通し

インドの社会的現実はいかならずしも反共主義に有利ではない。インドは人口の過剰や高い増加率の反面、生産力の低度、慢性的な飢餓と貧困と文盲との脅威は、ネールの英智とその意欲的な経済計画によっても容易には解決しえない。しかも餓死に直面する大衆と、榮耀のかざりをつくす富裕階級との懸隔が、シーグフリードも指摘しているように、インドほど「悲劇的に現われているところは、世界のどこにもない。」インド社会は、いわば社会革命の温床そのものののである。しかも、宗教、階級、言語などの多数の断層によって分裂したインド社会は、そのままだ立と抗争の増進であり、その混乱は共産主義勢力によって浸潤されやすい空洞をなしている。また民主主義の伝統は欠如し、古来の権力崇拜的心理は根深く、意外にもこれらの諸傾向は、共産主義勢力に対して反動的ではない。さらに知識階級の反アメリカ感情は深く、人種意識も手伝って、反植民地主義の起爆剤による共産主義者の使喚に乗じられがちな気配も少なくない。また経済開発における資本と技術との不足は、結局インドを外資導入か、社会主義経済の建設かの二者択一の岐路に迫いこみ、共産主義勢力に誘われる可能性を無視できないであろう。

ところで現在のところ 国民会議派の勢力は圧倒的な強大さを誇

っている。またネール政権が今日のような平和外交の成功と五カ年計画による社会主義的経済建設の巨歩を進めるかぎり、国民会議派の支持勢力は伸びるとも、弱まらないように見える。事実一九五四年末の補欠選挙でも、その優勢は損われなかった。(国民会議派は中央上院二十五名中の十五名、下院百七十九名中の九十九名。)しかも人民社会党の伸びも大きく、共産党の当選者はかえってやや下向きである。(上院、人民社会党六名、共産党二名、下院、人民社会党三十五名、共産党二十名。)

それにもかかわらず、警戒を要することは、現勢がむしろ非常な転換期に臨んでいる点である。従来国民会議派が一種の国民政党として、これまで左右に幅広く各派の社会勢力を統合しえたのも、一面では独立運動という至上目標が団結と統一の支柱であった影響が大きい。それだけに、独立とともにその外的要因が失われると、社会主義諸党派の分立、宗派主義的小党や各派による地方政党の結成が示すように、国民会議派陣営における結果も弱まってきた。一方、国民会議派自身もめまぐるしい変貌を辿りつつある。すなわち、それは年々伝統的な保守主義を脱皮して、社会主義的な革新政策の方向に進み、これまでその有力な支持者となってきた地主や資本家など保守勢力とのあいだに溝を深めている。

他面民主主義的、平和的改革の基調に立って、暴力革命を主張する共産党と対決してきた社会主義諸党派は、最近しばしば共産党と政策的に妥協して、その勢力の伸張を見ている。また共産党はいまだ内訌を調整しきっていないが、一九五五年一月には農民党(Ma-

Coor Khas Party) が左翼十政党を統合して新発足するなど、左翼陣営の地固めも着着進みつつある。このところ国民会議派が社会主義的方向に大きく傾いてきているのも、一つにはこうした左翼勢力の進出に直面して、その勢力地盤を維持するためでもある。

ところが社会主義化に歩を進めつつある国民会議派は、前述のように党の保守派勢力とのあいだに対立気運をかもしたすというディレンマに逢着している。このような微妙な環境において、国民会議派が今後いかに共産主義勢力と対抗してゆくかは、大いに注目を要するところである。

第二節 パキスタン

1 反共勢力としての全パキスタン回教徒連盟

一九四七年八月十五日インドから分離独立したパキスタンの政權は、最近まで引続き「全パキスタン回教徒連盟」(All Pakistan Muslim League - APML) によって掌握されてきた。この全パキスタン回教徒連盟は、一九〇六年十二月に結成された「全インド回教徒連盟」(All India Muslim League AIML) の分身であり、ムハンマド・アリ・ジンナー (Muhammad Ali Jinnah) にひきいられて、今日のパキスタンの基礎を築いた政党である。したがって全パキスタン回教徒連盟はパキスタン制憲議会においても、総議七十九名のうち五十六名を占め、圧倒的政治勢力を示していた。

(歴代の首相も、全パキスタン回教徒連盟の所屬である。)

パキスタンにはこの全パキスタン回教徒連盟のほか、東パキスタンを地盤とする「アワミ連盟」(Awami League)、農民層を背景とする「クリシヤック・スラムック党」(Krishak Samik Party) 「自由パキスタン」(Azad Pakistan) 党、その他の回教徒あるいは社会主義系の少数諸派がないではないが、これまでアワミ連盟をのぞけば、ほとんど重要な地歩をもたず、諸派が連携してわずかに野党勢力の立場を示していたにすぎない。

しかるに一九五四年三月の東パキスタン州議会選挙で、全パキスタン回教徒連盟は、派閥と腐敗とのためにアワミ連盟やクリシヤック・スラムック党などの「野党統一戦線」に敗れて不覚をとり、東西両パキスタンの対立を暴露してから、とかく不振となった。したがって同年八月ムハンマド・アリ (Muhammad Ali) 内閣の辞職後、首相の印綬をおびたチョウドリ・ムハンマド・アリ (Chaudry Muhammad Ali) 現全パキスタン回教徒連盟党首) は、組閣にあたって、十一名の関係のうちにアワミ連盟、その他の野党統一戦線から五名の代表を迎え、連立によって勢力の挽回をはからなければならなかった。一九五六年三月二十三日建国以来の経緯であった「イスラム教共和国」の制定も、こうした経緯を背景として、かろうじて押しきることができたわけである。

しかし独裁力を失った全パキスタン回教徒連盟は、封建的勢力、とくに大地主、有力資本家さらに官僚を基盤に、依然として余

勢を保っているが、斜陽の感が深く、昔日の実力をそなえていない。それどころか一九五六年四月には西バキスタン州首相カーン・サヒブ (Khan Sahib) が新しく「共和党」(Republic Party)を結成し、バキスタン政界は再編成の過程を辿りつつある。事実現在の西バキスタン州議会では三百三名の議員のうち共和党員が百八十名を占め、全バキスタン同教徒連盟は、騒動者の統出のために、百二十名の劣勢となっている。かくて東バキスタンにおいて地盤をきりくずされた全バキスタン同教徒連盟は、旧来の基盤であった西バキスタンにおいてさえ、後退のきざしをみせているわけである。一九五六年三月四日バキスタン同教共和国初代大統領に選任されたばかりのイスカンゲル・ミルザ (Iskandar Mirza) この選任は臨時で、一九五七年に改めて正式選挙がおこなわれる予定)が、同年五月二十六日ついに憲法の緊急条項を発動して、東バキスタンに大統領政治を施行し、ひいて全バキスタンの政治的動揺を、鎮静しなればならなくなったのも、全バキスタン同教徒連盟の衰退を物語るものにはかならない。

II 互共政策の具体化

かような全バキスタン同教徒連盟を支柱としてきた最近までのバキスタン政府は、もちろん独立以来表面的には中立主義を表明していたが、内面的には、反共主義を堅持してきたのである。これは同教共和国を構想していたバキスタン政府としては、当然のことであ

った。しかも一九五四年四月二日トルコ・バキスタン相互援助協定に調印し、ついでアメリカ・バキスタン軍事援助協定の締結(同年五月十九日)、バグダッド条約加入(一九五五年九月二十三日)を断行するにおよんで、バキスタンの反共的態度はいっそう明確となってきた。そしてネールの見解に反対して、バキスタン共産主義が西欧帝国主義よりも、いっそう有害であるとすら主張するにいたったほどである。

このようなバキスタンの反共的立場は、ムハンマッド・アリにかわってチョウドリ・ムハンマッド・アリがバキスタン首相となつてからも変化していない。そこで最近までのバキスタンの反共政策に関する主要事項をあげると、つぎのとおりである。

(イ) 一九五四年三月ソヴィエト芸術使節団の来訪にさいして、バキスタン治安当局の防諜員は、その一行の行動を不断に監視した。しかもこの芸術使節団は、共産主義分子が比較的活発に策動している東バキスタンへの巡歴を許可されなかったほどである。

(ロ) 同年四月コロンボ会議の席上、その当時のバキスタン首相ムハンマッド・アリは、東南アジア中立地帯設定に関するネールの提唱に抗弁し「アジアにとって欧米の帝国主義の介入よりも、共産主義の脅威のほうが、はるかに危険である。」旨を力説して、バキスタン政府の反共主義の理由を言明している。

(ハ) 同じく四月法相ブローヒ (Brohi) は、バキスタン中央議会

① 共産主義の原理はバキスタンの基本精神と完全に矛盾する。

② 神の否定は、パキスタンの建国精神に挑戦するものである。
③ パキスタンの国内情勢の動搖は、共産主義による攻撃の結果である。

④ 共産主義の思想戦は、明らかにあらゆる分野でおこなわれている。

⑤ 共産主義に対する決定的闘争は、経済面ではおこなわれえないし、経済政策は完全な対策でもない。

⑥ 回教が共産主義を征服しようのは、ただ教育面においてだけである。

という主旨の反共的見解を声明している。

(四) 一九五四年五月パキスタン総督が召集した各州知事会議では、諸問題の討議とともにくに國內における共産主義の危険について意見を交換し

① 共産主義活動に対して嚴重な監視及び強硬措置を実施すること。

② 共産主義指導者が潜入している各労働団体および農民組織に対して警戒すること。

③ 東パキスタンの共産主義運動の調査および対策のために、中央情報局上級官吏二名を派遣すること

などを決議した。

(四) 同年七月東パキスタン騷擾事件にかんがみ、暴動の中心地であったアダム・ザダ工場およびカナフリ製紙工場がパキスタン工業開発計画に準拠して設立した工場であるという理由から、パキスタ

ン政府はこれらの工場地を「保護区」に指定し、出入に許可証を必要とする旨を告示した。

(五) 同じく七月かねてソヴィエト大使館に出入するものないしこれと接觸するものを警戒していたパキスタン外務省は、正式通牒をもって、ソヴィエト外交官の「行動制限」を通告している。すなわちこれによって、ソヴィエト外交官の行動範囲は、カラチ中心部から半径三十五マイル以内に局限され、それを越える場合にはパキスタン政府の許可を必要とすることになった。(なおこれまでもソヴィエト大使館員は、パキスタン政府の反共政策のために、公館用自動車の使用を避け、多くタクシーを利用していらした。)

こうした一連の反共措置と平行して、パキスタン政府は、一九五四年五月三十日共産主義分子の策動を理由に、東パキスタンの直轄政治を強行したが、ついで同年七月七日東パキスタンに対して共産党禁止を通告し、それからまもなく同月二十四日には、西パキスタンに対しても、同じ弾圧処置を施行したのである。

III パキスタン反共勢力の将来

一九五六年初めパキスタンは、ソヴィエトの経済援助に耳を傾け、これに応じ、あたかも「ルーブル攻勢」になびいたかのように見える。しかしその受諾の真意は、風あたりの強いバグダード条約に加盟しているみずからの微妙な国際的姿勢に柔軟性を与えるとともに、アメリカの物質的援助を誘いだそうとする駆け引きにあるらしい。それはけっしてパキスタンが共産主義へ接近したことを意味

しない。事実パキスタンは、一九五六年二月二十九日公式に「回教共和国」の憲法の採択を宣言し、「回教によって實明されているような民主主義、自由、平等、寛容および社会正義の諸原理」を充分に遵守するとともに「回教徒が個人としても、また集団としても、聖典コーランおよびスンナ（すなわちマホメットの言行）によって示された教義、教規に合致するように、それぞれの生活を調整する。」ことを憲法化している。しかもパキスタン大統領は、回教徒でなければならない旨を規定しているほどである。このような「回教共和国」という想定がマルクス主義に抵触することは、いうまでもない。ソヴィエトのクリモヴィツも「回教共和国」の構想について、マルクス主義的観点から「回教徒の夢、つまり、回教国の理想の具体化という誤った考え」と批判している。

かくてこの「回教共和国」の初代大統領イスカンデル・ミルザが、パキスタンを容共主義の路線に導いてゆくはずもない。かれはかつて東パキスタン州知事であったころ、「共產主義は、パキスタンの最大の危険であり、これを根絶しなければならぬ。共產党は、パキスタン全国を通じてこれを永久に禁止されるべきである。」と語っているほどの強い信念を持つ反共主義者である。したがってパキスタンは従来の立場を棄てず、外にはソヴィエトや中共との隣外交渉を続けるであろうが、内には反共政策を維持してゆくことであろう。

それにしても、カシミール問題およびバクトニスタン問題を控え、東西パキスタンの対立、とくに東パキスタンの政情不安が深ま

りつつあるおりから、パキスタンの前途はかならずしも坦坦としたものではない。それは最近対内的に動揺をさざしはじめたパキスタンが東南アジア条約機構やパクグッド条約機構に加入しているだけに、自由、共產陣営の競争線において、その進退を左右されるおそれがないとはいえないからである。

第三節 セイロン

1 コテラワラ政権の反共方針

一九四八年二月四日の独立以来最近までセイロンの政権を担当し、建国の大業を推進してきた政党は、コテラワラ (John Kotelawala) のひきいる「統一国民党」(United National Party-UNP) で、同党は一九五二年五月の総選挙で九十五の議席のうち五十四を獲得して、これまで第一党の地歩を占めていた。セイロン政界では、この統一国民党をはじめ、セイロン・タミール会議派 (Ceylon Tamil Congress-CTC)、セイロン民主会議派 (Ceylon Democratic Congress-CDC)、「インド・タミール会議派」の改名したもの、スリ・ランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party-SLP) など、が最近まで反共派として、トロツキー派のランカ・サマ・サマジ (Lanka Sama Samaja-LSS) 党やセイロン共産党 (Ceylon Communist Party-CCP) に対抗してきたのである。

ところで反共勢力の支柱をなす統一国民党は、国民の生活水準の

向上および民主主義諸國の友好を目標としている。この政黨の支持者は、封建的指導層に属する主としてシンハリ族右派および回教徒穏健派である。したがって統一國民黨を母党とした最近までのセイロン政府は、一九五三年十月以来、コテラワラ首相のもとに、いわゆる「セイロン化」(Ceylonization)とならんで、反植民地主義を唱える一方、「冷戦にまきこまれない」方針をとっていたが、近來とみに親アメリカ主義に傾き、とかく國民一般の不滿を招きつつあった。それだけにコテラワラ政權の反共的性格はますます鮮明となり、共產主義運動に対しても、セイロン共產黨の合法的立場を形式的には公認していたものの、實質的には制圧していたのである。そこで最近までのセイロン政府による反共措置の實情は、つぎのとおりである。

(イ) 一九五三年八月セイロン治安當局は、セイロン共產黨本部をおそい、赤色ゲリラ隊武器供給計画に関する文書を押収した。

(ロ) 一九五三年四月セイロン治安當局は、コロンボ刊行の左翼新聞「ピープルス・ボイス」(People's Voice)の編集長タミル・ヴァイクント・ハバサン(Tamil Vaikunt Habasan)を逮捕した。(同編集長は、その直前にソヴィエトを訪問したばかりである。)

(ハ) 同年十二月、セイロン政府は中共親善使節団の來訪を、「好ましくない」という理由で拒否している。

(ニ) 右についてセイロン政府は、セイロン共產黨に対する外國からの送金阻止のために、為替管理局に対して為替管理法の改正を命令した。

(ホ) 一九五四年二月セイロン政府は共產主義者および革命分子の公職追放を決議し、ただちにこれを秘密指令として各部署に傳達している。

(ヘ) 同年七月、セイロン政府は、セイロン共產黨幹部の妻ロード・ミラー・ド・シルヴァ(Rhode Miller de Silva)夫人をスパイ容疑で國外追放に処した。(同夫人はアメリカ国籍をもっている。)

(ロ) 一九五五年一月、セイロン政府は、破壊的政治活動防止のために「特別保安局」(Special Security Bureau)を新設し、これに中央情報局から選抜した要員を配置した。(特別保安局は警察系統に属さない内閣直屬機關である。)

(ハ) 一九五五年初以来セイロン政府は、前記の秘密指令にもとづき、左翼的傾向のある警官約四百名を整理するとともに、政府工場労働者のうちの赤色分子を解雇した。

(ニ) 同年七月、在外セイロン留學生約三十名がワルシアワ開催の第五回平和友好世界青年學生祭に参加した事実にかんがみ、セイロン政府は、その取締り処置を講じた。これらの學生は、ロンドンの「セイロン學生協會」の幹庭によって参加したものである。

そのほかコテラワラ政府は、ソヴィエトの競技選手の來訪までも拒絶するほど、万般にわたってこまかい反共神経を働かせてきたのである。

II バンダラナイケ政權の成立と中立主義への愛針

最近までのセイロン政府の反共方針は、コテラワラ首相自身の指

導する統一国民党を背景として、共產主義運動の監視および取締りを積極化し、いささかも緩和の徴候を見せなかった。しかもコテラワラ首相は中立主義を唱えつつも、しだいに西欧側に親近したために、ますます右旋回の傾向が危惧され、軍事基地、経済援助その他の問題をめぐって、批判の声が起つてきた。それに、コテラワラ政府はややもすれば国際場裡の活躍に関心を払いすぎて、仏教徒に対して冷淡であつたばかりでなく、米、砂糖の配給制度運営の不手際をめぐる非難も手つたい、総選挙を目指す反政府運動は急速に表面化していった。このような事態のうちに一九五六年二月スリ・ランカ自由党をひきいる元下院議長バンダラナイケ (Solomon West Ridgway Dias Bandaranaike) を中心に、元首相のセナナヤケ (D. Senanayake) 一派、仏教派、トロツキスト分派、その他の反コテラワラ勢力が結集し、ついに「人民統一戦線」(Mahajana Eksath Peramuna) を組織するにいたつたのである。

かくてコテラワラ政権がその「シンハリ語を現行のイギリス語とおきかえ、公用語とする」という政策に対して国民の憤を買い、かつ憲法改正に必要な議席数を獲得するために、一九五七年五月予定の総選挙を、一カ年繰りあげて実施した結果は、まったく統一国民党の惨敗となつてしまった。

一九五六年四月セイロン総選挙の成果

政 党 名	立候補者数	当選者数
人民統一戦線	五九	五一

ランカ・サマ・サマシ党	二〇	一四
タミール連邦党	一五	一〇
統一国民党	七七	八
セイロン共産党	一〇	三
独立諸派	一六	二
無所属	五二	七
計	二四九	九五

その結果一九五六年四月十二日バンダラナイケを首班とする新内閣が成立し、コテラワラ政権時代とはちがつて、つぎのような中立主義的基調をふくむ一連の新政策が打ちだされることとなつた。

- (イ) ネール式修正中立主義の採決。
- (ロ) イギリス連邦内における共和国としての地位の実現。
- (ハ) イギリスとの防衛条約の廃止と軍事基地の撤収。
- (ニ) 外国人所有のゴム、茶農園、外国人所有銀行および保険会社の国有化。
- (ホ) 仏滅二千五百年祭典の盛大な実施。
- (ヘ) シンハリ語の公用語化に必要な立法措置の実施。(これはコテラワラ政権と同一方針)
- (コ) 行政制度の民主化。
- (サ) 必需物資の価格引下げ。

(9) 農、工業の増強と失業問題の解決。

そして、バングラナイケ新首相は「中共およびソヴィエトとの外交關係を樹立するが、セイロンはいずれのブロックにもはいらない。」と表明している。厳正中立主義的立場から、コテラワラ前首相の反共方針のゆきすぎを緩和した。すなわち特別保安局を廃止するとともに、中共訪問旅券下附を許可して、かつてのセイロンの政策を一変したのである。しかし、バングラナイケ政権の出現をもって、セイロンの「左旋回」と判定するのは早計といわねばならない。バングラナイケ自身容共主義者ではなく中立主義者であり、バングラナイケ内閣は、むしろ反コテラワラの立場から本来の中立主義へ復帰しようとしていると見るべきである。最近バングラナイケ政権がコテラワラ政権時代からの懸案であったアメリカからの経済援助を「ひもつきでない」という理由で、改めて受けいれているのもその一端を示すものであらう。

第四節 ビルマ

I ウ・ヌー政権の反共的基盤（反ファシスト人民自由連盟）

ビルマはインドとともに、政変がはげしく、不安定な他の東南アジア諸国に比較して、やや安定した政治を継続している。しかしカレン族や共産主義者のゲリラ隊などの武装反乱軍が残存しているために、国内治安はまだまだ完全ではない。しかしながらウ・ヌー(CU NC)首相は、「反ファシスト人民自由連盟」(Anti-Fascist

Peoples' Freedom League - AFPFL) を基盤とし、国民の絶対多数の支持を受けて、国内的には「福祉国家」の建設に意を注ぎ、國際的には中立主義外交を推進している。

もともとこの反ファシスト人民自由連盟は、日本軍に対する抵抗組織として結成された広汎な民族主義運動体で、一九四六年までは共産党をもふくんでいた。イギリスとの独立交渉の際に、それは社会主義者のグループと共産主義グループとに分裂したが、共産主義グループの武装反乱後は、明確な反共的態度を堅持している。一九四七年の制憲議會当時、ウ・ソー(U Saw)派の右翼によって、オン・サン(Aung San)・タキン・マヤ(Thakin Mya)派の反ファシスト人民自由連盟の指導者たちが暗殺されるにおよんで、反ファシスト自由連盟は、中道的、社会主義的性情を明確にしてきたのである。

反ファシスト人民自由連盟は、ビルマ社会党(Burma Socialist Party)・人民義勇軍黄色団(Peoples' Voluntary Organization Yellow Band)・青年団体、学生組織、婦人団体などから構成されて、その幹部は総裁ウ・ヌー首相、副総裁ウ・バー・スウェ(U Ba Swe)国防相、書記長ウ・チョウ・ニエン(U Kyeu Nyein)工業相である。

反ファシスト人民自由連盟の主力をなしているビルマ社会党は、一九三九年「人民革命党」として組織され、その後一九四五年にビルマ社会党となった(書記長はウ・バー・スウェ)同党はアジア地域における社会党のなかでは最有力で、「アジア社会党会議」の事務

局はラングーンに設置され、ウ・バー・スウェが書記長となっている。
はである。

人民義勇軍黄色団は、抗日運動時代にオン・サンが組織した私兵的人民義勇軍の後身である。この人民義勇軍は抗日戦終結後も、ビルマの独立運動に従事していたが、一九四八年の独立当時ウ・ヌー首相の人民義勇軍の解体および正規軍編成の提唱に反対して、白色団と黄色団とに分裂した。白色団はビルマ共産党と提携して武装反乱を起し、一時は辺境地区に政権を樹立したが、結局、失敗に帰した。一方黄色団は、ウ・ヌー政府に忠誠を誓って、反ファシスト人民自由連盟内にとどまったのである。

反ファシスト人民自由連盟の社会的基盤は「労働組合会議」(Trade Union Council)を中核とする労働者層、耕作農民、学生などで、幅の広い支持層をもっている。

なお野党における反共政党としては、地主勢力を中心とするバー・モー(Ba Maw)の右翼的な「貧民党」(Shin Ekka Party)がある。あるいはマバ党(Mahabata)とも呼ばれる)がある。(もつとも同党は表面的には左翼的政綱をかかげている)。そのほかミョッチト党(Myochit)、タキン・バ・セイン(Thakin Ba Sein)の「ビルマ民主党」(Burma Democratic Party)も野党右派に属する。しかしこれらの在野右派は、たとえば貧民党が一九五一年に左派の労働党、人民平和戦線と合流して「野党三派連合」を組織し、ついで一九五三年三月、ミョッチト党やビルマ民主党までも包括する「愛国連盟」として大同団結したかと思えば、一九五六年の総選挙に

際しては、ふたたび左右に分裂し、それぞれ「民族統一戦線」および「民族主義者連盟」として選挙戦を展開するなど、離合集散のにはなだしい状況である。

II 反ファシスト人民自由連盟の政綱、施策

反ファシスト人民自由連盟は、理論的にはマルクス主義を採択している。しかし、その手段達成方法はまさに漸進的、改良主義的であるといえる。ビルマ社会党書記長であり、国防相であるウ・バー・スウェは、かれの著「ビルマ革命」(The Burmese Revolution 1952)のなかでつぎのように述べている。

「社会党の指導原理はマルクス主義である。マルクス主義はドグマではない。マルクス主義者であることは、ロシアや中国の方式をそのまま受け入れることを意味しない。レーニンやスクーリンのやったことはロシアでの仕事であり、毛沢東のやったことは中国での仕事である。これらはロシアや中国の諸条件のもとでは正しいが、ロシアの方法が中国に適用されなかったと同様に、中国の方法はビルマには妥当しない。共産主義者はロシアの方法をそのまま受け入れようとしているが、われわれはそれと異なる。ソヴィエトや中国による教訓はくみとるが、実行はビルマの条件に応じてやってゆく。」

また反ファシスト人民自由連盟は、マルクス主義を採択しているとはいふものの、ビルマの国民八〇パーセントが信奉している仏教の存在を容認する態度をとっている。すなわちウ・バー・スウェは、この点について、「精神的面は仏教、物質的面はマルクス主義

を原理として、なんら不都合はない。」と語っているものであって、こ
こにも共產主義と相容れないビルマ社会主義の本質の一端をうかが
うことができる。

反ファシスト人民自由連盟はその政綱として

- (イ) 国民の品性陶冶。
 - (ロ) 教育の普及。
 - (ハ) 官界の刷新。
 - (ニ) 国土復興。
 - (ホ) 国際的中立の達成。
- を提唱している。

そして反ファシスト人民自由連盟は、漸進的社会主义政策を基調
として「福祉国家」建設の道を進んでいるために内乱がほぼ鎮定し
た一九五二年ビルマ政府は、「福祉国家計画」としてのピダウタ計
画(Pidawtha Plan)作成のための会議を開催して

- (イ) 地方分離。
- (ロ) 民主的地方行政。
- (ハ) 農業および農村復興。(五カ年)
- (ニ) 経済開発。(八カ年)
- (ホ) 土地国有化。
- (ヘ) ビルマ連邦内の後進地域開発。(五カ年)
- (ロ) 住宅建設。(一カ年)
- (ハ) 運輸、通信の整備。(三カ年)
- (ニ) 教育の普及。

(イ) 保健、医療施設の整備
の十項目にわたる大規模な計画を樹立した。

ビルマ開発計画の全般的目標(一九五〇—五一年度価格)

総国内生産	一九五〇 (A)	一九五二 (B)	一九五五 (C)	C A	C B
一人当り生産	五三三	五三九	五三三	一〇四%	一七八%
一人当り消費	二〇六	二一〇	二二四	一〇九%	一五二%

III ビルマ政府の反共政策と外交政策

ビルマ政府のビルマ共産党に対する態度は、独立達成の直前共産
党(白旗)が提議を申しでた時期には動搖を示したが、共産党が「ウ・
ヌー・アトリ」条約に反対して武装反乱に走ってからは、明確な反
共政策を維持している。すなわちウ・ヌー政府は武力討伐を進める
かたわら、反乱兵の投降を勧告し、さらに反共政策の効果をもげる
ために、農村工作と宗教復興に重点をおいている。たとえばウ・ヌ
ー政府はビルマ共産党の土地改革の無計画性を暴露するとともに、
他面では

- (イ) 土地改革実施までの地代軽減。
- (ロ) 土地配分への農民参加。
- (ハ) 農民負債の緩和。
- (ニ) 農業金融の普及。

(4) 農産増資の奨励。

(5) 土地の無償分配。

(6) 農民の政治的参加

などを公約して農民の把握に努めると同時に、国民の大多数が仏教徒であるところから、世界平和のための仏塔の建立、仏典の改訂、仏教大学の拡充、世界仏教大会の開議などを計画して、間接的に民心を防共線に指導しようとしている。

つきに外交政策においても、独立直前ないし直後の時期には、国内的不安も手伝って、ビルマ政府の方針は右往左往したが、いちおう国内治安の回復を見た一九五二年ころからは明確な中立主義の路線を進むようになった。すなわち同八月ウ・ヌー首相はつぎのように述べている。「われわれは、大國の弟子」として、あるいは、政治的ブロックの新星國として行動するという考えをそれ自体に戦慄を感ずる。……中立主義を維持するためには、つぎの四つの点が根本的に必要である。(1)どのような事件でも是非主義で臨むこと (2)できるかぎり、すべての國と友好關係を結ぶこと (3)政治的に紐つきでない援助ならば、ビルマの主權を犯さないかぎり、これを受けいれること (4)われわれから援助をほしがっている國には、極力援助を与えること、これである。」右の言葉こそは、まさにビルマ外交の中立主義の宣言にほかならない。

ウ・ヌー政府が中共の関連加盟問題、朝鮮およびインドシナの休戦問題について、インドのネール外交に同調し、また国内殘留國府軍の撤収を強硬に要求したのも、こうした中立主義の立場によるも

のである。

IV ウ・ヌー政権の將來

アジアの精神としての仏教とマルクス主義にのつとる社会民主主義との結合が、どのようにみえるかは、いまだ明確ではない。しかし問題は結局、ウ・ヌー政府が、共產主義の温床ともいふべき「貧困」をその意欲的な「福祉國家」建設計画によつて、どのように解決してゆくにかかっているといわなければならない。

一九五六年四月におこなわれた総選挙の五月末現在までに判明した結果は、次表のとおりである。

政 党 名	議 席 数
反ファシスト人民自由連盟	一四四
その他の与党派	二五
民族統一戦線（野党左派）	四六
民族主義者連盟（野党右派）	一
アラカン独立グループ	一
シアン統一戦線	一
独立諸派	一一

与党側の圧倒的勝利を示している。これはビルマ政府の施策が逐次成功を収めていることを裏書きするものであらう。

第五節 マライ

I マライ連邦政府の基礎

東南アジアの要衝マライにおいても、第二次世界大戦後アジア諸民族の独立につれて、マライ人の独立要求の声は、ようやく高まりつつある。人口数においてマライ人に匹敵するマライ在留中国人も、また在留インド人も、それぞれの言語、風俗、習慣の差異を超えて、マライ人とともに独立への努力を続けている。しかしこれらの三民族の協調という問題は、けつして単純ではない。それは混合民族国家としてのマライの将来における大きな課題である。

第二次世界大戦後イギリス政府は、マライ人を中心とするマライ諸民族の独立要求に応じて、マライに漸進的自治を与える方針をとっている。すなわち一九四六年四月イギリスは、軍政を廃止すると同時に、「マライ連合条例」と「シンガポール条例」とを公表したが、各土院固からの反対のために、一九四八年二月マライ連合を「マライ連邦」に切り換えた。これにもとづいて、マライ連邦にはイギリス高等弁務官が特派され、シンガポール直轄地にはイギリス総督が派遣された。マライ連邦政府は、高等弁務官、連邦行政評議会、連邦立法評議会から構成され、立法議会は少数議員のほか、とくに五十名の議員がマライ在留諸民族のために比例的に割りあてられている。この立法議員のうち十一名が行政委員として内閣閣僚の形で、行政各部門を担当することになっている。しかし、高等弁務

官は拒否権を有し、国防、外交はイギリス政府の手に握られている。(シンガポールの政府構成もはこれに同じである。)

ついで一九五三年七月イギリス当局はマライ民主政治制度を導入するために、「連邦選挙委員会」を設置し、その翌年二月選挙制度の主要を発表して、四十五名の任命議員のほかに、一般選挙によって、五十二名の議員を選出することとなった。(シンガポールも同様である。)かくて一九五五年四月にはシンガポールで、同七月にはマライ連邦で、それぞれ第一回の総選挙が施行された結果、シンガポールでは、中道派や左派の「労働戦線派」が進出し、マライ連邦では、統一マライ国民組織 (United Malay National Organization - UNINO) マライ華僑協会 (Malayan Chinese Association - MCA) およびマライ・インド人会議 (Malayan Indian Congress - MIC) の「三派連合」が勝利を博した。マライ連邦の三派連合は、封建的、商業的勢力の結合と見られる点がないでもないが、その政策はシンガポールの労働戦線派とともに、マライの完全自治を主目標としている。しかもこの三派連合は内閣組織後、その選挙公約にもとづいて、非常事態宣言の撤廃あるいはゲリラ戦の終結などの内的諸問題の処理を急ぐとともに、イギリス政府に対して、マライの完全自治の早期実現の交渉を進めつつある。

II 反共対策の積極化

戦後イギリスとマライ共産党との関係は急速に冷却していったが、もちろんこれは労働運動を激化させる結果となった。ことに

マライ連邦独立後における党活動は、国際共産主義の工作が攻勢的になるにおよんで、これに呼応して活発化していったのである。

シンガポールでは一九四八年一月の港務罷業をきっかけに、その余勢は他の産業部門に波及し、やがてマライの各地にも蔓延した。そこでマライ連邦政府は労働組合法を改正し、党の外郭組織である「汎マライ労働組合連盟」(Pan-Malayan Federation of Trade Union - PMFTU)の支配力を排除する目的をもって、労働組合の連合制を同種産業間に制限し、また犯罪者の労働組合立ちりを禁止した。このことからマライ共産党は武装叛乱の決意を固め、黨員はしだいにジャングル内に潜行しはじめ、党の活動も罷業や示威運動からテロ行動へと移行して、社会不安を倍増した。ところで一方の武装蜂起に関する情報を手にしたマライ連邦政府は、同年六月、非常事態宣言をおこない、シンガポール政府もこれと同一行動をとった。この緊急令の布告によって党の諸支持団体は禁止され、黨員の逮捕や武器の押収がおこなわれた。非常事態宣言によって、マライ連邦政府は正規の裁判の手続きを経ずに、被疑者を投獄する強硬手段にでたのである。

イギリスは共産ゲリラの武力掃蕩に、本固軍、連邦軍、警察隊および約二十万名の自警団などを動員し、近代火器を駆使しつつ、反徒をジャングルの奥地に圧迫した。一九五一年十月、ガーネイ(Henry Garney)高等弁務官が、ゲリラ戦に路上襲撃を受けて殺害され、そのあとに着任したテンブラー將軍(Gerald Templer)は、高等弁務官をも兼任して、共産ゲリラの掃蕩を強行し、大いに

成功を収めた。それは軍事攻撃の強化とともに、つぎのような骨子の「ブリッグス・プラン」(Briggs Plan)と呼ばれるゲリラ孤立化政策に負うところが多い。

(i) 軍隊および警察駐在地点の連絡を強化し、統一司令によって地区ごとに掃蕩作戦を敢行した。また勧告に力を入れ、投降者を特別行動班に組織して、共産ゲリラに呼びかけた。

(ii) ジャングル周辺に定着している開拓民を「保安地域」に強制移住させ、新村を設立して種種の便宜を与え、同時に、自警団を組織させた。

(iii) ゲリラ出没地域においては、住民の食糧、その他物資の移動、購入、貯蔵、消費について厳重な統制監視をおこない、ゲリラ部隊に対して住民が情報や食糧を供給援助するのを遮断した。

こうした計画によって、新村に移住した開拓民は約五十万名にのぼり、五百カ村が新設されている。

しかし軍事行動に要するイギリスおよびマライ政府の負担も莫大であり、一九五四年マライ連邦政府の直接経費だけでも、約二億八千万海峽ドルに達し、新村建設にも毎年約三千万海峽ドルを支出している。

III 大赦令と和平会談

一九五五年七月のマライ連邦総選挙に大勝した統一マライ国民組織、マライ華協、マライ、インド人会議の三派連合の指導者トウング・アブドゥル・ラーマン(Tungku Abdul Rahman)は、

ただちにマライ連邦首相に就任し、マックギリグ・レイ (Donald Macgillivray) 高等弁務官、レンノックス (Rennox) 植民相およびイギリス軍現地最高幹部を説得して、同年九月八日共産ゲリラ隊員に對する「大赦令」を發布した。(シンガポールのマーシール首相もこれに同調した。) ラーマン首相はその公布にあたって

(イ) 大赦はマライ共産党を公認し、あるいは党として交渉の用意があることを意味するものではない。

(ロ) 投降者は、マライ連邦に對する忠誠ならびに共産党との絶縁を誓約することによって、過去の行動について追求され、処罪されることなく、一般市民としての生活を容認される。

(ハ) 投降者の身柄は、治安部隊および警察によつて保護されるという条件を提示した。

これに對して九月二十七日マライ共産党中央委員会から、ラーマン首相およびマライ華僑協会代表チェン・クン・ロック (Chen Tan Lock 陳顯祿) にあててつきの連絡交渉がおこなわれた。

(イ) マライ共産党は即時停戦、非常事態終結ならびにマライの早期独立の問題について各政党と話し合う用意がある。

(ロ) 右会議準備のために、代表一名をクアラランプールの三派連合本部に派遣する。

(ハ) 会談はラーマン首相、チェン・クン・ロックおよびマライ党書記長陳平 (Chan Peng) のあいだでおこなわれるべきである。そこでラーマン首相は、イギリス植民地当局、三派連合幹部およびシンガポール首相などと協議して、会談に應ずることを決定し、

マライ共産党側とも再三連絡ののち、ようやく十二月二十八、九日の二日間タイ国境に近いバリン村の一学校内で双方の会談が進められたのである。

この会談においてマライ共産党代表陳平は、共産党の公認ないし共産党以外の名目による政治活動を容認するよう要求した。これに對してラーマン首相側代表は、大赦令発表当時の条件を堅持して、マライ共産党の政治活動不許可方針をくずさず、党員はすべて政府の忠誠審査を受けることを主張し、ただ中共へ帰還を希望するものだけについては、忠誠審査を免除することを認めた。そこで忠誠審査が降服を意味するものであり、共産党員は最後の一人まで降服するものではないと強く反論する共産側と真向から対立し、会談はついに決裂してしまつたのである。

会談決裂後マライ連邦政府は、それまで期限をきらなかつた大赦令の有効期間を一九五六年二月八日かぎりで打ちきくことを声明し、期限までに投降するようしきりと勧告宣伝したが、大赦令公布後の投降者はわずかに二十名程度にすぎず、期限までの大量投降は期待されない。

ラーマン首相は一九五六年初めロンドンに赴き、一九五七年八月までにマライ連邦の完全自治を達成する目標のもとに、イギリス政府と交渉を開始している。この完全独立の宿願が達成された際には、マライ共産党の解放運動の論拠は消滅し、解放闘争にいちおうの終止符が打たれることになるであらう。しかしマライ連邦の独立にしても、またシンガポールの自立にしても、イギリスと

の交渉において、なお国防、治安問題その他の点で、折衝の余地を残し、今後の協議を待たなければならぬ。しかもマライの政治的将来においては、共産ゲリラ対策ばかりでなく、その複合社会に内在するコミニナリズム（宗団主義）、さらにマライ連邦とシンガポールとの統合などの諸難問を控えているだけに、これらの障害を克服して、解決の道を打開するのは、そう容易なことではないであろう。

第六節 タ イ

I 反共ピン政権の基盤

タイは永く独立国の地位を堅持し、かつ仏教国の典型である。したがってその精神的支柱からいえば、共産主義運動が浸透する余地は少いわけである。それにもかかわらず、タイは共産主義者の亡命地として利用され、その結果中国人を中心として共産主義勢力が扶植されている。

最初タイ政府は対共措置を口実にして、経済的地盤を蚕食する華僑の制圧を目指す程度であったが、東南アジアの共産主義運動の伸長ともなつて、ようやく反共政策を積極化した。とくに一九三二年六月立憲革命が施行され、武断派が主導権を掌握するにおよんで、タイの反共的立場はますます顕著となった。ついで一九三八年十一月ピン（Phak Phai Songkram）首相が軍部独裁制を実現するや、同種主義の旗頭と相まって、タイの反共主義はいちだんと鮮

明化し、さらに日泰攻守同盟による対日接近を契機として、その反共的性格はますます強まっていた。

しかるに、第二次世界大戦後武断派が退き、文治派が政権を担当するにいたつて、タイも対ソ外交の再開および国際連合への加入、その他の国際的配慮からおのずから反共主義の緩和をよきなくされ、一九三三年の共産主義取締法さえ廃止することとなった。そして、中共の躍進にともない、タイの対華僑政策までも友好的に変更されたのである。

ところがその後一九四八年四月ピン首相が再登場して独裁政治を確立し、また国外においては東南アジアにおける共産主義勢力の比重が加わるにおよんで、ふたたび反共的方向に前進するようになった。

今日のピン内閣は第七次のもので、その政治力も過去の底力を回復し、陸軍と警察との協力をえて安定している。その唯一の不安は陸軍と警察との調整いかんにあるが、それもピン首相の政治力によつて、閣僚の大部分が軍人であるにもかかわらず、現在のところ破綻の心配はない。しかもタイは立憲君主制を保持し、内閣は国王によつて任命され、枢密院は権能にとほしく、国会には官選議員制（議員総数二百四十六名のうち、百二十三名）が設けられて、内閣の自由採擇の道もおのずから開かれている。それに官選議員と同数の民選議員にしても、そのうち約八十名は、ピン政府の与党であるセリ・マナガシラ（Seri Managathira 自由）党に属している。もともとタイでは一九四六年五月の憲法改正によつて一時は

政党の結成も見られ、諸政党の分立が現われたがそれぞれの政治綱領も明示されず、政党活動はおよそ低調であった。それらの弱い政党すら政党政治の弊害を理由に、一九五一年以来禁止されているほどで、ピブン政権の立場は独裁的に安泰であり、これという動揺もなく、反共主義を堅持しているわけである。

II ピブン政府の政綱

ピブン政府は実際的には独裁政治を実施し、反共政策を強行しているが、いちおう表面的には民主主義を表明し、民生の安定を主張している。しかしピブン首相ほか各閣僚が軍人ないし警察官出身であるために、その政綱もいさおい反共国粹主義のもとに、国防の強化と経済の自立とを基調としている。ピブン政府はこの政綱を実現するために、アメリカ、イギリスから軍事援助を仰ぐ一方、アメリカや世界銀行から経済援助を受けているが、この外国援助を利用して、軍備を充実すると同時に、産業を増進して、華僑の経済的地盤をきりくずそうとしているところに、その特異性が見られる。現にピブン政府は反共即華僑締め出しの立場から職業の制限、入国の取締り、国籍法の改正、土地改正法の制定さらにタイ人自身の資源開発の促進などを政綱の主眼として、それぞれ実施しているほどである。

ピブン政府の対外政策は国際連合第一主義であり、それにのつとって自由主義陣営の諸国と親交し、それらの諸国と協力して経済開発および軍事拡充をはかる方針をとっている。とくに国防的見地

から一九五四年九月東南アジア条約機構に参加し、これによって国際共産主義の脅威から自國を防護しようとしている。

もちろんタイは反共主義の旗をかかげ、親アメリカ主義に傾いてはいるが善隣政策にも意を注ぎ、一九五四年十月コロンボ計画の受益國となり、東南アジア諸國とも條交している。(首都バンコックにはエカフェをはじめ、九つの国際機関の本部ないし事務局がある。)なお反共路線を追求しているタイではあるが、つとに一九四六年十二月ソヴィエトとの外交関係をも回復している。しかし中共に対しては、その東南アジア赤化攻勢の危険にかんがみ、あらゆる防衛措置を講ずるとともに、いたずらに中共を刺激することを避けているが、いまだに國交を開いていない。

III 反共措置の強化

一九五二年十一月十三日タイ政府は「反共法」を議會に提出し、百三十票對二票という圧倒的賛成のもとにこれを可決し、その翌日からこれを實施した。それによれば共産主義運動は、事実的に封殺されている。しかもタイ治安當局は共産分子の大檢舉を断行し、華僑および華字新聞に関する取締りを厳重にする一方、不良華僑の入國禁止および就職制限、さらに華僑学校に対する監督の強化、はては華僑が多く加入している労働組合の弾圧を決行了した。かくてタイにおける赤化運動は、公然面ではまったく影を見いだせなくなったのである。

そればかりでなくタイ政府は、反共宣伝ないし啓蒙についても

積極工作を進め

- (4) 反共心理戦術の訓練。
- (5) 民主主義と共産主義との相違点の解明。
- (6) 共産主義の分析。
- (7) 共産党の残虐行為および侵略政策の暴露。
- (8) 反共行動の指導。
- (9) 赤色地下組織の監視方法。
- (10) 共産主義浸透に対する防止方式。

その他に關して訓示を与えるとともに、「國粋主義委員會」を設けて、あくまでタイを赤化の波から守ろうとしている。さらにこれらの防共政策と平行して、国内治安体制増強のために警察制度を拡充し、また周辺諸國の赤色勢力の伸長を憂慮して、非常事態發生にそなえる戒嚴令処置を用意するなど、万全の破防対策を講じているのである。

したがって今日のところピブン首相の独裁政治が動揺しないかぎり、タイにおける共産主義者は地下に潜行する以外に、まったく活動の余地が残されていない。しかしタイの悩みは赤色分子の主体がタイ人自身ではなく、中共支持の華僑であるところにある。タイでは共産主義が「メイド・イン・チャイナ」と呼ばれているほど、中共との關係が深いだけに全人口の約二〇パーセント以上を占める華僑の存在は、経済的立場からばかりでなく、政治的観点からもつねに警戒しなければならない問題となっている。

IV ピブン反共政権の将来

ピブン政権はその軍事的独裁主義を長期にわたって持続してきたにもかかわらず、目下のところ破綻を示していないように見える。事実現在、ピブン政権に対する野党的存在は、反政府系のクワン・アパイウオン(Khuang Aphaiwong)によってひきいられる文治派のプラテフチバト(Pachachin 民主)党のほかにはチャオ・ナー(Chao Nah 農民)党、「セクノーン(Seia Kohn 経済人)党などがわずかに数えられる程度である。しかもブリディ・パノムヨン派の「自由タイ」運動も、一時うわさされたほどの動きを示しておらず、ピブン内閣の周辺は表面的にはほとんど擾乱もなく安定している。

それにピブン首相にしても、たんに独裁政治に陶醉しきっているわけではなく、一時は農民および労働者階級の要求に応ずるために、イギリスの労働党のような政治組織を構想したほどで、最近も、共産主義根絶政策のゆきすぎに対する批判を警戒して、民主化の方向を考慮している。したがって輿論としては官選議員制の廃止を要求する声があげられているにしても、タイの政情は不安定ではない。しかも経済の順調、生活水準の向上、食糧の増産、教育ならびに医療施設の拡充、その他によつてタイの国民大衆の諸条件はおおむね好転してきているため、ピブン政府の反共態勢は、いさう成功を収めている。それに仏教が國教的地位を占め、全人口一千七百四十四万三千名のうち一千六百四十二万名以上が仏教徒であり、その信仰系統が小乗仏教であるだけに、タイ人に対する共産主

義の浸透は容易ではない。さらにもともと東南アジアでは、古くから独立を維持してきた唯一の国家であるタイにおいては、反帝國主義ないし反植民地主義の口実も抑えやすく、したがって反共主義に對する摩擦も少いわけである。かくてタイはビバン首相の独裁政治のもとに、東南アジアにおける最強の反共軍として存続し得てゆくであらう。

第七節 インドネシア

1 反共勢力の分布

一九四五年八月十七日独立宣言がおこなわれた当時のインドネシアは、「インドネシア国民委員会」(Komite Nasional Indonesia Poesat) という親党派の組織をもって中央機関としていた。しかしこの機関は旧主権国のオランダから非民主的、ファシシ的であるとして攻撃された。そのため副大統領ハッタ (Mohammad Hatta) の主張によって、同年十一月政党結社の自由が認められるにいたり、種族、宗教、思想、独立闘争経歴、個人的感情などを反映した百余の大小政党が出現した。これらの多数の政党は独立後一か年間に離合集散をくりかえしてきたが、そのうち共產主義を表明する政党以外の政治勢力を分類するとつぎのとおりである。

宗教的立場の政党

- (4) マジャヒス党 (Majelis Suro Muslimin Indonesia Masjumi)

- (4) ナフダトゥル・ウラフ (Nahdlatul Ulama - NU)
(5) インドネシア回教連盟党 (Partai Sarikat Islam Indonesia - PSII)
(6) 回教教育党 (Partai Islam; Perguruan Tarbiya Islamiya - PEII)
(7) インドネシア・キリスト教党 (Partai Keristen Indonesia; Parkindo)
(8) カトリック教党 (Partai Katolik - PK)
民族主義的立場の政党
(9) インドネシア国民党 (Partai Nasional Indonesia - PNI)
(10) 大インドネシア党 (Partai Persatuan Indonesia Raja - PIR)
(11) 大インドネシア党 (Partai Indonesia Raja - Parindra)
(12) 国民民族党 (Partai Rakyat Nasional - PRN)
(13) インドネシア人民党 (Partai Rakyat Indonesia - PRI)
(14) 人民民主党 (Partai Demokrasi Rakyat - Eanteng)
(15) インドネシア民族党 (Partai Kedangsaan Indonesia - Parkindo)
(16) 人民神聖党 (Partai Kedaulatan Rakyat - PKR)
(17) インドネシア国民連盟党 (Partai Sarikat Kerhajian Indonesia - FSKI)
(18) インドネシア農民党 (Partai Tani Indonesia - PTI)
(19) これらのうちインドネシア共産党 (Partai Komunis Indonesia - PKI) をよくわ主要な社会主義系の四政党に対して、とくに対立

的であり、反共的であると認められる政党は、イスラム教やキリスト教を基調とする政党および一部の急進的な民族主義政党である。

もちろん民族主義を基調としてはいるものの、あえてマルヘニズム (Marxism) 大衆主義) を提唱するインドネシア国民党またインドネシア共産党と感情的に対立して、別道を歩むインドネシア社会党 (Partai Sosialis Indonesia - PSI) など、それぞれある意味では反共的であるともいえるが、インドネシアで反共主義を鮮明に打ちだしている政党は、インドネシアそれ自体の宗教事情を反映して、とくに回教系諸政党である。この場合純粹の政党的存在ではないが、回教勢力の一斑を支担する急進派のダフル・イスラム (Darul Islam) の運動も無視すべきではない。さらに同じく宗教的政党であるキリスト教系諸派も、反共的態度において積極的である。

II 反共勢力の主軸としての回教諸政党

(1) マシユミ党

マシユミ党は一九四五年十一月七日に結成され、結党後一年たらずのうちに、インドネシア国民党の規模を凌駕するほど強勢となり、インドネシア最大の政党となっている。もちろんこのマシユミ党は日本軍のインドネシア占領中軍政当局が宗教統制のために組織した同名の「マシユミ派」とは別個の存在で、ただその結党にあたって当時の既存組織の若干を利用し、またこの名称を踏襲したにす

ぎない。

最初マシユミ党は日本軍の肝いりによるマシユミ派に強制的に統合されていた非政治団体としての回教団体、たとえばムハマディヤ協会 (Muhammadiyah) ナフゲトッル・ウラマや、また回教政治団体としてのインドネシア回教連盟をも包含していた。したがって、マシユミ党は有力な非政治的回教系社会団体の支援、とくに村落の宗教指導者の支持をえて、未組織的回教大衆を糾合することに成功し、全国教徒の政党として発足した。事実、それはジャワ、マドゥン、スマトラの回教指導者のはほとんど全部を集結し、またインドネシアの商、工中産階級の大部分と多数の地主層とを吸収していたのである。しかるにまもなく党内に宗教社会主義者ムハンマッド・ナシル (Muhammad Nashir) やシャフルッディン (Shahrudin) などを指導者とする近代一派 (都市や農村の青年進歩派やムハマディヤ協会派など) と、旧ナフゲトッル・ウラマならびに保守派とのあいだに対立が起った。その結果一九五二年後半ナフゲトッル・ウラマの離脱、インドネシア回教連盟派の分離を見るにおよんで回教系の政党は四党に分派することとなった。

かくて現在のマシユミ党は党組織としてはそれほど強靱でなくなつたともいわれている。しかしその党勢も一九五〇年度の地方支部六百三十二カ所、登録黨員約二万五千名から、一九五三年度には、地方支部千六百十二カ所、登録黨員約七万名とかんがりの増大を示している。現在の党幹部は前記のムハンマッド・ナシル総裁のほか、第一副総裁スキマン (Sukiman Wicandjono)、第二副総裁カス

ン) (Kasnan Singodimedjo)、事務総長タウフィクルラーマン (Taibquirrahman) である。

なおマシム党の外郭団体として、インドネシア回教労働組合連合 (Sarikat Buruh Islam Indonesia-SBII) がある。これは回教の立場から階級闘争に反対している有力な反共労働団体であるが、加盟員は数万名にすぎない。

(2) ナフダトゥル・ウラマ

ナフダトゥル・ウラマは、一九二六年スラバヤにおいて熱心な回教徒によつて組織された政治的教団で、主として東部ジャワを地盤として勢力を拡げている。この政党は回教の近代化に対抗して、正統派的伝統主義の存続を主張するいわば狂信的宗教グループである。(前記のようにこれは日本軍のインドネシア占領中マシム派に統合されていたものである。)

ナフダトゥル・ウラマが政党的傾向を示しはじめたのは、一九四五年八月の日本軍降伏以後のこと、最初マシム派の政党化に同調してこれと合同し、マシム党内の保守派として活動していた。ところが、そのうち進歩派のムハマディヤ協会系と党の指導権をめぐって対立し、一九五二年ついに離党して新たにナフダトゥル・ウラマという政党を組織したのである。

現在ナフダトゥル・ウラマの党勢は急激な伸張を見せている。その主要な支持団体には、ナフダトゥル・ウラマ回教徒婦人会 (Muslimat Nabdatul Ulama-MNU) およびナフダトゥル・ウラマ青年会 (Pertaman Nabdatul Ulama-PERTANU) があり、

それぞれの浸透力も狂信的に強固である。現在の党委員長はマシムクル (K.H. Masjkur)、党副委員長はイダム・ハリド (H. Idam Chalid) である。

(3) インドネシア回教連盟党

インドネシア回教連盟党は、インドネシアの民族運動の歴史とともに活躍してきた古い政党で、一九一一年回教教徒の社会的、経済的地位の向上を目的として、ハジ・サマヌディ (Hadj Samanhudi) の指導のもとに、ソロに結成された回教商業協会 (Sarikat Dagang Islam) をその母胎としている。すなわち一九一二年回教商業協会、政治活動のために回教協会、つまりサリカット・イスラム (Sarikat Islam) と改称し、一九一五年には黨員約三十万名を数えるにいたつた。この回教協会は、漸次革命的傾向を示すようになったが、一九二三年左派が離党してサリカット・ラヤット (Sarikat Rakyat) (人民社) を創立した。この分裂によつてサリカット・イスラムの党勢は急激に衰退した。かくて一九二九年にはその党名も現在と同名のインドネシア回教連盟党と変更されるにいたつた。

ところが日本軍のインドネシア占領によつて、党結社の自由を奪れた回教徒は、「三A運動」(アジアの光日本、アジアの母体日本、アジアの指導者日本の普及運動)、「プートラ運動」(Putra Tenaga Rakyat-Posera 民衆総力結集運動)、「ジャワ奉公会」などの官製運動のもとに、回教統制団体としてのマシム派に参加することをよぎなくされた。そのうち日本軍の降伏にともない、政

党結社の自由を回復すると、前述のように、同年十一月回教徒の大開団結体としてのマシム党が結党されたが、一九四八年オランダとの休戦協定をめぐる党内の内紛から、インドネシア回教連盟党はこれと決別したのである。

インドネシア回教連盟党は、現在、党公認支部百七十一カ所、準公認支部百六カ所を擁し、その登録黨員は約八万名と推定されている。党委員長はアンワル・チョクロアミノト (Anwar Tjokroaminoto)、党副委員長はシヤブディン・ラティエフ (Shahudin Latief) である。

(4) 回教教育党

回教教育党は、スマトラの回教徒によって一九三〇年プキティンギで組織され、党史も古い。しかし現在の党は、終戦後一九四五年十二月、改めて再編成されたものである。黨員は約百万名といわれ、有力なイスラム教徒の政治勢力をなしている。現在の党主席はシラジュディン・アッバス (Siradjudin Abbas) である。

(5) ダルル・イスラム

ダルル・イスラムは厳密な意味における政党ではなく、西ジャワの回教狂信派が戦時中から保守的農民を糾合して勢力を育成し、戦後の一九四八年五月にいたって、回教導師 (イマーム Imam) カルトスヴィルヨ (S. M. Kartosuwiryo) を首領として組織された過激主義の政治団体である。その名称も政教分離主義に對抗して「インドネシア回教国家」(Negara Islam Indonesia) の建設を目

標とするその運動にちなんで命名されている。(ダルル・イスラムは「回教団」ないし「回教国」にも通じ「イスラミスタン」Islamistan 回教立地ないし回教国を意味する。)

このダルル・イスラムは、通称パダイ (Pahawan Darul Islam - PADI) という軍隊を擁し、単に反オランダ運動ばかりでなく、反インドネシア共和国運動を展開して、一時は仮政府を樹立したほどである。しかも一九五三年九月北スマトラでも、ダルル・イスラム教派のトング・グウド・ブル (Tengku Daud Buruh) を指導者とする回教狂信派は、アチエーを中心として反乱し自治政府の樹立を宣言している。こうした事情からもダルル・イスラム運動は、侮りがたい潜勢力をもつ過激な宗教的民族主義運動の典型であるといえる。そして、この一派は暴力主義に訴えて回教主義の国家を熱求しているだけに、その反共的性格はきわめて狂熱的である。

III 反共勢力としてのキリスト教諸党

インドネシア・キリスト教党は、一九四五年十一月ジャカルタで結成され、現在の黨員は約三十二万名程度といわれている。党総裁はレイメナ (J. Leinena) である。もう一つのキリスト教勢力であるカトリック教党はつとに一九二三年ごろから組織されたカトリック教団を母体とするもので、一九五〇年八月からは公然と政党の形で発足した。現在はカシモ (I. J. Kasimo) を党総裁に選任している。

IV 回教諸政の政綱

(1) マシユミ党

マシユミ党の政綱は回教を原理とする。したがって、党是は回教の信託を基調とし、党の目的は回教の教義をインドネシアの国家、社会および個人の生活に実現するにある。党は、この目標を達成するために

(イ) 政治闘争を通じてインドネシア回教徒の政治に対する知識を深め、その地位の向上に努めること。

(ロ) あらゆる分野を通じてインドネシアの回教徒を組織し強化すること。

(ハ) 回教の教義にもとづく信仰、人道主義、社会政策、友愛ならびに平等の権利による人民の生活を実現すること。

(ニ) 共同の利益のために互敬による諸党派との協同を促進すること。

などの諸項目をにかけている。

さらにマシユミ党の闘争綱領を各部門別施策について見ると、つぎのとおりである。

政治制度改革政策

(イ) 共和国形態の法治國家の完成。

(ロ) 信教の自由の実現。

(ハ) 政府機関の整備。

(ニ) 二院制人民議会の設置。

(ホ) 人權の尊重。

經濟政策

(イ) 計画經濟、国有化の実施。

(ロ) 外資導入の促進。

(ハ) 農、漁民対策の推進。

(ニ) 土地改革の実施。

(ホ) 中産階級の確立。

(ロ) 特殊銀行の設置。

(ハ) 税制の整備。

社会政策

(イ) 労働賃金の引上げ。

(ロ) 労働組合の強化。

(ハ) 社会改革の推進。

(ニ) 独立闘争犠牲者の援護。

(ホ) シアラ農民の佃島への移住促進。

(ロ) 婦人の地位向上。

文教政策

(イ) 文教の振興。

(ロ) 青年対策の推進。

なお対外的には、西イリアン（オランダ領西ニュー・ギニア問題）の解決をにかけている。

(2) ナフダトゥル・ウラマ

ナフダトゥル・ウラマの政綱は回教を党是とし、党の路線として

は、社会に回教の規律を普及するために、

- (イ) 出版物、講習会による回教の浸透。
- (ロ) 回教の教育および学習の水準向上。
- (ハ) 回教徒相互の連絡の緊密化。
- (ニ) 回教徒に対する国家意識の高揚。
- (ホ) 回教社会実現のために他の団体との提携強化。
- (ヘ) 政府、議会、社会各方面への党綱領の徹底化などの政策を標示している。

(3) インドネシア回教連盟党

インドネシア回教連盟党の政綱は、回教の基盤に立つ国民大衆政治運動を基本とする。この基本政綱にもとづいて、国民の社会的、経済的、政治的地位の向上と文化の高揚とを唱え、党の指導精神としては宗教のための政治がとりあげられ、政治のための宗教の立場はとられていない。党政策の方針の大意は

- (イ) 回教徒の統一。
- (ロ) 民族の自由解放。
- (ハ) コーランが明示した民主主義にのつとる政府と国家との建設。
- (ニ) 国民主権にもとづく協同主義経済の確立。
- (ホ) 国民の社会生活における平等主義の堅持。
- (ヘ) 自由独立の完成などである。

(4) 回教教育党

党の政綱は回教主義であり、回教勢力の拡大を意図している。

V マシユミ党の対共態度

インドネシア政界は一九五五年の総選挙の結果、インドネシア共産党をのぞく三大政党すなわちインドネシア国民党、マシユミ党、ナフダトゥル・ウラマの提携が実現するまでは、回教政党と民族主義ないし社会主義政党との対立をはらんで推移していったといつてもけつして過言ではない。

ことに独立宣言後の混乱のさなかにおいて、すでにマシユミ党および回教諸派とインドネシア共産党との確執ははげしく「マディウン反乱事件」の前後はその極に達した。たとえば一九五〇年およびその翌年のマシユミ党領袖ナシールやスキマンの両内閣は、インドネシア共産党が指導する罷業ないし小騒乱をことごとく弾圧した。しかしマシユミ党を中心とする回教諸派の陣営内においても、ナシールがひきいる宗教社会主義派と、ナフダトゥル・ウラマ系保守民族主義派との対峙、さらに分裂が現われてとかく反共態勢が乱れがちであつた。それにもかかわらずマシユミ党とインドネシア共産党との闘争は熾烈をきわめた。マシユミ党がインドネシア共産党のバンブ・ルンティン (Bambu Runtjeng) など左派過激派に対する支持を非難すれば、これを受けてインドネシア共産党はマシユミ党がダラル・イスラムなどの回教徒過激派と結託している点を攻撃して、互に応酬を続けた。かような両党の抗争はついに一九五二年、ウイロボ (Wirobo) 内閣の時代にスマトラ北東海岸地方にお

ける旧オランダ人所有エステート農地の返還をめぐる農民と政府との紛争において、前者を支持するインドネシア共産党と後者を支持するマシュミ党との闘争となつてとりわけ白熱化したのである。

一九五三年インドネシア国民党とインドネシア共産党との協力によつてアリ・サストロアミジョ (Ali Sartono, i. o.) 内閣が成立するとともに、この両党に対するマシュミ党の抵抗はますます激化し、一九五五年の総選挙準備に関連して、極度の対立にまで発展した。しかし西イリアン問題に関しては、マシュミ党にも、インドネシア共産党との提携の気配が認められ、一九五四年九月スラバヤにおいて、マシュミ党の西部ジャワ支部長であり、インドネシア反共戦線議長でもあるイサ・アংশェリ (Isa Anshari) が、その可能性について新聞発表をおこなつたほどである。

一九五五年九月の総選挙で、約二百にも達する政党、団体および無所属派がインドネシア国会の議席二百六十を争つた結果、回教系の二政党が約二千九百万票のうち約千三百四十万票を集め、総選挙の前後においてマシュミ党、ナフタトゥル、ウラマあるいはインドネシア回教連盟党が表明していたとおり、結局インドネシア共産党をのぞくインドネシア国民党、マシュミ党、ナフタトゥル・ウラマの三派連立のアリ・サストロアミジョ内閣が成立することになった。かくてこの反共の回教系二大政党を擁する新内閣は、反共的傾向を加えつつある軍の政治力の増大と相まって、一路「パンチ・シラ」(Panti Sira) 宗教の自由、人道主義、民族主義、

民主主義、社会正義の五大綱領) 国家の理想を追求してゆくであらう。

しかしインドネシア最大の政党であるインドネシア国民党の態度は、前述のように共産主義に同調する一面もあり、一時はインドネシア共産党の協力を求めたほどで、回教系諸政党、あるいは非回教系インドネシア・キリスト教党、カトリック教党などの宗教諸派のように、明確な、反共的立場を示していない。しかもインドネシア国民党とマシュミ党との敵対関係は歴史的であり、かつて「マシュミ党はダフル・イスラムと同様、インドネシア共和国の敵である。」とまで極端したインドネシア国民党の立場はきわめて微妙で、一九五二年十月十七日におけるハメンクブオーノ (Hamengkubuwono) のインドネシア陸軍改革を契機とした両派の対立的事態が、今後絶対に再現しないとはいえない。

このように政党の離合集散と政変をくりかえし、政党間の争闘はげしいインドネシアの政界を反映して、反共勢力のありかたもおのづから政治的には不安定である。インドネシア共産党の今日の成長も、主としてインドネシア国民党とマシュミ党との反目と敵視とを背景としているだけに、回教をバック・ボーンとする反共勢力の前途には、予測しがたい影がつきまといわなければならない。

VI アリ・サストロアミジョ内閣の将来

一九五五年八月アリ・サストロアミジョ内閣は、軍の圧力に

よって崩壊し、その後継内閣として出現したものは、インドネシアの最大政党の一つであるマシム党の内閣であった。この後継内閣は首相に任命されたブルハヌディン・ハラハップ (Burlanuddin Harahap) が三十八歳、他の閣僚の大部分も四十歳未満というインドネシア政界の若返りをもたらした。しかも閣僚にその名をつらねたストモ (Sutomo) などは「ブントモ」(Bang Tono) として民衆に親しまれた独立闘争時代のゲリラ指導者の一人であり、反共的態度を堅持する人物である。これらの右派の青年指導者が、軍の支持を与えていることは最近の総選挙の結果として所立したアリ・サストロアミジョヨ三派連立政権 (共産党をのぞく三大政党連立政権) の安定化にとっては、強味となるであろう。

それにしてもアリ・サストロアミジョヨのひきいる現政府は一九五六年三月十三日オランダとの連合廃棄を決定したハラハップ内閣を後継しただけに、同年四月九日に発表された施政方針で「インドネシアの独立闘争に対する海外の反植民地勢力の支持」を求めるとともに、まず西ニュー・ギニアを西イリアン州として設定する計画について強気を示している。またその対外政策として、「インドネシアは、世界のいづれのブロックにも加わらない。」ことを強調し、同時に「インドネシアはアメリカとの関係も友好的に保つてゆきたい。しかしわれわれはまた共産圏諸国からの対外援助の能力をも利用するつもりである。」と述べて、中立主義の態度を明確にするとともに、国内政策としては教育の改善、生活水準の向上五カ年計画の実施、国防の充実、徴兵制の施行などの項目をかかげてい

る。かような新施政計画の実現のためにはどうしても政権の安定が必須条件となるわけであるが、インドネシアの政界および官界に底流する腐敗はそうとう深刻であるといわれ、はたしていつまで政権の安定を永続させるか疑問なしとしない。

第八節 インドシナ

「南ヴェトナムの反共的立場」

今日北ヴェトナムがヴェトナム民主共和国として、ホー・チミン (Ho Chi Minh) 政権のもとに、人民民主主義体制を確立し、共産陣営に結びついているのに対して、南ヴェトナムは、ゴ・ディン・ジエム (Ngo Dinh Diem) 政権の成立とともに、明確な反共的立場をとっている。

そもそも民族の独立と統一を求めるヴェトナム人の熱望は、第二次世界大戦後熾烈な民族解放闘争として急速に昂進し、ついに北ヴェトナムにおいてホー・チミンの指導のもとに、人民民主主義勢力として結実した。そして、その反植民地主義戦線は急速に尖鋭化して、一九四六年十二月十九日インドシナ戦争に発展するまでにいたった。かくて北ヴェトナムの動向が南ヴェトナムに波及することをおそれたフランス植民地当局は、フランス派の政権担当者をも物色する一面、とりあえず一九四六年三月六日フランス・ヴェトナム協定によって、ヴェトナム民主共和国をフランス連合内における「自由国家」として承認した。しかしフランス側はヴェ

トナム民主共和国による全ヴェトナム領土および人民の統一と獨立を喜ぶはずはなく、ヨーロッパ式分割統治政策に固執し、同年六月コーチシナのブルジョア派の一部を中心に、コーチシナ自由共和国を遂成し、ついでホー・チーミンの対抗馬として前アンナン皇帝バオ・ダイ(Bao Dai)をかつぎだして、一九四九年三月このコーチシナ自由共和国を基盤とする南ヴェトナム政權、すなわちヴェトナム國を設立したのである。あたかもこのころからインドシナ問題に介入しはじめたアメリカは、共產勢力の南下を憂い、バオ・ダイ政府を積極的に支持することとなった。(同年十一月ヴェトナム國はエカフエの準加盟國に推挙され、さらに翌年一月中旬共とソヴィエトとが相ついでホー政権を承認するにおよんで、その翌月アメリカやイギリスから正式に承認されている。)

ホー・チーミンが約八カ年の交戦のち、休戦会談を提唱したさい、これに反対したものはフランスよりはむしろアメリカおよび南ヴェトナム政府首脳であつた。とくにバオ・ダイ政權の支持勢力であるカオダイ(Cao Dai)、ホアハオ(Hoa Hao)およびカトリック教の各教団も、ホー・チーミンとの和平交渉に応じなかつた。しかし結局イギリスの斡旋およびコロンボ・グループに属する東南アジア諸國の支持によつて、一九五四年七月二十一日、とにかくジュネーヴ休戦協定の成立を見るにいたつたのである。

ところがこの休戦協定成立に先きだつ一カ月前の六月二十一日、南ヴェトナムに擁立されたゴ・ディン・ジエム内閣は

(4) 休戦には賛成であるが、分割には反対する。

(4) バオ・ダイの率いるヴェトナム國による南北ヴェトナムの統一とホー・チーミン軍の全面的武装解除を要求するなどの方針を呈示し、さらに休戦協定締結の翌日ゴ・ディン・ジエム首相は

(4) 南北分割に絶対反対する。

(4) ヴェトナム國は休戦協定に参加署名していないゆえに、これを遵守する義務はない。

との強硬声明を發して、きたるべき全国自由選挙(一九五六年七月二十日実施予定)を黙殺する態度を明らかにするにいたつた。

II ゴ政権と反共勢力

ジュネーヴ休戦協定成立後、ホー・チーミン政權はいち早く國內の經濟建設、フランスとの友好恢復、ソヴィエトおよび中共からの巨額の援助資金の無償贈与などによつて、戦後収拾に着手したが、一方ゴ・ディン・ジエム首相はアメリカおよびフランスの積極的援助のもとに、北ヴェトナムからの大規模な集團移民を計画し、そのためにハノイに飛んで宣伝活動を展開して、ヴェトナム國の自由を礼賛するとともに、移住者の援助資金として七十万人分、約四千二百五十万ドルを準備したと声明した。その結果一九五四年九月央までに戦火によつて荒廢した北ヴェトナムの難民約三十三万六千名が、南ヴェトナムに移住してきた。(しかし受け入れ体制に対する不満から、北ヴェトナム復讐希望者が続出したといわれる。)

ついでゴ・ディン・ジエム首相は、反対派の政敵が多い南ヴェトナムにおいて、健全な政策を実施するためには、実力の必要を痛感し、その当時約二十万名と称されていた南ヴェトナム国軍の抱きこみにかかったが、同軍を掌握する親フランス派のゲン・ヴァン・コン(Nguyen Van Hinh) 参謀総長によって阻まれた。そこで、ゴ・ディン・ジエム首相は、カオダイ教団およびホアハオ教団の各代表を入閣させて、ひとまずこれらの私兵団の武装力を利用する苦肉の策に訴え、ついでアメリカの支援のもとに、ゲン参謀総長を罷免するとともに、国軍の改編に着手した。

これに平行してゴ・ディン・ジエム首相はかねて企図していた私兵団の兩正に乗りだし、一九五五年二月から三月にかけて、ビンスエン団(後出)の兩正を断行して政局を安定した。さらに同年五月不人氣のパオ・ダイ主席を追放し、十月二十六日国民投票における圧倒的支持によってヴェトナム共和国の樹立を宣言し、みずからその大統領となった。

この新興ヴェトナム共和国政府首脳は、ゴ・ディン・ジエム首相をはじめ、保守勢力を代表するひとびとによって組織され、反共的立場はきわめて鮮明である。現在、ヴェトナム共和国の反共主義の諸政党はつぎのとおりである。

大越党

これは親アメリカ派を代表する超国家主義的極右翼である。もともとゴ・ディン・ジエム首相(敬ばなカトリック信徒)のカトリッ

ク教的立場に対立しているが、反共主義であるのはいうまでもない。

ヴェトナム国民党

一九二七年に成立した中国国民党の分身である。

ヴェトナム復国党

一九三一年に結成された対フランス協力派であり、パオ・ダイ支持派であるが、もちろん反共主義を声明している。

カトリック教派

カトリック教会である。南ヴェトナムではカトリック教会自体が大地主であり、しかもゴ・ディン・ジエム首相がこの教派に属しているところから、これは、現政府の最有力な支柱をなしている。

仏教派

一九四八年ころから政治的に活動しはじめ、一九五二年の「コンボ仏教会議」以来活発化しつつある。

カオダイ教団

一九二六年に創始された新興混成宗教団体で、仏教を主体に道教、儒教、キリスト教を加味した混合現世教の宗派である。その信徒数は約二十五―五十万名といわれ、三派に分れている。かつては兵力一万五千名の私兵団を擁して横行していたが、現在は政府の英断の兩正によって鎮懾化している。

ホアハオ教団

これは仏教系の素朴な新興宗派である。フランス本國との利害関係が深いために、親フランス的立場をとり、政府の反対派で一時はホー・チーミン政権を支持したこともあるが、もともと反共主義で

ある。現在は三派に分れ、各私兵団を擁し、それらの兵力は合計約二万名といわれていたが、カオダイ教団と同じく、政府の肅清工作のために、いちおう鳴りをひそめている。

ビンスエン団

サイゴンの南方ビンスエン村を根拠地とする匪賊の一団が大きな反共闘士の暴力団体である。この一派は賭博場や阿片窟を経営し、不正な利益を収取して評判はよくない。親フランス、反アメリカの立場をとり、手兵約四千を擁しているが、今日では政府の圧力によって潜伏している。

III カンボジアの反共勢力

国民投票において支持八十八万七千百票、反対わずか一千五百七十一票という圧倒的人望を負うノロドム・シアヌーク (Norodom Sihanouk) 首相のもとに、カンボジア再建の道は、堅実に推進されている。シアヌーク首相の支持勢力は、再建党、革新党、自由党、北東勝利党を統合した「人民社会団体派」である。これは民主党や人民党に対して絶対的優勢を示し、一九五五年九月の総選挙で国民議会の議席九十一を独占している。

もちろん人民社会団体派は、王族のほか、大商人や大地主などの封建的勢力を背景とする親西欧保守派であり、また仏教国としてのカンボジアの現実を反映して、反共的である。これに対して民主党は、中産階級を地盤とするネトル式中立主義の進歩的民族主義政党であり、人民党はその分派である。したがって、カンボジア

の政治勢力の主流は、結局、反共的であるといえる。左派を代表する「自由カンボジア」(カンボジア・イサラクもしくはクメル・イサラ) 派も、シアヌーク派の政治勢力のまえに完全に制圧されている。

しかし、シアヌーク首相は、対内的には反共的であるにしても、対外的には中立主義を採択し、自由陣営に親交するとともに、共産陣営とも修交し、最近みずから中共を訪問しているほどである。

IV ラオスの反共勢力

ラオスは、カンボジアと同じく仏教国であり、いきおいカタイ・ドン・サソリット (Kaysi Don Sasorith) 首相のもとに、反共方針を堅持している。しかし、ラオスの反共勢力は、中立主義の意図も手伝ってカンボジアほど活気をおびていない。

ラオスの政治勢力は、進歩党、独立党、ラオス同盟、民主党によって代表され、現在の国民議会における議席配分は、進歩党十七、独立党十二、ラオス同盟および民主党各三であるが、もちろんこれらの四政党は共産主義に反している。ラオスにおいて左翼勢力として結果している集団は「自由ラオス」(ラオス・イサラク) 派だけであり、国民議会には進出していない。したがってラオスの政治路線は親西欧的であり、経済的にはアメリカ依存の傾向が濃厚化しつつある。事実一九五五年九月ダレス米国务長官はラオスを訪問したさいに「ラオスが侵略を受けた場合には、アメリカは強力な機動兵力を投入する。一言で確約したともいわれている。ラオス軍がフラ

ンス軍の指導とアメリカの援助とにとつて訓育されている現状からいへば、中立主義を主張してはいるものの、ラオスの進路が自由陣営の方向に開かれてゆくのは、自然のなりゆきであらう。

第九節 フィリピン

1 反共勢力とその基盤

フィリピンはかつてアメリカの植民地であつたばかりでなく、今日もそれとの密接な政治的、経済的、軍事的關係を通じて強く支配され影響されている。その点においてフィリピンは他の東南アジア諸國とはちがつた特殊的存在であるといふことができる。したがつて反共勢力も他の東南アジア諸國(タイをのぞく)にくらべれば、いちじるしく強力である。現に東南アジア条約機構の結成にさいしては、その提唱國として反共主義の旗幟を高らかに掲げているほどである。国内の反共勢力としては政党およびその他の団体(たとえばカトリック教勢力)さらにアメリカとの軍事、経済的紐帯などをあげることができる。

(1) 反共諸政党

フィリピンの反共政党は与党のナショナルスタ党(Nationalista Party)野党のリベラル党(Liberal Party)さらに与党のデモクラティック党(Democratic Party)などを中心とする保守的政党によつて代表される。

もちろん保守政党に属するこれら三党は、その政策において多

少の相違を示してはいるものの、いずれも地主、実業家、官僚を基盤とするブルジョア政党であり、同じように親アメリカの方針をとり、反共主義を追求している。(そして分類すればリベラル党は封建地主と大ブルジョアを中心とし、ナショナルスタ党は地主、ブルジョア、官僚などの広汎な地盤をもち、デモクラティック党はその中間に位置すると見ることが出来る)。歴史的にはナショナルスタ党がもつとも古く、一九〇七年に創立されている。リベラル党は、一九四六年、第一回大統領選挙にさいしてナショナルスタ党から分裂して出現した政党であり、デモクラティック党は、もつとも新しく、一九五三年第三回大統領選挙にあたって、ロムロ(Carlos P. Romulo)派が、リベラル党を脱党して結成したものである。

(2) 政治外の反共勢力

フィリピンにおいてはとくに共産主義に対する精神的防壁として、カトリック教を無視することはできない。フィリピンはアジアにおける最大のカトリックの教國であり、カトリック教徒数は約千二百六十万と、全人口の約八〇パーセントを占めている。いうまでもなくフィリピンのカトリック教化は約三百年以上にわたるスペイン統治の歴史的副産物にはかならない。すなわちカトリック教は、スペインの植民地支配の一つの有力な武器として利用されたのである。それだけにカトリック教の信仰の注入と維持とについては周到な努力が払われ、今日ではカトリック教はフィリピン人の精神的支柱とさえなっている。したがつてフィリピン国民大衆の均

實的福祉の増進への努力が、今後とも続けられるかぎり、カトリック教は共産主義の浸透に対する抵抗剤の役割を演ずるものと考えられる。

このカトリック教のほかにはモロ族を中心に約六十八万名の信徒を擁する回教の存在も、反共勢力として軽視すべきではない。しかし、それは主としてミンダナオ島やスールー島などに分布している関係から、カトリック教の場合ほどその反共的意義を強調するわけにはゆかないが、回教徒は反共的立場において過激であり、それだけにいちおう注目する必要がある。

このような反共勢力のほかに、フィリピンにおける反共的勢力の役割を演ずるものとして、アメリカ・フィリピン軍事基地協定（一九四七年三月調印）によるアメリカの軍事基地（二十三カ所）の存在と、アメリカの経済技術援助（五一年四月調印）とがある。前者は潜在的な反共軍事力として、無言の圧力を加えているし、後者は、その見返資金を通じて貧民への金融、隣保教育、公衆保健、貧民窟処理、さらに大衆住宅建設などによって、共産主義の温床である国民生活の貧困を救済するためかなりの効果を挙げ、共産主義勢力の退潮の一つの原因をなしたといわれている。

II 諸政党の政綱および施策

保守諸政党の共通の基盤が本質的には同一であるところから、それぞれ政策もそれほどいさじいさしい差異を示していない。いずれも、却米、反共を表示している点では共通し、若干のニュアンスを

もっているだけである。

(1) ナショナリスト党

第二次世界大戦後のナショナリスト党は、最初アメリカ一辺倒のリベラル党に対抗して、共産党や民主同盟と統一戦線を張り、軍事基地協定の廃棄を選挙スローガンとするなど、いさじいしく急進的民族主義の色彩を濃くしていた。この強烈な民族主義方針は、そののち「冷戦」の激化とネールを主唱者とする第三勢力論の標頭にもない、対外的には漸次中立政策に移行し、一九五一年の対日講和条約ならびにアジア反共ブロック結成に対する反対となって現われた。しかし党は対内的にはあくまで反共主義の態度を堅持し、反共対策としてはフク団 (Hukbong Bayan Laban Sa Hapon - Hukbatahan) への軍事的制圧の強化と社会政策の実施とを主張したのである。またその反アメリカ的性格も、一九五三年春の大統領選挙において親アメリカ主義のリベラル党からの輸入候補マグサイサイ (Ramon Magasay) を擁立したことや、リベラル党の分党としてのデモクラティック党と統一戦線を結んだことなどによっていさじいしく弱められ、現在では寧ろ親アメリカ主義に傾き、反共政党としてはリベラル党やデモクラティック党と本質的にはほとんど差異がないと見られている。

ただナショナリスト党は共産党対策として軍事的討伐だけでなく、共産主義発生の根源をなす労働大衆の貧困をとりあげ、その是正のために真剣に努力している点において、他の二政党よりもいっそう進歩的であるといえる。したがって、ナショナリスト党を文

持する国民層もブルジョアや官僚のほかに、中小企業者や進歩的知識人など、かなり広汎にわたっている。なお現在のナシヨナリスタ党の総裁は、上院議員ユーロビオ・ロドリゲス(Eulogio Llorca y Figueras)であるが、事実上の党指導者は元大統領ホセ・ラウレル(José Laurel)である。

(2) リベラル党

リベラル党は最右翼の保守政党であり、その政策は徹底的な親アメリカ主義を基調としている。現在は野党であるが政権担当時代における反共対策も武力討伐一点張りであり、その施策は弾力性にとほしく効果も薄かった。この政党はだいたい大地主やブルジョアを基盤としている。党総裁はユーヘニア・ペレス(Eugenio Pérez)である。

(3) デモクラティック党

デモクラティック党はナシヨナリスタ党よりも、いっそう親アメリカ的であり反共的性格も強い。現在は与党としてナシヨナリスタ党に同調している。党総裁は前述のロムロである。

以上のように、対外政策面では保守三党のあいだに顕著な差異は見られないが、国内政策面では、ナシヨナリスタ党が政権の座についてからは、リベラル党政権時代にくらべてかなりの変化がある。すなわちリベラル政党が保守反動政策を追求したのに対して、現在のマグサイサイ政府は進歩的立場を採択し、旧来の弊政を改革し、経済開発を促進し、国民生活を向上することに努力している。したがってマグサイサイ政府がナシヨナリスタ党を背景に打ちだして

いる施政方針は、大地主（とくに不在地主）に対する課税の高率化、農村給水施設の拡充、鑿井施設の増進、防疫施設の普及、農民融資の強化、農業技術の奨励、病虫害予防策の実施などの農村対策を推進するとともに、無能官吏の淘汰、綱紀粛正、国家財政の健全化をはかり、また国防力の強化と軍力の行使によるフク団の討伐に力を注いでいる。

III フイリピン反共勢力の将来

マグサイサイ政府が親アメリカ的であり、反共方針を堅持している以上、国際共産主義に対して敵視的態度をとっていることはいうまでもない。これはフイリピンが東南アジア条約機構に参加し、またアメリカとのあいだに相互防衛条約を結んでいる事実からも明白である。したがってフイリピン現政府はフク団に対して強圧を加えるとともに、共産主義の温床となっている農村の改善に力を注ぎ、リベラル党政権時代よりも反共政策を強行しているだけに、ソヴィエトや中共に対しても友好的ではなく、反共国家としての立場を鮮明にしている。またフイリピンは他の東南アジア諸国に比して地理的に中共やソヴィエトから遠く、かつ海洋にとりかこまれた島嶼国家である関係から、共産政権からの圧力や影響を受けることも比較的少ない。しかもフイリピンの反共的政党、とくにナシヨナリスタ党を背景とする政府は、現在のところ政治的、経済的・軍事的にアメリカの援助に依存しているばかりか、いっおその進歩的施策によって国民から支持されている。このような実情から見ても、国

際、共産主義が退潮期にあるといわれている今日、共産主義者がフィリピンにおいて勢力を盛るかえず可能性は少くとも近い将来にはとほしいものと思われる。

第十章 アジア経済の特質と構造

最近の ECAFE 年報 (Economic Survey of Asia and the Far East 1965) は、戦後の地域内諸国の経済発展を測定比較する場合にとくに留意すべき第一の点として「域内の主権を有する十五カ国のうち十カ国（一九五七年八月を以て独立を予定されているマライを加えると十一カ国となる。）までが、開戦以後もしくは戦後にようやく独立を勝ち取ったものであり、しかもその多くが数少い練達の為政者をもってこの国造りの事業に取組まざるをえなかったという事実である。」（註一）と指摘している。

すなわち従来これらの諸国は、欧米先進諸国の植民地あるいは半植民地として、本国による植民政策の支配のもとにおかれ、その経済は顕著な植民地的性格と後進性をもっていたといえる。いわばこの経済の植民地性と後進性の両者は、アジア経済を律する基本的な特質であつたと見てよい。もちろんこの両者は相互に分立した存在

ではなく、相互に規定し合う密接な関係にある。かくて二つを統合して「植民地的後進性」と呼ぶことが可能であり、ただその上着的、社会的側面に着眼すれば「後進性」となり、その外來的、政治的側面だけに視野を向ければ「植民地性」が印象づけられるに外ならない。（註二）

そしてアジアの経済構造の解明に際しては、この二つの基本的特質の分析を無視しては正確を期し難いのである。

第一節 アジア経済の植民地性

周知のごとく、アジア地域が欧米先進諸国の植民地活動の対象とされてからの歴史は長い。しかし近代的な意味においての「植民地」の形成を明確な目標としてその活動の舞台とされたのは、と

くに十九世紀中葉以降と見られる。いうまでもなくそれはイギリスを首班とするヨーロッパ先進諸国のいつその資本主義的發展を根拠とする。つまりそれまでは各本國經濟の發展にとって、せいぜい附加的意義しかもたなかった植民地の保有が、本國經濟のいつその近代化と拡大の要求のために、不可欠な要因となったのである。具體的にはそれは植民地からの原料、食料の確保と、本國製品の販路としての植民地市場擴張の要求である。

この意味でしばしば指摘されるように、一八四〇—四二年の「阿片戦争」とその結果としてのイギリスの香港獲得は、その後のヨーロッパ先進諸國の中國大陸に対する經濟侵略——半植民地化への突破口を開いたものと評価される。

これより先、すでにイギリスの實質的支配の拡充しつつあったインドに対しては、右の事情はいつそう露骨に推し進められた。すなわち十九世紀初頭にいたるまでインドの紡績工業は可成りの盛況を示し、製品の一部はヨーロッパに向けて輸出さえされていたが、當時のイギリスにとって、ランカシア紡績業の隆盛を図ることは、その經濟力を充実する所以であった。かくて広大な面積と莫大な人口を擁するインド（次いで中國大陸）は正に垂涎の市場と目され、外見上は平和的な通商關係の設定が、隠然たる實力の援護のもとに企てられた。近代的經營を地盤とする廉価なイギリス綿製品は、滔々としてアジア市場に流れ込み、現地における「反工業化政策」の効果と相俟って、インドの紡績工業は立ちどころにして抑圧された。わずかに三十年の間にイギリス綿製品の対インド輸出額は激増した。

例えばイギリス輸出額中に占めるその割合は、一八二〇年の六%から同五〇年には二五%へと躍進した。そしてインドが完全にイギリスの統治下に帰属したのは一八五八年であった。

この時期に「自由貿易思想」の伝播を背景として、一時的にもせよ「植民地放棄論」が擡頭したことは事實である。しかし前述のようなイギリスによる世界市場拡大の運動は、当然他の先進諸國による市場獲得競争を生み、十九世紀の後半には早くも市場の独占をめぐる「世界市場戦」の展開を見るにいたった。

この傾向は先進諸國における資本主義的發展の高度化に照応するものであった。これら諸國における重工業の發達は、必然に高値にして永続的性質をもつ、重工業製品の販売市場の拡大を必要とする。この販売目的からだけでなくすでに市場独占の意欲は強化される。しかるにその対象地域である後進諸國においては、通常資本の蓄積は不充分である。その開発に際して交通機關の敷設、鉱山の採掘など、多額の資金を必要とするものについて、資本の不足は重大な阻害的条件を構成する。

この地域に重工業製品の販売者として臨む先進國側の立場からいえば、かような悪条件を排除してその販路を開拓する必要に迫られる。そのために先進諸國は、後進國に對し積極的な長期信用の供与、資本投下の活動に着手する。商品の輸出と共に資本の輸出が行われるのである。かくて被投資領域の經濟開發が進められる場合、それだけ新たな市場が附加せられることになる。ことにこの投資活動はさらに他面において、原料の獲得とも密接に関連する。後進

的地域に対する直接的な事業投資の場合にもとより、借款その他の投資形態を探る場合にも、その担保としてしばしば原料の提供が契約される訳である。

かくして十九世紀の末葉以降この活動の目的のために、世界の植民地領域は嗜好の対象と目されたが、アジア地域にもまたその例外ではなかった。多くの熱帯植民地を含むこの地域において、先進諸国による未領有地の分割、既領有地の再分割の運動が激しく展開され、その植民地化ないしは半植民地化の活動が進められた。

この期間における「資本主義的世界経済体制」の確立過程を背景として、いわゆる「国際的分業」の成立が導かれた。すなわち一方において債権国、工業国としてますます原料、食料の輸入を必要とする先進諸国の存在と、他方において債務国、農業国として原料食料の輸出を担当し、工業製品の輸入を必要とする後進諸国の存在である。アジアにおける多くの後進諸国が、この後者の枠内において、先進諸列強の植民地ないしは半植民地としての地位に強く規制されて行ったことはいうまでもない。それは、実質的には、各本国に対する政治的、経済的従属関係の設定を内容とした。

このような国際的分業の進展経過こそは、第一次世界大戦前における世界経済の特徵的様相であったといえる。そして第一次大戦後において、世界経済の上には、例えばソ連の誕生や、植民地の政治的、経済的地位の発展、向上など、相当の変貌が見られたにも拘らず、資本主義的世界経済体制の基本的性格はなお維持された。

したがってここで問題とするアジア経済の植民地性は、なお第二

次世界大戦直前におけるアジア諸国の貿易形態のなかに如実に示される。一言にしていえば、それは「植民地貿易」としての実態である。

すなわち戦前のアジア貿易の特徵として挙げられるのは

- (イ) 世界貿易における比重が小さいこと。
- (ロ) 本国への依存率が著大であること。
- (ハ) 地域内貿易は必ずしも数量的には少くなかったが、厳密には相互補完的でなかったこと。

(ニ) 商品別構成において輸出品の大宗は原料および食料を中心とする特産物から成り、輸入品は工業製品その他あらゆる日用必需品で、ためにその国際収支が極めて不安定であったこと。

(ホ) 殆んどすべての国が輸出超過を記録したこと。

(ヘ) 日本が特殊的地位を占めたこと。

などの諸点である。(註三)

いまこれら諸項目のうち「植民地貿易」としての形態をとくに明確に示す若干の点について検討してみよう。

まず(ロ)「本国に対する依存度」については、例えばインド、ビルマ、セイロンのイギリス本国に対する輸出(一九三八―一九九九年の平均)はそれぞれ全体の三二・九%、一五・〇%、五一・八%、またその英本国からの輸入(同上)は各々総額の二八・三%、一八・〇%、一九・七%という高率であった。またイギリス領マライ、旧フランス領インドシナ、旧オランダ領インドネシアおよびフィリピンは、一九三八年においてそれぞれ本国との間に、輸出一五%、輸入二

二% (マライ)、輸出四七%、輸入五三% (インドシナ)、輸出二〇%、輸入二三% (インドネシア)、輸出七七%、輸入六八% (フィリピン) の実績を示している。この間前者のインド、ビルマ、セロンにおいては、イギリス本国が絶対的優位を保持していたのに対し、後者のグループにおいては、各本国に次いでアメリカが顕著に進出しつつあったことが注目される。

つぎに(四)の「商品別構成」に関しては、典型的な植民地貿易の型として若干の例外を除き、食料および原料の輸出に対する工業完成品の輸入を原則とした。しかも驚くべきことには輸入において食料品の比率が可成り高かったのである。すなわちアジア諸国の輸入貿易の二五―三〇%は、米、砂糖、繊維製品、繊維原料によって占められたが、このことは、アジア地域全体として、単に製造工業品に不足するばかりでなく、食料や衣料のごとき生活必需品をも欠くことによって、自給度の極めて低いことを指示している。

これに対し主要輸出品としては、米、砂糖、紅茶、生ゴム、錫および錫鉱、繊維製品、繊維原料の七品目が挙げられる。しかもアジアの輸出貿易はこれらの品目に高度の集中を示した。例えばこれらは、アジアの五カ国 (インド、セロン、マライ、タイおよび台湾) については、総輸出の七五―九二% (一九三七―一九三九年平均) を占め、その他の諸国についても大体三五―六七%程度を占めたのである。加うるにこれらの主要輸出品が植民地経済に特有のいわゆる「モノカルチュア」に基づく産物であるだけに、世界市場の変動の影響を蒙りやすく、したがって国際収支の不安定がその生産経

済の全般を著しく動揺させた。

さらに仰の戦前における「輸出超過の常態」であるが、これは地域内諸国の多くが農業領域的な植民地として、本国の投資に対する利払のために多額の特産資源の輸出を強いられためであった。(これに対し中国はその入超を主として華僑からの本国送金によって賄い、また日本は運賃、手数料などの貿易外収入によってこれを埋めた。)

すでに上述の貿易の植民地的形態の分析を通じて、アジア経済の植民地性の一半は明白であらう。問題は戦後十年を経た今日なおこのような基本的性格から、充分には脱却していないという点に残されている。

既述のごとく戦後多くのアジア諸国が政治的に独立を達成し、あるいは自主性を拡大したこと、さらに各国における経済開発計画の遂行によって、その貿易構造の上に可成りの変化がもたらされたことは事実である。現に殆どどの国において対本国依存度は低下している。しかしそのことは必ずしも自主的な貿易態勢をとりうるようになったことを意味しない。全体として見れば次表の示すごとく、依然として地域外諸国とりわけ欧米諸国に対する依存率が可成り高い。

東南アジア十カ国 (A) の地域別貿易比率 (%)

輸 入	一九三六	一九三九	一九四二	一九四五	一九四八	(C)
欧 州	四〇・二	三三・三	一九・三	四〇・四	四〇・四	五八・八

イギリス	一八七	一八〇	一五三	一五九	一四七	一五一
大陸諸国	二・五	二四二	四・一	一六・五	一五七	一八・五
アメリカ	三・四	一〇・六	一三・七	一六・八	一九・〇	一四・六
日本	八・九	三・八	五・六	七・八	八・六	六・七
アジア地域(B)	三・五	二五・五	二〇・八	八・二	二五・一	二六・九
その他	五・〇	一六・一	一七・六	三・九	一七・〇	一八・二
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
輸出	一九六	一九九	一九九	一九五	一九三	一九三
欧州	四・三	三・八	二・九	一五・九	一五・〇	一四・八
イギリス	一七五	一四九	一三・〇	一五・〇	一三・〇	一四・四
大陸諸国	三・六	九・〇	一七・九	一八・九	一五・六	一六・四
アメリカ	二・四	一八・〇	二二・八	一七・九	一九・八	二三・四
日本	六・五	三・四	三・八	四・六	五・九	七・五
アジア地域(B)	三・〇	二六・九	二〇・二	一〇・一	二〇・三	二六・五
その他	三・一	一八・二	一四・三	一三・五	一五・三	二二・八
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(備考) 経済審議庁調査部調査課「東南アジア諸国の貿易関係資料」による。

(A) ビルマ、セイロン、香港、インド、インドシナ三
国、インドネシア、マライ、パキスタン、フィリピン、
タイの十カ国

(B) アジア地域内には中国、朝鮮を含む。

(C) 一九五三年にはタイを除く。

原資料 U. N. A Study of Trade between Asia and
Europe, 1953. U. N. : Economic Survey of Asia and
the Far East, 1954.

右の事情はアジア経済の高度の対外依存性を物語るものにはかな
らないが、そのことはさらに商品別構成において、いっそう顕著に
示される。そこで順序として、まずここ数年間のアジア貿易の一般
情勢を概観する(註四)。

先ず輸出については一九五一年を例外として、世界輸出総額に
占めるエカフエ諸国(日本ならびに資料不備のアフガニスタン、中
国本土、英領ボルネオ、韓国、ネパールおよびタイを除く)の輸出
割合は戦前(一九三八年)のそれを遙かに下回っている。しかもこ
の比率は五一年来下降をたどり、一九三八年および五一年には一〇
・三%であったのに対して、五四年には六・五%であった。また一
九五四年の世界総輸出額は、五〇年に比較して三八・〇%方上昇し
日本を含むエカフエ諸国の輸出も六・〇%方増加したが、日本を除
いたそれは八・一%だけ減少している。さらに一九五四年の世界総
輸出額は、五一年の水準を一・五%だけ上回ったのに対して、日本を
含めたエカフエ諸国の輸出は二七・四%、日本を除いたそれは三五

・七％だけ、それぞれ下回ったのである。

次に輸入においては、朝鮮ブームのために、一九五一年のエカフエ諸国の輸入総額は、世界輸入の伸びよりも急速に増加し、日本を除いた輸入額は世界のその八・六％に達した。日本を含めた場合のそれは一一・二％であつたが、なお戦前（一九三八年）の一・二・四％には及ばなかつた。その後エカフエ諸国の輸入総額も、世界総輸入額に占めるその比率も共に低下した。一九五四年の日本を除く諸国の輸入総額は、世界全体の六・二％に当り、五一年および五三年の輸入総額にくらべて、それぞれ二九％、一一％だけ少なかつた。

以上は戦後の最近数年間におけるアジア諸国の輸出入の概況であるが、その推移のなかでとくに注目される点は、輸出において依然として一次生産品の総輸出額に占める高率であり、また輸入においては総輸入額に占める資本財の比率が高いことである。前者は各国がそれぞれ経済開発計画を推進しているにも拘らず、原料品生産国ないしは農業国としての地位からの脱却がいかに難しいかの例証であり、後者は開発資材の輸入にいかん努力が払われているかの証左である。

そこで輸出の商品別構成の内容にたちいて見ると、日本と中国本土を除いた地域内諸国では、ゴム、茶、米、油および油実、砂糖、錫、シュート、原綿（重要度順による）の八品目が輸出総額の大体五〇・六〇％を占めている。厳密にはその比率は一九五〇年五三・六％、五四年四九・六％、五五年（上半期の年率）六〇・二％

殊に地域内の米を除く一次品輸出の大部分は地域外の工業国向で、この点からも、多くの東南アジア諸国の輸出収入がアメリカおよび西欧諸国の景気の消長に左右され易い事情を理解することができ（次表参照）

エカフエ地域の主要一次生産物輸出

一九五三―五五（単位百万ドル）

	一九五〇		一九五四		一九五五 上半期	
	輸出総額 （百万ドル）	総輸出 に対する 比率（％）	輸出総額 （百万ドル）	総輸出 に対する 比率（％）	輸出総額 （百万ドル）	総輸出 に対する 比率（％）
ゴム	八五・五	一六・二	八四・三	二一・六	六三・七	三三・五
茶	四九・三	八・三	五七・七	九・九	二五・五	九・二
米	七〇・一	一七・二	五〇・四	一二・六	三二・六	一五・五
油および油実	三五・九	六・一	四〇・一	一〇・一	一四・五	六・五
砂糖	一八・五	四・七	一八・一	四・一	一〇・三	四・〇
錫	三三・五	八・五	三三・一	八・四	一〇・一	四・一
シュート	一五・六	四・四	一四・八	三・八	一〇・一	四・一
原綿	三三・七	八・三	二四・三	六・一	二六・八	一〇・八
計	五二六・〇	一〇〇・〇	四九六・六	一〇〇・〇	三九一・五	一〇〇・〇

（備考） U. N. Economic Survey of Asia and the Far East.

1955, p. 32, 249.

反面、エカフエ十一カ国の一九四九年から五五年までの資本財輸入は、その輸入総額三百五十三億七千七百ドルの一九・三%を占めた。しかもこの比率は一九四九、五一年の平均一七・四%から、一九五三、五五年の平均二二・六%へと上昇しており、とくに五五年の資本財輸入額は十一億三千三百万ドルと前年を二%も上回ったほどである。インドはそのうち三分の一以上を占め、これに次いでインドネシア、フィリピン、マライおよびパキスタンの諸国が合

計して総額の約三分の一を占めた。ともかく一九五一、五四年の間に、一方においてこれらエカフエ諸国の総輸入が約二四%方減少したにも拘らず、資本財輸入額がは一五%も増加したという事実には注目し得る。これは取りも直さずこれら諸国における経済開発の促進と、消費財に対する資本財の輸入優先を明確に物語るものといえよう。そしてこの事実がまた輸入先たる欧米先進国への抜き難い依存性の根拠ともなっている。(次表参照)

エカフエ諸国の資本財(A)輸入

一九四九、一九五五(単位百万ドル)

	ビルマ	カンボジ ス、ラオ ス、ヴェ トナム	セイロン	台湾	インド	インドネ シア	マライ ン	パキスタ ン	フィリ ピン	資本財輸 入	総輸入	総輸入に 対する資本 財輸入の比 率(%)
一九四九	三〇・五(B)	五・八	四〇・五	三・六(C)	四七・七	五・六	四・六	五・四(D)	二・三	五九・七	四八・七	一九・一
一九五〇	二五・七(B)	五・三	三三・八	四〇・〇(C)	四四・〇	五・七	五・四	五・〇	五・九	五三・八	三九・六	一八・〇
一九五一	二七・八	五・五	四三・九	一九・八	四六・一	三・七	四・五	六・二	五・六	五三・七	六〇・四	一五・二
一九五二	三三・〇	二〇・〇	五二・二	三・一	五五・六	二〇・五	二七・五	三・九	五・七	五二・三	六二・九	一九・二
一九五三	三三・五	一九・一	四九・九	三・五	三三・〇	二〇・〇	二〇・八	六・四	二・二	四〇・五	四八・五	一九・九
一九五四	三〇・八	七・五	四三・九	四・七	三三・四	二二・〇	一五・四	二・五	二・七	三三・八	四八・四	二二・七
一九五五(E)	三三・〇	七・五	五二・一	四・四	四八・九	三〇・六	三・四	二・六	二・五	四八・六	四八・六	二二・五
一九四九、五五年資本 財輸入総額	三三・一	五〇・七	三九・三	一六・一	三六・七	八・四	八・三	三・〇	四・六	四八・四	、	、
総輸入額	二〇〇・〇	三三六・〇	二二五・〇	六九・〇	二〇三・〇	二二・〇	三三六・〇	三三六・〇	三三六・〇	、	、	、
総輸入額に対する資本 財輸入の比率(%)	二二・一	三三・六	一七・〇	二二・二	二五・二	三六・二	一四・三	三三・五	三三・五	、	、	一九・三

(備考) A) 國の統計出版物の数字から引き出した一九五三年以降のビルマと一九五〇年以降のインドネシアに関する数字以外
はエカフェ事務局調による。

B) 九月で終る一カ年とする。

C) 外国援助を除く。

D) 四月一日に終る一カ年とする。

E) 最初の六ヶ月間を基準とした年事を示す。

(註) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East.

1955. chap. I, p. 1.

(註二) 板垣与一「アジア経済の特質と構造」(國際日本協會編

「アジア政治経済年鑑」(一九五六所載)六六頁参照

(註三) 山本登「アジア貿易の分析と展望」(三田学報雜誌第四

三巻第九号所載)五頁参照

(註四) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East.

1955. pp. 33-34.

第二節 アジア経済の後進性

すでに述べた如く、アジア経済の「植民地性」との深いつながりにおいて、いま一つの基本的特質——その「後進性」が指摘される。一般に経済的發展の後進性を何を基準として判定するかについては問題がある。通常は生活水準の低いことを以てその特性と

見なし、その具体的基準として「国民所得」の比較があげられる。しかしそれだけでは、後進性のメルクマールとしては不十分であり、その例証としては国民一人当りの年間所得において、日本の二百ドルに対して、マライの二百五十ドルというようなケースが示される。そこで後進性の規定に関しては、前述の植民地性との関連において工業化の水準がどの程度であるか、その支配的な生産形態はどのようなものであるかが検討されなくてはならない。かくてここで取りあげる経済的發展程度の問題と共に、その経済のもつ構造的な特質(次節)が究明されねばならないのである。

概括的に見ると、東南アジアの諸國は農業國としての形態を示しとくに若干の國々においては、熱帯性特産物の単一的生産、輸出に極度に依存するいわゆる「モノカルチャー経済」としての態勢を明確に示している。

そこでアジア経済の後進性を示す要因として、次の四つの具体的特徴を指摘することができよう。(註一)

(a) 農業的生産の優位性

アジア諸國に共通の第一の特徴として、農業的生産の占める圧倒的な地位が挙げられる。それは各國の就業人の中に占める農業人口の高率に示され、例えば日本の四九%(一九五〇年)を最低としてビルマ六八%(三一年)、インド六五%(四一年)、インドネシア六六%(五〇年)、フィリピン六九%(五〇年)、マライ五二%(四七年)、タイ八八%(三七年)などの数字が見出される。

加うるに従来その多くの諸國が欧米の植民地としての地位に規制

されていた関係から、農作物の種類までも限定された。著名な三大米作園、タイ、旧インドシナ、ビルマにおいては、米作面積が全耕地面積のそれぞれ九四・八三・七二%を占め、また全体を通じて、ゴム、茶、椰子、アバカ、甘蔗、黄麻などの熱帯性輸出品特産物の栽培に重点が置かれた。

これらの事情はアジア農業の地位、ひいてはアジア経済全体の地位を著しく不安定にしたばかりでなく、若干の国については人口の増加趨勢と戦後の食糧輸入の困難から、食糧不足を激成するという事態さえ生じた。

(四) 工業資源の未開発状態

アジアの諸国では、程度の差こそあれ石炭、石油、鉄鉱、水力資源などの基本的資源が埋蔵されている。しかしこれまでその調査は不十分であり、これら資源の大部分は殆んど未開発の状態におかれていた。

RCAFEの「工業開発調査報告」の推定によれば、石炭の埋蔵量は三千億トン以上とみられ、その大部分は中国本土（二千四百五十億トン）にある。しかし現生産量は一億三千万トン程度で、世界総生産量の九・五%を占めているに過ぎない。石油も戦争中における油田の破壊と戦後の復旧の遅延により、年産一億一千六百万バレルと、世界総生産量の二・六%にとどまっている。また鉄鉱の推定埋蔵量（インド二百三億トン、中国五十七億トンなど）も甚大であるが、その鋼塊生産は日本、中国本土およびインドに集中しており、総生産量は一九四九年四百六十万トン、五三年一千百万トン程度であった。

度であった。

電力に戦後多くの国で開発に着手されたため相当の増大を見たが、なお西欧諸国一般の一人当り発電量（年間約一千KWH）にくらべるとまったく後進的である。例えばアジア地域内で最も進歩している日本でさえ、一九五三年の一人当り発電量は六百四十KWHに過ぎず、他の諸国はおおむね日本の二十分の一にも足りないと思われる。ただ各国政府はその経済開発計画の一環として、電力開発に大きな関心を寄せており、極めて多くの新規開発計画が進行中であるから、近い将来における躍進が期待される。

(五) 低い生産能力

アジア経済のいま一つの特徴は、その生産能力が極めて低いことである。これは独り経済的要因ばかりでなく、政治的、社会的諸要因によって招来されたものと考えられる。経済的要因のうちくに重大なものは、農業が依然として古い方法で経営されていることであり、また動力源として機械力が僅かしか使用されていないことである。

アジア諸国において旧式な農業経営が行われているために、これら諸国の農業人口の総人口に対する比率は他の工業国にくらべて遙かに高いにも拘らず、単位面積当りの収穫量は逆になんと少ないという結果を生んでいる。このことはアジアにおける三つの主要農産物、すなわち米、小麦、棉花の収穫量を比較して見れば明白である。例えば一九四六年の実績について、米の一ヘクタール当り収穫量をキンタールで示すと、中国東部二・五・二、朝鮮二〇・四、イン

ド一二・四であり、イタリアの三八・五、スペインの四二・六に比して遙かに劣る。(日本は三六・九キントール)その原因は、主として米作が劣質かつ灌漑の不良な土地にまでわたって行われていることによる。小麦についてはアメリカの一・六にくらべて、中国本土一〇・五、日本一〇・二、朝鮮七・五、インド六・五で、アジアにおいては最高の中国(二〇・五)でさえ、ヨーロッパでの最高、デンマークの三三・一に比較してその三分の一以下ということになる。同様に棉花についても、中国東部二・二キントール、インド一・一キントールであり、これまたアメリカの二・六、メキシコの二・七、あるいはソヴェエトの三・七に比して劣っている。

アジア諸国とその他の諸国との間に、このような収獲量の差違があることは、土地、気候などの自然的条件の形勢もさることながら主として社会的、経済的条件に基づくものと解される。このうちとくに顕著なものは、労働と資本の適用程度に相違のある点である。大まかにいって、アジアの農業は労働の適用度が高いのに対し、ヨーロッパおよび北アメリカの農業においては資本を大きく動員している。

このようにアジア農業において労働力が高度に適用されていることは、農業労働の生産性の低下を招来している。例えばその一人当りの農業生産量(小麦換算)を世界の他の域と比較して見ると、一九四七―四八年における世界の平均が〇・四二トン、ヨーロッパ〇・八八トン、北、中部アメリカ二・五七トン、太平洋二・三八トンであったのに対して、アジアはその半分に近い〇・二二トンに過ぎ

なかった。農業の生産性の低い原因をなすその他の要素としては、(イ)技術の改良に必要な貯蓄のないこと、(ロ)無駄の多い土地所有形態(土地所有の細分化)、(ハ)土地利用に影響を与える社会的慣習などが考えられる。

他方工業生産力も他の諸地域にくらべて遙かに低いが、アジアの工業水準を示す総合的な指標は求め難い。ただ各国の生産国民所得のうちに占める工業の割合を示すと、中国本土一〇・二%、インド一五・四%、その他は大体一〇%以下と見られる。(日本は三二・六%)

(四) 資源に対する人口の圧迫

さらに総合的なアジア経済の特徴として、いわゆる絶対的な過剰人口の存在を輕視することはできない。土地に対する人口過多の問題は、中国、インド、東南アジアの一部、日本および朝鮮においてとくに甚しかった。これらの諸国では死亡率が高いにも拘らず、出生率も高いために、人口の自然増加が持続し、若干の国では増加率は年一・五%に達した。ことに戦後は経済開発の進展に伴う社会生活の改善によって、死亡率の低下が著しく、したがっていつそう人口増加が示されつつある。

一九五一年現在の人口は、世界人口の半ばに近い十二億一千万人と推定されているが、その反面、陸地面積は世界総陸地面積の一四・五%、(千九百四十万平方尺)に過ぎない。したがってその人口密度は、アジア以外の地域においては平均一平方尺当り十八人前後であるのに対して、六十二人という高さである。

しかもアジア地域内における人口の分布は頗る不均等であり、限られた地域に集中している。密度の高いのはセイロンおよびインドの一平方軒当り百二十人（但し日本二百二十九人、朝鮮百三十三人）近くであるが、他方ビルマやタイはいづれも四十人未満であり、また英領ボルネオのごときは四十八人程度といわれる。これらはソウエイト（九人）、アメリカ合衆国（十八人）、フランス（七十人）などと比較して、著しい対照をなすものといえよう。ことに耕地面積当りの人口密度はさらに高く、アジア全体で一平方軒当り四百四人にはなっている。人口の圧迫を如実に示す一つの指標と見て差支ない。

上述の四つのアジア経済の特徴から抽出される結論は、まさしく「貧困」の二字のなかに集約的に表現される。そしてアジア地域における人口が、生産の増加と並行して増加を続ける限り、貯蓄も資本の蓄積も、個人の生産力の増大も不可能と見られる。これを逆にいえば、この人口の増加をいかに速くもって経済開発が進められ、生産力の向上が具現される場合にはじめて、アジアの住民の福祉の増進、生活水準の引上げが導かれ、いわゆる後進性からの脱却が可能となるのである。しかしその起動力となるべき資本の形成については、R・スルクセもいふごとく低開発地域における資本の形成は「貧困の悪循環」(The vicious circle of poverty)によって阻害されている。(註二) つまりこの悪循環は資本の需給の両面に存し

(4) 供給面では、低所得水準——低貯蓄能力——資本欠乏——低

生産性——一人当り実質所得の低位

(5) 需要面では低実質所得——低購買力——投資刺激の寡少——

資本不足——低生産性——低所得水準

という循環を辿る。そこで経済的發展のためにはこの悪循環をどこかで断ち切ることが必要であるが、外資の導入はそのための一つの手段ではあっても、前述のごとくアジア経済の後進性が単に経済的要因だけに基づくものでない以上、その解決はしきく簡単ではない。少くとも後進性の克服にはなお相当の年月を要するものと見るのが至当であろう。

(註一) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East.

1948, chap. 1.

(註二) R. NURKSE, Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries, 1955, pp. 4-5.

第三節 アジア経済の

構造的性質と今後の課題

歴史的に規制されたアジア経済の基本的性質——上述の植民地性と後進性——の分析を背景として、ここでアジア経済の構造的性質に触れておくことが肝要であろう。この点についても種々の観点からの考察が可能であり、したがって多く議論の岐れるところである。しかし本節ではこれを次の二点にしばってその概貌を明らかに

するととどめるとしよう。

(一) 農業国としての等質性

すでに前項で指摘したごとく、アジア諸国のなかで最も高度の工業国と見られる日本でさえ、現在なお産業別人口構成の¹ばぐが農業によって占められ、この地域では比較的高い工業水準をもっているとはいえないものの、大部分の西欧諸国にくらべて低開発国の部類に属する。最近の言葉でいえば「中進国」なのである。

その他のアジア諸国では、農業人口の比率はいずれも五割から八割を越え、この一事からも農業国としての等質性が裏書される。因に東南アジア諸国における就業人口の産業別構成比を示すと次表のとおりである。

東南アジア諸国における就業者の産業別構成比(%)

	調査年次	農業	鉱工業	その他
タイ	一九四〇	八三	九	八
パキスタン	一九四九	八二	四	一四
インドシナ	一九四〇	七一	六	二三
インドネシア	一九四〇	七〇	一五	一五
ビルマ	一九四〇	七〇	二〇	一〇
インド	一九四八	六七	二一	一二
フィリピン	一九三九	六五	一一	二四

セイロン	一九四九	五三	一〇	三七
マライ	一九四九	五二	一〇	三八

(備考) 大衆・原「アジア経済図説」昭和二九年、五九頁より。

農業国としての等質性を示すいま一つの指標は、戦後の経済開発の進行にも拘らず、東南アジアの多くの国が若干の一次的生産品の生産ならびに輸出に極度に依存するモノカルチュア的な産業を持続しているという事実である。例えば先に指摘したごとく近年の輸出重要度順に見て、ゴム、茶、米、油および油夾、砂糖、錫、ジュート、原綿の八品目が輸出総額の大体五〇・六〇%を占めている。

なお右の事情を各国の主要生産物二品目の輸出について、それぞれの輸出総額に占める比率を示すと次表のごとくである。

輸出の総輸出に占める割合(%)

地名	品目	一九五三	一九五四	一九五五(上半期)
ビルマ	米	六一・八	八〇・一	七七・二
	ゴム	二・二	一・九	三・六
カンボジア	米		三七・九	三五・五
	ゴム		一・六	一四・二
セイロン	茶	五二・六	六二・一	六四・六
	ゴム	二・五	一五・八	一六・八

(備考) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East.	台 湾			
	砂糖	米	砂糖	米
インド	茶	一〇・六	一〇・〇	六〇・三
インドネシア	棉花	一九・三	一五・二	二〇・七
	ゴム	二・一	二・一	一七・〇
	油および油実	三二・二	三〇・九	七・六
マライ	ゴム	一一・一	九・七	四一・一
	錫	四〇・八	四二・七	七・〇
北ボルネオ	ゴム	一三・〇	一三・三	五四・一
	油および油実	四一・四	三一・一	一一・二
パキスタン	ジュート	一二・八	三四・四	三八・七
	棉花	三九・三	四五・九	一三・九
フィリピン	油および油実	四三・四	二九・四	四八・九
	砂糖	三三・一	四二・九	二九・二
タイ	米	二四・二	二六・一	二八・八
	ゴム	五五・四	四九・四	三四・八
ヴェトナム	ゴム	一一・六	一六・一	五一・八
	米	三一・九	四一・八	二一・七
	米	三一・八	三八・一	四六・三
				二一・八

1955, p. 32 より。

かくてわずかに二種類の商品だけで、しばしば一国の輸出総額の七割から八割を占めるような事情が見られ、しかもこれら主要輸出品の殆んどが一次品であるところから、農業国としての等質性を理解することができであろう。

(二) 相互依存性の稀薄——不統一性

これはアジア諸国間の相互貿易が相対的に不振であり、さきに第一節において見たごとく、依然として欧米に対する高い依存性を示していることに窺われる。このことは前述の第一点からも当然に帰結するところとはいえ、これまでの長い歴史において、いかに東南アジア諸国が欧米諸国の植民地として、本国のための原料供給地、販売市場あるいは投資市場としての体制内にふかく捲きこまれていたかを物語るものである。

したがって戦後の政治的独立、さらにこれを裏付けるための経済的自主性の確立に向けて努力を行い、綿密な経済開発を進めつつあるにも拘らず、その経済開発自体のためにもなお欧米の先進諸国に多くを依存せざるをえないというディレンマを提起している。

他面、戦後アジア地域内の経済協力関係を促進しようという気運は、ある程度高まってきているが、少くともこれまでの経過においては、時期尚早として延期される例が少くなかった。それは一つには、戦後これらの新興諸国に高まったナショナリズムが、往々にして偏狭なエゴイズムに走る嫌いがあり、自国の開発に専念する余り、近隣国の優先的な発展を軽視する傾向さえあること、第二には

併つての宗主国からの投資援助活動に対しては充分な警戒心を示しながらも、アジア地域全体としての援助受入れには熱意を示さず、しかもその反面、有利な取引条件であれば、個別的な援助の申入れに応ずるといふ、歩調の不一致によるものであった。最近のソウイェト側からの経済援助も、このような虚を衝いた巧みな工作であるとも評価できる。

いずれにしてもアジアの経済構造が、このような不統一性をもっていることは顕著な事実であり、今後の経済協力の実現のためには、その線に沿つての構造的調整を行うことが一つの課題であると思われる。

この点について、そのための基盤が全然ないとはいえない。例えば現在のアジア諸国の経済発展の段階から見ても、いくつかの類型別を設けることは可能である。「E C A F E」の資料によつても、アジア諸国の経済開発計画は、概略的には「均衡のとれた多角的経済の確立」(Achievement of a balanced and diversified economy)をその目的の一つとしているけれども、経済的均衡の欠如と経済開発方式という観点から、それを次の三つの類型に分類している。(註一)

第一の類型は東南アジア諸国であり、その経済形態は単純な農業を特徴とし、少数の農産物とその生産ないしは輸出において優越的地位を占めている国々である。この類型はさらに、(イ)セイロン、インドネシア、マライおよび英領ボルネオ、フィリピンなどの食糧輸入国と、(ロ)ビルマ、旧インドシナ三国、タイなどの食糧輸出国

の二つに分類される。前者は、前表にも明らかなごとく、少数の原料品輸出に極度に依存し、したがって世界市場における需要と価格の変動によつて著しい影響を受ける。そこでこれら諸国の経済開発計画は、米その他の物の増産と製造、加工工業の発達による生産の拡大と多角化を目的としている。また著名な米生産国である後者の国々においては、農業の多角化と工業生産の促進による、より均衡のとれた経済の発展が目標とされる。

第二の類型に属するものは、中国本土とインドである。それらの経済は共に農業的であるが、すでにある程度多角化され、また工業も比較的発達している。したがってこれら両国の経済開発計画は、食糧および若干の原料の増産と工業開発によつて、農、工業間の均衡を樹立することを主要目的の一つとする。(もつともその後中国本土においては、中共政府の成立により、社会主義計画経済が採用され、重工業化を中心に全面的な工業化政策が採られるにいたつたことは周知のごとくである。)

第三の類型は、日本のみによつて代表される。しばしば触れたように、日本はアジア地域における最も進んだ工業国であるが、戦後は食料および原料の輸入と、その支払に充てられる外国援助に大きく依存している。日本経済の今後の課題は自立経済の達成にあり、食糧の海外依存度を減じ、また所要食料および原料輸入を賄うための輸出の伸張に努力を払っている。

むしろこのような類型化は、一時点における觀察に基づくもので絶対的なものではない。したがってその後、同じ「E C A F E」事務

同」によってアジアにおける貿易事情の考察から、次の四つの区分が設けられた。(註二)

(一)食料輸出国(ビルマ、タイ、旧インドシナ三國および台湾)

(二)原料生産国(セイロン、インドネシア、マライ、パキスタン、フィリピン)

(三)工業製品輸出国(日本、インド、香港)

(四)中国本土

また最近の「E C A F E 年報」は、アジア諸國の貿易問題と經濟開發問題との関連から、次の三つのグループを挙げている。(註三)

(一)外國貿易が重要な地位を占め、また經濟開發が主として政府の手で行われている諸國(ビルマ、セイロン、パキスタン、タイなど)

ここでは輸出と政府の開發支出とが、所得——支出流量を規定する主要な要因をなしている。

(二)外國貿易の占める地位が比較的低く、また經濟開發計画が活潑に実行されている諸國(中国本土やインドなど)

これら諸國では政府の開發支出が通貨事情に影響を及ぼす主要な原因となっている。

(三)多額の國防費その他の政府の非開發支出がインフレ圧力の主因となっている諸國(カンボジア、台湾、インドネシア、韓国、南ヴェトナムなど)

ここでは、若し多額の多國援助の流入がなかつたならば、そのインフレ圧力はもっと激化したものと見られる。

これらの類型はききに一言したごとく、相対的なものと解してよいが、その間に各グループのもつ生産構造の特殊性が示されており、少くともアジア經濟の構造的特質の一つである「不統一性」を是正するための調整を考えてゆく上には、示唆に富むものといえよう。またそうした意味での再編成の過程を通じて、アジア諸國がその所期する、従来の「植民地經濟」から「國民經濟」への移行を実現するところに、実はアジア經濟の今後の中心課題が懸つており、いっても過言ではあるまい。

(註一) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East. 1950, p. 174.

(註二) 國際連合國、日本エカフェ協會訳「アジア經濟年報」

(一九五四年一月—一九五五年三月)第三章參照。

(註三) U. N. Economic Survey of Asia and the Far East. 1955, pp. 39-40.

第十一章 アジアにおける外国資本

「植民地経済」の地位から脱却して「国民経済」を確立することは、アジア経済の再編成ならびに近代化の過程における中心課題として考えられる。戦後政治的な独立の達成ないしは自主性の拡大に成功したアジア諸国は、これを社会的、経済的な近代化によって裏付ける必要がある。

この目標に向つての努力にも拘らず、既往からの複雑な社会的構成（とくに東南アジアの多くの国に見られる複合社会の形態）と既述の経済的貧困に加えて、戦後の国際的環境の不安定が、往々にして右の理想の実現を阻みからである。ことに経済的近代化の推進、それによるかつての経済的後進性の克服と植民地性、半植民地性の打破は、理想としてはアジア諸国の自主的な協力によつて達成されるべき目標でありながら、戦後の国際的環境のもとにおいては、政治的、社会的、経済的諸要因に阻まれて、その実現はさぶる困難

と見られる。かくて世界経済におけるアジアの地位は、依然として不安定の裡にある。それは自動的原因にもまして、他動的原因による動揺を避け難いごとくである。

このような視野から戦後のアジア経済の趨勢を見ると、すでに前篇で触れておいた、偏倚的な一次品の生産・輸出の態勢、あるいは貿易関係の分析を通じて示されるように、そこには依然として高い対外依存性が指摘される。それが基本的には、何よりも旧来の欧米先進国の植民政策にもつくものであることは、すでに述べたところであるが、とりわけこれら先進諸国による投資活動が、大きくアジア経済の動向を規制していたと見なくてはならない。しばしば指摘されるように、植民地における利潤の大部分は、現地に還元されることなく、本国の利益のために吸収されて、それがアジア諸国の資本蓄積の不備、ひいては貧困の累積を生む所以でもあった。したがっ

で戦後の経済復興、開発計画の遂行に際して、最大の問題点はその所要資金をいかにして調達するかということである。資本不足は各国の経済開発問題を考察する場合の、不幸な「通り言葉」ともなっているのである。

右の事態を明かにするために、以下、戦前、戦後のアジアにおける国際投資関係を分析して、アジアの経済問題の基底に潜む禍因を探ることにしよう。

第一節 戦前のアジアにおける外資の支配

戦前のアジアは日本を除いてほとんど総て欧米先進諸国の植民地ないし半植民地としての地位におかれていた。したがって、これら列強の投資勢力は、いさおいアジア経済のなかに根づく浸潤していた。その戦前の東南アジアにおける分布は次表のとおりである。

戦前の東南アジアにおける国際投資

国 別	調査年次	企業に対する直接投資		間接投資		合 計	
		金額(百万米ドル)	%	金額(百万米ドル)	%	金額(百万米ドル)	%
インドネシア	(一九三〇)	一、四二二	六三・三	八、四三三	三七・七	九、八五五	一〇〇
マライ	(一九三〇)	一、四二二	六三・三	八、四三三	三七・七	九、八五五	一〇〇

クイ	(一九三〇)	六	七・六	三・四	二・四	一・〇
フィリピン	(一九三〇)	三・五	八・八	六	二・六	一・〇
ビルマ	(一九三〇)	三・五	六・六	八	三・四	一・〇
インドシナ	(一九三〇)	三・五	七・六	八	三・四	一・〇
合 計		二・七	七・七	一・三	二・六	一・〇

(備考) 中国人の投資を含まず。

出所 H. G. Callis, Foreign Capital in Southeast Asia, 1941.

これら諸国のうち、タイを除いてはいずれもイギリス、アメリカ、フランス、オランダなどの植民地たる熱帯植民地として、もっぱらゴム、錫を中心とする農、鉱特産物の生産に依拠する、典型的な植民地経済体制のもとにあった。したがってこれら諸国における国際投資においても、それぞれの本国の占める比重はすこぶる高かった。例えば前掲の東南アジア諸国に対する外国の企業投資額中、インドネシアにおいてオランダ本国の占める割合は六三%、マライ、ビルマの場合におけるイギリス本国の割合はそれぞれ七〇%以上および九〇%以上、旧インドシナにおけるフランス本国は九五%以上、フィリピンにおけるアメリカ合衆国は五二%以上であった。タイは政治的には独立国であったが、資本的にはイギリスへの依存度が高く、企業投資の七〇・八〇%までは、イギリス本国とオーストラリアによって占められた。因にキャリス(H. G. Callis)およびリーマー(C. F. Renier)の指摘するところにしたがい投資国別内訳の

明瞭なものを摘記すると次のとおりである。

主要投資国別企業投資の実態（単位、百万米ドル）

フィリピンの場合（一九三五年）		インドネシアの場合（一九三七年）	
投資国	投資額	投資国	投資額
アメリカ	一六三	オランダ本国（A）	一、〇四〇
スペイン	九〇	イギリス	二〇〇
イギリス	三五	アメリカ	九五
日本	二七	フランス	三五
		日本	一二
		ドイツ	一〇
		イタリー	一〇
		ベルギー	九
合計	三一五	合計	一、四二一

（備考）（A）華僑資本一・五億ドルを含む。

前掲 H. G. Callis

中国における各国の投資状況（一九三二年）

投資国	投資総額（百万米ドル）	同上比率（%）
イギリス	一、一八九・二	三六・七

日本	一、一三六・九	三五・一
ソウイェト	二七三・二	八・四
アメリカ	一九六・八	六・一
フランス	一九二・四	五・九
ベルギー	八九・〇	二・七
ドイツ	八七・〇	二・七
イタリヤ	四六・四	一・四
オランダ	二八・七	〇・九
北欧諸国	二・九	〇・一
合計	三、二四三・五	一〇〇・〇

（備考） C. F. Renner, Foreign Investments in China, 1933.

p. 76, 2410°

なお中国についてはその後一九三六年末、日本側で行った調査によると、日本を除く主要国の投資は次第のごとくであった。

中国における主要国の投資状況（一九三六年末）

投資国	投資総額（百万米ドル）	同上比率（%）
イギリス	一、一四一・六	五八・八
アメリカ	二八七・六	一四・八

フランス	一八〇・三	九・三
ドイツ	一四八・五	七・六
イタリア	七二・三	三・七
ベルギー	五八・四	三・〇
その他	五三・七	二・八
合計	一、九四二・四	一〇〇・〇

さらにインドの一九三八年における外国投資は総額二十七億七千四百萬ドルにのぼったが、リウイス (C. Lewis) は、その内訳についてイギリス本國が二十七億二千五百萬ドルと全体の九八%を占め、アメリカ合衆國は、四千九百萬ドルであつたことを明らかにしている。(註一)

このリウイス (C. Lewis) の一九三八年を基準とする推定を基礎として、E C A F E がアジア地域全般に亘つて計算したところによると、戦前アジア諸國が國外からうけていた長期資本は総額十一億ドル以上と見積られ、それは世界の全長期投資額のはば五分の一に當つた。そしてその約八五%まではアジア地域外から投ぜられたものであり、残りの一五%は主として日本の對中國投資および東南アジアにおける華僑の投資であつた。

この間日本はこの地域における唯一の債權國として、十二億ドルを超える資本を輸出し、これに対し五億ドル以上の資本を輸入し

た。しかも日本はアジア地域外の國々、とくに西欧諸國およびアメリカ合衆國から資本を輸入した反面、その輸出資本の九〇%以上をアジア諸國、とくに中國に対して投入した。かくてアジア地域全体として戦前における純資本輸入額は、八十二億ドル以上と推定される。(註二)

以上の簡単な描寫からも、戦前のアジアにおける投資について、次のような諸点を指摘することができる。

第一は、アジア經濟の一つの特徴ともいふべき、國際投資の圧倒的優勢である。例えば一九三〇年代において中國の全会社資本のはば四分の三はこれを外國資本に仰ぎ、またインドの近代産業の殆んどすべての部門には、外國資本が参加していた。さらに東南アジア諸國においては、農園企業ならびに近代的な鉱工業および運輸業の大部分が外國人の所有に属し、公益事業や採取産業などの独占事業においては、その支配率はさらに高かつた。

第二に、アジアにおける國際投資は、直接投資の形態をとるものが極めて多かつた点である。すなわち戦前における直接事業投資は、中國、インドおよび東南アジア諸國において、それぞれ外國投資総額の三分の二、約二分の一および約十分の七を占めたといわれ

第三は、この地域に対する國際投資のいま一つの特徴として、それぞれの本國資本が絶對的優位を占めた点である。前掲の國連資料によれば、一九三八年のアジアの非自治地域における長期の國際投資は総額約七十億ドルと計算され、そのうち九%足らずが地域内の

住民、主として華僑の投資であつたと見られる。したがつて地域外からの投資は約六十四億ドルと推定されるが、このうち七五%ないし九八%までが、各本国によるものであつた。例えばイギリスは、インド、ビルマおよびセイロンにおいて九八%、マライにおいて九〇%を占め、フランスは旧インドシナにおいて九八%、オランダはインドネシアにおいて八八%、アメリカはフィリピンにおいて七五%を占めたといわれる。(前掲のキャリスの資料による場合よりも、一般に高率な点が注目される。)

第四は、全地域を通じて、概してイギリス資本が支配的な地位を占めている点である。これはアジア地域に多くの植民地をもち、しかも他の諸列強に先んじて海外投資活動に着手した当然の結果ではあるが、戦後におけるイギリス資本の陰然たる勢力の基盤ともなっているのである。

いずれにしても外国資本勢力の支配こそは、戦前のアジア経済を彩る特色の一つであつた。したがつてまた戦後におけるその推移の方向が、今後のアジア経済の動向を規制する一つの有力な要因であることも、容易にうなずけることである。

(註一) C. Lewis, *The United States and Foreign Investments Problems*, 1948, Appendix A, p. 335.

(註二) U. N. *Economic Survey of Asia and the Far East*, 1949, p. 309.

第二節 戦後における外国資本勢力の消長

戦後アジアにおける国際投資問題について何よりも注目させられるのは、外国資本勢力の消長——投資国の交替の事実である。いうまでもなくそれは、イギリスをはじめフランス、オランダなどの旧植民本国資本の衰微ないしは日本、ドイツなどの資本勢力の崩壊に代るアメリカのドル資本の著しい進出である。E C A F E の資料は戦後のアジアにおける国際投資の地位の変化について、次の五点を指摘している。(註一)

- (イ) アジア地域における国際投資の量が激減したこと。
- (ロ) 多くのアジア諸国では外資導入を要望しながらも、重要産業に対する外国資本の介入を制限しようとしていること。
- (ハ) 現地諸国は直接投資よりも間接投資を歓迎していること。(前項にあげた理由による。)
- (ニ) 戦前とちがつて政府借款が、この地域への外国投資移動の主要な形態となっていること。
- (ホ) イギリス、フランス、オランダに代つて、アメリカ合衆国が

第一位の投資国として躍頭したこと。

この最後の点(ホ)に関連して注目されるのは、アメリカが戦後のアジア諸国の復興、開発に対する最大の援助者となつたことである。なかんづくアメリカからの援助を受けたのは、当初国民政府治下の中国、韓国およびフィリピンの三国であり、さらには日本であつ

た。そしてこの援助は、その大部分が政府による贈与とクレジットの形で行われた。

ところで戦後のアジア経済の推移を、この国際投資問題との関連において考察する場合大体一九四五―四九年末ごろまでを「救済、援助の段階」と見ることができ、次いで一九五〇―五五年をこれにつづく「復興段階」ないしは「開発の準備段階」とすることができ、このような区分を採ると、現在の一九五六年こそは真の「開発段階」に足を踏み入れつつあるものといえるわけであるが、もとよりこうした段階の区分は、考察の便宜にもとづく相対的なものにはかならない。したがって観点の相違あるいは各国の特殊事情などによって、必ずしも一律には確定できない基準であることを断つて置く。

I 救済、援助段階（一九四五―四九年末）

(1) アメリカ

この期間においてはいうまでもなく、主としてアメリカによる救済、援助の活動が行われた。いま国連調査にしたがって、一九四五年七月一日から四九年十二月末にいたるアメリカの対外贈与ならびにクレジット供与額を見ると、次のごとくである。

アメリカの対外援助（一九四五年七月一日―四九年末 単位百万ドル）

対外地域	総額	贈与	クレジット
ECAFE地域	二、六七六	二、二八九	三八五

合 計	三五、九六二	一五、六二一	二〇、三四一
中国	一、七五五	一、五二六	二二九
韓国	三〇〇	二七五	二五
フィリピン	五六八	四八八	七八
その他	五三	一	五三
日本および琉球	一、七六五	一、五〇二	二六三
西欧諸国およびその属領	一八、六二八	一〇、一四七	八、四八一
その他の世界	二、二四三	一、一五三	一、〇九〇
国際的諸機関	五五三	五三〇	二三
割当未定分	九八	一	九八

かくてアジア地域がうけた援助は総額の約一〇%におよび、日本を含めて贈与額の割合の大きいことが注目を惹く。しかしアジア地域に対する援助は、西欧諸国にくらべて比較にならぬほど小さい。これはこの段階におけるアメリカの世界政策が「ヨーロッパ第一主義」の基調に立っていたことを如実に反映したものである。

中国

戦後のこの段階におけるアジアにおいて、アメリカ援助政策が最も力点をおいたのは国民政府治下の中国であった。それは中共の制覇によって、いちおう水泡に帰したが、一九四九年末までに総額十七

一 二十億ドルに達する援助を注ぎこんだ。その内訳は左のとおり。
(単位百万ドル)

武器貸与	七二二
アンラおよびアンラの残額	四〇六
ECA援助	一六八
余剰資産の譲渡に伴うクレジット	一四六
その他の贈与	二二七
その他の貸付	七六
合 計	一、七五五

またアメリカの「中国白書」の示すところによれば、アメリカからの贈与およびクレジットを含めて中国が諸外国からうけとった援助は、二十二億ドルを越え、次のような内訳であった。(単位、百万ドル)(註二)

アメリカからの贈与およびクレジット	二、〇〇八
アンラおよびアンラのBOTRAに対する寄与残額	一八八
カナダからのクレジット	六〇
合 計	二、二五四

この二十億八百万ドルと計上されるアメリカの援助額のうち、十六億九千七百万ドルは贈与であった。このほかに生産価格十七億七千八百万ドルにのぼるアメリカの余剰資産が、値か二億三千二百百万ドルで譲られた。

さらにアメリカの援助額のうち、約十億ドルは軍事援助と国際収支の均衡維持のための援助に向けられた。そして後者は、とくに

食料、棉花および石油の供給を確保するために向けられたのである。

韓国

一九四九年末までの対韓援助三億ドルの大部分は贈与であり、それは主として軍当局からの民需物資の放出に充てられた。援助の主な目的は韓国の国際収支上の困難を緩和することにおかれた。

フィリピン

前記の対韓援助のばあいと同じく、アメリカのフィリピンに対する援助も主として贈与の形をとった。その内訳は次のごとくである。

(単位、百万ドル)

民需物資供給(軍当局による)	二八
アンラ	八
比戦争損害委員会および復旧向贈与	四五二
余剰資産の譲渡に伴うクレジット	九
その他の貸付	七一
合 計	五六八

このほか日本および琉球に対して十七億ドルを越える援助額があった。また、ECAを通じて、インドネシアへ援助の手を差し伸べた。

以上述べたようなアメリカの対アジア投資の動向に対して、英、仏、蘭などの諸国は戦後どのような動向を示しているのであろう。

(2) イギリス

次表に見ることく、イギリス政府は、戦後アジア諸国に対する援

助（貸付および贈与）として、総額四億ドル以上を支出したが、これらはいずれも、かつてのアジアにおける植民地の再建に資することを目的としたものである。

イギリスの対アジア援助（一九四五年 単位百万ドル）

対象地域	援 助 項 目	項目別金額	総 額
ビルマ	クレジット（一九四五～四六年） 戦争損害補償贈与 軍支支出（贈与）	五一・六 一一〇・九 六二・五	二二二・〇
マライ	戦争損害補償贈与 植民地開発福祉基金 国内治安維持費	八〇・六 二五・四 三二・二	一三八・一
北ボルネオ	再建用贈与無利子貸付 戦争損害向贈与、無利子貸付 開発基金	一〇・九 五・四 五・〇	二一・三
サラワク	開発基金 戦争損害向贈与 戦争損害向無利子貸付	四・八 〇・八 一・二	六・八

ブルネイ	戦争損害向無利子貸付	〇・四	〇・四
香港	援助向贈与 主として戦争および大学建設向一〇〇万ドルの贈与 植民地開発、福祉基金	一三・一 四・〇	一七・一
合 計		四一・八	四一・八

これに加えて、イギリスはセイロン、インドおよびパキスタンに対して「封鎖ポンド」の解除を行った。この措置が相手国の国際收支の改善に大きく寄与したことはいうまでもない。もともと現地側には、封鎖ポンドの解除を単なる債務の償還に過ぎないとする意見がある。

封鎖ポンドの解除状況（単位百万ドル）

相手国	現金勘定	クレジット	実施期間
セイロン	七四		一九四八年七月一日～ 五〇年六月末
インド	一、〇六四	一、〇七八	一九四七年七月十五日～ 五〇年六月末
パキスタン	一八一	三三	一九四八年初～五〇年 六月末

合 計 一、三二九一、一一一

(3) フランス

次にフランスは旧インドシナに対して、貿易上の不足額をカバーし、また戦災をうけた産業の復興およびその他の産業向の目的に資するため、総額一億ドルを上回る援助を供与した。その内訳は次のごとくである。

フランスの対インドシナ援助(単位百万ドル)

援 助 項 目	供 与 額	一九四八年末までの使用額
貿易不足額の援助(一九四八年)	七五・五	七五・五
戦災産業復興向貸付(連邦大蔵省保証)	二七・四	二七・四
その他産業向貸付(連邦大蔵省保証)	四・九	四・九
合 計	一〇七・八	一〇二・三

(4) オランダ

この間オランダ政府はみずから、またはその保証のもとに第三国を通じて、インドネシアに対し貸付およびクレジットを供与した。ところが一九四九年十二月の「インドネシア共和国」の成立にともない、インドネシア側はオランダ本国の船隻にかかる対外債務を肩代りして引受けることとなった。同時にまた七億八千四百万ギルダ(二億六百万ドル)にのぼる戦前の未済分についても全責任を引ついだ。かくてこの新共和国が引受けた戦後の対外債務は、次のこ

とくであった。

インドネシアの承継外債内訳(単位百万ドル)

項 目	金 額
アメリカ 余剰資産の譲渡に伴うクレジット、 輸出入銀行からの借入	六二・六 一五・〇
カナダ カナダからの借入	一四・一
オーストラリア オーストラリアからのクレジット、 (貸貨八五〇万ポンド)	一九・〇
計	一一〇・七

このほかオランダ本国に対して負うクレジットは二億六千九百万ギルダ(七千百万ドル)にのぼったが、反面二十六億ギルダ(五億二千六百万ドル)のものが繰引きされた。

このようにイギリス、フランス、オランダともそれぞれの資力に応じて、かつてのアジア植民地の復興のために相当の努力を払ったことが窺われる。しかしながらいずれの場合にも、本国経済の甚大な戦争被害のために、それは容易な事業ではなかった。そこには植民地保持に対する汲々たる努力の跡が看取されはするが、所詮それだけの諸国に対するアメリカの援助なくしてはできなかったことである。その意味でこれら三国のアジアに対する援助の一部は、實質的には各本国を介してのアメリカ援助の敷衍であったといっても過言ではない。

(5) 國際的諸機關

前述した諸國による援助目的の投資のほかに、國際的諸機關（例えば國際通貨基金、國際復興開發銀行など）による対アジア資金供給にも注目しなくてはならないが、現実の問題として、それは少額にとどまった。その恩恵を蒙った唯一の國はインドで、同國は、一九四八年および四九年の間に「基金」から一億ドルを取得し「銀行」からは鉄道修復向三千四百萬ドル、農業機械購入用一千萬ドルの貸付をえ、合計一億四千四百萬ドルの資金を供与されたのである。

以上は戦後の「救済、援助段階」におけるアメリカならびに各日本國政府ないしは國際的機關による対アジア投資の概況であるが、これに対して民間投資は、いたって不振であつた。このことは戦前と正しく逆の現象として注目を要するところである。その原因としては

(4) 戦後のアジア全域にわたる政治的不安定。

(5) アジア各國におけるナショナリズムの擡頭と結びついでの際済政策の志向、なかんづくいわゆる「紐つき」の外資導入に対する異常な警戒心

が挙げられよう。

戦後の対アジア民間投資についての資料は極めて乏しいが、国連の調査によつてその一斑を窺えば下表のとおりである。

したがつて民間投資の増進のためには、政治的安定の確立が基本的な前提条件となるわけであるが、同時に例えば外資に対する課

戦後の対アジア民間投資（單位百萬ドル）

投資額	國籍	期 間
セイロン	主にイギリス資本	一九四七年末まで
香 港	主に華 資本	一九四七・四九年
インド (六八・三百 萬ルピー)	英(六六・二) 加(一・六) 米(〇・六五)	一九四八年五月? 四九年十二月
マライ	英 二〇〇 米 三一	一九四九年九月一日 現在
パキスタン	英 一四 蘭領本阿 五 印 一・八	一九四七年八月十五日 一九四九年六月末
フィリピン	比 三三・五 華 二二・六 米 八・六 その他 六・二	一九四五年五月? 四八年八月

税の引下げとか、諸國の法律制限の緩和などによる、資本の安全と

利潤の保証が望まれる。

戦後のこの段階において少くとも以上に概観してきたところから、戦後のアジアにおける国際投資活動にまつわるいくつかの特徴の様相を指摘しよう。多少の重複を顧みずこれを概括して見ると、次のとおりである。

- (4) 投資国の交替。(アメリカ資本の圧倒的な進出)
- (5) 民間投資に代る政府投資の優位。
- (6) 現地国における直接投資の忌避と間接投資に対する好感。

II 復興段階(または開発準備段階、一九五〇—一九五五年末)

一九五〇年を以ってアジア経済の復興段階の開始期とすることについては、異論を免れないであろう。しかし前年の一九四九年一月にはじめて提唱されたアメリカ大統領の「ポイント・フォー・プログラム」、同じく十月一日の中華人民共和国の成立、さらには一九五〇年六月の朝鮮動乱をめぐって、アジア地域が一つの新段階を迎えたことは事実であり、アジアをめぐる国際諸勢力の角逐もいっそう激化されたと見られる。

とくに朝鮮動乱を契機として、アメリカの対アジア援助はいちじるしく軍事的性格を強くし、またいわゆる「朝鮮ブーム」の到来は東南アジアの原料生産国の輸出を潤すことによって、その経済開発計画の推進を招いたことも明らかである。

ところで国際投資の観点から見ると、この時期においては朝

鮮動乱の継続や、インドシナ戦争の激化あるいはマライにおけるゲリラ部隊の活動、国共抗戦の気構えなど、多くの政治的な不安定要因を醸成して、全体としての投資の進展は期待しえなかった。既に一言したごとく、アメリカをはじめとして軍事援助の拡張が示されたほかは、個別的に比較的利益の利かた安全と思われる対象への投資が進められるにとどまった。

ただこの間において一九五一年七月に発足した「コロンボ・プラン」は、さきに解明したアジア経済の構造的特質から西欧におけるマーシャル・プランのような総合的な経済復興計画、ないしはそれに対する援助計画の樹立を阻みつけて来たアジア地域において、一つの「協同的」な経済開発の体制を具現したものであるとして注目されていた。

いうまでもなくそれはイギリス本国をはじめ、暹羅、カンダ、セイロン、インド、ニュージラランド、マライおよびイギリス領ボルネオなど英連邦諸国を原構成国とし、その目的とするところは(1)本地域の緊要事項を調査し、(2)利用可能な必要資金を算定し(3)世界の関心を本地域の開発問題に集中させ、(4)地域内諸国の生活水準向上を援助するために国際協力を促進しうる体制を整えることである。ことに本計画は純経済的のしかも極めて現実的な計画であることを標榜した。(註三)

そこでこのコロンボ・プランは最初から外部からの援助に対して開放的な性格をもち、当初すでに次のような資金調達計画を樹てたほどである。

コロンボ・プランの資金調達計画（単位百万ポンド）

	合計	インド	パキスタン	セイロ	植民地
A) 総額	一八六・一五元	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
B) 国内調達	六四・五元	一五	四〇	四〇	四〇
C) 割合(B/A)	三三・二	八	二〇	二〇	二〇
D) ボンド残高解除	二五・二	六	六	六	六
E) 割合(D/A)	一三・五	三	三	三	三
F) 自国資金(B+D)	九〇・七	二一	四六	四六	四六
G) 割合(F/A)	四八・七	一一	二三	二三	二三
H) 外国資金期待	六六・三	三	三	三	三
I) 割合(H/A)	三五・一	一	一	一	一
J) 外貨資金(D+A)	二〇四・六	二六	四六	四六	四六
K) 割合(J/A)	一一〇・五	一四	二四	二四	二四

(備考) 国民経済研究会「コロンボ・プラン」四九一五〇頁より
すなわちボンド残高の解除を国内資金調達の一部と見做せば、内外の比は五五％対四五％となり、これを外貨と見れば比率は遂に四二％対五八％となる。いずれにしてもボンド残高の本計画への流用はその特徴の一つと見なすことができる。

現実に一九五四年六月までの三カ年間に於ける開発投資の総額

は十六億ポンド（第一年度四億ポンド、第二年度五億ポンド、第三年度七億ポンド）に達し、一九五五年に於ける第四年度には八億八千万ポンドにのぼる予定である。三年間の投資総額のうち外国援助によつて賄われたのは一八％で、このほかに封鎖ボンド解除分が約二億ポンドにのぼっている。（註四）

次表はこの間の事情を説明するのに役立つであらう。（註）

コロンボ・プラン諸国の外部資金期待額と達成額

（一九五二―五三年度および一九五三―五四年度の平均）（単位百万ドル）

国別	A) 外部資金期待額		B) 外部資金供与額		C) 達成率	D) 残高解除	E) 合計	F) B/A
	案外	案内	外部	内部				
インド	一五・〇	三・九	四・二	二・三	六九・〇	二・九	九・一	一三・二
パキスタン	一・七	一・七	一・七	一・七	一〇〇・〇	一・七	一・七	一〇〇・〇
セイロン	一・七	一・七	一・七	一・七	一〇〇・〇	一・七	一・七	一〇〇・〇
計	一八・四	七・三	七・六	五・七	六八・五	六・三	一八・四	九二・四
百分比	一〇〇・〇	三九・七	四一・三	三〇・九	一〇〇・〇	三四・二	一〇〇・〇	九二・四

A) 期待額はコロンボ・プランの年間平均。

B) 供与額は一九五二―五三年度、一九五三―五四年度の平均。

C) 世界銀行借款などを含む。

(備考) 経済審議庁経済協力室「アジア低開発国の経済発展と地域

主として公共開発の目的に支出されたが、コロンボ・プラン自体としては実は当初から、これを刺激剤として民間外資の導入に最大の

期待を寄せていたのである。

しかるにこの段階においても、それは必ずしも所期のごとく進展せず、アジア地域の政治的、経済的不安定のために、却つて民間外資が引揚超過となった困えあつたと見られている。そこで引き続き民間外資の誘致に深い関心が払われているが、コロンボ・プランの第三次年間報告においても「今後当分の間はこの要素が開発において主要な役割を演ずることは考えられない。」（註六）との悲観的見通しが述べられている。民間外資の流入にとつての前提条件である投資の安全と、収益性を保証するような状態が当分望めないといへば、それも致し方のないところであらう。そこで今後ますます自己調達の努力を重ねて行くか、新しい国際金融機関の設立に期待するか、あるいは有利な条件での提供者と個別的に手を結ぶか、いずれにしてもその前途にはなお多くの難関が横たわっているといわねばならない。

因に、この段階のアジアにおける国際投資の状況を示す指標として、左に若干の統計表を掲げることしよう。

(単位:百万ドル)

三	八・〇	六〇・五	七四・〇	六七五・二	一一八・四
五〇	一九五一	一九五二	(一九五三 十月まで)	計	未貸付額
美 施 額					

・五	五七・二	六五・九	四二・〇	二三九・五	一六五・二
一〇・八	二八・五	三〇・一	六九・四	八二・六	
三六・九	四三・二	三七・八	一一七・九	三三・一	
二・一	七・二	一・九	一一・二	一〇・一	
一三・九	二〇・四	一四・四	八三・五	一二・三	
一〇・二	五・七	三・〇	五三・七	五六・一	
一	五・七	三・七	九・四	二一・〇	
三・七	九・〇	七・七	二〇・四	五・〇	
一	一	一	四〇・二		
・九二八・九三二五・七二〇〇・二一、一九六・七五三〇・十					

110

はアジアに含めた。

史冊を著したもので、兩國政府が予め世界銀行の要請する措置を完

[illegible]

イ
リ
ル
ノ

ニ
五
三
六

六・七・九

ビルマ	一〇・二五	一・八六
タイ	二三・八四	五・一一
インドネシア	六・一〇	一

(註四) 經濟審議庁經濟協力室「アジアの低開發國の經濟發展と地域主義」五六頁。

(註五) 外務省アジア局訳「コロンボ計画第一次年間報告」一〇頁。

(註六) 同 右「コロンボ計画第三次年間報告」二二二頁。

第三節 アジアにおける外資の現況と将来

上述したところから綜括的に理解されることは、アジア諸國がその經濟開發を促進するために、資本を切実に必要としながらも、これを容易に調達し難いという事實である。現実に戦後これまでの経過においては、内乱や戦争にもとづく政治的、社会的混亂が、大きくこれを制約してきたといえる。とくに外國資本にとっては、かかる不安定な地域への進出は特殊の目的をもつ場合のほかは當然消極的ならざるをえなかった。しかし朝鮮動亂の終結や、インドシナ戦争の休戦、そして、とくに五五年七月のジネーブ巨頭會議以後の「平和的共存」態勢の前進に伴って、アジア地域にもいちおう平和的な氣運の進展が兆しはじめた。この機に乗ずるソヴェートの經濟的工作の活発化は、いわゆる「競争的共存」の到来を思わせるにいたったが、このような背景のもとに、アジア諸國としても漸く開發の準備段階から、本格的な「開發段階」へと歩を進めることができると考えられる。

そこでアジアにおける外國資本の將來は、どうであらうか。もち

ろん現在といえども眞の安定は存在していないのであるから、輕卒な予断は許されない。また多くの經濟外的な要因についても思いめぐらされなければならない。しかしここではなるべく經濟的視野を主軸として若干の考察を試みてみたい。

既述のごとく戦後のアジア地域においては、特殊の援助目的をもつものは別として、純粹に經濟的な意味での國際投資（ことに新規投資）は、縮減せざるをえなかった。他面、旧投資諸國が、伝統的に深い利害關係をもつて来たアジアの市場をそう簡単に見捨てえないことも明白である。ところで戦前この地域において、完全な植民地投資が行われた時代にあつては、外資は極めて高いいわゆる「植民地特別利潤」を收取し得たのであるが、問題は戦後においてこれがどのように、またどの程度まで變化したかに懸る。

戦後における内乱や内戦、あるいは共產勢力の擡頭による社會變革の影響によつて、一部の外國資本が収用され、あるいは逃避したことは否めない事實であり、したがつて永年注ぎこんだ資本の利益擁護のために、投資側において種々防衛措置を講じたにも拘らず、大勢は外資の後退の方向に動いているようである。現にこの地域に最も利害關係の深かったイギリスの東南アジア諸國における民間企業投資は、終戦時の一九四五年から五一年までの間に、全体として僅か四割ではあるが減少している。(註一)

東南アジアにおけるイギリス事業投資の変動

(未償還投資年末現在高、名目価額、単位百万ポンド)

国 別	一九四五年	一九五二年	増・減(%)
セイロン	二一・四	二二・六	一・二
インド及パキスタン	七七・一	六六・四	(一)一〇・七
マライ	六二・〇	六四・四	二・四
英領西インド諸島	一三・一	二〇・一	七・〇
ビルマ	一五・七	一〇・〇	(一)五・七
インドネシア	二二・六	二〇・三	(一)二・三
合 計	二一・九	二〇・八	(一)三・九

(備考) U. N. The International Flow of Private Capital. 1946

-1952-

しかもイギリスの東南アジアにおける投資は、その後においても次表に見るごとく停滞を示しており、それからあがる利子および利潤においても、一九五一年までは「朝鮮ブーム」を反映して漸増を示したが、その後は下降に転じている。

イギリスの対外投資と利潤 (単位百万ポンド)

国 別	公 称 資 本	利子および利潤
イ ン ド	一四八・六四九・九〇 一五三・三三三・三三三 一四八・六四九・九〇 一五三・三三三・三三三	一五・二九三・二九三 一五・二九三・二九三 一五・二九三・二九三 一五・二九三・二九三

パキスタン	九・六	九・九	九・〇	八・一	一〇・一
セイロン	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三
マライ	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三
英領西インド	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三
ビルマ	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三
インドネシア	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三
合 計	二・六	二・九	二・五	二・四	二・三

(備考) Bank of England: United Kingdom Overseas Invest-

ment. 1950-1951.

然しこのような戦後のイギリス資本の一般的衰退のなかにも、相手国によって若干のニュアンスが見られる。周知のごとく戦時中インドはポンドを蓄積してイギリスに対する債権国となったが、イギリスの企業資本はなわそのままインドに残されており、最近のインド準備銀行の調査によると「一九五三年末現在、インドにおける外国資本の約八三%がイギリス資本であり、一九四八―五三年の間における外国資本の新規事業投資に占めるイギリスの比率も、これを大きく下回るものではない。」(註二)という。

また前表からも判るように、マライは戦後においてもすこぶる収益性の高いイギリスの投資市場であった。すなわち共産ゲリラの激動やその原料品輸出の不安定性から、多少の外国資本の撤退が見ら

これはしたが「朝鮮ブーム」の到来によつて、一時はイギリスの「宝庫」たる姿を再現したほどである。しかし一九五七年八月に予定されるマライの独立は、たとえマライが英連邦内に踏みとどまるとしても、右の關係にある程度の変化を招来せずには措くまい。目下交渉中のシンガポールの独立問題とも絡んで、マライにおけるイギリス資本の前途には一抹の暗影がかざしているものといえよう。

次にインドネシアの外国資本は、戦争とその後の内乱によつて、甚だしく減耗したが、オランダの資本はなお確固たる地位を保つてゐると見られる。例えば一九五二年の国民所得の産業別比率において、工業は八・二%の低い地位にあるが、それらは殆んど総てオランダと華僑の資本による企業であり、インドネシア人の経営にかかるとは、企業は全体の僅か四%程度にすぎない。またインドネシアの国内総生産額のうち外国資本による生産は、依然として三〇%以上におよび、その大部分が、オランダ資本の企業による生産と見られてゐる。インドと共に、戦後のナショナリズムの傾向の激しいインドネシアでのこの事實は、新興国の建設の悩みを表現するものといえよう。

これに對し、旧インドシナにおけるフランスの投資は、戦争と内戦によつて致命的な損耗をうけ、加うるに戦費の負担によつて戦前の植民地所得を殆んど使い果したものと見られてゐる。アジアにおいて最大の被害を蒙つた事例である。

以上戦後のアジア地域における国際投資の現況から、現地に於ける政治的、社会的事情や、日本国の施策のいかんによつて、可成

りの変動を惹起していることが判る。上述の僅少な事例から全体を推すことは戒むべきであらうが、概していえばその背後における投資国自体の政治力の強弱と対外経済政策の巧拙が、大きく影響していることは見逃せない。

一九五六年三月十六日「香港上海銀行」(Hongkong Shanghai Banking Corporation)の株式総会において同行総裁が、最近のアジアの政治、経済情勢を分析して「アジア諸国はそれぞれ自己の選んだ道を進みつつあり、外国資本は、こうした情勢に順応すべきである。」と演説していることは充分注目し得る。しかもその演説のなかで「インドは社会主義的なパターンに進みつつあり、したがって、今後外国民間資本の役割は漸減するであらう。」と述べていることは、アジアにおける外資の将来について疑念を抱いていることを想わせる。

もちろん、このような外国資本の将来に対する悲観的な見解については「イギリスのアジア投資が主として貿易金融部門に集中しており、またそれがアジアの貿易金融において殆んど独占的な地位を占めているので、アジア諸国の国民経済が整備されると共に、その反撃の焦点となるべき運命にあるところに起因するものである」ともいえよう。(註三)

だがここでは同総裁の演説中に指摘された諸点、とくにその見通しの可否は措くとして、それがこれまでイギリスの対アジア投資活動の牙城の一つであった香港上海銀行による現情勢の判断であるだけに今後外国資本の当面すべき問題点を理解するための、貴重な

指針をあたえるものと見るべきであらう。その意味で、演説の結びの言葉を紹介すると、次のとおりである。(註四)

「アジア諸国は彼ら自身が選んだ道を進みつつあり、したがって外国の商人や銀行家はこうした条件の変化に順応しなければならぬ。われわれはそうすべきであり、またそうしようと努めつつある。しかし新たな外国資本については、問題は全然別である。新たな外国投資に対しては、他の多くの道が拓けているから、最も魅力的なものが選ばれることとなろう。外国資本の導入を欲する若干の国は、表面的なサーヴィスをふんだんに行っているが、しかし外国資本を実際にひきつけるには、安定した情勢と充分な利潤の見通しの方が、多くの声明よりも遥かに有効である。しかしこの問題は各国自身が決定すべき問題であって、外国資本がどんな反応を示すかは、各国が行う決定にかんにかかるであらう。」

まことにこの極かに表現された結語のなかには、アジアの国際投資問題が直面する諸点が、適切に要約されていると解される。イギリス自身の立場については、その投資政策のもつ柔軟性が示され、しかも外資にとって、何が最も大切かということについては、政治的安定と収益性の確保であることを指摘して押らない。そして最後の決定はまさしく「各国自身の決定」にかかるところと見てよからう。

実際にソヴェト側からの経済工作の浸透に対しては、アメリカ側も援助の長期化と拡大、その柔軟性の保持によって応ぜんとしているし、イギリスもまたマライやセイロンの新事態に処して、対策

の樹立を迫られている。かくてアジア地域は、兩体制の文字どおり「競争的共存」の舞台ともなりかねない勢いである。

このような情勢のもとにおいては少くとも現在から近い将来にかけて、次の二点に留意して置く必要がある。

(一) まず兩体制からのいわゆる「援助競争」を背景として、アジア諸国はこれを利用すべく未曽有の恵まれた地位にある点である。戦前においてはもとより、戦後においてもアジア地域に対する外部援助は、仮りに「紐つき」でないにしても、アジア自身のためよりも、投資国なり援助国なりの利益に重点をおくものが多かったのである。今や諸外国がアジアに対する援助の拡大を競うにおよんで、アジア諸国はより自主的な見地から、これを選択し得る立場におかれているわけである。既述の如く「この問題は各国自らが決定すべき問題である。」から、アジア諸国としても、それぞれの経済的發展を促進するために、このチャンスを活用するべきであらう。

(二) これまでアジアの地域は余りにも多く国際諸勢力の角逐の場でありすぎた。今後はさきに指摘した自主的な立場からの外国援助の活用と併せて、より積極的なアジア地域内の相互的経済協力の方角に動くであらうことである。もちろん現段階においては、地域の経済的特質や構造にもつく経済的な対外依存性は依然根づいたものがあるし、また、地域内の相互協力体制成立のための条件、基盤も必ずしも整っているとはいえない。

しかし一方において戦後の世界経済の大勢は、戦争直後のユニヴァーサルあるいはグローバル的な体制樹立の理想から次第にリ

シヨナルな結合へ向つて、具體的な進展を示している。さらに他面ではアジアの新興諸国に見うけられた旺盛ではあるが往々にして狭量に陥りがちであつたナシヨナリズムの傾向に対して、漸く反省の色が見えはじめていると考えられる。

そこでこの一方の狭―狭、他方の狭―広に向う二つの路線の交錯する場として、一つの「地域的な結合」(これは勿論一九三〇年代の排他的なブロックイズムとは異なる。)を考へることが出来るが、アジア地域もまたその一つの場として、地域内での経済的協力、結合の促進に、より熱意を傾ける機運が兆しつつあるように思われるのである。そしてこのような展望にたつきざり、アジアにおける外国資本が必然に既往とは異つた性格と機能を要請されるであらうことはいふまでもない。

(註一) 経済企画庁調査部「国際資本移動における植民地利潤の戦後形態」(昭和三〇年十月)二二頁

(註二) 「アジアの政治経済情勢」―香港上海銀行総裁の演説―

(エカフエ通信第八一号所載)一四頁

(註三) 同右、二頁

(註四) 同右、一八頁

【軍事篇】

東南アジア諸国の軍事体制

第一章 概観

東南アジア諸国の軍事体制はいまなお掃略期を脱していない。戦後独立した国が大部分を占めるこれらの国には、輝やかしい国家の伝統なるものが少く、優秀な軍隊を建設する精神的素地に欠けている。しかも、どの国も経済的には未開發状態にあって、充分な軍隊を保有するだけの国力を備えていない。

一般に國民の知的水準が低く軍事技術、軍需工業などは極めて幼稚な域にあって、先進國にたいする依存度が高い。また、國民の政治的後進性にわざわざいされ、軍部にたいする政治的統御力の弱い国が多く、軍隊の存在がかえって国内不安の根源となっている場合がある。

タイのほかは總て志願兵制度を採用しており、人口に比して軍隊の保有数が少く、軍事費の支出も欧米諸國に較べていちじるしく低位にある。しかし、どの国にも警察軍制度が活用せられ、軍隊の弱体をカバーしている。

現在、外國軍事顧問團の援助を求めずして軍隊を維持運営しているのはインドだけであるが、このインドでさえ、いまなお少數の英

觀

人高級將校の指導を受けている。

ある程度の軍需工業をもっているのもやはりインドだけで、最近ジェット機の機体組立と小艦艇の建造が可能になった。その他の國では軍需工業らしいものはほとんど存在していない。

各國とも国内の輸送路、港灣などの整備が充分でなく、大部隊の行動、補給などに適しない。この地域に存在する大航空基地および大海軍基地はいずれも英、米の手に握られており、これらの基地が東南アジアの戰略的地位に決定的な影響を与えている。

各國の兵力の概要と軍事費支出の状況はつぎの二表のとおりである。

東南アジア諸國の兵力要覽（一九五五年現在）

國名	陸軍	海軍	空軍
フィリピン	三萬人（他に警察軍二萬七千人、二九戰斗大隊）	三千人 一萬噸	七千人 一五〇機
北ヴェトナム	二〇萬人 一一、一二〇師團	—	—

南 ウ ェ ト ナ ム	十五万人 九〇師団	六千五百トン	—
ラ オ ス	二万五千人	—	—
カン ボ ジ ア	三万四千二人(他に 補助隊二万人)	—	—
タ イ	六万人(他に警察 軍六万人) 四〇師団	一萬一千 トン	四百人 三百機
マ ラ イ	英連邦軍三万五千 人 正規警察軍六万人	英海軍空母二 隻 巡洋艦一 隻 驅逐艦數隻	英連邦空軍 數 中隊
イン ド ネ シ ア	十万人七 〇師団	七千七百 人 五千トン	二万人 三百二十機
ビ ル マ	七万人 六十コ大隊	二千五百 人 四十隻	二十人 五十機
セ イ ロ ン	三千人	掃海艇一隻	—
イ ン ド	五十五万人 一八〇師団	七千七百 人 三萬六千五 百トン	八〇大隊 百機
パ キ ス タ ン	二十五万人	六千六百 人 一萬五千六 百トン	二十コ大隊

東南アジア諸国の軍事費支出状況

国 名	国防費 支出 (%)	国防費 所得 (%)	会計年度
フィリピン	二五・四	二・三	一九五五
タイ	一六・六	一・三	(※)一九五〇 (※)一九五三
マライ	二一・〇	〇・二	(※)一九五〇 (※)一九五四
ビルマ	二九・四	〇・五	(※)一九五〇 (※)一九五五
セイロン	二・四	〇・三	(※)一九五〇 (※)一九五五
インド	二一・四	一・七	(※)一九五〇 (※)一九五五
パキスタン	三四・二	—	一九五五

(出所) 国連統計年鑑、但し※印は外務省資料

第二章 各国の軍事体制

第一節 フィリピン

I 国防機構

一九三五年、ケソン大統領時代にはじめて国防法が制定され軍隊の建設に着手したが、当初は警察隊を中核としたものであって、一九四五年までに十万人を目標としていた。もちろん、この計画は米軍の指導下に進められたもので、最初の軍事顧問団には、マックアーサー元帥が少将として、また、アイゼンハワー大統領が少佐として参加していた。陸軍のほかには陸軍航空隊および海軍哨戒隊が創設された。

太平洋戦争時、フィリピン軍は約四万人の兵力を有していたが、日本軍上陸後は地下ゲリラ隊となつて、米極東軍の指導の下に抗日戦を続行した。

一九四六年七月四日、独立してからはまず一万五千の国防軍が創設せられ、陸軍航空隊、海軍哨戒隊、警察隊も独立して設立された。

軍の統帥権は大統領に属し、その下に国防大臣がある。

国防省は大臣官房および沿岸測地調査局によって組織され、国防省の下にフィリピン軍總司令部がある。總司令部の下に陸、海、空

の三軍および警察軍が置かれている。

陸軍總司令官は三軍の參謀總長をも兼ねている。警察軍は一朝有事にさいして陸軍に統合されることになっているが、現在は陸軍がフク田討伐など大規模な治安工作に従事しているのになつて、警察軍は都市警察の援助など、程度の軽い治安活動に當っている。

兵役制度は志願兵制度が採用されているが、同國憲法第二章第二条には「国防は政府の最も重要な任務であつて、この任務遂行のためにはすべての市民にたいして文武の公役に服するよう法律をもつて規定することができ」とあり、予備兵制度、補充兵役制度（一九五二年制定）が設けられている。

予備兵制度によつて、現在も大学、高等學生に軍事訓練が施されており、非常のさい「義勇隊」を編成するための予備幹部の養成が行われている。現在、フィリピンには予備將校團約八千人がある。

一九五四年八月には新たに民間防衛局設置法が國會を通過し民間防衛機構がつくられることになった。

II 兵力、編制

(1) 陸軍

正規兵力約三万人（一九五四年末）を擁し、四軍管区、二十九戦

斗大隊 (Battalion Combat Team) より成り、一コ戦斗大隊兵力は約一千名で編成されている。
陸軍部隊の編制区分つきのとおり。

区 分	管 轄 区 域	兵 力
第一軍管区	ルソン中部、北部諸州	一四〇戦斗大隊
第二 "	ルソン南部諸州、ミンドロおよびビコノロ地区	一〇〇戦斗大隊
第三 "	ビサヤ地区	三〇戦斗大隊
第四 "	ミンダナオ州及びスール地区	一〇戦斗大隊

備考 ほかに一コ戦斗大隊があつて五五年五月朝鮮から

本国へ引揚げた。

フィリピン陸軍は比較的高い水準の士気と規律を維持しており、ここ数年來の共産ゲリラ分子（フク団）との戦斗にも優秀な成績を収めている。

フィリピン陸軍の軍紀厳正な理由としてはつぎのような点があげられている。

(1) フク団討伐でたえず決戦到底の態勢におかれ、緊張を維持した。

(2) 幹部の多数が戦前のフィリピン軍出身者で、大戦中ゲリラ

活動の危険があり愛国的気魄にあふれている。

(3) マグサイサイ大統領はキリノ大統領時代の国防大臣をつとめたが、軍幹部に武人肌の有為の士を起用し、政治性のある者をしりぞけ、軍の政治的中立性を保持した。

(4) マグサイサイ氏は、大統領就任後もその高潔な人格によって軍部にたいし適切な指導を行っている。

(5) 米軍顧問団の指導および訓練を極めて適切に実施せられてゐる。

(2) 海 軍

人員約三千名、海軍司令官には代将が任命されている。

現有兵力はつぎのような機々たるもので、国内各島嶼の警備にも事かく状況にある。

艦 種	艦 名	要 目	隻 数
護衛艦 哨戒艇	Cebu, Leyte, Iloilo, Pangasinan, Negros Occidental	六〇〇トン（満載九 〇〇トン）、三吋砲一 門、四〇軽砲六門 二〇ノット	五
コルベ ット	Sanar	八五〇トン（満載九 四五トン）、三吋砲 一門、四〇軽砲四門 一八ノット	一

哨戒用砲艇	PGM 33, PGM 34 PGM 35, PGM 36 PGM 37, PGM 38	全長一〇呎 六〇耗砲二門 四〇耗砲二門 ディーゼル	六
哨戒艇	Batangas, Bohol, Capiz, Negros Oriental, Nueva Ecija, Zamboango Del Sur	三三〇トン(満載四 五〇トン)、三時砲 一門、四〇耗砲一門 三二ノット	六
"	Laguna P 12 Tarlac P 11	二三〇トン(満載三 〇〇トン)、三時砲 一門、四〇耗砲一門 一四、五ノット	二
"	Alert P14, Cagayan P13, Cavite P19, Isabela P18, Ilocus Sur P16, Surigao P 17, Maunatin Province P15, Ilocus Norte P20	八五トン(満載三 〇トン)、四〇耗 一門、二〇耗砲銃三 基一八ノット	八

(備考) その他、雑船艇三十三隻を保有している。

右のほか、フィリピン海軍としては近い将来につきのような艦艇の入手を計画している。(註一)

護衛駆逐艦 六隻
哨戒艇 六隻

艦隊用掃海艇 二隻
軍隊輸送船 一隻
輕輪送船 二隻

現在、海軍の任務としては沿岸の哨戒、密輸、不法入国の取締などが課せられている。

フィリピン海軍の基地としては主にマニラ湾内のサングレ・ポイント(用キヤビテ軍港)が使用されている。

(註一) フィリピン軍部は、日本からの賠償のなかに、つぎの海軍艦艇をふくませることを希望している。(五五年十月十一

日) INS マニラ電)

- (一) 五百トン級 哨戒艇 二四隻
- (二) 護衛駆逐艦 四隻
- (三) 高速魚雷艇 一二隻
- (四) 起重機船(七、五〇〇トン能力) 一隻
- (五) 千トン浮ドック 一隻
- (六) 五千トン浮ドック 一隻

(3) 空 軍

総兵力約七千人。

マニラ市南郊ニコルス飛行場を主要基地として使用し、現在の保有機数は練習機としてP51 Mustang機七十機、ほかに旧式の輸送機、偵察機、練習機など計約四十機がある。

米比軍事援助協定に基き、毎年約百名の将校、下士官を米國にお

いて訓練養成中である。

フィリピン空軍は将来、ジェット戦闘機四コ連隊に拡充する計画を持ち、毎年一コ連隊づつ新設しようという希望をアメリカ側に表明したが、これにたいする米側は明らでない。

しかし、一九五五年十月現在、すでにジェット練習機数機がアメリカから供与されていることは確実で、逐次空軍のジェット機化が進むものとみられている。

これらジェット機の整備補修を日本の航空機工場に委託しようとする意向のようである。

(4) 警察軍

総兵力約二万七千人。司令官には准将が任ぜられており、一朝有事のさいは陸軍に統合される。

マニラおよびセブには都市警察として配置せられ、その他の重要都市にも配されている。

Ⅲ アメリカの軍事援助と軍事基地

アメリカとフィリピンとの間には、軍事に関する四つの協定があり、防衛上もつとも緊密な関係を結んでいる。

第一は、一九四七年三月に締結された米比軍事基地協定である。

この協定により、フィリピンは米軍のため二十三カ所の陸、海、空軍基地を九十九カ年の期限で貸与する。

第二は、米比軍事援助協定である。この協定は、一九四七年に成

立したが、その後、五十年に、さらに三カ年延長され、五三年七月以後、さらに五カ年有効期間が延長されている。

この協定に基づき、米軍事顧問団（陸軍少将を長とする約七十名）が、フィリピンに派遣されてフィリピン軍の訓練に当り、また第二次大戦中の軍需品のストックや兵器、艦艇、飛行機が、無償で供与せられた。（所有権は、アメリカに留保。爾後の補給は米議会の決定にまづ。）

なおこの協定には、兵器、軍需品の海外発注については、アメリカの同意を得ることと、規格の統一が規定されている。これは他国の軍事援助協定には類の少い規定である。

第三の協定は、一九五一年八月三十日締結された米比相互防衛条約である。

この条約は第二条において、相互援助による防衛力の発展を規定し、第三条において、外部からの脅威にたいする協議を規定し、第四条においては、武力攻撃を受けたときは自国の憲法上の手続にしたがって、行動することを宣言している。すなわち、相互防衛条約としては最も程度の低いものであって、軍事的援助は自動的に発動されないことになっている。

しかし、五四年六月には右条約の第三条が発動され、米比防衛審議会が正式に設置されるにおよんで、米比間の相互防衛関係は一層緊密化した。

第四の協定は、一九五四年九月に締結された東南アジア集団防衛条約（SEATO）である。

SEATO 結成のさい、アメリカがフィリピン政府から要求された要件としては、(四)師団分の装備、(五)ジェット戦闘機、駆逐艦にたいするフィリピンの要求考慮、(六)フィリピンの市民防衛にたいする援助などであったが、五四年九月の第一回米比防衛審議会において米側代表ダレス國務長官はつぎのような發言を行い、この全文が文書として正式に確認された。

- (四) アメリカは、本条約に忠実につくす。
 - (五) フィリピンが攻撃された場合には、アメリカは直ちに行動を起す。
 - (六) アメリカは、フィリピンも安全保障のため全力をつくすことを期待する。
 - (七) アメリカは、海、空軍の協力および軍需品の援助をあたえる。
 - (八) アメリカは、フィリピンを外敵の攻撃から守るため、あらゆる實際的な方法をとる。
 - (九) アメリカは、在比米海、空軍基地の維持使用を欲する。
 - (十) 戦争の場合、アメリカは、フィリピン軍と協力して、その選振する地点にたいし攻勢をとる。
 - (十一) フィリピンにたいするアメリカ軍の軍事援助は、自動的に発動する。
- また、この会議の直後發表された共同声明にもこれらの点が明らかにされ、さらに、
- (四) フィリピン陸軍を四コ師団に編成がえする計画をふくむフィ

リピン側の提案にアメリカは同意し、その必要な装備の大部分を提供しかつ必要な外貨についても援助を与える。

- (五) フィリピン海、空軍の拡充については、米国防省で研究考慮する。

- (六) アメリカは、フィリピン政府の計画した市民防衛組織の必要性を認め、その実現にたいしアメリカの現有施設をもって協力する。

- (七) フィリピンの域外調達の要望にたいして、アメリカはそれが経済的である限り考慮するなどの諸点を述べている。

アメリカの軍事援助によって、実際にフィリピンに与えられたのは、当初無償提供された第二次大戦のストック品のほかに、一九五〇—五一年度約四千四百万ドル、五二—五三年約四千五百万ドルその他計約一億ドル(五年間)である。

その後、米比相互防衛条約に基く対比援助として、一九五四年十一月、はじめての防衛資材である空軍建設部隊用土木機械類千七百万ベソ分が輸送せられ、五五年四月にはフィリピン陸軍一コ師団の訓練のため、五十万ドルがアメリカの対外援助資金から支出された。

アメリカの対比軍事援助の狙いは、独立国にたいする新軍の創設というよりは、自国の世界戦略に基く第一線基地の建設を助成せしめる点にあるようで、海、空軍の世界第一級の基地建設が急がれている。

たとえば、一九五五年度の米国海軍予算に現われた比島方面基地建設費はつぎのとおりである。

スピック湾

六、五五〇、〇〇〇ドル

同(補給施設費)

五、九五六、〇〇〇

キュービー・ポイント

四、九九二、〇〇〇

(航空施設費)

秘密地点

二五、六五二、〇〇〇

同

二五、六五六、〇〇〇

計

六八、八〇六、〇〇〇

第一級の米軍施設としてはクラーク(空軍)、スピック湾(海軍)サングレー・ポイント(同)、オロンガボ(同)、キャンブ・ジョン、ヘイ(バギオ)など十六基地、第二級基地としては右の以外の対日作戦時代の基地が当てられ平時は使用せず、必要あるときフィリピン政府に通告して使用できることになっている。

現行の協定によると、基地の拡張、交換も可能であって、米人家族、および米人以外の技術者の入国滞在権もあり、治外法権の規定がある。また、米比間の相互利用、合同計画の立案についても規定している。

クラーク空軍基地は、現在八千五百呎の滑走路を一万呎に拡張しており、当方面随一の大基地で、目下のところF86F一コ連隊の米空軍が常駐している。

スピック湾は、横須賀に代るべき重要軍港として大拡張中であって、東南アジアの大戦略基地となっている。附近のキュービー・ポイ

ントは、空母機の基地として巨大な海軍航空基地を形成しているが、これは五一年十月から極秘裡に建設していたものである。

IV 軍事予算

年 度	総歳出予算 百万ペソ	国防支出 百万ペソ	国防費 算(%)	国防費 所得(%)
一九四六		※ 三六・八	一七・〇	—
四七		※ 七七・八	三一・〇	—
四八	三九二・五	五五・四	一四・一	〇・九
四九		※ 五四・八	二三・〇	—
五〇	五四三・四	一〇一・九	一九・〇	一・六
五一	五三四・七	一二五・三	二三・四	一・八
五二	六三四・六	一八一・八	二八・七	二・六
五三	六六〇・〇	一六七・三	二五・四	二・三
五四	七四五・五	一六〇・七	二一・七	—

(備考)

一、出所は、一九五四年度国連世界統計年鑑、ただし、※印は外務省資料による。

二、会計年度は六月三十日に終る一年間とする。

第二節 香港

香港の英軍は、マライ、シンガポールの英軍とともに英極東軍(註一)の中核をなしており、陸、海軍のほかに補助空軍をもっている。

現在の香港英軍司令官は、陸軍中將 Cecil Stanway Sugdenである。

香港派遣陸軍は、本国兵を中心に、グルカ兵およびマライ兵をふくむ約三万名からなり、その一部は朝鮮に派遣され、他の一部はマライのゲリラ隊討伐にまわされている。

現に香港の守備についているものは、本国兵を主とする一万四千名(一個師団)といわれている。

香港の軍事情勢は、いまなお嚴重な警戒を必要とする状況にあつて、九龍半島の国境線へだてて直接中共軍に相對峙している。

朝鮮戦争以後、イギリスは、中共軍の香港武力侵入にそなえて、

真剣な準備を進めており、国境線にそつて強固な防禦陣地を構築するとともに、同方面配備部隊に猛烈な防備訓練を課し、万一に備える警戒措置に遺漏なきを期している。

そのため香港地区には、平時必要とする以上の兵力が配され、軍隊の大部分は、仮設兵舎またはテントに居住している。

とくに、軍人の家族の居住施設の不足が甚だしく、政府の努力にも拘らず、薪に転入してきたものは一年ないし一年半後でなければ、住宅を得られない状況である。

部隊の大部分は、九龍半島側の臨時兵舎地区(註二)に配されている。

朝鮮およびマライ派遣部隊の準備訓練、補充交代も香港陸軍の仕事となり、極東英軍の策源地の一つとなっている。

(註一) Far East Command
(註二) The New Territories

第三節 北ヴェトナム

I 国防機構

憲法第一条によれば、「ヴェトナムは民主共和国であつて、一切の軍政大権はすべて人民の手中に掌握される」と規定されている。また、「ヴェトナム公民は祖国保衛の義務を有し」(第四条)、第五条には、「兵役の義務」が規定せられ、第四十九条には「軍の統帥権は国家主席にあり」と明記している。

すなわち、主席は軍事上つぎのような権限を保有している。

(4) 全国の軍権を掌握し、陸、海、空の司令官を任免する権限

(5) 勳章および賞状を授与する権限

(6) 宣戦および停戦を行う権限

国防省は独立戦争中のヴェトナム人民総司令部を改組したもので、国防相は、革命戦争中總司令官の職にあったヴォー・グエンザップ（武元甲）將軍である。省内に政治局、軍訓局、運輸局、通信局、経済局、軍医局、参謀局の七局をもち、全軍を統轄する。各局の概要をのべると、つぎのとおりである。

政治局

人事、動員、検査、宣伝を任務とし、聯区（軍管区に相当するもので四ないし五区あり）および戦区（現在一区あり）を統轄する。

軍訓局

軍幹部の養成（師団長、連隊長、大隊長など幹部の教育、参謀および下級幹部の集合教育、兵器の使用教育など）、軍政学校の直轄（ソントイ、バクニン、タイグエン、ドールなど七カ所）を行い、新たに砲兵学校（バックカン）、工兵学校（ソントイ）の設立を計画中である。

運輸局

現在約七百輛のトラック隊をもち、軍政府関係の輸送を一手にひきうけ、自動車学校をもっている。

通信局

国防省と各ヴェトナム人民軍、師団ならびに政府機関との有線、無線通信を管掌し、暗号の使用制定、通信幹部の教育を担当してい

る。

軍医局

独立戦争全期間を通じて衛生状態の不良に悩んだ経験から、北ヴェトナム政権は医療政策に大きな重点をおいており、軍医局の独立を見るにいたった。

経済局

経理補給をつかさどる。革命戦争中、住民から徴発した糧秣や車輛は自家製の手榴弾や軽火器とともに岩山をきり開いてつくった多くの秘密倉庫に格納されていたが、現在これらは總て経済局の統轄下におかれている。

参謀局

作戰、情報、教育、補給、通信の各課に分れ、これらの資料の蒐集整理に当り、またその計画に当っている。

II 兵力、編制、裝備

一九五二年ごろ「ヴェトナム国家軍」から「人民解放軍」と改称し、国防省に直属したが、一九五四年末正規軍の兵力は、歩兵十コ師団、砲兵二コ師団で、ほかに編成中の師団が若干あり、また、地方軍として各地に散在する相当数の独立連隊がある。

(1) 正規軍

正規軍の兵力は、休戦直後七コ師団（七万）独立連隊または大隊五万、計十二万といわれ、その編成はつぎのようなものと報ぜられている。

(イ) 攻撃師団

第三〇八師団（鋼鉄師団とよばれた伝統のある最精銳機動師団）

(ロ)

第三一二師団

第三一六師団

第三二六師団

右の四コ師団は、一九五四年春のディエンベンフー包圍戦に参加した部隊で、ヴェトナム人民解放軍の主力をなし、うち二コ師団（三一六および三二六師団）は重裝備砲兵師団だといわれる。

(ii) 防禦師団

第三〇四師団

第三一一師団

第三二〇師団

右の三コ師団は、休戦時まで、主としてハノイ周辺紅河デルタ地域で作戦していた部隊で、前項の攻撃師団にくらべて多分に防禦的性格をもつ部隊といわれている。一九五五年六月の南ヴェトナム側の情報によると、北ヴェトナムは、右の正規兵力のほかに、五ヶ月足らずの間に、四ないし六コ師団の歩兵師団を新設したという。

師団は「大団」とよばれ、諸兵連合の戦術単位をなし、完全編成の場合は、正規戦士七千人および人工隊（後方勤務労働隊）一万七千人からなり、司令部、歩兵連隊三と、砲兵、工兵、通信、輜重

の各一コ大隊からなる。

歩兵連隊は、一コ連隊兵力戦士千五百ないし二千人に、人工隊二千ないし二千五百人が付属し、以下三、三の編成をとる。

中共軍と同じように、政治委員を有し、政治委員は、また人工隊を指揮し、出師準備、輸送、補給、負傷者の後送などを担任し、部隊は二元的統帥が行われている。

裝備は、旧日本軍およびアメリカの対フランス援助兵器の園殘品を主とし、一部、白砲、バズーカ砲、ロケット砲は、中共軍よりディエンベンフー包圍戦のため供給せられ、輕火器の一部は自給も可能といわれる。

文化の程度が低く、少數民族出身者も多いので、文字を解しないものが多く、中共軍にまねた十カ条の軍律などを出しているが、必ずしも部隊には徹底していない。

一般に、封建的、徒党的、英雄主義的な風潮が強く指揮官が戦死すれば、その部下はほとんど戦線を離脱するようなこともあり、また、指揮官は、部下掌握のため、常に率先垂範のため陣頭に立たねばならず、独立戦斗指揮者の損耗率が高かった。

(2) 地方軍（デヤフン）

北ヴェトナムは、地方軍として、約二十万の戦区軍を持っている。この戦区は、独立戦争中、ゲリラ戦を行つたさいの区分（註二）をそのまゝ、残したもので、民兵組織から正規軍兵士を補充することと、地区内の治安維持をその任務とする。国防省軍政局が、各戦区を監督し、司令としては大佐級のものが派遣されている。

正規軍師団には、兵員補充のため、一連の戦区（連区）が規定されている。

現在、北ヴェトナムには、越北連区、第一連区、西北戦区、第三戦区、第四戦区、中部ヴェトナムには、第五戦区、第六戦区があり、南部ヴェトナムには、第七戦区が残され、別に、ラオス、カンボジアにそれぞれ戦区が設けられている。

（註一）独立戦争中の北ヴェトナムの遊撃戦区分はつぎのようなものであった。

指揮機関		戦区名	地 域
北部行	政抗戦		
第一戦区	ラオカイ、シャンロー、ライチョウ		
第二戦区	リヤンシャン、カオビン、ハイニン		
第三戦区	ハノイ、ハイフオン、ナンティン、ニンビン		
第四戦区	チンホワ、イーアン、ホーチン、コワンビン、コワンチー、シュンホワー		
第五戦区	コワンナン、コワンイー		
第六戦区	ピンティン、フーアン、チンホー、ニンポー、ピンシュン、バンチエ		
第七戦区	トンナイ、トーロー		

南部行		政抗戦	委員会
第七戦区	第八戦区		
バーティ、シーニン、トローナム、	サイゴン、シコロン、チャーティン、ウオーゴン、シンアン、ミト		
	チンチェ、トンチョワンシ、ヤーリ、チュート、ボトリャオ、ホーシエン、デイシー、チュン、チン		

(3) 民 軍（ゼンコン）

一九五二年二月十九日の建軍記念日に、ホー・チーミンは『今やヴェトナムは、正規軍十万と民兵百万をもっている』と演説したが、民兵には、遊撃民軍（ズギキ）と一般民軍とがある。前者は、その数七万で、他に定職を持ちながらゲリラを主任務とする精鋭部隊である。後者は、十六才ないし五十五才の成年男子をもって構成され、遊撃、監視、諜報、連絡、輸送、労務提供などを任務とする。

一般民軍中の優秀者が、選抜されて遊撃民軍に編入される。

村、社、県などは、それぞれ行政区域に応じた民兵の単位をもち、その村落毎に自動拳銃、小銃、手榴弾などを隠匿して、ゲリラ活動の独立実施が可能になっている。

また、四―五村毎に地区部隊（約二百名）を編成し、州、県では、千名程度の単位の部隊を編成して、区域内の戦斗のみでなく、区域外の作戦にも応じられる準備をしている。

(4) 海 軍

河川用小型砲艦數隻を有し、且下、要口を中共の指導のもとに訓練して、主要河川および沿岸の警備に充當するよう計画中である。

(5) 空 軍

北ヴェトナムに空軍が正式に創設されたという情報はないが、インドシナ戦争の末期ごろ、中共国内（広西省南寧または浙江省佳木斯航空訓練学校）で、北ヴェトナム軍の操縦士が教育されているという情報があった。またそのころ南寧には、「赤地に黄星」の北ヴェトナムの標識をつけた戦闘機が飛行している、という報道もあった。

また、台湾系の情報によれば、中共との間に、航空機の駐屯にかんする軍事協定が結ばれ、中共軍事顧問団（約一千名）の指揮下に二十一機の空軍機が北ヴェトナム内に配設されているという。

北ヴェトナムで利用し得る主なる飛行場は、ハノイ（ジアラムおよびハノイ）、ハイフォン（カトビ）、カオバン、バツカン、タツケイ、ラオカイなどで、ランソン、ツウエン、クワン、タイグエン、ナムディン、タンホアには不時着場がある。

III 軍事基地

北ヴェトナムにおいて、軍事基地としても重要視されているのは、ハイフォン港である。北ヴェトナムは、ジュネーヴ協定に基づき、五年五月この港を接収したが、一部の情報によると、中共およびソヴェト連邦の両国は、北ヴェトナム政府との間に、ハイフォンを軍港化することについて、合意が成立したと伝えられている。この情報によると、中ソ両国は、ハイフォン港の使用権を得る

代りに、軍港化に必要な資材と技術を提供するといわれている。（五年四月台北発UP電）

ソ連海軍が、海南島榆林に潜水艦基地を設置するという噂は、前々から流布されていたが、もしハイフィンに共産海軍の本格的基地が設けられるとすれば、その戦略的価値は、榆林などに比し数倍するわけである。

ハイフォン港の価値は、背後の鉄道の完成によってさらに増大した。独立戦争中撤去されていたハノイ睦南関間の鉄道は、五年二月、復旧工事を完了して開通した。その結果、ハイフォン—ハノイ—睦南関—南寧—漢口—北京を結ぶ鉄道が完成したこととなり、ハイフォンは中共にとっても、新たな海の出口を開いたことになる。

北ヴェトナム政府は、五年五月、「ハイフィンをあらゆる国との対外貿易に開放する」と発表したが、これはココムに基いて戦略物資交易を制限されている中共にたいして、一つの抜け穴を与えたことにもなる。

もちろん、自由國からの軍需品を北ヴェトナムに搬入することは、ジュネーヴ協定によって、制限されているが、その監視が困難である上に、北ヴェトナムにたいする一般貿易の制限は、ソ連のみが統制しか加えられないため、ココムによる中共への禁輸物資の一部はハイフォンなら公然と陸揚げ可能ということになる。

IV 中共の軍事援助

ヴェトナム軍幹部は、『中共軍の直接援助は受けていない』と述べているが、一九五〇年ごろまでは軍内に中共軍人がおり、連隊長、大隊長級の配置にしていたものもあった。現在は軍事顧問團として、参謀業務、兵器の操作、爆破教育、政治教育などを間接的に指導しており、その数約一万に達するといわれている。

このほか、中共は、インドシナ戦争中、広東省良坪、広西省の愛店郷、および南寧、雲南省蒙自などの国境に接した都市に、ヴェトナム人に対する特別訓練学校を設置し、五百ないし八百名程度の学生を収容して、砲兵、歩兵、騎兵、工兵などの教育を行い、すでに、五万人以上の幹部教育を行ったという説もある。

また、インドシナ戦争中の軍需品の援助は主にトラックによって行われ、多いときには月四千ないし五千トンにも達したといわれ、最近では、鉄道の開通とハイファンの解放により、海路輸送も可能になっている。

V 南北統一綱領

一九五五年九月、北ヴェトナムは、第五次国民大会を開いたが、そのさい、従来からのヴェトナムの国民連合戦線を、『ヴェトナム祖国戦線』運動に切りかえた。

そのとき、新しい南北統一綱領として、十項目の根本方針が示されたが、その一つに「国防の強化」という項目がある。その項目には、つぎのような説明がつけられており、北ヴェトナムの今後の軍事的な出方を示唆するものとして注目される。

「南北ヴェトナム統一のさいは、統一された国防軍を建設する。現在の南北ヴェトナム軍隊はこれに編入されるが、統一の初期には、南北両地区軍隊内の現行制度を、必ずしもただちに統一するにおよばない。協議の上、漸次に完全な統一をはかる。

また、外国からの軍隊や武器の搬入を禁止し、外国軍事基地の建設を禁止する。アメリカの軍事要員はただちに帰国すべきであり、フランス軍も漸次撤退すべきである。」

第四節 南ヴェトナム

I 国防機構

南ヴェトナムの軍事指揮権は、一九五五年二月十日、フランス極東軍司令部の手から、正式に南ヴェトナムのゴー・ディンジエム政府に移管された。この日、サイゴンにおいて指揮権移譲式が行われ、フランス軍代表ビエール・アゴステイニ將軍と南ヴェトナム軍代表リー・ヴァントリ將軍との間に調印が行われた。

さらに同月二十日、ヴェトナム東部四州の軍事権が南ヴェトナム政府に移譲され、これによって、南ヴェトナム全国の軍事指揮権は完全にゴー・ディンジエム政権に移された。

ゴー・ディンジエムは、その後、カオダイ、ホアハオ、ビンスエ各派の私兵軍の反乱の鎮圧と討伐のため、約半年を費したが、予想外の急速な勝利によって、私兵軍の大部分を撃破し、国内の軍事権を一手に握ることに成功した。

五五年十月に実施された国民投票によって、ゴー・ディンジエムは新たに大統領の地位につくことになったが、これと同時に、彼は三軍の最高指揮官の地位をも与えられた。かくて、政権はようやく確立の曙光がみえはじめ、国防機構の建設もこれからというところである。現在のところ、事実上の国防機能は、米国軍事顧問団と駐屯フランス軍によつて果されているといつても取えて過言ではない。

II 休戦協定

一九五四年七月、ジュネーヴにおいて締結された「ヴェトナム休戦協定」は、南ヴェトナムの軍事に重要な関係をもっているが、その関係条項を抜萃すると、つぎのとおりである。

第一条 暫定軍事境界線を設定し、ヴェトナム人民軍は、同境界線から北に、フランス連合軍は、南に、それぞれ撤退したのち、再集結する。(暫定軍事境界線はほぼ北緯十七度線である)

同境界線の両側に、巾五キロ以下の非武装地帯を設け、これを戦闘再開をもたらすような事件の発生を防ぐための緩衝地帯とする。

第四条 双方の軍隊の最後の再集結地域の間にある、暫定軍事境界線を、海岸線と直角に延長し、領海に及ぼす。

フランス連合軍は、この境界線の北岸に沿ったすべての島から撤退し、ヴェトナム人民軍は、南岸に沿ったすべての島から撤退する。

第五条 戦闘再開をもたらすような、いかなる事件も避けるため、すべての軍隊、補給物資、施設を、本協定発効の日から二十日以内に非武装地帯から撤退させる。

第六条 軍、民のいずれを開かず、何人も、混合委員会の特別許可がない限り、暫定軍事境界線を越えることはできない。

第七条 軍、民のいずれを開かず、民政、救済関係者および混合委員会の特別許可をうけた者でない限り、何人も非武装地帯に入ることとはできない。

第十六条 本協定発効の日以降、ヴェトナムにたいする、あらゆる種類の部隊の強化ならびに兵力の増加は、禁止される。

しかし、部隊ならびに軍人のグループの交代、一時的な任務のための軍人のヴェトナム入国および一時的にヴェトナムから出国したもののヴェトナムへの入国は、つぎの条件のもとに許される。(後略)

第十七条 (1)本協定発効の日以降、あらゆる種類の武器、軍需品その他の軍事物資、たとえば、戦斗用航空機、海軍用艦船、修理部品、ジェット・エンジン、ジェット関係軍需品、装甲車のヴェトナム搬入は禁止される。(後略)

第十八条 本協定発効の日以降、全ヴェトナムを通じて、新しい軍事基地の建設を禁止する。

第十九条 本協定発効の日以降、外国の支配下にある軍事基地は双方の再集結地域を通じて、建設されてはならない。双方は、双方の地域が、いかなる軍事同盟にも参加しないこと、両地域が紛争の再開に利用され、侵略的政策を促進しないことを保障する。

第二十条 ヴェトナムにたいする人員の交代ならびに物資の交換地点はつぎのとおりとする。

暫定軍事境界線以北—ラオカイ、ランソン、ティエンエン、ハイフォン、ヴィン、ドンホイ、ムオンセン

暫定軍事境界線以南—ツォラン、キノン、ナチャン、バンオイ、サイゴン、サンジャック岬、タンチャウ

第三十四条 ヴェトナムにおける敵対行為停止についての協定条

項の適用を管理し、監視するため、国際委員会を設置する。国際委員会は、カナダ、インドおよびポーランドの代表をもって構成する。

第三十五条 国際委員会は、上述の各国が、それぞれ任命した同数の将校よりなる定置および移動監視班を設置する。

定置班の設置箇所

ラオカイ、ランソン、ティエンエン、ムオンセン、ツォラン、キノン、ナトラン、バンオイ、サイゴン、サンジャック岬、タンチャウ

III 兵力、編制、装備

(1) 陸 軍

ヴェトナム陸軍が創設されたのは、一九五一年で、最初は、兵力約四千人を保有し、フランス連合軍の一翼として、フランス軍司令部の指揮下に入り訓練された。

一九五三年に至って、南部ヴェトナムの極くわずかの地域が、ヴェトナム軍固有の作戦警備地域として委任された。

休戦成立から五四年末ごろまでのヴェトナムの兵力は、概ねつぎのようなものであった。

ヴェトナム国軍 二一七、〇〇〇人

私 兵 軍

カオダイ(高台) 教軍 一五、五〇〇

ホアハオ(和好) 教軍 二〇、〇〇〇

ビンヌエン（平川）軍 三〇、〇〇〇
フランス軍ヴェトナム部隊 八〇、〇〇〇

合 計 三六二、五〇〇

右兵力の編制は、二百コ大隊および三十コ連隊（大隊換算計二百九十）に組織されていたが、そのうち約半数は素質劣弱か忠誠心の疑わしい雑軍で、いわゆる正規軍としてヴェトナム国軍を形成していたのは、つぎのようなものであった。

（一九五四年末現在）

總兵力 一七〇、〇〇〇人

編制

大隊 一五〇

獨立中隊 六〇

機甲兵

砲兵 若干

ヴェトナム軍の編制は、これまで主として高級将校の不足のため、約千名から編成された大隊を単位としていた。アメリカは、四年春から、このヴェトナム軍の整理改編を計画し、その第一次案は、五四年末までに五〇師団、五五年央までに九〇師団の米式裝備師団（一〇師団兵力一万〜一万二千名）を編成しようとするものであった。

ところが、この改編計画は、フランス、ヴェトナムおよびアメリカの三者間の交渉に時日を費やすのみで、一向に進展せず、五五年二月フランスが、その軍事指揮権をヴェトナム政府に委譲するに至

って、ようやく軌道に乗るようになった。

五五年一月、南ヴェトナム政府は、現有二十一万七千名の現勢兵力を、同年末までに十万名に減員し、そのほかに、十五万名の予備兵力を創設することを企図した。この予備兵力は、毎年六カ月の訓練を行うこととし、五五年中には現役、予備役を合せて平均十四万名を、最低限兵力として維持しようという計画を立てている。

これにたいし、アメリカは五五年一月、当初の九〇師団九万名案を撤回し、南ヴェトナムに約十五万人分の裝備、訓練、補給を与えることに同意したといわれている。

ところで、五五年三月、オグニエル米軍事顧問団長の言として伝えられたところによると、ヴェトナム軍の改編計画およびその進捗状況は、つぎのとおりである。

(1) 五五年末までに、十万名に削減する。

(2) 右の兵力は、志願兵六万名と徴募兵（服役期間十八カ月）四万名で構成する。

(3) 五五年七月までに、フランス人将校をヴェトナム人と交代させる。

(4) 五六年六月に新国軍として発足する。

(5) 五五年三月現在、三〇師団編成中で、同年末までにさらに三〜六〇師団編成の予定である。

ヴェトナム陸軍は、インドシナ戦争中、ヴェトナム軍（ホー・チーミン軍）が執った方法にならって、軍隊を軍事面のみでなく、政治面にも利用することを企図し、兵士をして民衆にたいする反共運

IV 私兵軍の現状

カオダイ教軍

信徒百五十万、私兵一万五千五百、予備兵三万と号され、その地盤であるタイニン地区では、独自の徴税制度と士官学校をもち、陰然一王国を形成している。五五年春の反政府連合戦線のさい、チン・ミンテ將軍の指揮のもとに政府軍と戦った一と二コ大隊のほかは全然反政府斗争に参加せずその勢力を温存した。

カオダイ教軍總司令官グエン・タンフィン將軍は、五五年三月末、私兵連合を脱退し、約一万の軍隊を率いてゴーク政權に投降した。現在、彼は南ヴェトナム革命委員会の一員として、ゴーク政權に大きな発言権をもっている。

また、教軍參謀長ホー・ハンソンは、過去において、七年間ホー・チミン軍に属していた経歴の持主である。元來、ゴーク・ティンジエム首席の独裁的な政治に強く反対しているが、軍費の窮乏などとも関連し、反政府軍実行動をとるほど積極的ではない。

ホアハオ教軍

信徒百万、コーチナ西部地区に拠り、私兵二万、予備兵四万を擁するといわれていたが、五五年六月初旬、政府軍が討伐を開始したさいの突兵力は、二万五千ないし三万七千とみられていた。約一カ月の戦の後、三千名の投降兵のほか、かなりの脱走兵もあつて、兵力は大幅に減少し、チャン・ヴァンソアイ總司令官は、カンボジアに亡命した。かくて、長年にわたってホアハオ教軍が占拠していたコーチナ西部地域は、完全に政府軍の掃討するところとなつた。

なつた。

教軍の指導者には、總司令官チャン・ヴァンソアイのほかに、レ・クアンビン（通称バー・カット將軍）およびラム・タングエンの両將軍がある。バー・カット將軍は、過去において数回にわたるフランス軍の掃討戦に堪え、山岳戦を戦い抜いてきた猛將である。これらの三將軍は現在いずれもカンボジア方面に逃亡中で、再起の時機を狙っている。

ビンズエン軍

團員十万を有する匪賊あがりの暴力団で、私兵三万、予備兵四万を擁し、團長レー・ヴァンビエン將軍の統率下にあつた。

五五年三月から四月にかけて政府軍と戦つた揚句、サイゴン市内から駆逐され、同市の南方および西方の永山と連河地帯に追放された。しかし、その主力部隊は、いぜん二千ないし三千の兵力を温存し、ゴーク政權への反撃の機を狙っている。

V 軍事基地

海軍基地としての施設をもっているのは、フランス領有時代に海軍根拠地のあつたサイゴン軍港（商港の上流）のみである。サイゴン軍港は河港ではあるが、一万トン級空母の出入も自由であつて、中程度の海軍工廠が付属し、巡洋艦程度の入渠修理と若干の兵器の造修が可能である。フランス海軍は、ヴェトナム海軍の育成を担任する代償として、当分は、この軍港を手離さないものとみられる。そのほか、サンジャックおよびカムラン湾は、この方面の良港

であつて、海軍基地として重要である。

空軍基地としては、日本占領時代に建設したつぎのようなものがある。

サイゴン

ウドモ

サンヂャック

ビエンホワ

ナトラン

ツーラン

しかし、ジェット機の作戦基地として近代化されているのは、サイゴンおよびツーランの両基地だけで、その他の空軍基地は、旧式機の使用に供されているに過ぎないといわれている。南ヴェトナムの軍勢力を強化するためには、この空軍基地の強化が第一に問題となるわけであるが、ジュネーヴ休戦協定によると、空軍基地の拡充は許されていない。

Ⅵ フランス駐屯軍の状況

一九五四年三月、インドシナ戦争が最高潮に達したときの、ヴェトナム派遣フランス軍の兵力は、つぎのとおりであつた。

フランス本國兵

北アフリカ兵

ニグロ兵

外人部隊（四〇％黑人）

六〇、〇〇〇

六〇、〇〇〇

二五、〇〇〇

一六、〇〇〇

ヴェトナム兵

合計

八〇、〇〇〇

二四〇、〇〇〇

（十二師団）

インドシナ戦争の終了とともに、このフランス軍のヴェトナム引揚げは続けられ、北ヴェトナムからの撤退が完了した五五年五月現在のフランス軍の兵力は、約七万六千名に減少していた。

このフランス軍にたいし、ゴー・ディンジエム政府は、六月はじめ全部を撤退せしめるか、あるいは北ヴェトナムとの軍事境界線附近に駐屯することを希望した。その後、フランス軍は、サイゴン市内を離れ、東海岸のナチャンからサンジャック岬の間の海岸地域に集結しつつ引揚げをつづけ、五五年十月に発表されたところによれば、残留フランス軍は三万五千名で、さらに近く一万五千名の引揚げが予定されている。その後フランス軍は一九五六年末までに全引揚げた。

フランス海軍は、インドシナ戦争末期には空母二隻、巡洋艦一隻、駆逐艦その他約三十隻であつた。そのうち、砲艦隊、小型艦艇の一部は、南ヴェトナムに譲渡されたが、海上の防衛は、いまだフランス海軍の責任下にある。

空軍も、海軍と同様に、フランス側の支配下にあり、インドシナ戦争末期のつぎの兵力は、大体そのまま温存されているものと見られる。

戦斗用機 約百機（四〇中隊）

使用機種 F 51、F 47、F 6 F、F 8 F、B 26

輸送機 約百機

使用機種—DC3—C119

VII アメリカの軍事援助

アメリカとヴェトナムの間には、一九五〇年十二月二十三日に締結されたヴェトナム防衛に關する協定によって、ヴェトナムはフランスを介して援助を与えられることになっていた。

ところが、インドシナ戦争の終結とともに、この形式のアメリカ援助は打ち切られ、五五年一月一日からは、直接ヴェトナムに与えられることになった。

アメリカが五五年度分としてヴェトナムに与える軍事援助費は、三億ドルで、十五万の近代裝備ヴェトナム国軍の建設に当てられることになっている。このため、ヴェトナム国軍の訓練に關する全責任も、五五年二月いらいアメリカ側が引き受け、ヴェトナム駐在のオダニエル米軍事顧問団長がその衝に當ることになった。しかし、ヴェトナム人兵士にはフランス語以外の外国語が通じないため、直接、部隊の訓練に當るのは、従来どおりフランス軍人とされた。したがって、軍事顧問団の總轄的な監督権は、フランス軍指揮官エリー大將に属している。

ジュネーヴ協定によつて、アメリカは、大量の軍人をヴェトナムに派遣することを禁止されているので、アメリカの配置している軍人の数は、フランス軍人にくらべて、はるかに少い。

アメリカは、これら軍事援助のほかに、つぎのような経済、技術

上の援助も行っている。

- (イ) 耕地の再分配を目的とした土地改革計画
- (ロ) 三千七百五十平方キロの未開發地の開發
- (ハ) 難民五十万人分の恒久的住宅計画
- (ニ) 一般經濟安定計画
- (ホ) 反亂軍の一掃による健全な政府の樹立

第五節 ラオス

I 兵力、編制

一九五四年末現在、ラオス陸軍の編制はつぎのようなものであった。

大 隊 二〇

警備中隊 六〇

總兵力は、約三万名（陸軍二万五千、保安隊二千五百、警察隊五百、憲兵六百）と推定される。これら部隊の一部は、いまなお約千二百人のフランス人の将校および下士官によつて指揮されている。

II 防衛關係協定

一九四九年七月に調印され、翌年二月に発効したフランス・ラオス協定は、ラオスをフランス連合内の獨立国として認めたものであるが、そのなかで、フランスは、ラオス領内に軍事基地の設定権を保有し、ラオス國境保護の責任を有することになった。

また、一九五〇年十二月フランスとの間に締結されたラオス防衛に関する協定によって、ヴェトナム、カンボジアの場合と同様に、アメリカからの援助を、フランスを経由して受けることを規定している。

ついで五四年七月締結されたラオス休戦協定は、つぎのようなことを定めている。

(1) 軍隊の撤退

休戦協定の発効後百二十日以内に、双方の武装兵力の撤退、補給物資と軍事物資の引渡しを完了する。

ラオスにいるヴェトナム義勇軍はヴェトナムに引揚げる。敵対行為開始前にラオスにいた義勇兵の引揚地は、特別な協定により定める。

ラオス抗戦部隊は暫定的に集結したのち、政治的解決をみるまで、サムネア、フォンサリの二地区へ移動する。これらの部隊は右の二地区およびヴェトナム・ラオス国境同廊地帯で完全な行動の自由をもつ。

これら部隊の再集結は協定発効後百二十日以内に完了する。

(2) 武力増強の禁止

協定発効後、外部からのいつさいの増援部隊および軍事関係者が、ラオス領土内に入ることを禁止する。ただし、フランス軍司令部は、ラオス軍隊の訓練に必要な将校、下士官をふくむ千五百名を越えない一定の人員を残留させる。

(3) 自衛のための除外例

協定発効後、武器、弾薬、軍事物資のラオス領内搬入は禁止される。ただし、ラオス自衛のため必要とする一定量の特殊な兵器には適用されない。

(4) 軍事基地新設の禁止

協定発効後、軍事基地を設けることを禁止する。ただし、フランス軍総司令部は、ラオス全域にわたってフランス軍基地二カ所を維持するに必要な人員を保持する。この総人員は三千五百を越えないものとする。

なお、防衛協定ではないが、ラオスの対外軍事関係について、次のような重要な報道が伝えられている。すなわち、五五年二月、SEATOバンコック会議終了後、ラオスを訪問したダレス米國務長官は、サヴァン・ラオス皇太子と会見したさい、「ラオスが侵略を受けた場合、アメリカは強力な機動兵力を投入する」と確約したと伝えられており、さらに、同年三月スヴァナ・フォーマ・ラオス国防相は「ラオス士官をタイに派遣し、米式訓練を受けさせる」と発表した。

III バテト・ラオ（自由ラオス政権）の状況

一九四五年の終戦後、ラオス国内の解放勢力は、国王の甥といわれるスファヌヴォン、ベトサラート兄弟の指導のもとに「ラオス・イサラク」運動を起し、「独立ラオス委員会」を樹立して、ルアンブラバン、サヴァンナケット、ヴィエンチャンなどの諸都市を占

領、同年十月十二日「抗戦ラオス臨時政府」は、ラオスの独立を宣言した。

しかし、四六年春フランス軍の掃討作戦にあい「抗戦ラオス臨時政府」は、タイ領内に逃れ、ヴェトナムとの国境地区に「ラオス解放委員会」を設けた。このため、ラオスの反仏運動は一時下火になったが、五〇年には再燃して、スファヌウィンを首都とする「自由ラオス中央政府」(国名をバテト・ラオと称す)を組織した。その後五三年四月、ホー・チーミン軍の支持を受けて、正式に抗戦政府の樹立を宣言し、インドシナ休戦当時には、ラオス国土の半ば以上と人口の三分の二以上(約百万人)を支配していた。

休戦協定により、北部ラオスのフォンサリ、サムネワの二州に集結したバテト・ラオ軍は、休戦協定に違反して、両州の行政権の奪取をはかったため、政府は、五五年三月、軍隊を派遣して抗戦部隊を攻撃させた。

また、ビルマに残存していた国民政府軍の残留部隊約三千名も、この北部二州で作戦を企図したため、一時、ラオス北部に戦斗再開の危機が訪れたが、間もなく休戦が成立した。ラオス政府と抗戦部隊の間に「内戦終結にかんする共同宣言」が調印された。この結果、総選挙までの期間、北部二州にたいしては抗戦部隊側からも特別代表を出し、州政府の行政機関に参加させることになった。(当初、総選挙は五五年八月二十八日に予定されていたが、同年十二月二十五日に延期された。)

ところが、五五年七月になって、ふたたびラオス東部のサムネア

州で、政府軍と抗戦部隊との激戦が展開され、政府軍は、空軍を動員して爆撃および落下傘部隊の降下などを行い、抗戦部隊にたいし約一週間にわたる大攻撃を実施した。このような混乱した情況にもなつて、北部二州の行政機構とその当業者の任命権をめぐるラオス政府、抗戦部隊間の紛争は、解決の見通しが立っていない。

第六節 カンボジア

I 国防機構

一九五〇年二月、フランス・カンボジア協定の発効とともに独立し、五三年十月十七日には、フランスからカンボジア国王に軍事権を移譲する協定が調印された。五四年一月、カンボジア政府は、徴兵制度を施行し、徴兵適齢期を二十一才から三十五才までとすると共に、義務兵役年限を一年と定めた。

ジュネーヴ協定にもとづき、五四年七月「カンボジア休戦協定」が調印されたが、そのうち軍事的に重要な事項は、つぎのとおりである。

- (1) 外国勢力の撤退
左の外国軍および外国人は撤退する。
- (2) フランス本国軍およびフランス連合軍
- (3) 他国ないしインドシナ半島の他の部分から、カンボジアに入つた全戦斗部隊(ホー・チーミン軍をさす)
- (4) 各種の軍隊ないしヴェトナムにおける軍隊と関係をもつ機関

に勤務していたすべての外国人およびカンボジア生れてないカンボジア人

(2) 抗戦軍隊の処理

クメール（カンボジア抗戦政府）軍隊は、停戦命令が発せられた後三十日以内に、各地で原職に復帰する。カンボジア国軍は抗戦軍にたいし一切の敵対行動をとってはならない。

(3) 国民の地位

カンボジア国民の地位は、総選挙および一切の市民の国家公共生活にかんする、ジュネーヴ会議カンボジア代表の宣言にしたがって決定される。これらの国民および家族にたいする報復措置は禁止する。

徴兵法または警察命令に合致した場合は、何人でもカンボジア正規軍あるいは地方警察に参加できる。

II 兵力、編制

陸 軍

一九五四年末におけるカンボジア陸軍は、つぎのような兵力、編制をもっていた。

總兵力

一六、〇〇〇人

編 制

大 隊

一二

独立警備中隊

一六

部隊の将校は現在では全部、カンボジア人によって占められるよ

うになり、将校の教育は、ブノンペンにある士官学校によって行われている。

空 軍

カンボジア空軍は、五四年四月創設されたと発表されたが、その兵力、編制などについては詳らかでない。（ただし、五四年十一月カンボジアは日本製のフレッチャ型小型機四機を購入するという報道があった。）

海 軍

カンボジアは、メコン河が国内を流れている上に、多少の海岸線をもっているため、小海軍を必要とする状況にはあるが、独立した海軍が編成されているという報道はない。

III 軍事基地

首都プノンペンは、水陸の要衝をなし、第二次大戦時から相當な規模の航空基地をもつカンボジア国内最大の軍事基地である。

五五年六月、カンボジア政府筋が明らかにしたところによれば、シヤム湾沿岸ジャングル地帯のコンボンに、新しい港を建設する工事が開始されたという。コンボン港は、前大戦中、日本軍の軍需品揚陸港として利用されたことがあるほどの戦略要点で、カンボジア政府は、ブノンペンとの間に、道路を建設する計画も樹立し、この工事には米国の経済援助を期待している。従来、カンボジアの海外貿易交通は、メコン河を経てサイゴン経由で行われていたが、完全独立国としてのカンボジアは、他国の制約を受けない海港を必要と

し、これをコンボン港に求めようとしたものである。

コンボン港が完成すれば、軍事基地としても重要な価値を有するようになるであろう。

その他、空軍基地として、カンボジア東部にクラチエがある。クラチエには、第二次大戦中日本軍が建設した大飛行場があり、インドシナ半島中部の重要な基地となっている。

IV 外国の軍事援助

カンボジアにたいする軍事援助は、一九五〇年十二月二十三日、フランスとアメリカの間に締結された、カンボジアの防衛に関する協定により、フランスを介して与えられていたが、インドシナ戦争の終結およびカンボジアの独立という新情勢によって、五五年五月十六日、新たに、米・カンボジア軍事援助協定が調印された。同日付のカンボジア政府の声明は、つぎのとおりである。

『新協定が従来のもものと異なる点は、いままでもフランスを通じて与えられていた援助を、直接与えられることになっただけであるが、これにより、国家の独立は、一層促進されることになった。』

この協定には、軍事基地を設けたり、軍事同盟を結んだり、米軍をカンボジアに派遣したりする条項は、一切ふくまれていない。

この協定は、ジュネーヴ協定の主旨と完全に一致するものである。カンボジアは、ジュネーヴ協定により、主権を保護し領土を保全するために、外国から裝備と教官を仰ぐことを許されていない。』

この協定に基いて、約三十名の高級将校から成る米軍事顧問団

が、六月中旬ブノンペンに派遣された。

因みに、カンボジアは、五四年七月ジュネーヴ会議の終結にさいし、つぎのような宣言を行い、外国からの軍事援助を受ける場合の態度についてその意図を明かにしている。

『……カンボジアは、インドシナ休戦協定成立の日から、カンボジアの政治問題が最終的に解決される日までの期間中、外国に戦争資材、兵員あるいは軍事顧問などの援助を求めない。ただし、自衛の目的のためと、今回の休戦協定によって適用されている範囲内においては、この限りでない。』

ジュネーヴ協定に基き、五五年九月十一日に行われたカンボジア国の総選挙では、前国王派が全議席を独占するという圧倒的勝利に終ったが、これによって、首相に就任することになった前国王シャヌーク氏は、施政方針演説において、対外政策についてつぎのように述べている。

『……外交面では、中立政策を推進し、いかなる防衛機構にも参加せず、また、東南アジア防衛条約機構（SEATO）の保護をも受けない……。』

第七節 タイ

I 国防機構

国王は、タイ軍隊の総帥であって（憲法第六条）、国民代表議会の事前の協賛と、国際連合憲章の制限内において、宣戦布告の大権

を有する。(同第九十一条)

国家最高の軍事政策決定機関として、国防会議(Realm Council)があり、つぎの各員をもって構成される。

議長 首相

副議長 国防大臣

議員 各大臣

国防参謀総長

同 次長

陸、海、空軍各総司令官

内閣推薦の四名

タイ国軍隊は、陸、海、空の三軍制をとり国防大臣は、軍事会議(Defense Council)を通じて、これを統轄する。

軍事会議の構成はつぎのとおり。

議長 国防大臣

議員 同副大臣

同 次官

国防参謀総長

同 次官

査察總監

陸、海、空軍各総司令官

同 各副司令官

同 各参謀長

国防省には、国防参謀部、国境防衛部、陸軍部、海軍部、空軍部

その他の部があり、軍政は各部長官、軍令は参謀総長が行い、国防大臣がこの両者を一元的に統轄している。なお、陸軍部、海軍部および空軍部の組織は、本節の末尾に掲げる別表のとおりである。

タイ国憲法第三十七条には、「すべての國民は、国家を防衛する義務がある。」と規定され、十八才から三十才までの徴兵制をとっている。(現役服役期間は二年) タイには多数の華僑がいるが、かれらも五三年改正の兵役法により「外国人を父とするタイ生れの帰化人」として兵役の義務を有することになった。

一九五四年二月より、「国土防衛志願隊組織条令」および「大学卒業者軍事訓練実施法」の軍事関係特別法が実施された。

前者は、非常事態にさいし、軍隊に協力させる目的をもって、満十七才―六十才のタイ人男女に一定期間の訓練をほどこし、五五年末までに志願隊十万人を組織しようするものである。当初は、辺境地区から開始する建前をとったが、五四年四月には全国四十三県で試験的な訓練を開始した。その成績が良好であったので、五五年二月にはこれを全国七十一県五百二十郡に拡大実施することとなり、五五年四月には、志願隊十二万名の募集を開始した。

後者は、陸、海、空三軍將校約一万の不足を補うため、大学在籍の学生は、満十八才から訓練をうけ、卒業後引きつづき二カ年の訓練をうけた後、尉官に任用されることを規定したものである。

II 兵力、編制、裝備

(1) 陸 軍

一九五四年末現在の陸軍兵力はつぎのとおりである。

総兵力 約六万人（戦時動員能力約二百万人）

部隊数 步兵 二八〇大隊

騎兵 四〇連隊

砲兵 一〇〇大隊

高射砲 一〇連隊（二〇大隊編成）

通信 五〇大隊

戦車 一〇連隊（二〇大隊編成）

輜重 一〇大隊

この兵力は一九五五年三月公布のタイ国陸軍組織令によると、つぎのような編制に区別せられることになっている。しかし、目下のところ機構拡充中であって、全機構が整備されるのは、早くとも一九五六年末とみられる。

三〇集團軍（師団 七、混成旅団 三）

独立師団 三

独立混成旅団 一

合 計 十〇師団（約十万人）
四〇混成旅団

この新組織令によるタイ国の新設部隊は、米国の援助により米国の最新式兵器をもって裝備され、米軍事顧問団は、その訓練計画にも援助を与えることになっている。五五年六月現在、タイ国陸軍の彈藥保有量は、約一週間の戦斗に應ずる程度にすぎず、米国の援助がない限り、その後の戦斗継続は不可能であるといわれている。

士官学校一と教導学校三（サラブリ、ウボン、ナコンパトム、下士官養成機関）がある。

なお、朝鮮戦争には一〇大隊を派遣し、国連軍に参加した。現在の陸軍首脳部は左のとおりである。

国防大臣 ビン・ソングラム陸軍元帥

副大臣 ビン・チャワン陸軍元帥

同右兼陸軍 総司令官 サリット・クナラット陸軍大將

国防參謀總長 ルアン・ハーン・ソングラム陸軍大將

国防次官 ルアン・サティット・ユタカン陸軍中將

(2) 海 軍

一九〇五年に創設され相當な伝統をもっている。一九五一年六月の叛乱にさいし、海軍が中心となつて動いたため、陸軍、警察を主体とする現政權によつて、徹底的な肅清手入れが行われ、弱体化されたが、最近ようやくその再建が進んでいるようである。

すなわち、叛乱直後海軍は、陸軍の指揮下に入れられ、海軍陸戦隊が廢止されると共に、海軍の任務も沿岸哨戒、掃海、對潜護衛に限定された。その後、五四年四月に至つて、海軍陸戦隊は復活され、また五五年には新たに巡洋艦二隻の建造計画を樹てるなど、米海軍の指導も加わつて、生氣をとりもどしたようである。

因みに、一九五四年末における海軍要員は

士官 一、一〇〇名

兵員 約一〇、〇〇〇名

魚雷艇	五	No. 8, No. 9, No. 10, No. 11, No. 12	一六トン、M・G二 八時魚雷二本 燃出ノット
哨戒艇	八		二八〇トン（満載四 〇トン）、三時砲 一門、四〇耗砲一門 （九ノット定員七 〇名（米國P C型）

このほかに、沿岸警備用として、百トン以下の哨戒艇八隻および建造中のもの四隻がある。

艦艇新建計画としては、四千二百トン級輕巡洋艦二隻および駆逐艦六隻の外國発注を準備中で、その一部は、日本において建造される予定である。

五四年に復活された海軍陸戦隊は、その基地をチャンタプリーにおき、実兵力は一〇師団である。その装備は米國から供給を受け、軍官はすべて陸軍の歩兵および砲兵学校において訓練されることとなっている。

五四年一月および五月の二回にわたって実施されたタイ國海軍の演習には、米國駆逐艦が参加し、新式の水中心兵器、電波兵器、対潜水艦攻撃法などにかんする指導に當った。

教育機関としては、トンブリに海軍兵学校があり、海兵団は、バクナム（バンコックの南方約二十キロ）にある。

なお、海軍總司令官は、ルアン・ニタサートコーソン海軍大將である。

(3) 空 軍

一九一六年に創設され、現有兵力は、七〇戦隊と三〇中隊、二〇防空中隊、兵員約四千人からなる。そのほか、空軍憲兵一〇中隊が附屬し、落下傘中隊もある。

現有機数は約三百機で、F 8 F、カーチス S B 2、ヘルダイバー A T 6、ダグラス C 47 など米國製のほかに、デハビランド、スピットファイヤーなどの英國製をふくんでいる。

最近、米國から、ベヤークアット七十五機とともに、T 33 ジェット練習機二十五機が供給せられ、空軍ジェット機化のスクートをつ切った。五五年春以降、米國からF 84 サンダージェット戦闘爆撃機の供給を受けることになっている。空軍士官学校は、すでに五三年三十名、五四年五十名の卒業者を出したほか、ヨーロッパに約九十名の空軍学生を送り、また目下訓練中の下士官練習生は、二千四百名に達している。

国内には、ドン・ムアン基地のほか、約十八の飛行場がある。現空軍首脳は左のとおり。

空軍總司令官 フェン空軍元帥
同 參謀長 チャラムキヤット・ウタナクル

III 警察軍の状況

国内政治情勢の不安定からクーデターが頻発し、かつ隣接諸國の政情不安もあって、警察は、強力な組織をもち、陸海空三軍に匹敵する有力な戦力となっている。

現在の警察の總数は、約六万といわれ、そのうち約四万五千が一般警察として、都市、農村に分任しているほか、国境防衛警察隊（戦地警察隊）が小銃、機銃、火炮、戦車、航空機などを装備し、軍隊同様の編制、組織、階級をもっている。この国境警察隊は、マライ国境方面のゲリラ討伐とインドシナ国境の治安悪化にかんがみこれら両方面に重点的に配置されている。

警察士官学校が設けられており、その卒業者は、尉官に任ぜられる。警察学校は、バンコックおよびコーラート他数カ所にある。一般警察官および国境警察官の訓練は、明確に区別されて行われている。

特科部隊として、戦車部隊、落下傘部隊および水上警察隊がある。

警察部隊の司令部は、コーラートにおかれ、アラン、ウボンタニ、ナコンパノム、チェンライおよびノーソットなどに、それぞれ国境防衛警察指揮署が設けられている。

タイ国政府は、昨年国内の大行政区毎に九つの指揮官区を設定し、非常事態に際して、地方長官による軍警の指揮をまとめて、行政と軍事力、警察力の調整を計り、總力發揮のための措置を講じた。このため、匪賊討伐や非常事態にたいする有即応の態勢が樹立された。

警察總監バオ・スリヤノン將軍は、ここ数年にわたって、タイ政界に陰然たる勢力をもち、政府の要職は、バオ派によって独占されていた。ところが、五五年八月、ピブン首相が世界一週旅行から帰

国したのち、バオ派の一部を追放し、サリット・タナラット陸軍總司令官派が勢力を伸張してきたが、これにたいするバオ派の政治的な反撃が予想されている。

IV 軍事基地

タイ国の戦略的価値は、戦後いちじるしく向上した。航空機の発達によって、バンコックは、東南アジア航空路の中継となり、往平のシンガポールの地位を奪う情勢にある。

したがって、タイ国の軍事基地のなかで、最も重要なのは、航空基地である。しかし、現在飛行場として整備されているのは、バンコックのドン・ムアン飛行場だけで、その他の飛行場には重要なものはない。

国防省では、インドシナ戦争後、東北部国境地帯における防衛施設強化の必要性を認め、各種の措置を講じた。まずこの方面の空军基地の増設にのり出し、且下既存の小飛行場や、第二次大戦中、自由タイ軍が建設した秘密飛行場の整備拡充を促進中である。

五五年六月タイ国防省高官の言として伝えられるところによれば、タイはSEATOが必要とするときは、これに軍事基地を提供する用意があるといわれている。

海軍基地は、従来、バンコックの外港トンブリにあったが、タイ政府は海軍の叛乱の再発を予防するため、同地にあった海軍司令部通信隊、砲術学校その他の海軍関係施設をサムッド・ブラカーン（バクナム）に移転することになっている。

また、サタヒーブには、從來から軍港があり、艦隊の根據地となつてゐるが、艦艇の造修能力なども低く、海軍基地としては、シンガポール、サイゴンなどとは比べものにならない。輸送末端港として利用し得る程度のものである。

第二次大戦中、中断されていたタイ、マライ間の鉄道は、五三年一月再開され、戰略輸送路として重要性をなし、タイ、カンボジアを結ぶ鉄道とともに、有事のさいの陸上交通路として注目されている。

クラ地峽の運河開発は、長い間の國際的問題であつたが、五四年一月、英タイ間協定の廢棄により、クラ運河掘鑿に関する条約上の制限が除かれた。しかし、ビブン首相はクラ運河を掘る意向のないことを表明している。

V 自由タイ軍の状況

ビブンとの政争に敗れた前首相ブリディ・パノムヨンは、中共の援助のもとに、雲南省内の車里、仏海、南嶺、鎮越の諸県を中心に「タイ人民自治政府」をつくり、タイ「解放」の機を狙つてゐる。

この「自由タイ」は、約三万五千人（二コ師団編制）の軍隊をもつており、さらに、一コ師団を新編中ともいわれている。将校、下士官の三分の二は中国人で、兵の九パーセントはタイ人から成つてゐる。訓練は嚴格で、裝備兵器としては、日本、ソ連、チェコ製など雑多なものを有し、輕火器のみで編成されてゐるといふ。

VI 軍事予算

年度	總支出 (百万バーツ)	国防支出 (同上)	国防費 總支出 (%)	国防費 民所得 (%)
一九四八	一六六一・九	二一八・七	一三・二	一・三
一九四九	一七六七・三	二七八・四	一五・八	一・四
五〇	二三一八・二	二九七・五	一二・八	一・三
五一	三四九八・三	五二二・二	一四・六	—
五二	三八〇六・九	七四八・三	一九・六	—
五三	※ 五二四六・〇	—	—	—
五四	※ 五六七七・〇	※ 一〇〇五・〇	一七・七	—
五五	※ 五四一九・〇	※ 八九九・〇	一六・六	—

(備考)

一、※印は共同通信社世界年鑑、その他は国連世界統計年鑑による。

二、タイ国会計年度は曆年どおり。

Ⅶ アメリカの軍事援助

インドシナ戦争にともなう共産勢力の南進に刺戟せられ、タイ政府は、反共的性格を明らかにし、自由陣營の一員として、集團安全保障体制の確立に努力しているが、なかならずアメリカとの関係は密接である。

一九五〇年十月、米・タイ相互防衛援助協定が調印されたが、一年には、訓練用飛行機をふくむ軍事援助が与えられ、これに附随して米國軍事顧問団がタイに派遣された。

五四年初頭、インドシナ戦争の急迫にともない、タイは、米國にたいし五千万ドルの軍事援助を要求し、陸軍二十万、十師団への拡張計画を提出した。この問題にかんし、タイ國は、陸軍總司令官サリット大將を同長とする軍事使節團を米國に派遣して、直接米國防省と協議した。その結果、五四年七月には「共産軍の侵略にそなえタイの軍備増強を計るため、米國は新たに訓練の援助、武器裝備の供給ならびに技術訓練援助を与える」ことが発表され、つぎのような援助内容が洩らされた。

- (イ) タイ國軍の將校、下士官を二倍に増強する。
- (ロ) ジェット機隊の創設。
- (ハ) 海軍力の増強。
- (ニ) そのほか、米國は最新式裝備を供給する。
- (ヘ) 米國軍事顧問団の拡大。
- (ホ) 戰略道路の開闢（中部タイのサラブリからコーラートを經

て、東北部のバンバイに至る二百九十七哩、經費三百万ドル）

五五年三月、タイ國陸軍組織令によって、十師団への拡張計画が樹てられたが、この計画にもアメリカは、密接な協力ぶりを示し、これら師団は、完全な米式裝備をもつ近代軍隊となる予定である。

新設の十師団は、一九五六年半ばに活動を開始し得る計画といわれ、さらにカンボジア、ラオスからも訓練のため軍隊をタイ國內に派遣する計画があり、アメリカとタイとの間の相互防衛にかんする具体的計画は、着々と進められている。

海、空軍基地を米軍に提供する問題は、一時、米國側から要求されたようにつたえられたが、平時の基地使用にかんしては、タイ側が拒否したといわれ、戦時、SEATO条約発効のさいなどの場合にのみ、これを提供することになっている模様である。

第八節 マライ

1 一般情勢

マライ地区の英連邦軍はANZAM軍と略称されるが、臺灣、ニューシーランド、マライ連邦軍および英米國軍の連合したものである。条約上は、SEATO軍事機構の有力なる一部をなしている。しかし、英國の考えは、SEATOの強化よりも、まずANZAMの強化が、換言すれば、インドシナ、タイの防衛よりも、まずマライ、シンガポール自体の防衛強化の方が、必要であるとしてい

る。このため、より強力で機動的な英連邦軍をマライを中心組織するという方針をとっている。

したがって、マライ方面の英連邦軍は、ANZAM軍としての集団防衛と、マライ共産軍の覆滅という、二つの任務を課せられているわけである。もちろん、SEATOの一翼としての任務も一応担任するが、その実態は、前述のANZAM—マライ防衛中心の方針を堅持するところにあるように見られる。

一方、この英連邦の政策は、米国の同意もかちえていると思われる。すなわち、米、英、豪、ニュージーランドの四カ国は、本年一月、ワシントンにおいて、アジアにおける武力の再配置を検討し、東南アジアの連合作戦部隊の編成を合意したと伝えられる。(五五年一月二十六日ワシントン発ロイター電) この情報によると、連合作戦部隊は、東南アジアのどの地点にも対処できるもので、シンガポールを中心基地とし、アンザス(ANZUS)司令部の指揮下におくことになっており、次のような構想をもっているという。

(1) ニュージーランドは、この連合作戦部隊に空軍部隊を派遣する。

(2) 豪州は、海兵隊と空軍部隊を提供する。

(3) イギリスは、マライの共産ゲリラ掃討部隊を維持し、これに最新型のジェット爆撃機をもったジェット空軍部隊とバラシユート部隊を増派する。

(4) アメリカは、中共の侵略に対抗するため、台湾海峡に派遣されている強大な海軍部隊をその組織下に入れる。

このように、英連邦の東南アジア防衛は、その中心がマライにおかれることが決定的となるとともに、逐次強化され、この二月に開催された英連邦首相会議では次のような取極めが行われた。

(1) オーストラリア、ニュージーランドは、地上軍をマライに派遣する。

(2) シンガポールに駐留するオーストラリア空軍部隊を増強する。

(3) ニュージーランドは、空軍部隊および艦隊を派遣する。

右の英連邦会議の決定に基づいて実施された措置のうち、明らかなものは次の通りである。

(1) 七月二十日、豪州は、第二旅団を基幹とする兵力をマライに配置し、その司令部をベナンに置く計画であると発表した。

この豪州は、英連邦がSEATOの戦略予備軍として差出した最初の兵力であるが、この部隊は、マライの共産ゲリラ討伐の援助部隊としても使用される。

(2) 英国防省発表(五五年九月九日)によればオーストラリア、ニュージーランド、マライ派遣英本國軍から成る英連邦極東戦術予備軍を編成するため、近くオーストラリア軍とニュージーランド軍がマライに到着する。

ニュージーランド軍からは、特別空輸中隊(バラシユート部隊)が派遣され、英特別空輸連隊に所屬する。

オーストラリア軍からは、ロイアル・オーストラリア連隊の第二大隊と第一〇五オーストラリア野砲中隊が派遣され、

豪・英両軍をもって、英連邦第二十八獨立旅団を編成する。

英本国は、キャンベラ軽爆撃機一コ連隊を派遣する。

II 兵力、編制

陸 軍

マライ地上兵力の中核をなすものは、英本国および植民地部隊の三万五千(本国軍二万五千、グルカ兵、ファイジー連隊など一万)で、これらの部隊は、英極東陸軍司令官(現在、C・F・ロウエン將軍、シンガポール)およびマライ英討伐軍司令官(現在、G・K・ボーン中將、クアラルンプール)の指揮下に置かれている。このほか左の軍隊がある。

正規警察隊

六万

自衛隊(ホームガード) 二〇万

シンガポール軍(兵力不詳、一九五四年創設)

なお、右とは別個に前述のごとく、本年に入ってから、新たにオーストラリアおよびニュージールランド部隊が派遣されている。

海 軍

この方面の海軍兵力は英極東艦隊司令官スコット・モンククリーフ中將(司令部は、一九四八年七月、香港からシンガポールに移転)の統下に置かれ、現在、次のような主要艦艇を保有している。

空 母

二(豪海軍空母一を含む)

巡洋艦

一

駆逐艦

数隻

右のほか、現地のマライ海軍部隊が設けられており、英海軍から小型艦艇の貸与を受け、海上からの共產分子の密入国と武器の密輸入遮断に当たっている。(隻数、屯数等不明)

空 軍

マライ地区の現有航空兵力は、機数その他の実態が、ほとんど明かにされていない。ただし、五一年頃ゲリラ討伐に参加していた機種には、ブリガンド型爆撃機、ホーネット型単座戦闘機、ヴァーレック型輸送機があったこと、また、その後キャンベラ軽爆一コ連隊などが派遣されたことだけは判明している。現在の英極東空軍司令官は、W・J・エーカーマン元帥である。なお、現地のマライ空軍の存在が確認されているが、その詳細は明かでない。

III 軍事基地(後掲附図参照)

マライ地区の主要陸軍基地ないし駐屯地は左のとおりである。

ジョホールバル、ベナン、アロールスター、クアラカンサル、イポー、カンパール、スリム、タンジョンマリム、クアラルンプール、ジュモス

海軍基地の主なもの、シンガポール、マラッカおよびベナンであるが、そのうちシンガポールは、英極東海軍の根拠地であるばかりでなく、完備した造修、補給施設を擁して、最大の拠点を成している。

空軍基地には、シンガポールのセレーター飛行場をはじめ、クアン

タン、コタバル、イポー、クアラカンサン、バクワース、スンゲイバタニ、アロルスターなどがある。

このうち、クアンタン、アロルスターおよびスンゲイバタニは、マライでも最大のジェット空軍基地である。

英國は、本年二月頃からマライの基地を十五カ所ぐらゐに増加し、從來三つしかなかったジェット機基地を少くとも八つにすべく、基地の拡張、改造を進めている。(この八つのジェット機基地のなかには、シンガポール島の三つの基地群飛行場が含まれている。)

IV 共産ゲリラの討伐状況

(1) 討伐戦の経緯

マライにおける共産ゲリラ討伐戦は、相続くゲリラの武力反乱とマライ共産党による学生、労働者の煽動に対して英政府が一九四八年六月非常事態宣言を発し、同年七月共産党を非法化した上、マライ連邦作戦司令官サー・R・ロックハート大将指揮のもとに討伐戦を開始したのにはじまる。

その間英本國軍、植民地軍三万五千、警察軍六万、自衛隊二十万および海、空軍までを動員しての討伐戦を行い、相當の戦果を挙げたにもかかわらず、武裝ゲリラは常に四、五千の兵力を保持しつづけた。

ことに朝鮮戦争の勃発後は、一時ゲリラの活動が最高頂に達し、五一年十月にはガーネー高等弁務官がゲリラのテロにられるという事態にまでなった。しかし、ガーネーに代ったサー・ジェラルド・

テンブラー大將の、空軍を参加させた立体的な作戦は、かつての中國における日本軍の「清郷工作」(匪民分離、糧道遮断)に類似した、積極的政策の遂行と相まって、逐次効を奏した。ゲリラの勢力は衰退し、地域的には北部山岳地帯に圧迫され、兵力をもつての出撃は少くなってきた。

五二年末頃からゲリラ隊は共産陣営の平和攻勢の線にそつて、「愛される共産党」として民衆への接近政策を打ち出し、もっぱら英軍襲撃に重点をおくようになってきた。(当初は民間のゴム園、錫鉱山をも襲った。)ことに五四年七月のインドシナ休戦後は、英連邦軍作戦の成果ならびに共産陣営の平和共存政策への積極的な転換と相まって、「ジャングルからストリートへ」という戦術転換をハッキリと見せだし、ゲリラ部隊の勢力は目に見えて衰え、兵力も三、四千に減つて来た。このような状況は次に掲げる共産ゲリラによる事件発生件数の推移にもあらわれている。

一九五三年月平均 一〇〇件以上

一九五四年 九〇件以上

一九五五年 六八件

現在ゲリラの一部は國境に迫詰められてタイ國內に遁入したものもあり、また、タイ、マライの國境に蟄居するゲリラに対しては、タイ國政府と共同して討伐するよう交渉が進められている。

ところで、前述した共産ゲリラの戦術転換にともない、その指導者の多くはシンガポールその他の都市に潜入し、中國人学校、労組を中心に盛んに暗躍をつづけている。すなわち軍教反対に端を発し

た学生運動は、この五月十二日ついに警察との衝突事件に発展し、さらに港濱、バス、英軍基地などのゼネストにまで拡大して、一時シンガポールの産業中心地が殆んどマヒ状態に陥ったほどである。

なお、マライのゲリラ討伐の所要戦費は年間二億ドルにのほり、また四八年六月以降の掃討戦における双方の損害は次のとおりである。

(f) ゲリラ側

死者 五、四四八人

投降 一、五一八

捕虜 一、一二二

(g) 連邦側

死者 一、七二二

正規軍人 四五三

警察官 七一〇

特別警備隊員 五五九

(h) 民間人

死者 二、三五七

行方不明 七二〇

(2) 休戦交渉の推移

一九五六年六月末、クアラルンプールの民族運動指導者のもとへ「マライの戦斗を停止するため、マライの諸政党、各界代表と円卓会議を開こう」という、マライ民族解放軍司令部 N・G・ヘン(ゲ

リラの指揮官マライ共産党書記長チエン・ピンの別名と信じられていた。)からの手紙が届けられた。、「共産ゲリラとの交渉」を選挙公約として、マライ連邦初代首相に選ばれたテング・アブドラ・ラーマンが、就任後一カ月もかかって、英当局を納得させた上で、九月次の条件のもとに共産主義者に平和(降伏)を呼びかけるにおよんで、七年にわたった武力戦もようやく終局に近ずいた感じである。

(f) ジャングルから出て、法の權威を認めれば、過去の罪は問われない。

(g) 共産主義者としてでなければ政治活動をしてよい。

(h) 中共へ行きたいという希望があれば考慮する。

しかるに、九月九日、英空軍によってバラ撒かれた特赦条件つき
の降服勧告ヒラ(四千万枚)にたいして、十月五日現在わずかに十二名の投降者があった(共産側は特赦を拒否し、対等の話し合いを主張している)だけであり、また、和平そのものについて、英本国、豪と現地側の間に意見の喧ちがある模様なので、今後の動きは予断を許さないものがある。

第九節 英領北ボルネオ(ブルネー、

サラワクをふくむ)

現在、イギリスの統治下にあつて軍事的には表面的な関心がもたれていない。英軍部隊もこの地には配備されておらず、各地に小數

の保安隊が駐屯するにとどまっている。

總督は軍司令官をかねており、万一の場合は香港、シンガポール方面の英軍が派遣される態勢にある。

サラワク王国には千六百十四人の士官と兵員からなる保安隊（あらゆる人種をふくむ）があり、ブルネーにはサラワク保安隊指揮下の警察隊（二百六十名）がある。

なお、北ボルネオ土人は英連邦軍の一構成要素として、マライなどに派遣されている。これは、サラワク遊撃隊と呼ばれる部隊で、北ボルネオのダイヤ族から徴集されたものである。この部隊は、グルカ人、東アフリカ人、フィジー人、マライ人などとならんで、英連邦軍に編入されており、作戦小隊として使用されるほか、ジャングル内における異常な行動力によって、斥候、追跡兵などに活用されている。

第十節 インドネシア

I 國軍建設の経緯

一九四五年八月十七日、スカルノは、インドネシアの独立を宣言し、ついで八月二十日、人民保安隊（B・K・R）を創設した。それは単に国内の治安維持を目的とする警察的なもので、地域的にはジャワの一部とジャカルタ周辺に限られた。その装備も極めて貧弱なものであった。（日本軍の武装取得に消極的であった。）スカルノはオランダとの政治交渉に安易な期待をかけ、対獨独立戦争に備える

ための軍事施策をゆるがせにしたのである。

一方、日本軍は今次大戦の末期連合軍の反攻に備えて、インドネシアの各地域に義勇軍、郷土防衛軍、兵補、特別警察隊、隣保、警防団などを組織し、広汎な民族抗戦の訓練を行っていたが、これらの組織の指導者は前述したスカルノの対獨政治施策に反対し、独立成就の途を軍事抗争にもとめた。かれらは、終戦とともにあらゆる手段をつくして、日本軍の武器入手に努め、町村の地域毎に民衆を軍事組織し、抗戦に躍起した。これらの組織は、漸を追って地域的に連繫を広めると同時に、いちじるしく政治的色彩を帯びて各地域の政治、経済、軍事を支配し、さながら群雄割拠の様相を呈するようになった。

かくて、中央政府が、軍事施策をなおざりにしている間に、各地の軍事組織は無統制に対獨抗争に立ちあがり、各々その組織の強化、拡大に狂奔する始末となった。

ところが、九月二十七日英軍がついで十月初めオランダ軍がそれぞれ進駐し植民地復活の野望を露わすにおよんで、スカルノはようやく軍事的背景のない政治交渉の失敗に目ざめ、十月五日に人民保安軍（T・K・R）の創設を宣言した。（この日を建軍記念日と定めた。）が時すでに遅く、この建軍宣言が実現されたのは、わずかにジャカルタ周辺だけであつた。すなわち前記人民保安隊（B・K・R）とジャカルタ周辺の民間軍事組織を合併して、ここに「人民保安軍」と称する新国軍が誕生したわけである。

爾來、インドネシア中央政府の軍事施策の重点は、いかにしてこ

の優勢かつ剝奪する民間軍事組織を新国軍に吸収すると共に、その政治的色彩を払拭するかに置かれた。このため、スカルノは、四六年一月七日、人民保安軍を「人民守護軍」(T・K・R)に、ついで同二十六日、これをさらに「インドネシア共和国軍」(T・N・I)に改編した。その後、一九四九年十二月、ヘーグ四卓会議の結果、オランダがいちおう主権移譲を承認し、インドネシア共和国を創立するに当って、「インドネシア共和国戦斗軍」(A・P・R・I)と改編、改称したが、その際、オランダの要求に応じて、同国がインドネシアに再建していた「傀儡政府軍」將兵をも吸収することとなった。(この傀儡軍は、一九四五年十月、オランダのインドネシア進駐と同時に、同地の民族抗戦を打破するため、旧植民地軍將兵および帰順インドネシア人をもって、編成していたものである。)

このように中央政府の不斷の努力によって、漸次民間軍事組織の吸収も進捗し、またオランダ系の軍事組織をも併合するにいたったが、いぜん、遠隔の地域(スマトラ、ボルネオ、セレベス)をはじめ、ジャワ島内の数地域では、新国軍に吸収されることを肯んぜず、これらの地方に軍事支配の威を張っているものがある。

II. 國軍の内情

前記のごとく、インドネシア國軍は、建國とともに、確固たる建軍方針にもとづいて創設されたものではなく、自力をもって成長したものである。すなわち、地方的に政治、経済を支配していた民間

軍事組織が、主体となつて漸次形を成して来た關係上、地域主義的ないし宗派的ナショナリズムの傾向が強く、不斉一で物的執心が深く、深刻な派閥抗争の要因を内蔵している。なかんづく、オランダ系と然らざるものとは、四年有余にわたる獨立戦争の間、互に見えた間柄で、一九五二年十月十七日の軍のデモンストレーション事件こそは民間軍事組織系兵員十萬の整編問題を契機として、兩派の反目が、政党勢力と絡み合つて爆發したものである。一九四九年十二月、オランダ系組織を合併した当初は、政府の對閣協態度ならびにオランダ系軍人の専門的知識、技術の優秀性に因り、これらのものが軍内に勢力を占めるにいたつたが、この事件を契機として人民軍系が優勢を奪回した。つきに、この軍内の派閥対立以上に留意を要するものは、國軍の政治に對する重大なる影響力である。前記の十月十七日事件をはじめ、今夏參謀總長の人事をめくり、サストロアミシヨ内閣が全師團長一致のボイコットにあつて崩壊するに至つた経緯が、端的にこれを証明している。しかも、人民軍系は、保守政党(マシュミ党等)に、オランダ系は革新政党(ナシヨナリスダ党、共產党)に結び、深刻な政党間の相題と絡み合つて、この關係をいつそう複雑、困難ならしめている。

このように、インドネシア國軍の内情は複雑かつ深刻な様相を内包しているが、幸に人民軍系がようやく優位を確立し、保守、反共の性格を堅持して、ともすれば左傾の傾向をもつ同國の政治動向に對し強力なブレーキの役割を果たし得る力をもつようになった。今回の總選挙に際してもマシュミ党の辛勝を扶けたのは、実に國軍の

選挙干渉であつたといわれている。(中部ジャワにおいて三百万票の再投票を要求した。) こういった軍の特性は、同時に将来軍が、クーデターの狙い手になる可能性を示唆するものである。とくに、国内における左翼勢力の伸長、政治の腐敗、国民の政治意識の低調、独立の未完成、貧困と無知、治安の不安定、民族的、地理的構成の難点などに想到するとき、善かれ悪しかれ、軍が同国の内外の政治動向に対して重大な関心と影響力をもつことは必然であらう。

III 国防機構

「政治優先の原則」に基き、国防大臣には文民を充當している。しかし前述した軍内部の特殊事情にかんがみ、政府とくにナシ、ナリスタ党系のもものは、政治の軍事支配をさらに容易にするため、国防大臣をはじめ軍首脳地位に、左翼的傾向の人物を起用せんとし、これに起因して、軍との間に紛争をかもしているのが実情である。(前記の五二年十月十七日事件および五五年夏の政変)

国防軍の機構の概要は、次表のとおりであるが、その特色は最近、陸、海、空の三軍を統轄する統合参謀本部を廢し、それぞれ国防大臣に直屬させている点である。(軍政と統帥を一体にし、統帥の軍政従属を確保している。)これにともない、従来の統合参謀本部は、国防大臣の軍事顧問的地位に転落した。(ただし、非常時には統合参謀本部が三軍を統轄し、統帥権は大統領に帰属することになっている。巻末に掲げる別表参照)

IV 兵力、配置

インドネシア国軍の兵力は左のとおりである。

陸軍	七〇師団	約二十万人
海軍	約五万吨	約三万五千人
空軍	約三百二十機	約二万人

(なお、その配置状況については後掲の別表「インドネシア共和国軍編制表」および「国防省および陸軍参謀本部機構」参照)

V 編制、装備

インドネシア国防軍の編制、装備は、複雑な建軍の経緯によって不齊であるばかりでなく、その偏狭な排外政策のために、外国からの一貫した軍事的援助と指導を欠き、しかも、各兵団が、政治、経済的権勢の相剋に耽って、近代的国軍建設の熱意に乏しかったため、一般に極めて低級である。

陸軍

編制、装備の基準は、巻末に掲げる「師団の編制基準表」のとおりであるが、各師団は、必ずしも同表のごとく整備されていない。

海軍

艦艇は総てオランダから譲渡された旧式のもので、駆逐艦一隻、フリゲート艦四隻を主力とし、監視艇、海防艇、駆潜艇などの小艦艇から成っている。(細部は不詳)

空軍

航空機はアメリカ製旧式機でジェット機は保有していない。

(細部は不明)

VI 兵役、補充

徴兵と志願兵制の両者を併用しているが、兵役制度はまだ普遍的に確立していない。

兵は徴兵制度により補充し、下士官は独立戦争当時任用したものを当時の階級のまま採用し、各師団毎に再教育している。将校は志願制度によって補充している。

なお、下士官兵については独立戦争当時参加した人民軍系の雑兵の整理を重視しているが、雇用の問題とからんで進捗を見ていない。

VII 教育、訓練

学校名	所在地	在校人員	修学期間	入校資格	現校長名
士官学校	バンドン	約四百名	四カ年	高等中学卒業	バンパンス ボー大佐
砲兵学校	〃	約二百名	六カ月	曹長以上尉級	アスカリ中 佐
戦車学校	〃	約二百名	一カ年	右同	スヤルソー 中佐
工兵学校	ボゴール	約二百名	六カ月	右同	ラティーフ 大尉

陸軍大学校	バンドン	約三百名	六カ月	大尉以上	ゲヤテクス モ大佐
海軍士官学校	スラバヤ	約四百名	四カ年	高等中学卒業	ナシール大 佐
海軍下士官学校	〃	約六百名	二カ年	初等中学卒業	ランケー少 佐

右表はインドネシア国軍の教育、訓練機構を示したものであるが、なお若干の補足的説明を次のとおりである。

空軍将校の教育はアメリカに派遣して行い、下士官はバンドンの下士官学校で教育している。

海軍将校は一部をオランダに派遣して教育しており、また最近では陸軍将校の一部をインドに派遣して教育している点が注目される。陸軍の下士官、兵の教育は、各師団毎に行うことになっているが、無計画、無統制の実情である。

因みに、インドネシア軍では日本陸軍の典範類に拠る傾向が強いといわれている。

VIII 軍の指導的人物

現在、インドネシアでは次の人物が軍部内および官民間に活躍がある。かれらはいずれも識見、能力、政治力に優れ、将来、国軍の最高幹部となるものと見られる。ひとしく保守派に属し、自由陣営との協調性に富んでいる。

ルピス大佐

現陸軍参謀長代理

ステルマン大佐

第五師団長

ワロウ大佐

第七師団長

バンバンスポー大佐

陸軍士官学校長

スゴノ大佐

国防大臣顧問

スピヤクト少将

海軍参謀長

ナシール大佐

海軍士官学校長

スルダシマ少将

海軍総指揮官

空軍参謀長

IX 反政府軍の配置と討伐状況

(1) 反政府軍の配置

前記のごとく、共和国戦斗軍(A・P・R・I)への改編をもって、いちおう国軍としての面目は整えられて来たが、国内には、今なお中央政府の手ぬるい対閣政策あるいは政界の腐敗紊亂を糾弾して、反政府武力抗争をつづけている有力な民間軍事組織がある。その総兵力は六万余と見られ次のような諸地域に蟠居している。

(a) ジャワ地区

この地区は、カルタ・スイリオ(元宗教大臣)の卒いるダル・イスラム運動(同教団の建設を目的とする)の主勢力圏である。その主力は西部ジャワに、一部は、中部および東部ジャワの山岳地帯にあって、約四万の武装兵力を擁している。

(b) セレベス地区

カハルモザカット(元陸軍中佐)の卒いる約二万の武装兵力が

ある。

(c) ボルネオ地区

ナビタブ(警察出身)を首領とする約五千の武装兵力が蟠居している。

(d) スマトラ地区

アチエ族の指導者タウッドブレイの統率する、約三千の武装兵力がある。かれらは、会員十万を算えるフサ団(同教徒学者連盟)を背景とし、アチエ民族の支援を受けている。

右の各反政府軍は当初それぞれ別個の動機、目的から武装反亂を起したものであるが、最近、前記カルタ・スイリオの主張するダル・イスラム運動に共鳴して「共同戦線」を形成しつつある。

(2) 討伐状況

政府はアチエには第一師団主力、西部ジャワには第三師団、ボルネオ、セレベスに対してはそれぞれ第六、第七師団を充てて、その弾圧、掃蕩に当らせている。しかし、従来の政府、とくに、スカルノ大統領は、「同族相残をしてはならない。気ながく降伏を待つべきである」として、本格的な討伐作戦を展開していない。しかも最近、政府軍としても討伐戦に倦み、政府もまた永年の軍事支出に疲弊の色が濃く、肅清の目途が立たぬ有様である。

なお、これらの反亂軍は、共産圏諸国から秘かに軍事援助の取得を策しているとの情報もあり、今後の推移が注目される。

第十一節 ビルマ

I 連軍の沿革

今日のビルマ防衛軍の先驅となり母胎となつたのは、ビルマ独立義勇軍(B・I・A)である。B・I・Aは、かねて日本内地、海南島、台湾で、日本軍の猛訓練を受けていたオンサン以下のタキン党青年指導者が、一九四一年十二月開戦とともにタイ国に挺身し、まずタイ領内のビルマ人を糾合してつくれた。その後、B・I・Aは、日本軍とともに祖國に進撃したが、全ビルマ民衆の熱狂的な歓迎をうけ、わずが数カ月の間に、數萬の青年がこれに馳せ参じた。

ついで、四二年五月、鐵定作戰の段落とともに、B・I・Aはビルマ防衛軍に改編され、數萬の兵員は僅か數千に整編された。この措置は先に日本軍が獨立支援の約を果さず、しかも、軍政下ビルマ行政府の首班にタキン党を排して、バー・モーを起用したことから相まって、かれらの對日不信感をかき立てたが、思慮ぶかいオンサンの適切な指導によって事なきを得たのである。

ビルマ防衛軍は改編後、いち早く幼年學校、士官學校、教導學校等を設け、その教育は凡て日本軍に範をとり、日本軍の將校、下士官教官を、助教としたほか、その士官學校卒業者を日本の士官學校に留学させた。(日本ではとくに「ビルマ學生班」を設け、かれらの信望篤い將校を配し、教育の徹底を期した。)

一九四三年五月日本から獨立を許されるや、防衛軍も日々鍊成強化された。が、日本軍の一方的な意思によって、かれらの希望するように、兵力の増強を許されなかった。

しかも、戦況日に悪化するにおよんで、防衛軍は日本軍に分屬せられ、補助兵力として駆使されたばかりでなく、防衛軍に参加を望む多數のビルマ青年も、日本軍兵補として前線の勞務隊に徴用された。こうした日本軍の施策は、必然に防衛軍將兵の對日不信感を深刻ならしめ、オンサン以下の指導者を「反ファシスト人民自由連合」(A・F・P・F・L)の結成と、對英通謀に駆りたてることとなった。

かくて、一九五四年五月、ビルマにおける日本軍の敗勢が決定的となるや、オンサンの指導のもとに、防衛軍は「人民義勇軍」と改称し、對日反亂に躍起するにいたつたのである。

日本軍撤退後のビルマは、オンサンを中心に緊固な武装団結を堅持しつつ、英軍を迎え、一旦スミス英總督の民政を容れたが、一方において、民族の熱烈な支持(その主導権は義勇軍を中核とするA・F・P・F・L)を背景として、強硬な對英交渉を開始し、執拗に獨立を要求した。(四七年一月、まず広範なる自治を、ついで四八年一月には英連邦外の共和国として、獨立を獲得した。)

これより先、一九四七年七月、對英獨立要求の先頭に立っていたオンサンは、保守政敵の兇弾に仆れ、A・F・P・F・Lの構成分子である社会主義者ウー・ヌーが彼の指導的地位を継承したが、その前後からA・F・P・F・L内部に分裂をきたし、内亂が相ついで起つた。(註一)

(註一)

- 1 四六年三月、ビルマ共産党の急進派タキン・ソー一派の赤旗共産党は、対英独立抗争を主張して、A・F・P・F・Lと訣別、翌年一月、政府はその非合法化を宣言した。
 - 2 四六年十月タキン・クントンおよびウー・ティンバーの率いる急進社会主義の一派、白旗共産党もA・F・P・F・Lと袂をわかつてイラワチ河流域に去った。
 - 3 A・F・P・F・Lの中核勢力である人民義勇軍の中堅分子は、政府の政策に不満を唱え、武器をたずさえて西南海岸地帯に走り、白色団を結成した。
 - 4 四八年三月、白旗共産党は全面的武力反抗に起ち、八月にはラングトン市内にゲリラ活動が跳梁するまでになり、政府軍の一部もこれに内応して、首都の危急さえ伝えられた。
 - 5 四九年一月民族の自治を要求するカレン族は、全面的に武装蜂起し、デルタ、トングー両地区を占拠して首都に迫り、その兵力は六万と報ぜられた。
 - 6 四九年末中共の雲南制覇にともない、国府李弥將軍の率いる第八、第二六軍が、ケンタン州に進入し、シツタン河東岸地区に蟠居すると共に、反乱カレン族と提携するにいたった。
- 政府はこの一連の治安擾乱に対処して、国軍を挙げて断乎武力討伐を決意し、軍の敢斗によって漸次敵を圧迫した。(註二)かくてビルマは累卵の危局を脱し、昨年の議会では、ウー・パースエ国防相が、『治安は九五%回復された』と公言するまでになった。

この戦斗過程において、政府軍は光輝ある「ビルマ独立義勇軍」以来の伝統をいかになく発揚し、後述することく、兵力、裝備とも比較的劣弱であるにも拘らず、ますます国防軍としての資質を高めていった。この背景には、政府が外には中立政策を標榜して共産軍の進出を牽制しつつ、内には断乎たる對共態度を堅持する旁ら、進歩的な社会福祉政策を遂行して民心の左傾を防止した。またオンサンと共に独立義勇軍を手塩にかけた、ボー・レーヤーおよびウー・パースエが、相ついで国防相として、国の指導、育成に献身した事実があったことはもちろんである。

(註二)

- 1 政府軍は、五〇年五月、白旗共産党の本拠ブロームを奪回し、引きつづき討伐を強行した結果、一半は帰順し、残余はアラカン山系に策伏してその勢力も二、三千に減少した。
- 2 この討伐作戦に併行し、反乱カレン族に対しても果敢な反撃作戦を遂行し、五〇年三月にトングーを、八月にはヘンサダを、それぞれ奪取してその大半を鎮圧した。
- 3 この兩討伐戦の一段落にともない五〇年六月から、国府殘存軍の掃蕩を決行(ビルマ領内における国府軍の蠶咽は、国内治安を悪化させるばかりでなく、雲南の中共軍にビルマ侵入の口実を与える。)すると共に国連に提訴して、その一部二千人を台湾に撤退させた。なお数千の国府敗走部隊が峻境に蟠居しその討伐は困難を極めたが、現在すでに概ねその目的を達成している。白色団も漸次軟化し、帰順者が続出しつつある。

II 国防機構

ビルマの国防機構は、イギリスの制度に準拠し、国防軍は陸、海、空の三軍から成り、国防大臣は、軍政、軍令を完全に統一掌握し、最高統帥権は首相に帰属している。

海、空軍は未だまったく緒整時代であって、陸軍が国防軍の主体を占めている。(強大な中共をはじめ、タイ、インド、パキスタンなどの陸軍と接している上に、国内治安確保の要求および前記の建軍の経緯などの事情による。)

兵制は志願兵制度を採用している。

III 兵力、配置

(1) 兵力

政策の重点を中立政策、福祉国家、産業建設に置いている関係と国力の貧弱によって、兵力の増強は他の東南アジア諸国にくらべていちじるしく低調である。

陸 軍

総兵力約七万(憲兵、警察約五千を含む)を算え、次の諸部隊から成る。

歩兵約六コ大隊

特科部隊、砲兵、工兵、(自動車)など約十コ大隊

海 軍

小艦艇約四十隻、兵員約二千五百を擁す。主要艦艇は左のとおりである。

フリゲート艦 一隻

砲 艦 五隻

上陸用舟艇 数隻

空 軍

約五十機、兵員約二千を保有している。その機種の内訳は次のとおりである。

偵察、戦斗、軽爆 約三十機

輸送機 二十数機

(2) 配置

陸 軍

南北の二管区に分れ、それぞれラングーンおよびトングーに司令部を置いている。

兵力配置としては、北部管区に主力を置き、その有力な部隊をもって国府残存軍に対する討伐軍を編成し、シャンステートに配している。

海、空軍

いずれもラングーンを基地とし、主力を同地に配置している。空軍はトングー、メークテラの基地を、海軍はモールメンの基地をそれぞれ利用している。

IV 編制、装備

三軍とも、英軍の編制、装備に倣い、装備はイギリスに依存している。

しかし、先般ソ連訪問中のウー・ヌー首相が、「将来外国の兵器を必要とする場合は、いかなる国からでも自由に供給を受ける」と言明し注目をひいている。

V 教育、訓練

三軍の教育、訓練は英軍事顧問団によって指導されている。また、海、空軍の将校および陸軍參謀將校は、英本国において教育、訓練を受けている。最近、一部技術將校をインドに留学させつつあることは、インドネシアのそれとともに、注目すべき傾向をみせている。

なお一般陸軍幹部の養成は、ノイミョーの陸軍士官学校で行われ、技術將校はラングーンおよびマンダレーの大学で教育をうけているが、これら両大学では予備幹部養成の目的をもって、軍教を実施している。

ビルマ國軍が英軍事顧問団の指導をうけているのは、一九四七年八月二十九日締結された、英緬防衛協定に基くものであるが、ビルマの指導者はイギリスの制肘を受けることを慮り、また国民感情や外交政策上の考慮から、これを忌避せんとする意欲が強い。(本協定も五三年一月ビルマ側が十二カ月の予告期間をもって廃棄を通告し、昨年一月失効したが、イギリスとの伝統的關係を一挙に断ち切ることができず、極度にその権限を制限した新暫定条約のもとで、英軍事顧問団を引続き認容することとなった。)

VI 軍事費

一九五四年度の国防費予算は、二億七千万チャット(一チャットは邦貨七十五円)で、經常總歳出の三六・六%に当たっている。(同年度には國府残存軍に対する大規模な討伐作戰を継続したため、實際の支出はさらに上廻つたものと思われる。なお本年度の国防費の總歳出に対する比率は二九・四パーセントである。)(別表参照)

VII 国防軍の指導的人物

ウー・バースエ將軍

もと閣總理、國防大臣、現在首相であるばかりでなく、欽山省の大吏を兼ね、同時に社会党の書記長として絶大な勢力をもっている。また前記のようにかれがB・I・A出身である点、将来とも國防軍に対して指導的役割をもつものと見られる。現政府の指導者のなかでは比較的右派に属し、親日、知日家である。

ボー・レーヤー將軍

前副總理兼國防大臣、同じくB・I・A出身であり、ウー・バースエを凌ぐ有力者であるが、現在は実業界に身を投じ、政府首腦と相ともに手をたずさえて、ビルマの産業建設には第一の実力者として活躍している。

第十二節 セイロン

I 兵力

陸軍

一九四九年十月セイロン陸軍法が制定され、正規陸軍、正規予備軍、義勇軍および義勇予備軍の制度が設けられたが、その兵力は將校七十人、兵三千人を目標にしている。

選抜された將校と下士官などが英本国その他の海外基地で訓練されており、サンドハースト陸軍士官学校にも生徒を派遣している。少數の英陸軍將校および下士官が、セイロン陸軍の訓練を援助している。

海軍

一九五〇年十二月創設され、就役艦艇は *Albatross* 級艦隊用掃海艇「ビチャヤ」一隻のみであるが、ほかに繋留のまま使用しているものに「ゲムス」、「カンガラ」の二隻がある。

海軍要員は一九五四年末現在士官三十五人、下士官兵四百五十八人から成っている。

海軍要員の教育は總て英本国で行うことになっており、海軍義勇予備員の制度もある。

空軍

一九五〇年十月に創設されたが、創立直後最初のチップマンク練習機を供与され、英空軍の指導によって訓練を開始した。

空軍学生はクランウェル英空軍士官学校に派遣され、練習生も英國に送られている。

II 民防衛組織

セイロンにおいては、ストライキ、サボターージュ、ゲリラ戦、災害にともなうパニックなどに備え、民防衛組織の確立に努力している。五五年二月「民防衛訓練召集法案」が提出されたが、これによると十八才から二十五才までの青年を召集訓練するほか、警察に民防衛技術を教える特別訓練をあたえ、また陸軍義勇予備軍にも民防衛訓練を課して、有事のさいこれら訓練を受けたものがキャンブに入り、民防衛部隊を編成することになっている。

III イギリスとの関係

セイロンは英連邦中の自治領であり、セイロンの国防は英駐屯軍が責任をもっている。軍部の要職は英人が占め、トリンコマリには英海軍基地がある。またコロンボの北方十八哩にあるネゴンボ（カトナヤケ）には英空軍基地がある。

この両基地はセイロン独立に関連して結ばれた英國との防衛協定によって、英海、空軍の使用に供されたものであるが、五四年七月英東印度艦隊司令官ノリス中将が「第三次世界大戦にさいしては、これらの基地は当然英軍の基地となる」と発言した。ところが、セイロン政府はこれに反対して「トリンコマリが第三次世界大戦の英軍基地として使用されるためには、セイロン政府の同意が必要である」と発表した。この問題に関し、セイロンの世論として伝えられるところ（「高官談、五四年八月現地新聞」）はつぎのとおりである。

「防衛協定は、セイロンの独立を認めた憲法の一部をなしている

故、イギリスとしては、セイロンの主権を侵す何事もなし得ないわけである。現在本協定に基いて、イギリスは事実上トリンコマリとカトナヤケを占有している。しかし、イギリスがSEATOの目的のために、この基地を利用するならば、SEATOにたいするセイロンの立場に反するばかりでなく、セイロンの主権を侵すことになる。故にイギリスがこの基地を使うにはセイロンの同意を必要とする。

IV 軍事基地

トリンコマリは天然の良港であって、古くから英海軍の軍港として使用され、東南アジア方面においてはシンガポールにつぐ重要基点である。将来は、米國が建設しつつあるフィリピンのスビック軍港とともに、東南アジアにおける三大重要海軍基地となるであろう。

空港としては、第二次大戦中セイロンが重要な航空基地となり、各飛行場はいちちるしく整備された。主要民間飛行場としてはコロンボ郊外九哩のラストマラナにあるコロンボ飛行場があり、空軍基地としては、コロンボの北方十八哩のネゴンボにあるカトナヤケ飛行場が英空軍基地として使用され、大型機の発着場となっている。

V 軍事費 (単位百万ルピー)

年度	会計	総支出	国防費	国防費(%)	国防費(%)
一九四九	一三四・七	一三四・七	五・二	三・九	—
五〇	六七四・三	六七四・三	三・九	〇・六	〇・一
五一	八三七・五	八三七・五	七・三	〇・九	〇・三
五二	一、一〇〇・四	一、一〇〇・四	一三・四	一・二	〇・三
五三	一、〇一八・〇	一、〇一八・〇	一四・九	一・五	〇・三
五四	九〇〇・六	九〇〇・六	二〇・四	二・三	—
五五	九三四・七	九三四・七	二二・六	二・四	—

(備考) 会計年度は九月三十日に終る一年とする。

第十三節 インド

I 国防機構

新憲法により三軍の統帥権は大統領に属する。

軍政と作戰指揮権は国防大臣の統轄のもとに、国防軍總司令部に

属している。

首相の諮問機関として内閣に国防会議が設けられ、国防の最高政策の決定権をもち、首相、内相、蔵相、運輸相、国防相の各大臣をもって構成される。国防大臣の諮問機関として、国防省には軍事会議が設けられ、国防相、国防組織相、兩次官、国防軍長官、陸、海、空各軍總司令官、財政顧問をその構成員としている。

三軍には各總司令官が置かれ、各總司令官は參謀長を兼ねていたが、五五年四月三軍の總司令官制を廃止し、陸、海、空の各軍に總參謀長がおかれ、また新に陸軍委員会、海軍委員会、空軍委員会が設置されることになった。志願兵制度をとっている。

一九三二年に創設された国防大学は、五五年に新にプーナ近傍、カタクヴァスラの恒久施設に移転し、インド人三軍將校の教育機として發足した。教育年限は三年で、最初の二年は一般軍事教育として三軍統一して行い、最後の一年は各軍に別れて行われている。

(五五年に第一回卒業生四百五十四名を出した。)

インド国軍においては国防科学技術の研究を重要視し、一九五二年国防科学研究所と兵器研究所が設立された。国防科学研究所はプーナに設けられ、国防諸機関から將校三百七十五人を統合して構成され、国防科学の基礎的原則にかんする調査、訓練を行うことになっている。

II 兵力、編制、裝備

(1) 陸 軍

陸軍司令部は、陸軍總參謀長(現在スリナゲツ・ユ大將)のもとに參謀部、副官部、經理補給部、砲兵部、工兵部、査閲部などの各部局に分れる。

また、陸軍はつぎの三軍管区に分れ、各軍管区はさらに八軍区に区分され、これがさらに小軍区に細分されている。

西部軍管区

司令部 デリ

東部軍管区

司令部 ティマヤ中將
司令部 ランチ
司令官 サント・シン中將

南部軍管区

司令部 プーナ

陸軍兵力は十八コ師団、約五十五万で、その編制はつぎのとおりである。

歩兵 十五コ連隊

機甲 十二コ大隊

砲兵 十八コ大隊

工兵 六十一コ大隊

一九五〇年四月中央政府が軍事費を支出負担するようになってから、従来の州兵はすべて陸軍正規兵に編入された。

インド陸軍は編制上八千人の將校を必要としているが、現在約二千五百人を保有するに過ぎず、將校の不足に悩んでいる。

(2) 海 軍

インド海軍は一九五〇年一月に發足し、東印度会社所屬海軍(一

六一三年創設)の伝統をうけついでいる。

一九五四年六月、英人司令官に代つて、R・D・カタリ海軍代将
が初代インド人海軍司令官に任命された。

五四年現在の人員は士官七百人、下士官兵七千人で、現有主要艦
艇は次表のとおりである。

艦種	隻数	艦名	要目
巡洋艦	二	Nigeria	八、七〇〇トン(満) 載二、一〇〇トン 四時砲八門、二門一 時砲八基 三時砲八基 三ノット
		Delhi	七、〇三〇トン(満) 載九、七四〇トン 六時砲六門、四時砲八 門、二時砲二門 八基、三十一時砲八 基、三ノット
駆逐艦	六	Rana, Rajput, Ranjit	一、七〇五トン(満) 載二、四二五トン 四時砲四門、四〇 三ノット
		Ganga, Gadavari, Gomati (Hunt型)	一、〇五〇トン(満) 載一、六〇〇トン 四時砲六門 二ノット

フリゲート		掃海艇	
六		九	
Canary, Kisana	一、四七〇トン(満) 載一、九二五トン 四時砲六門、四〇 三ノット	Kon Kan, Rajputana	六、五六〇トン(満) 載八、二二五トン 二時砲一門、二時 一ノット
Urina, Sutej	一、三〇〇トン(満) 載一、七三三トン 四時砲六門	Barqi, MMS130, MMS 154	二、八二〇トン 載二、二二五トン 二時砲二門 一ノット
Tir	一、四六〇トン(満) 載二、一〇〇トン 四時砲二門、二時 一ノット(練習艦)	Rohinikhand	六、〇五〇トン(満) 載七、二二五トン 三時砲一門、二時 一ノット
Investigator	二、四〇〇トン(満) 載二、四〇〇トン 二時砲二門、二時 一ノット(測量艦)	Beugul, Bombay, Madras	七、九二〇トン(満) 載九、二二五トン 六時砲一門、四時 砲一門、二時砲一 門、二時砲一門、 二時砲一門、二時 一ノット

フリゲート三隻をもって、第十二フリゲート練習艦隊を編成し、また、第二十二駆逐艦隊などという編制もある。

しかし、インド海軍の艦艇は、大部分一九六〇年までに艦齢を超過する老朽艦で、搭載兵器も旧式のものが多い。

艦隊訓練基地として、つぎの諸基地がある。

Cochin, Vishakhapatnam, Jamnagar, Lonovla (最近、基地に海軍航空隊として現用機五十四機が配置された。)

ビジャカバトナム所在のヒンドスタン造船所は、唯一の海軍工廠であるが、すでに測量艦の建造を開始しており、引きつづき小艦艇の建造に着手する予定である。したがって、外国に発注する艦船は近い将来インドで建造できないものに限定しようとしている。

しかし、五五年七月、インド海軍が発表したところによると、この六年間に巡洋艦一隻をふくむ二十余隻の軍艦をイギリスから入手する計画のようである。その第一陣として、五五年十月までに沿岸用掃海艇二隻の引渡しが予定され、このほかに、巡洋艦一隻、駆潜艇および対空フリゲート十二隻、沿岸用掃海艇八隻などの譲渡が予定されている。

また、二、三年以内にボンベイ海軍ドックが完成の予定であり、また五五年五月にはインド海軍巡洋艦一隻、駆逐艦五隻が地中海における英海軍との連合演習に参加した。

(3) 空 軍

インド空軍は一九三二年創設され、第二次大戦で目覚ましい活躍をした。一九五四年四月、サブロト・ムケルジー空軍元帥がインド人

として初めてのインド空軍總司令官に任命された。

總司令部のもとに作戦司令部、訓練司令部および整備司令部があり、各司令部の下に Wing または、Station がおかれている。總司令部は作戦部、人事編制部、技術装備部から成っている。

空軍の教育、訓練は現在のところ總てインド人自身の手で行っており、空軍要員に必要な訓練機関をもっている。パンガロールにあるインド空軍技術訓練学校なども、やがては技術将校を海外に派遣する必要がなくなるであろうとみられている。

そのほか、次のような空軍教育機関がある。

第一空軍学校 (上級飛行学校) Begumpet

第二 " (初歩飛行学校) Jodhpur

第三 " (基本訓練学校) Coimbatore

現有兵力は八〇大隊、約百機で、五三年フランスにミステール・ジェット戦闘機七十一機を発注し、同年九月うち四機、五五年一月にはさらに二十機を受領した。なお、同機八十機の購入交渉がフランス政府との間に進められている。

一方、ヒンドスタン航空機会社では、すでにジェット練習機の機体の生産が行われており、五五年中にはジェット・エンジンの国内生産にたいする準備に着手する予定である。

また、インド空軍はインドネシアと特殊な協定を結んでいる。すなわち、両国空軍将校を交換するとともに、インド国内でインドネシア人の訓練がインド空軍の手で行われており、インド製の練習機 (エンジンおよび計器類を除き、インド国産の全金属単葉プロペラ

機)一機をインドネシアに贈与した。

III 予備軍組織

インド軍事体制の大きな特徴は予備軍組織にあるが、その概要はつぎのとおりである。

(1) 地方軍 (テリトリアル・アーミー)

十八才―三十五才の青年層の志願者(退役軍人を含む)から成り、全国を八地区に分けて組織している。防空、沿岸防備、国内治安にたいする軍隊補助を目的とし、毎年一、二カ月の軍事訓練を受ける。各兵科を有し、地方部隊と都市部隊に分れる。

(2) 国民義勇軍 (ナショナル・ヴォランティア・フォース)

一九五三年に、補助予備軍の制度が設けられたが、五四年十一月これが廃止され、これに代つて、「国民義勇軍」の創設が決定された。

国民義勇軍は、十八才―四十才の男子の志願者を、一年に三十日間全国各地二百カ所に設けられたキャンプに召集して、規律、団体訓練および武器使用訓練を行うもので、今後五年間に五十万を訓練しようとしている。

この制度は完全な志願に基づくもので、非常事態にさいしても応召の義務を課しておらず、直接、軍隊目的と結びつくものではない。五五年中に五十万人のうち、十万人を訓練する計画である。

(3) 国民軍事教練団 (ナショナル・キャディット・コース)

選抜された少数の学生を訓練して、国防軍予備幹部を養成すると

ともに、国内における青年運動の振起を目的としたもので、第二次五カ年計画中に三十五万の訓練を目標としており、つぎの三部隊に分れている。

(1) 上級部隊 (シニヤー・ディヴィジョン)

大学、専門学校の学生から募集され、陸、海、空の三部門に分れてつぎのような区分がある。

陸軍―装甲、工兵、通信、歩兵、電気機械工兵、技術兵の各兵科。

海軍―海軍の訓練施設のある沿岸都市だけで募集。

空軍―「飛行クラブ」の援助により、国費でA級操縦免状を与える。現在将校八百名、兵二万七千名。

(2) 初級部隊 (ジュニア・ディヴィジョン)

高等学校の学生から募集。将校千六百名、兵五万六千名がある。

(3) 女子部隊 (ガールズ・ディヴィジョン)

緊急のさい男子に代る任務につかせるもので、現在将校七十七名、兵五百名を擁している。

(4) 補助軍事教練団 (オーグジュリヤリー・キャディット・コース)

国民軍事教練団の補助的なもので、全国的に二百万人の訓練を計画し、総経費三億八千万ルピー(うち八千五百万ルピーは中央政府負担)を予定している。

IV 軍事費 (単位百万ルピー)

年度	會計年度	中央政府 總支出	國防費	國防費 總支出	國防費 總支出
一九四九	一九四九	一、三一九・三	四四五・八	三三・八	—
五〇	五〇	五、五五七・五	一、六四四・〇	二九・五	一・七
五一	五一	六、〇二〇・八	一、七八二・一	二九・六	—
五二	五二	六、七〇六・六	一、八五〇・五	二七・六	—
五三	五三	六、九四六・〇	一、八八六・九	二七・二	—
五四	五四	八、二二七・一	二、〇七七・二	二五・二	—
五五	五五	一〇、三三五・四	二、二一〇・五	二一・四	—

(備考) 會計年度は三月三十一日に終る一年とする。

一九五五年度国防費の内訳はつぎのとおりである。

陸軍	一、四六〇百万ルビ
海軍	一一〇
空軍	三二九
軍需	一八七

V その他の軍事問題

朝鮮戦争中、国連の要請による派兵を拒否したのをはじめ、SEATOなど集団安全保障体制への参加を拒否して中立の態度を維持することに努めている。

五四年四月中共との間に締結された「チベット協定」は、いわゆる平和五原則の提唱によって有名となったが、この協定によってインドはチベットから武装精備隊を撤収した。

しかしこの協定締結後、鋭意ネパール方面の道路、飛行場など交通機関の整備につとめ、北辺の防備強化に努めている。カトマンズ近郊に恒久的飛行場を二百五十万ルビを投じて建設中で、五六年二月に完成の予定である。

インドの軍需工業は前記の航空機工業および造船工業のほか、装甲車輛など陸戦兵器の生産も有望であって、今後軍需品の対英依存が相当程度軽減されようとしている。

軍隊は建軍の歴史浅く、しかも外国の植民地傭兵であった歴史が永い上に、暴力否定の宗教観が根深く、軍にたいする国民の尊敬、信頼感は薄い。インド政府はこの点に腐心し、軍人の給与改善、学校卒業者の予備幹部採用、インド軍の「インド化」の促進などに努め、軍隊の地位向上に邁進している。

また、国防軍の目付役として国防省保安部隊を編成し、軍隊内の不正行為の監視、監督に当らせており、この部隊の兵力は一万五千名にも達している。

I 國防機構

内閣に国防相がおかれ三軍を統轄している

II 兵力、編制

陸軍

總兵力は二十五万人で、歩兵連隊八、機甲大隊六、砲兵大隊六、工兵大隊三十四をもっている。

陸軍士官学校は一九四八年十一月カクルに開設され、コハットには将校訓練学校がある。また、クエッタに幼年学校があり三軍の士官準備教育を行っている。

現在、陸軍總司令官はモハメッド・アユブ・カーンである。

海軍

一九五四年現在の要員は士官六百人、下士官兵六千人で、主要な保有艦艇および軍首脳部は次のとおりである。

- 781 -

哨戒艇	四	Behawalpu	五四五トン（満載七〇トン）、二門、二〇ノット
		Lahore	一門、二〇ノット
		Ghazi	二五五トン、二〇ノット
哨戒艇	四	SDML 3517,	四六トン（満載五四トン）三時砲一門
		SDML 3518,	二〇ノット
		SDML 3519,	二〇ノット
哨戒艇	四	SDML 4520,	二〇ノット
		SDML 4521,	二〇ノット
		SDML 4522,	二〇ノット

海軍司令長官

モハノッド・シディク・チョードリ

海軍少将

海軍参謀長

ハリッド・ヤミール海軍代将

パキスタン艦隊先任将校

ラスチャット海軍大佐

なお、主要基地はカラチにおかれ、海軍の諸施設は岸壁に緊留された旧式軍艦内におかれている。

空 軍

大隊二十。イギリス製戦闘機、爆撃機、輸送機、練習機をもち、ジェット機も保有している。英、米、オーストラリアに飛行士を派遣して訓練を受けており、總司令官は英人リチャード・アチャリである。

Ⅲ 軍事費（単位百万ルピー）

会計年度	中央政府 総支出	国防支出	国防費支出 (%)	国防費支出 (%)
一九五〇	一、二五一・四	六二七・〇	五〇・一	—
五一	一、二八四・四	六七三・七	五二・五	—
五二	一、八一五・一	八五八・四	四七・三	—
五三	一、九九七・〇	九六〇・七	四八・一	—
五四	二、二一八・五	七七九・九	三五・二	—
五五	二、二六六・五	七七四・六	三四・二	—

（備考）会計年度は、三月三十一日に終る一年とする。

Ⅳ 外国との軍事関係

一九五四年五月、アメリカとの間に相互防衛援助協定を結び、五四年十一月にその第一回の援助軍需資材がパキスタンに送られてきた。

本協定はアメリカがかなりの量の武器援助を行うことを前提としたもので、アメリカが他国と結んだ同種の協定と同様に、米軍軍需資材の派遣、アメリカの援助した軍需資材を侵略目的に使用しない

という、パキスタン側の保証などを規定しているが、パキスタンにたいしその領土内に米軍の基地を設けることを義務づけてはいない。

一カ年毎に協議を行って援助の内容を決定することになっており、第一年度の装備ならびに訓練のための米国の支出は七千五百万ドルとなっている。

パキスタンは五四年四月、トルコとの間に『政治、防衛、経済および文化に関する友好協力協定』を締結したが、そのなかの防衛に関する規定はつぎのとおりである。

『締約国間の国防にかんする協議および協力については、

イ 技術的経験および進歩から、英国の利益をうるための情報の交換。

ロ 武器、弾薬の生産に関して相互の要求を満たすことに努めること。

ハ 外部からの攻撃をうけた場合は、国連憲章第五十一条に基づいて、両国間になさるべき協力の方法および範圍を検討すること。』(第四条)

また、この協定の公文交換のさい発表されたところによると、この第四条を実施するための措置をただちにとることに決定し、トルコ、パキスタン両国の軍事専門家は、必要な防衛計画を樹立するため直ちに参謀会議を開き、また両国の軍使節団を相互に派遣することとなった。

さらに、パキスタンは五五年九月「バグダッド条約」に加盟する

こととなり、トルコとの間に軍事的紐帶をいっそう強化した。(バグダッド条約は五五年二月、トルコ、イラク間に結ばれた相互防衛条約であるが、同年三月これにイギリスが加わり、今例、さらにパキスタンが参加した。)

そのほか、パキスタンがSEATOに加盟していることも、注目すべき事実である。(SEATOについては別記参照。)

第十五節 東南アジアの共産軍の概勢

1 概 説

東南アジアにおいて、共産側自体が、そのもつ武力を軍(人民解放軍もしくは民族解放軍)と呼称しているのは、北ヴェトナム、フィリピン、マライ、ビルマ、ラオスである。ただし、それらは北ヴェトナムを除けばおよそ軍の概念とはほど遠いもので、まずゲリラに近いのが実態のようである。

つぎに、もともとこれらの国の共産武力活動は、いわゆる「人民戦争」のベールの下でおこなわれているだけに、どこからどこまでを共産軍と認めるかが容易でなく、ときに宗教軍や私兵と混同し、また民族的反政府活動(とくに少数民族において)とからみ合っている場合が少くない。

東南アジア各共産党の武力活動は、一般に一九五〇年を最高潮としてその後いちはるしい衰退を示しており、わずかに北ヴェトナム軍の対仏勝利が目立っているに過ぎない。

最近、ソ連の「微笑外交」への転換にともない、各国共産党は「愛される共産党」として公然面の活動に浮揚しつつあり、したがってこの地域における共産武力活動も、当然その影を薄くするものと見られる。

東南アジアで一九五五年十月現在共産党を非合法化している各国と、その党員数ならびに共産、非共産反政府活動の地域分布は次のとおりである。

II 各国別考察

(1) ビルマ共産軍

ビルマには赤旗共産党（略称CPB）暴力革命をかける過激派。俗にトロッキ派といわれる。）と、白旗共産党（略称BCP）現政府と赤旗との中間派。俗にスターリン派といわれる。）の二派が鋭く対立している。

もともとビルマの共産党は、独立運動当時には抗日、反英の革命目標がはっきりしていたので、その活動が活潑であったが、独立達成後はなにより確たる革命目標を失い、またビルマ国内には攻撃すべき資本主義も存在せず、農民はきわめて意識が低いいため、共産革命というよりは現政府打倒に重点をおく、単なる「反政府活動」が強くなった。

その活動は四八年から五〇年を最盛期として、その後衰落の一途をたどり、今では列車妨害、橋梁破壊、部落民拉致などのゲリラ活動を散発的におこなっている程度になりさがっている。

赤旗、白旗両共産党とも、とても単独では政府軍に対抗できるほどの実力はなく、反政府の少数民族武装団体（カチン族、カレン族、チン族）などと結んで対抗してきたのであるが、それも両派共産党の抗争から無力化している。これに対して政府側は共産党を非合法化し、武力討伐、説得、帰順勧告をつづけて、その成果は見るべきものがある。それに、国内的には仏教に基盤をおく宗教復興運動と「福祉国家」をめざす進歩的な社会政策が強力に展開され、国外的には「中立政策」を堅持して、中共、ソ連との友好に努めていることは、ビルマ共産党にとって大きな打撃となっているようである。

このように、衰退をたどっているビルマ共産党ではあるが、その蟠居区域が中共、タイとの国境地区であるだけに、今後なおうるさい存在となりそうである。（白旗共産党の地盤は、従前西部辺境であったが、一九五〇年「北上計画」の戦略転換によって、雲南省との接境地区に移動した。）

白旗共産党には中共軍の編成をまねた「人民革命軍委員会」という組織があり、最盛期には全国を四軍管区に分け、首都ラングーンに迫ったほどであるが、現在は小部隊によるゲリラ活動に移行し、革命軍事委員会というも有名無実のようである。伝えられる両派共産党の幹部はつぎのとおりである。

赤旗共産党幹部……（党首）Takun Soe

（党関係）Kjau Win, Boh Thi Ha, Bo My My, Takun

Turn Aye

(軍関係) Wan Maung, Aye My, Bo Thi Ha, Boh My

Cole, Boh Ba Hiang, Bohbank Tha Gyaw.

白旗共産路幹部……(党首) Thakin Than Tun.

(党関係) Thakin Than Myaing, Thakin Tin Tun, Bo

Ye Tun, Thakin Chit.

(軍関係) Boh Zeyon, Boh Sein Tun, Bo Ye Hloot, Boh

Yan Anny, Boh That Tun.

なおビルマ政府発表によれば、四八年に赤旗三千二百、白旗一万四千、計約一万七千であったが、五二年には赤旗六百、白旗三千五百計三千百に激減している。また、その他の反政府軍も、一時は絶徴約八千と伝えられたが、最近では四五千になったと見られている。

(2) マライ民族解放軍

大東亜戦争中にマライ共産党が組織した「マライ人民抗日軍」(略称MPAJA)は、戦後の四五年十二月マライ英軍政府によって解体された。この抗日を抗英にかえて、今日まで英軍と斗っているのが、「マライ民族解放軍」(略称MRLA)である。

人民抗日軍の解体にあたって、共産党は、いち早くその武器弾薬(抗日戦中に英軍が補給したものや、日本軍の武装解除によって獲得したものを含む。)を、ジャングル奥深く搬入温存した。

四八年六月十八日マライ連邦政府が、ついで二十四日シンガポールの政府が、非常事態宣言を発して共産党を「非合法」にするや、当時の共産党員(一万二千〜一万四千、九割が中国人)のうち、三

五千人が武器をとって、ジャングルに入ったものと見られている。

マライ共産勢力は、党員、民族解放軍および民兵(民連Min Yuenと呼ぶ)の三つの支柱から成っている。最近では、党員二千〜二千五百、解放軍四〜六千(一コ連隊四〜五百人、計十〜十二コ連隊)といわれ、全連邦内に分散されている。民兵は一万五千〜三万五千(一説では二十万)といわれ、解放軍に対する人員の補充、衣食の補給、情報の収集提供などに任じている。

前述のごとく、過去七年間の討伐によって多大の損害を蒙りながら、常によく四〜五千の兵力を維持できたのも無理はない。

ゲリラの使用兵器はほとんど小銃、ピストル、地雷である。

現共産党書記長は、チン・ビン(陳平、かつて抗日ゲリラ隊長として英軍の将校に任ぜられた。)、民族解放軍司令官は、N・G・ヘン(同人はチン・ビンの別名ともいわれる。)である。

(3) フィリピン解放軍

正式名称を「人民解放軍」(フクボング)といい、俗にフク団と呼ばれている。今日のフク団の前身は四二年三月に結成された「抗日人民軍」(フクバラハップ)で、五〇年三月に人民解放軍と改称した。

抗日人民軍結成に当っては、マッカーサーの援助があり、その参謀ソープ中佐が参画したといわれる。当時の司令は、ルイス・タルク(最近投降した)、副司令はカストロ・アレハンドリーノ(タルク投降後、司令になったといわれる。)であって、ともにフィリビ

ン共産党員であった。

フィリピンに上陸した米軍は、四五年四月に抗日人民軍の解体と武裝解除を命じた。これは、前述したマライの場合と同じであったが、フィリピンの場合には、全然この解体命令に応ぜず、中部ルソン山中に引きこもって、米軍ならびに政府との武力衝突をつづけた。(四八年十月、フィリピン政府は共産党を非法化した。)

抗日人民軍から人民解放軍に改称したころのフク団の勢力は、最高潮にあつて武裝兵力二万、農民組織五万、計七万といわれ、政府側の軍警三万五千をしるほどであった。

しかし、その後の政府側の討伐によって、逐次その勢力を失い、とくに党および軍内の分裂抗争がつづいたことがその凋落に拍車をかけて、五三年一月には兵力八千一萬と激減し、五五年七月には司令ルイス・タルクが投降するにいたった。

フィリピン共産党の書記長はイエス・ラウオ、軍司令はカストロ・アレハンドリーノ、副司令はホセ・デ・レオンといわれる。

(4) その他の共産軍

北部ラオスのサムネアに政府をもつ「自由ラオス政府」(パテ・ラオ)には、「ラオス人民解放軍」と称する武力があり、ラオス解放作戦に従事していると共産側は伝えている。しかしその実態は詳かでない、あるいは「北ヴェトナム人民軍」の偽装ではないかともいわれる。

また、中共の雲南省内に政府をもつ、「自由タイ政府」にも解放軍があるといわれるが、その真偽は明らかでない。

南ヴェトナム、カンボジア、インドネシア、パキスタンなどにも、反政府活動をおこなっているゲリラ部隊があるが、これらは宗敎軍もしくは少数民族軍であつて、共産党との関係は明確でない。

(5) 北ヴェトナム人民解放軍(前掲第三節参照)

第三章 東南アジアの集団防衛機構

第一節 SEATO成立の経緯

中ソ同盟成立後、国際共産主義勢力はアジアにおいて大規模な地上兵力を有するにいたり、自由陣営にとって一大脅威となった。しかも一九五四年春、ヴェトナム共産軍が中共の援助のもとにヴェトナム北半を席卷し、そこにホー・チーミンを首魁とする共産政権を樹立するにおよんで、その脅威はついに現実の問題となってきた。

このようなインドシナの風雲とならんで、当時タイと中共との国境地帯における「自由タイ」の動き、北ラオスにおける共産勢力の蠢動、マライの共産分子の猖獗、雲南における中共兵力の集中などの諸情勢は、いよいよ自由陣営の平和と安全を脅かすにいたった。かくて今後この方面における共産勢力の進出を封ずるために、アメリカのイニシアチヴによって「東南アジア集団防衛機構」(SEATO)を結成することになったのである。

元来SEATO結成の端緒となったのは、一九五四年三月二十

九日、ダレス米國務長官がインドシナおよび東南アジア全域にたいする共産侵略を阻止するための統一行動を提唱したことであった。

ついで五月五日アイゼンハワー米大統領が、東南アジアの安全保障に関する取極めを実現する計画が進行中であることを声明し、六月二十五日から二十八日までワシントンの米、英両国互頭会談でこの問題を検討した結果、ジュネーヴ会議のインドシナに関する取極めの成否いかんにかかわらず、東南アジアの集団防衛計画を促進することに意見の一致をみた。

かくて七月以降その計画が具体的に進められ、ワシントンにおける米英専門家会談(七月上旬)、参加予定八カ国の共同宣言(八月十四日)、条約案起草(同月下旬)、マニラにおける予備会議(九月一日と四日)などを経て、九月六日から八日にわたって米、英、オーストラリア、ニュージーランド、仏、フィリピン、タイおよびパキスタンの八カ国による「一九五四年マニラ会議」が開かれた。この会議において、右八カ国の間に東南アジア集団防衛条約、同附属議定書および太平洋憲章が調印され、ここにSEATO機構が確立する運びとなったのである。

第二節 SEATOの性格

——とくにNATOとの比較において

SEATOは上述のごとく、最近のインドシナ情勢その他一連の東南アジアにおける共産主義勢力の進出に対応して、その武力または破壊活動による直接、間接の侵略が現状以上に拡大するのを防止するために結成された集団防衛機構である。しかし、それは各加盟国が単に力を結集する決意と準備を表明したものであるにすぎない。すなわち、軍事保障についてはNATOとちがって、常設の統一的軍事組織（統合軍、統一司令部）を欠き、有事即応の体制もなく、平時はただ防衛計画をたてておく程度で、侵略をうけた場合にも加盟国はそれぞれ自国の憲法上の手続にしたがって対処する建前なのである。（もっとも、アジアに常駐する米軍は、極めて優秀な新兵器で装備され、機動力にもすぐれているので、実際問題としてはこのSEATOの欠陥を十分に補うであろう。）

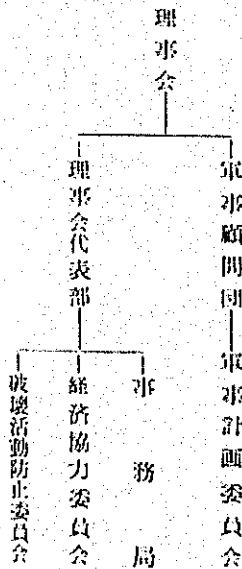
つぎに、NATOにおいては締約国相互間の防衛にかぎられているが、SEATOのはあいには、加盟国相互間の防衛ばかりでなく、いわゆる「条約地域」に対する防衛の義務を規定している。これは現下のインドシナをめぐる東南アジアの特殊事情を反映するものにほかならない。またSEATOは、インドシナその他における共産主義戦略の実態にかんがみ、単にその武力侵略に対して行動する

だけでなく「領土的、政治的安定をくつがえすために外部から支援された破壊活動」に対しても防止することを規定しているが、NATOにはこの種の規定はない。

最後に注目すべき相異点は、その構成についてである。すなわち、NATOは共通の目標に対して西欧の主要諸国を網羅しているが、SEATOにあつては、僅か三つの現地国を含んでいるにすぎず、しかもインドをはじめとするコロンボ諸国が局外にたち、かえってこれに批判的態度を示している。このことはアジアの共産活動が多くのばあいナショナリズムの運動と混淆している事実と相まって、大きな問題点を提起するものといわねばならない。

第三節 SEATOの組織

一九五五年二月二十三日から二十五日まで、バンコックで開かれた第一回理事会の最終コミュニケによれば、SEATOの組織はつぎのとおりである。



Ⅰ 理事会 (Council)

理事会は条約第五条の規定による S E A T O 機構の最高機関である。加盟国の外相またはその代理で構成され、軍事その他の計画について協議する。(決議は全員一致による) 少くとも年一回、必要の場合は二回以上会合し、通常条約地域内において開催される。

Ⅱ 理事会代表部 (Council Representatives)

理事会の閉会中これを代表する機関であって、バンコックに常設される。加盟国のバンコック駐在使節、または特に任命された大使級の使節をもって構成され、理事会(理事会閉会中は加盟各国政府)にたいし条約の実施について勧告を行う。

またこの理事会代表部を通じて、加盟各国政府は条約に関する問題を提起し、条約の規定を遂行するための措置について同意することが出来る。理事会代表部は、その任務にかんがみ、政治本部 (Political Head Quarter) とも呼ばれる。

理事会代表部の補佐機関として次の諸機関がある。

(イ) 事務局 (Secretariat)

事務局には加盟八カ国から大使が派遣され、条約地域内の「危険区域」を見守る。共産主義侵略の危険または直接行動が報告されたときは、各国大使は会議を開き、その結果にもとづいて自国政府に働きかける。

各国政府は外交ルートを通じて相互に協議した後、事務局大使にたいし、いかなる共同行動を採るべきかについて勧告する。

(ロ) 経済協力委員会 (Economic Aid Co-ordination Group)

条約の定める義務から生ずる特殊な経済問題に関して、理事会の諮問に応えるもので、定期的に会合する。しかし、S E A T O はアメリカの後進国援助計画およびコロンボ計画にたいする指導権をもたない。

(ハ) 破壊活動防止委員会 (Subversion Countermeasures Group)

加盟各国政府の任命した特別資格ある職員によって構成され、破壊活動の浸透にたいする各国間の協力を強化する措置を検討する。

Ⅲ 軍事顧問団 (Military Advisers Group)

理事会の直接補佐機関で、条約にもとづく軍事協力について理事部に勧告を行う。定期的に会合し、また加盟各国を巡回し、現地軍指導者と協議して防衛計画をつくる。

補佐機関として軍事計画委員会 (Military Planning Group) を有する。

第四節 S E A T O の運営の状況

S E A T O の組織では軍事顧問団と理事会代表部はそれぞれ理事部に直属しているが、バンコックに常駐する加盟国各国の大使から成る事務局が相互間の密接な協力を保持して全体の運営の中心となっている。

バンコック会議以後における機構各部の活動状況は大体つぎの通

りである。これによると、軍事関係は極めて活潑であるが、経済協力および破壊活動防止関係は消極的で、情報交換もまだ余り行われていない模様である。

I 軍事関係の諸会議

(イ) バンコック会議中最初の軍事顧問団会議が開かれ、そこでは軍事顧問団の組織、活動、一般情勢などについて検討された。出席者は次のとおり。

アメリカ
太平洋艦隊司令長官スタンブ大將
イギリス
陸軍參謀總長ハーディング元帥
フランス
インド方面海軍部隊司令官オルトリ大將
オーストラリア
空軍參謀長マッコーレイ元帥
ニュージーランド
陸軍參謀總長ジョンストリー少將
グ
陸軍參謀長ウィチット・ソングラム大將
イ
海軍司令官チャードリ少將
バキスクン
国防軍參謀長ヴァルガス中將
フィリピン
国防軍參謀長ヴァルガス中將

(ロ) 四月二十五日から五月五日までバギオで軍事計画委員会が開かれた。情報によれば、SEATOの統一司令部と連合軍の問題、SEATOとNATOの調整問題および補給問題などを討議したといわれるが、統一司令部と連合軍を急いでつくる必要はないという意見であったようである。

(ハ) 七月六日から三日間、バンコックで軍事顧問団会議を開いた。そのコミuniqueによれば、「バギオ会議」の勧告案の審議、承認とともに、東南アジア防衛に関する細目検討、今後各分科会を

各地で開くことなどが討議された。

また信頼すべき情報は、侵略を受けた場合の急援のための混成軍編成、諜報組織の確立と情報交換、NATOとの協力、加盟國の軍力増強などに関する諸問題も検討されたことを伝えている。

(ニ) 八月二十二日からメルボルンで軍事計画委員会を開き、兵站問題を討議した。

(ホ) 九月二十六日から三十日まで、カラチで軍事計画委員会を開き、合同軍事訓練と合同演習の計画立案および補給に関する問題を討議した。またSEATO地域内における共產主義の新しい侵略に対抗し得る機關部隊の編成を促進する問題にも触れたといわれる。

なお軍事関係の会議は引きつづき各地で行われている。主要な議題として、綜合ならびに地域別の防衛計画の立案、現地軍の近代化、増強、兵器の規格統一などの諸問題があげられている。

II 経済協力委員会

六月二十日から四日間、カラチで経済協力委員会の会議が開かれた。そこでは、経済協力増進の実行計画が立案され、特に防衛費が加盟各國の財政支出に及ぼす影響について検討された。

III 破壊活動防止委員会

(イ) その会合が五月四日バンコックで開かれ、東南アジアにおける共產勢力の破壊活動に対処する方式と情報、文化の交流について討議された。

(ロ) 九月十二日から十七日までマニラで会合した。その最終

コミコニケでは、「条約地域」における共産主義の破壊活動の危険に對処するため、統一戦線をつくる必要性が認められている。

第五節 SEATOの戰略的考察

I ダレス米國務長官の構想

SEATOの戰略問題について、ダレス國務長官はバンコック會議の席上、次のように述べた。

「アジアには日本、韓国正面、台灣正面およびインドシナ正面の三つの正面がある。東南アジアの防衛は、この三つの正面において同時に共産勢力に對して反撃を加え得る能力いかににかかっている。この反撃能力は、アメリカが極東に保持している機動軍および現地の地上軍（韓国軍、台灣軍およびこれから育成する南ヴェトナム軍）から成っている。

アメリカは、現在、その対日戦争努力が絶頂に達した時期よりも更に強力な軍力を極東に維持している。アメリカ最大の空母を含む四百隻の海軍艦艇、海兵隊を合せて海軍兵力三十五万、陸軍兵力三十万、ジェット戦闘機および爆撃機三コ連隊を極東に配置している（これを米本土の戰略空軍部隊が支援している）。アジアにあるアメリカの兵力は分散しないで、機動的な軍力を維持し重点的に最大の攻撃力を發揮するように措置する。』

また同長官はバンコックから帰国後三月八日の演説で次のように述べた。

「マニラ条約は公然たる武力侵略と破壊活動に對する防衛および社会状態の改善を主目的とする。軍力による防衛については、それを必要とする時期、場所のいかんを問わず、侵略者に一撃を加え得る機動的連合力に主として依存する。あらゆる点に大部隊を常置、増強する必要はない。アメリカは主として海、空軍によって防衛に寄与する。

中共の戦線は大規模な戦争を背景として考えなければならぬ。加盟国はこの地域に十分な力をもっており、特にアメリカは新しい強力な精密兵器で装備された海、空軍を有する。これによれば戦闘に關係のない非軍事地域に危険を及ぼすことなく、軍事目標だけを完全に破壊できる。

經濟問題については、この地域の經濟状態を全般的に向上させることである。これには資本の形成が必要であり、工業化を促進しなければならない。』

なお經濟問題について、イーデン英外相は三月八日下院における報告演説で

「コロンボ計画のような現存の機構は全面的に利用されるであろう。そのためSEATOの枠内に常設の經濟機關を設ける必要はないと決定した。」と述べている。

II 軍事的考察

SEATO正面の共産軍の兵力は北ヴェトナムと中國南部地帯にある地上軍がほとんどその全部である。そのほか、中共の空軍が華東、華南地域に配備されて増強中であり、海軍は小勢力の旧式小型

艦艇と若干の潜水艦を有する程度にすぎない。

これらの兵力を華中、華北の中共軍とソ連の極東軍が支援している形勢にある。ソ連極東軍の兵力は、大休、地上部隊四十四コ師団、航空部隊二十三コ師団、三千五百機、海上兵力は巡洋艦二隻、駆逐艦二十二隻、潜水艦約百隻、その他約十五隻、および海軍機千百機である。そのうち、この方面に対する支援兵力として考えられるのは、ジェット機と潜水艦の一部であろう。

最近、華東、華南地域の航空基地が着々整備され、また華南沿岸の広東、榆林にソ連太平洋艦隊の前進基地があることは、これに関連して注目し値する。

SEATO正面の共産軍地上部隊の兵力、編成、装備、配備、補給などの状況は必ずしも詳かでないが、SEATO諸国の現地地上兵力に対して著しく優勢であることは確かである。この優勢な地上兵力がSEATO地域にたいする直接の脅威となっており、特に北ヴェトナムに共産政権が確立して以来、その脅威がいつそう現実的な問題として迫ってきている。

共産側の海、空軍による直接侵略は、ソ連側からの十分な協力、支援がない限り、その可能性はほとんどないが、水深五、六十米以下の海域にたいする共産側の機雷戦は警戒を要する。

SEATOの兵力は米、英、仏、オーストラリアおよびニュージーランドの極東兵力と加盟アジア諸国の現地軍隊である。そのうち米極東軍が断然精銳優勢でSEATO戦力の主要な部分をなしている。武力攻撃を受けた場合、それに即応する報復反撃には、米極東

海、空軍が唯一の作戦部隊となるであろう。

またマライの英連邦軍もSEATOの有力な一翼である。通常、アンナムの兵力として独自の指揮系統、編成、配備におかれているが、何時でもSEATOの防衛に参加できる態勢にある。その兵力は大体次の通りである。

英 軍 陸上兵力二一〇大隊、航空兵力数コ中隊

オーストラリア軍 陸上兵力約二五、〇〇〇、航空兵力派遣増強中

ニュージーランド軍 陸上兵力約八〇〇、航空兵力派遣増強中

加盟アジア諸国の現地軍隊は、装備貧弱、訓練不十分のため、劣勢である。現在、主としてアメリカの指導援助のもとに改編、近代化に努めている。

これらのSEATO兵力をグラムおよび米本土の戦略空軍部隊、米太平洋艦隊およびハワイの陸上部隊が強力に支援している。

以上の軍事態勢からすれば、共産側の武力攻撃による直接侵略にたいし、SEATOの主要防衛正面はタイ、ラオスおよび南ヴェトナムの北部国境線、主要防衛対象は中国南部と北ヴェトナムの陸上兵力、支援兵力として警戒を要するのはソ連の極東航空兵力と潜水艦であろう。これに対して、SEATO側の即応反撃し得る作戦兵力は米極東軍の海、空軍部隊であると考えられる。

III 政治、経済的考

共産勢力の破壊活動による「間接侵略」は、当面、最大の脅威である。それによつて防衛措置が重視されているが、条約には単に平等の権利と民族自決権の再確認、平和的手段による自治の増進

と独立の確保、経済的進歩と社会福祉の推進などの題目が並べてあるだけで、経済協力委員会の活動もまだ活潑でない。

しかるに条約地域の諸国は政治的にも、経済的にも、また社会、文化的にも後進性が著しく、その反面、近來、民族的に目覚めてきている。したがって、これら諸国はとかく共產主義宣伝の温床になり易く、間接侵略に対する抵抗能力が弱い。

もとより条約第二条および第三条に規定してある目的を達成するには、周到な計画と準備、多大の資本、技術および長年月にわたる努力を必要とし、早急の効果を期待することは困難である。そこで今後とも軍事力によって勢力の均衡を維持して行かねばならないわけであるが、そのばあい、最近共產陣営が平和共存を唱えつつ、他面、後進諸国の反植民地主義を煽って擾乱工作に出ている事実を無視することはできないであろう。

SEATOの政治、経済ならびに社会面にはまだ幾多の脆弱点が残されており、その戦略的地位を確固不動のものとするには、さらに一段の努力が要請される。

第六節 SEATOの法的基礎

1 東南アジア集団防衛条約

前 文

加盟国は、全加盟国の主権の平等を承認し、国連憲章に定められた諸目的と諸原則に対する信念およびすべての人民、すべての政府と平和的に生存する願いを繰り返し、国連憲章にもとづき平等の権

利と民族自決権の保持を再確認するとともに、自治と独立を望み、かつその国民が責任をもちうるすべての国があらゆる平和的手段を用いて、自治の増進と独立の確保のため熱心に努力することを宣言し、どのような潜在的な侵略者も加盟国が同地域で結束していることを認めるよう團結の意志を公式にかつ正式に宣言することを願ひ、平和と安全を維持する集団防衛のための努力をより一層調整することを希望し、つぎの諸条項に同意する。

第一条 加盟国は、国連憲章の定めたとおり、自国が捲込まれるおそれのあるいかなる国際紛争をも平和的手段によって国際間の平和、安全ならびに正義を危険にさらさないように解決し、各国間の国際関係においてはいかなる方式にせよ、国際連合の目的に一致しない武力による脅迫ないし武力行使を差控えることを確約する。

第二条 本条約の目的をより効果的に達成するため、加盟国は、締結のかつ効果的な自助ならびに相互援助により武力攻撃に抵抗し、外部から各国の領土的、政治的安定にたいして向けられる破壊活動防止、克服するための個別的または集團的抵抗能力を各国個々にまたは集團的に維持發展させる。

第三条 加盟国は、自由の諸制度を強化し経済的進歩と社会福祉の推進およびこの目的のための各国政府個々の、また集團的努力を推進するため、技術援助を含む経済措置の發展のため協力する。

第四条 ① 加盟国は、条約地域において加盟国の一国または加盟国が、今後全負一致の同意をもって指定することあるべき国家また

は領域にたいして行われる武力手段による侵略は、自国の平和と安全を危険にすることを認め、そのような事態に當つては自国の憲法手続にもとづいて行動し、共通の危険に対処することに同意する。

本条項にもとづき採られる諸手段はただちに国連安保理事會に報告しなくてはならない。

③ もし加盟国の一國が、条約地域におけるいづれかの加盟国ないし本条第一項の規定が適用されることのある他の國家または領域の不可侵性、主權または政治的獨立が武力攻撃以外の何らかの方法で脅やかされてお、あるいは当該地域の平和を危険にするような事象によつて影響を受けるか、もしくは脅やかされていると考えるならば、加盟国は共同防衛および同地域における平和と安全の維持のために採るべき手段についてただちに協議し意見の一致をはかる。

④ 本条第一項にもとづき全員一致の同意によつて指定されたすべての國家の領土またはすべての領域においては、関係諸國の招請または承認がある場合を除き、何らの行動も採らないことについて了解する。

第五条 加盟国は、ここに本条約の實施に関する諸問題を検討するため、各國代表から構成される理事會を設置する。理事會は、条約地域の情勢からみて必要とみなされる場合、軍事的その他の計画に關して協議する。理事會は隨時會議を開きうるよう組織される。

第六条 本条約はいかなる意味においても、加盟国の国連憲章にもとづく權利、義務あるいは國際平和と安全の維持にたいする国連の責任に影響をあたえるものでなく、また影響をあたえるように解釈してはならない。

加盟各國は、他の加盟国ないし第三國との間に現に結ばれてゐる國際協定が本条約の規定と抵触しないことを宣言するとともに、今後本条約と抵触するいかなる國際協定にも參加しないことを確約する。

第七条 加盟国は、本条約の目的を推進しかつ条約地域の安全保障に貢獻しようとする如何なる他の國をも、全員一致をもつて本条約に招請できる。

被招請國は加盟文書をフィリピン共和国政府に寄託することにより条約加盟國となる。フィリピン共和国政府は加盟文書の寄託についてその都度加盟各國に通告する。

第八条 本条約にいう条約地域とは、条約加盟のアシア諸國の全領土を含む一般的な東南アシア地域および北緯二一度三〇分以北を除く一般西南太平洋地域を指す。加盟各國は、全員一致をもつて第七条の規定による新規加盟國を含みうるような条約地域の修正、もしくはその他の理由による条約地域の修正を行うことができる。

第九条 ① 本条約はフィリピン共和国政府に寄託し、その正式の証明ある写本がフィリピン共和国政府により加盟國政府に送付される。

④ 本条約は加盟国の憲法上の手続にしたがい批准され、その各条項も各国憲法上の手続にしたがつて実施される。加盟各国はできるだけ速かに批准書をフィリピン共和国政府に寄託し、フィリピン共和国政府はただちにこれを全加盟国に通告する。

⑤ 本条約は、加盟国のうち多数国が批准を完了し、フィリピン政府に寄託を終へ次第、寄託終了相互間において発効し、残余の加盟国については、その寄託の日から発効する。

第十条 本条約は無期限有効とする。ただし、いかなる加盟国も、フィリピン共和国政府に脱退を通告したのち一カ年を経て、加盟国たることを停止することができる。フィリピン共和国政府は、脱退通告を受けた場合その都度他の加盟国政府に通告する。

第十一条 本条約は英文を正文とする。ただし加盟各国がフランス文をもつことに同意し、その旨フィリピン共和国政府に通告した場合には、フランス文も、英文と同等の權威を有し、正文となる。

(附記) アメリカ合衆国の諒解事項

アメリカ代表団は、本条約調印にあたり、本国代表団が侵略および武力攻撃という言葉を承認し、また第四条一項中にこれを使用することに同意したのは、これらの両語が共產侵略のみに適用されるものであるとの諒解にもとづいてのことである。しかしその他の侵略ないし武力攻撃を受けた場合については、アメリカは第四条第二項にもつぎ他の加盟国と協議することを確認する。

以上の諒解を確認の上、下記全権は本条約に調印する。

一九五四年九月八日

マニラにおいて調印署名

II 同附屬議定書

東南アジア集団防衛条約の加盟国は、一致してカンボジア、ラオス両国と自由ヴェトナムの管轄下にある自由地域を本条約第四条による指定地域と定める。

加盟国は、さらに上述の諸国と地域が第三条に規定されている経済的措置についても適用されることに同意する。

本附屬議定書は本条約と同時に発効する。下記全権は東南アジア集団防衛条約の附屬議定書に調印する。

一九五四年九月八日

マニラにおいて調印署名

III 太平洋憲章

米、英、仏、オーストラリア、ニュージーランド、タイ、パキスタンおよびフィリピンの代表は、東南アジアおよび西南太平洋の平和と安全を維持するための共通の行動にたいする確固たる基盤を確立することを希望し、この目的のための共通の行動が価値ありかつ効果的なものとなるためには、正義と自由の最高原則をその精神とするものでなければならないと確信し、ここにつきのように宣言する。

1 加盟国は、国連憲章の規定にもとづいて、加盟諸国民の平等な權利と自治の原則を支持し、あらゆる平和的手段により自治を促進し、かつ自ら独立を望み、その責任を遂行することができるあらゆる国民の独立を確保するよう真剣に努力する。

2 加盟国は、それぞれ自国の憲法上の手続にもとづき、今後も上述の諸目的の秩序ある達成に有利な諸条件を生み出すための有効かつ實際的な措置を講ずる用意がある。

3 加盟国は、この地域におけるより高い生活水準、経済的進歩および社会福祉を促進するため、経済、社会および文化の諸分野で協力をつづける。

4 加盟国は、東南アジア集団防衛条約で宣言されたように、条約適用地域における自由を攪乱し、または主権および領土保全を破壊しようとするいかなる企てにたいしても、適切な手段でこれを阻止し、または反撃を加える決意がある。

第四章 世界戦略からみた東南アジア

第一節 序 論

世界戦略からみた東南アジアの問題を検討するには

(1) 東南アジア自体の戦略的価値を構成する各要素を分析するとともに

(2) アジア全体に対する東南アジアの戦略的位置づけを総合的に観察する必要がある。さらに進んで

(3) 世界戦略上におけるアジアの比重から、東南アジアの占める戦略的価値判断に論及することが妥当な順序と思われる。

最近アンドレ・ジークフリードの述べた言葉のなかに次の一句がある。

「現代のような機械的、組織的管理時代 (Iage administratif) にはわれわれ西欧の最も美しい特質その他多くのものが、必然的に地理的条件以上に活用できなくなる。この地理的条件においては、欧州よりもさらに豊富で、さらに広大で、一層大陸的である他の諸大陸と同じ資格で、われわれ西欧は、これを獲得することを許されない

のである。その理由は、単独国家の時代は既に過ぎ去って、今や「大陸時代」がはじまっているからである。今後われわれは、幸うじて自らの属する大陸の平均身長に達し得るのがせいぜいとなるであろう。」(エッアール・ボンヌフー「運命に直面する欧州」の序文)

右は第二次大戦後急激に顕著となってきた文化的先進性と、空間的資源的配布との「不均衡」に対する、西欧諸国の深刻な悩みを端的に表明したものであるといふことができる。

第二次大戦による荒廃と国力の消耗回復に悩むこの西欧諸国の叫びは、敗戦後のわが日本にとっても、多くの点で共感を喚びおこすのであるが、特に重要なことはアジアの諸国ならびに諸地域においてもまた、「大陸時代」が到来したという事実の認識である。しかもジークフリードの論及しなかったいま一つの深刻な問題は、地理的条件に制約される「大陸時代」の到来のほかに、欧州とおなじくアジアが三つの政治的陣営に分裂し、しかもその境界は今日なお安定せず、治安も、経済も、政治も、民心もともに動揺をつづけていることである。

欧州における米、ソの対立と、アジアにおける自由、共産兩陣營の争いには、その性質と複雑さにおいて少なからぬ相違がある。アジアが自由、共産、中立の三つの政治、経済、軍事的陣營に分裂していることは、前述のとおりであるが、そのなかで自由、共産兩陣營の争いに対する一般の観測と所見は、米ソ兩大国のアジアにおける直接の勢力争いだけを、注目する傾向が強い。現代世界の分極現象が究極において、アメリカとソ連とを兩極とすることは争う余地がないけれども、アジアの現実を、米ソの直接競争だけに集約して考えることは大きな誤りである。アジアの大部分（西アジアを除く）の民衆にとっては、遠くはるかな米ソの影響よりも、直接耳目にふれる中華人民共和国とインドの与える影響の方が重大である。この対照的な立場をとる二大国のたどりつたある国家革新の成否は、特に東南アジア諸国にとって何よりも強く作用するもので、ここにアジア情勢の複雑性を示す第一の根拠がある。右の半実は、多くの理論をかかえるまでもなく、アジア十四億九千万の人口において、中共の五億八千万と、インド（パキスタンを含む）の四億五千万の占める比重を一見すればおのずから明らかである。

第二の根拠は安定、勢力の消失である。地域的安定には、二つの要素があって、その一は世界的勢力の均衡であり、その二は地域的勢力の均衡である。しかるに第二次大戦後、世界的勢力の均衡が動搖をつづけているばかりでなく、アジア地域の勢力均衡も全く破壊され、その回復、あるいはこれに代るべき新たな均衡がもたらされ

ていない。戦前においては、西欧各国と対等の地位に進んだ日本と、主として米、英の後援を頼みとした中国の国民政權とが、互に牽制しながらも、ソ連の極東進出をおさえ、また東南および南アジアにおいても、植民地体制が安定をつづけて、アジア全体の均衡を保持し得たのであつた。ところが第二次大戦において、日本は全面的に敗退して國際的影響力を失い、國民政府もまた戦後いくばくもなくして失脚し、中国全土をソ連の前衛と化した中共勢力に奪われてしまったのである。

第三は植民地体制の崩壊である。戦前の西南アジアは、英、仏の植民地として、東南アジアは米、仏、蘭の植民地として、それぞれ一応安定していた。しかるに大戦後、フィリピン、インドネシア、インド、パキスタン、ビルマ、ヴェトナム、ラオス、カンボジアおよび西アジアの回教諸国などが、そくぞく従来の植民地的隷属から離脱して独立自治の權利を回復した。しかし、その内政上の秩序においても国力の實際に照しても、波瀾の多い現実の世界に独立国としても立つに欠けるところの国が少くない。いきおい、大國との合従連衡となり、あるいは国力不相応の國際問題をまき起す傾きが強く、アジアの混乱を増大する原因となっている。

第四は前項と関連するものであるが「民族主義」の流行であり民族主義と共産主義との合流である。アジアにおける民族主義は永年にわたる植民地支配に対する反動として、また独立獲得のための動力として沸きおこったことは争おれない事実であるが、アジア植民地を支配したのが東西の資本主義帝國であつたことから、

反資本主義、あるいは更に進んで、共產化への起爆剤として、民族主義が利用されたきらいも極めて多い。

一九四三年初から四五年初にいたるアメリカの極東駐在官およびガウス大使の報告の結論として、國務省の發表した「中国白書」には、次の項目がかかげられている。

(1) 極東（中国を含む）に対するソ連の企圖は、攻勢的である。

(2) 中共の背景は「ソ連への忠誠」ということであるが、新しい力——主として民族意識——が働きたし、それが彼らの今後の見通しを修正しつつある。

(3) 中共は、中国における最も勦的な力となり、国民党の支配権に挑戦している。

(4) 国民党と国民政府は解体しつつある。

(5) 国共両勢力の相闘は、内戦にまで發展する恐れがある。そうなると

(1) 対日戦遂行に支障を与える。

(2) 中共をソ連の手中に追いやることになる。

(3) 究極においては、米ソの介入と衝突を招来するかもしれない。

(4) 中共の勝利は不可避であろう。なぜなら、国民政府を援助する側に立つてあろう、アメリカその他の列強が国民政府の構造的な弱さを補うに足る十分な補給をするのは、容易なことではないからである。

(5) これは、不幸なディレンマであるが、アメリカは中国における権力の構成を平和的手続によって調整し、それによって、内戦

の破局を防止するよう努力しなければならない。この目的を達成するための望ましい方法は、国民党の改造と若返りを推進し、

「連合政権」における重要勢力として存続させることである。これが失敗すれば、アメリカは、国民党とのかわりあいに限られた範圍にとどめ、中国の支配者たるべく予定されている中共となんらかの協力を開始し、これが独立の暁においてアメリカに友好的な立場をとるよう働きかけねばならない。時はわれわれに不利に作用している。以上のいずれかが成功しないうちにソ連が対日参戦し中国に侵入するならば、中共はソ連のものになりその衛星国となってしまうからである。

(6) 上述の政策は——それは対日戦を考慮する場合決定的なものであるが——われわれの戦争努力に相當の助けとなるであろう。一九四九年八月五日、米國務省發表の「中国白書」第三章ハレー大使時任、ガウスの悲観論、朝日新聞社訳八九頁）

すなわち右の意見からも明かなように、自由国家群は、初め中共を農業的共產主義と見なし、日本に対する「抗敵要素」として評価して、マーシャル特使派遣のころまで、国共の妥協による進歩的民主中国に期待をかけたのであった。むろん中共政権がスターリンの遠大な対アジア戦略の一環であることには、夢想も及ばなかったのである。したがって前記の「中国白書」に現われた所見のように中共の勝利を不可避と見る情勢に立ち至ってからの対策——(4)の項——のごときは、むしろ見戯に近いものであった。今やアジアの情勢は、單に資本主義の後退、共產主義の前進というだけでなく、戦

前の獨立國と從屬國の地位が逆轉したばかりでなく、新たに獨立を
かち得た國々はあるいは自由、共產兩陣營のいずれかに走り、ある
いは中立をめざすというように、他の大陸と比較できないほどの波
乱と不安をまき起している。

さてアジア全般に對する觀察から焦點を東南アジアにしほると、
ここにまたわれわれは、世界戰略におけるアジアのばあいとおなじ
く、東南アジアがアジア戰略において特異の地位を占めていること
を見いだすであらう。

東南アジアは、面積の上ではアジア全体の二〇%（ソ連領シベリ
アを含む。ソ領をのぞく対アジア比率は三一%）にすぎないが、人
口においては四三%の多きに達している。この地域の資源の分布、
地理的条件はもとより、その政情の推移は、前記の諸条件と相まっ
て、アジアの將來、ひいては今後の世界の大事を左右する立場にあ
ることを示している。特に大戦後のアジアの情勢が動搖をつづけ、
自由、共產、中立の三つの勢力が互に指導權を争つてそれぞれの勢
力範圍に消長を來たせれば來たすほど、東南アジアの地位は決定的な
要素となるものと判斷される。

東南アジアの戰略的価値は、

(1) 純軍事的価値

(2) 政治的、社会的価値

(3) 經濟的価値

の三つに大別することができるが、そのうち經濟的価値は、さらに
重要戰略物資の原料ならびに食糧の供給源としての価値と開發途上

にある市場、特に西欧自由諸國のなかば独占市場としての価値に分
けられるであらう。

第二節 東南アジアの戰略地理的考察

一定地域の軍事的価値を構成する要素のなかで、地理的、自然条件
は比較的恒久性のあるものといえる。科学、技術の長足の進歩によつ
て交通、運輸が面目を一新し、戰略、戰術に革命的变化が起るとき
は、地理的自然条件の価値にも變動がもたらされることはいうまで
もないが、その場合にも、他の兵器、器材、人工施設の運命や価値
が急変するのに較べると、継続的な変化でしかない。例えば、かっ
て英帝國がアジアに大植民地を経営していた当時、コロンボ、シン
ガポール、香港、北ボルネオなどはいずれも重要な戰略地点であ
ったが、二十世紀後半になつて、既に「植民地帝國」も崩壊して
しまった今日、これら地点の価値に大きな変化が現れたことは争
う余地がないが、なお東南アジアにおける要衝としての意義を全く
失つたわけではない。

東南アジアは、南緯一〇度から北緯三七度、東經六一度近くから
一三五度附近までひろがり、大陸と群島を含む極めて複雑な地域
である。北側の中共およびソ連との境は「世界の屋根」とうたわれ
るパミール高原、カラコルム、ヒマラヤ、インドシナなど諸山脈の
壁をめぐるし、フィリピン、インドネシア諸群島は大陸に沿つて
その東と東南洋上に散在してオセアニアとの飛石となり、また太平

洋とインド洋の間に多島海を形成している。

マハン、マッキンダーなど戦略地理研究の先人たちはいずれも、

(イ) 制海権はもとより「制海権」も陸地を基礎とすること。

(ロ) 陸地という「基礎空間」の面積、人口、生産性が結果的に陸軍力、海軍力の規模の大小と密接な関係をもつことを指摘している。

この理論は制空権と空軍力に拡大適用して少しも誤りないであろう。耳視的「戦略地理学」において中央ユーラシアと、その周辺の海洋に接近した地帯との関係をどう観るかは、論者によって一定していない。マッキンダーは、陸上交通の進歩はやがて海上交通のもつ高大な輸送力と自由自在な柔軟性をしのぐにいたるものと信じ、従来西欧、東南アジアおよび極東に対してたえず影響を与えてきた中央ユーラシアの勢力は将来もつづくであろうと論じた。しかし學者の理論には一定の仮定があつて、単に陸地と海洋および河川の相互関係だけから戦略的結論をみちびくことは困難である。歐洲方面についていえば、もしスカゲラック海峡とボスフォラス海峡を陸軍力をもつて支配できれば、これら二海峡に味方の艦船を出入させることは自由となる。太平洋戦争で日本陸軍がマライ半島からスンダ列島を占領してからは、友軍機動部隊が海峡のどれを通して太平洋とインド洋の間を往復するかは極めて容易な問題となった。またイギリスの艦隊と航空隊が英仏海峡を支配していたため、ヒットラーの英上陸作戦は、わずか二十余哩のことでもその実行を阻まれたのである。これらの史実の例証するところから、強力な軍隊、戦局の主導権、有力な同盟国をどこの國が握っているかということこ

そ、決定的な意義をもつものといひ得るのである。

戦略地理学の問題とする終極の事実、要するに地球の表面における人員と物資の移動である。そして「戦略」を単なる軍事上の技術に限らず、政治、経済、思想、文化を含めたものとして解釈するのが、現代戦において妥当であることは疑いない。マハンは、その著書「Naval strategy」において、

「交通は戦争を支配する」(Communications dominate war)と述べている。またコルベットは、

「制海権とは通商または軍事目的のいずれを問わず、海上交通を支配する意味にはかならない」(Some principles of maritime strategy)において、と説いているが、これらは今日では別に耳新らしい命題ではなく「制空権」についても同じ原則が考えられることは常識とさえなっている。陸、海、空の交通はむしろその背景に国土、人口、風土、生産性などがひかえているが、戦略的価値の大小を判定するはあい、これらの背景をも含む一定地域の交通路線の適否と疎密がほぼその判断の基準となるであろう。

以上の見解を前提として東南アジアの物理的ならびに地政学的空間形状を観るとき、これに匹敵するものとしてはただ西半球のカリビアン海域(中央アメリカ、西インド諸島を含む)を見いだすだけである。マッキンダーは「アジアの北緯三〇度線と四〇度線とはさまれた細長い地帯は、イギリスの海軍力とロシアの陸軍力との中間に位する不安定な地帯である」と指摘し、この不安定な地帯がいずれの勢力に帰属するかがアジアの得失を決するかのこと論調を

見せたが、今日、このような議論は、既に時代錯誤であり、粗雑な分析であるというのはいかれない。スパイクマンは、マツキンダーの陸軍力中心主義の宿命観を否定した後に「周辺地域を支配するものがユーラシア大陸を支配する。ユーラシア大陸を支配するものが世界の運命を支配する。」(N. J. Spikeman, The Geography of Peace, New York, 1942)と判断しているが、今日の情勢がこの解釈に味方していることはたしかである。スパイクマンのここにいる「周辺地域」とは西欧、中近東、東南アジアおよび極東を含む広範なものであるが、アジアの運命を考えると東南アジアが最大の周辺地域となることはいうまでもない。

現代の政治的、軍事的争いにおいてソ連の「権力的基礎」すなわち、マツキンダーのいわゆる「ハート・ランド」にまで捲き返すには、自由陣營が周辺地帯およびスパイクマンのいう沖合の島々、イギリス、アフリカ、東南アジア群島、オーストラリア、日本において確固たる地歩を築きあげる必要がある。(John Slesor, Strategy for the West, New York, 1953)から「ローニンがもつた」『パリ』の道は北京とデリーを通る。『The road to Paris lays through Peking and Delhi.』という言葉は「まことに意味深長といわねばならない。

さて「交通路線」の密集は、海洋と河川の流れ点、多島海、海峡、地峡、高原あるいは沙漠をこえて横たわる通路、それに海岸沿いの平野に多く見いだされる。したがって古来地中海沿岸、北海周辺、黄海、朝鮮海峡、内陸では古代中国の「シルク・ロード」をめぐっ

て、いくたの歴史的事件が起つたのも故なしとしない。しかるに東南アジアの地勢、地形は右に述べた性格を総合していると見えるにもかかわらず、これまで史上にあまり登場しなかったのは生産と文化の後進性が主因となり、永く西欧の植民地として取り残されたためであった。今後世界の政治および経済事情が一変するに伴ない、その重要性は驚くべきものとなるであろう。

東洋における歐洲諸国の植民地建設はまずポルトガルが先鞭をつけたが、次いでオランダがこれに代り、その後英、仏兩國の勢力争いにフランスが破れて、十七、八世紀から二十世紀初頭にわたる「英帝国」の基礎が確立したのであった。

ベンガル湾沿岸に初めてイギリスが植民したのは一六三三年のことであるが、一七六六年ベンガル州を植民地とし、一八二六年には「第一次ビルマ戦争」によってアッサム州を略取した。ついで八五年にはビルマを併合、九九年にはムガル帝国を滅ぼし「インド帝国」をたてて本國の直轄領とするなど、急速な勢いで東南アジアに對する雄略をすすめ、更に極東に向つて進出した。その動機となつたのは歐洲における産業革命と、航海術の發達、汽船の出現などに促された列強の激しい植民地獲得競争であつたが、東南アジアの資源、政情および地形がその足場を提供したことも見のがすことはできない。アデン、ディウ、ゴア、コンボ、マドラス、マラッカ、シンガポール、ペナン、バダビヤ、サイゴンなど交通の要地がまず橋頭堡となつたことはいふまでもないが、同時に、ガンジス、インダス、イラワジ、メナムおよびメコン各河川の河口三角

州地帯が豊かな生産地帯としてだけでなく交通上の要衝として、戦略上極めて重要な役割を果たしたことも歴史上の事実である。

民族と物資の交流または移動ということには、一定地域内の交流、移動と、当該地域と域外との交流移動とのほかに、第三として当該地域を通路とする域外同志間の交流、移動がある。したがってそれには物理的空間形状と、地政学的空間形状が背景となることは自明の道理である。東南アジアについてみるに、単に海洋と大陸、島嶼の地理的条件だけをとっても、海洋は太平洋、インド洋をはじめ多くの沿海と地中海を含めて世界海洋面積の六八%を擁しているし、陸地は世界の三七%を占めている。また地政学的には七、八世紀に起ったサラセン勢力の南下をはじめとし、十三ないし十五世紀の蒙古および中国勢力の南下について、西欧民族の植民地建設から今日の民族主義の覚醒、秩序の再編成時代に及んでいる。すなわち東南アジアは、ユーラシア大陸とオセアニア大陸とのいわば「架橋」であり、同時に太平洋、インド両洋間の海峡ともなっている。東西南洋にわたりこれに似た性質の地域としては、東半球では地中海東部（特にスエズ地帯）があり、西半球ではカリビアン海域（特にバハマ地帯）を見いだすだけである。

交通上の条件としては良好な港湾、空港、海路および陸上交通路の三つがあるが、現在のところ鉄道、道路網の不備をのぞけば、東南アジアはいずれも有望な条件を備えている。北緯一〇度以南の多島海にはスンダ陸棚があり、東経一二〇度以東には二千メートル以上の深海部もあるが、陸岸沿りの海面は至るところ天与の港灣にめ

ぐまれており、太平洋戦争末期に日本艦隊の主力がスマトラ島バレンバン沖リング泊地に待機して訓練した一例もまたこれを立証する。

東南アジア地域における航路の中心はコロンボ、シンガポール、および香港であって、それに次ぐものとしてはカラチ、ボンベイ、カルカット、ラングーン、ジャカルタ、サイゴン、ハイフォン、マニラなどがあり、これらの地点は軍事上も商港の価値に比例した重要性をもっている。ただ地域内諸国に貨客船または機帆船をもつて国際交易に従事するほどの海運力を備えた国がないため、これらの港灣は多く中継港あるいは原料輸出港として先進国の海運に利用されている実情である。一般に良港としての条件は第一にその地理的位置に求められ、港灣そのものの広狭などは人工設備によって補うことも可能である。ただ近代社会における最大の要件は、その「ピントランド」に大生産地または大消費地をひかえていることである。この見地からすれば、カラチ、マドラス、カルカット、ラングーン、バンコック、サイゴン、ジャカルタなどは将来ますますその重要性を増大するであろう。世界的主要航路の要衝に位置し、適切な施設を具備することは第三の条件であるが、この点からは既に掲げたコロンボ、シンガポール、香港があり、将来はジャカルタ、サイゴン、マニラなどが更に重視されることになろう。

東南アジア全体として陸、海、空の運輸施設が不足しているが特に各種の経済開発計画の進展に伴う農業ならびに工業生産の向上によって、鉄道輸送に対する需要が急激に増大するにいたった。

インド、セイロン、インドネシアにおける牽引車輛の増加は注目すべきものがあるが、フィリピンのように足踏み状態の国もあり、タイのごとく貨物車輛のかえって減少を示したところもある。

東南アジア地域全体として輸送能力が一般に不足していることのほかに、ほとんどすべての国が当面していることは、鉄道網の大部分が単線運転であることと、主要接境地点における操作能力の不足である。これら多くの輸送隘路を改善する方策としては、新線の開設、連絡の復旧、複線化の促進、積みかえ施設の拡充、操作能力の近代化、路線の電化と機関車のディーゼル化、国際路線の発展などがとえられている。

鉄道輸送と同じく道路の開発もまた道路輸送に対する需要に比べてはなはだしく不足している。この道路開発については、FOAおよびコロンボ・プランなどの援助による技術あるいは資金援助を通じて緩慢ながら進められている。

良港灣の最も大切な条件であるヒンターランドは、商工業港灣としては経済的概念に含まれる要素であるが、これに戦略的要求が付け加えられるときは、そのほかに空間的、政治、社会的概念が重要となってくる。例えば香港のときは商港としても、国際航路の要衝としても更に地理的位置においても条件がそろっているが、軍事的空間、政治、社会的ヒンターランドはまことに狭く不安定といえるであろう。これと似かよった意味において、鉄道、道路網においても、戦略的にはその国際連絡の発展ということが最も肝要な問題である。現在東南アジアとしては、鉄道は一九五四年初めにインド

・パキスタン間（ラホール—アムリツァル間旅客輸送）の協定が成立し、またフェロゼプール—カマール線とシャドプール—ハイドラバード線再開の努力が払われている。またタイ・カンボジア間の国境通車の折衝が行われ、ベナン・バンコック間の運行は五四年一月から再開された。

道路の国際連絡はアフガニスタン・パキスタン間、パキスタン（東・西）・インド間、インド・ビルマ間（戦時中のレド公路再開）、タイ・カンボジア間、タイ・マライ間、カンボジア・ウェトナム間、ラオス・カンボジア間、ラオス・ウェトナム間に、それぞれ連絡が行われている。タイ・ビルマ間には二本の連絡道路があり、インド・ネパール間の陸上交通も新設改良の途上にある。

なお大陸側の諸国にとつて、内河運輸は経済上、軍事上輕視を許さないものであるが、従来の木造ジャンクを利用する幼稚な方式は、次の改善策の普及によって、著しい発展を示している。

- (1) 蒸気エンジンに代る船舶用ディーゼル・エンジンの利用増大。
- (2) 造船技術と設計の發達、進歩による船舶の輕量化。
- (3) 曳船方法（特に通航法）の改良と曳船設計の改良。

第二次大戦後急速に躍進した航空交通は、文字どおり世界の距離を縮め、国際交通の様相を一変した。現在なお大抵の貨物輸送においては船舶に及ばないが、それ以外の諸点では極めて有利な特色を備え、特に軍事輸送においてそうである。大戦中米英連合軍は、一九四四—四五年のビルマ作戦において、第十四軍の補給用彈藥、軍需品の九六%を飛行機によって空輸した。空輸による物資の組

量は六十二万五千トン、増援軍は三十一万五千人、負傷兵は十一万に達したほどである。(Adm. Mounbatten, The Strategy of the South East Asia campaign, 1949, p. 481) また五五年米空軍が、C-124六十五機をもって、米本土から日本まで約七千(往復のおの約半數つづ)の将兵を急運空輸した実例のときは、その機動性をよく現わしている。むしろ軍事的航空と一般航空とを全く同一視することはできない。前者は、戦略の要求にもとづき比較的制約の少ないものである。しかし空港の施設を要することや、航空路の気象条件、局地の気象などに影響をうけることにおいては一般航空とおなじである。

現在東南アジアの主な航空路は、

- (i) 西欧から中東(カイロ、バスラ)を経てカラチ、デリー、カルカタ、ラングーン、バンコック、サイゴン、マニラ、香港を結ぶもの。ボンベイ、コロンボ、シンガポール、ジャカルタを経てオーストラリアに向うもの
- (ii) 米西岸から太平洋を横断し、日本を経て香港、バンコックを結ぶもの。マニラ、グアム、ウエーキを経てホノルルに至るもの。サイゴン、マニラ、沖縄を経て日本に向うものなどである。

東南アジアは、アメリカを中心とする太平洋方面からの航空路線と西欧を中心とする中近東方面からの航空路線との会合地域となっている。北極地方を飛行して羽田からロンドンへの大圏航路を結べば、羽田からシカゴへの大圏コースとあまり違わないことになるか

ら、遠からず日本を経由して東南アジアと米国北部および東岸を直結する北極空路が、その重要性を認められることになる。

東南アジアの気候は、大陸性と海洋性に大別することができ、その大部分は、熱帯性季節風地帯に含まれ、多は北東風、夏は南西風が吹くため、東アジアにくらべて冬の乾燥と夏の多湿とがきわ立っている。赤道をはさんでその南北にまたがる南アメリカの北東部、アフリカ大陸のギニアからコンゴにいたる地帯と並んで、東南アジアは世界でも最も高温多雨をもって知られる三地帯の一つである。

この気候、風土は、米、ゴムその他熱帯植物資源を豊かに生産する根源となつているが、他面軍事的には、陸上交通の完備していないことと相まって、雨季の作戦をほとんど不可能にしている。したがって正規軍の正規作戦では効果があがらないので、ゲリラまたは謀略活動に対抗するには、「特別任務部隊」(Special force group)の研究、準備、特に航空機動の対策を發展させる必要がある。

冬季の大陸側の雨量は月二十ミリ以下が大部であるが、洋上の群島ではインドネシア東部が三百——四百ミリ、西部が二百——三百ミリとなり、フィリピンは二百ミリ以下、ヴェトナムは五十ミリ以下である。夏季はこの関係が逆転して、ガンジス河流域は四百ミリ以上にのぼり、大陸側は二百——三百ミリ、マライ半島からスマトラは三百——四百ミリ、インドネシア東部とフィリピンは二百ミリ以下となる。

一般に高温多雨地帯の特色として、暴風雨が極めてまれてあるは

か、一年中の温度差も少く、特に海洋性の地域においてそうである。ただし北東偏風期(冬季)の南シナ海、偏東風期(六一八月)のバンダ海および偏西風期のジャワ海東部には、ときどき強風が起ることがある。

インドネシアの気温差

地名	年間平均最高温度(°C)	年間平均最低温度(°C)
ジャワ	二六・二	二五・二
スマトラ	二七・四	二六・四
ボルネオ	二七・八	二五・七
セレベス	二七・五	二五・〇

(備考) 右の表は低地の平均気温を示す。

海拔七百三十メートルのバンドンでは、最高二二・五度、最低二一・九度となっている。

いうまでもなくインド、パキスタンの奥地では、東インド諸島よりも激しい気候となるが、年間平均としてはやはり二〇度ないし三〇度である。大陸における十二月から翌四月ごろまでの北東風は、平均〇・四―〇・五メートルの速さで、乾燥した涼風を送り、インドでは一月から三月の間、最低平均一〇度Cぐらいい下って最も快適な季節とされている。しかし四、五月になると気温は急進にのぼり、四〇度C以上の高温を示すところさえある。このころからインドシナ半島部に低気圧が発達して南からのモンスーンが強くなり、六月ごろには雷雨をともしなう強風が現われ「熱帯モンスーン地域」の高温多雨の季節となるのである。

第三節 東南アジアの「人的資源」

東南アジアは、日本および中国東部とともに、アジアにおける最も人口の密集した地域である。この地域は前述のことく、モンスーン地帯として米作を基礎としてきたが、二十世紀に入って漸次近代工業の発達を見ている。しかし人口は概して冲積平野に密集し、山岳地帯はそれと対照的に稀薄となっている。

従来戦略と人口との関連は、いわゆる「人的資源」としての概念にはほぼ限られたのであるが、現代戦において思想、信仰、経済、政治および社会などの諸要素が戦争手段として重要な役割を演ずるにおよんで、もはや「人的資源」というような狭い概念だけでは取り扱えないことは明かである。

さて東南アジア(英領地域を含む)の総人口は、実に六億四千三百万を越え、アジア全体の四三%、世界総人口の二四%に達する。その人口密度は東南アジア全体としては一平方キロ当り七十六・六人(はフランス本國の密度に近い)で、ウェトナムの密度が地域全体の平均値となっている。またこれを大陸側と島嶼側に分けると前者が八十四人(オーストラリアの密度に相当する)、後者は五十六人(スペインの密度に相当)である。

さらに東南アジアは、その人種言語および宗教の交錯によって、極めて複雑な様相を呈している。すなわちインドシナ、タイ、ビルマなどの大陸諸國はモンゴル族で仏教(一部は儒教)を信ずるも

が多く、東バキスタン以西はインド・ヨーロッパ系の種族とドラヴィダ族で、宗教はヒンズー教が多数を占め、一部に回教が入っている。フィリピン、インドネシアおよびマライ半島はマライ族から成り、宗教は回教が圧倒的であるが、ただフィリピンではキリスト新教が信ぜられてゐる。

言語については、マライ族はオーストロネシア語系に属し、マライ半島の一部をのぞく大陸側ではシナ・チベット語、南アジア語、インド・ヨーロッパ語およびドラヴィダ語の四つの系統の流れをくんでいる。

東南アジアにおけるこのような人種、言語、信仰の複雑性は、勢いこの地域における政治、経済ならびに国民生活にいろいろな相違をきたしているが、これを戦略問題と関連して考慮する場合、自然的環境のように一律に取り扱うことを許さないのである。この点については、英帝国が十七世紀中葉以後インド帝国の支配権をにぎるにあたって、人種、宗教、言語および土着王侯の利害の矛盾を利用するかのアングロサクソン得意の「分割支配」戦略（Divide & impera — Divide and rule）を応用した先例がある。もちろん今日の情勢は十七、八世紀のそれと根本的に異なるものがあるが、米ソ二大勢力を中核とする自由、共産両陣営の激突にあたって、依然として中立地域あるいは敵勢力圏の弱点に乗じて分割、支配の戦略が適用されつつある点においては少しも変っていない。

ところで東南アジアのいわゆる「人的資源」を考察するに、その労働力率を三五%（註）とすれば実に二億二千五百万の労働力人口

（男女合計）が得られ、また戦時動員可能率を六%（第二次大戦中アメリカのピークは七・七%）と見なせば三千八百六十万もの動員が期待できるわけで、この数字は第二次大戦中におけるソ連の最高動員数の三倍強、わが日本のその約六倍にあたる。しかし右の計算は観念的であつて、もし自由、中立および共産の三陣営に細分して見なおすときは次表のとおりとなる。

東南アジアの人的資源

（単位千人）

総人口		推定労働力人口	動員可能人口
自由諸国	一四四、四五二	五〇、五五八	八、六六七
共産側	一三、四六〇	四、七一一	八〇八
中立諸国	四八五、一八三	一六九、八一四	二九、一一一

（備考） 本表の推定労働力人口は労働力率を三五%として、また動員可能人口は動員可能率を六%としてそれぞれ算出した。

右表において自由、共産両陣営を合せても、労働力人口、動員可能人口ともに中立圏の三分の一にすぎず、この点からも、中立圏の動向こそは、東南アジアの将来を大きく左右するカギとなることが明らかである。

東南アジア諸国の人口増加率は区々であるが、各種の資料を基礎とすればおよそ次のとおりで、これらの増加率を一九五三年現在における各国人口を係数化したものに乘じて東南アジア全体の平均値を求めると一・四%となる。

東南アジア各国の人口増加率

フィリピン	一・九%
インドシナ三国	一・七%
タイ	一・九%
ビルマ	二・四
インドネシア	二・七%
インド	一・二
バキスタン	一・五%
セイロン	一・二五%
マライ連邦	一・五%
	二・七%
	一・八八%

いまこの平均増加率にもとづいて計算すると、一九六〇年までには約一二%の人口増となり、したがって地域内の総人口は七億二千万前後にのぼるものと推定される。この数字は、現在のヨーロッパ（ソ連を含む）全体を一億以上も上回る歴大な人口を抱擁することを意味する。

人口の絶対数とその増加率は政治的、軍事的に重要な意義をもつものであるばかりでなく、経済的にも軽視できないものであるが、この点については第七節において補足することにしよう。

（註）昭和二十九年度の日本の労働人口は、総人口の四五%——第一、二次産業の合計では二九・九%——であるが南方の気候、労働意欲、産業事情などに照して、三五%と仮定した。

第四節 東南アジアの戦略資源

太平洋戦争勃頭の第一段作戦における日本の南方攻略が東インド諸島を対象とする「資源作戦」であったことは、今日既に周知の事実である。米、英両国もまた、単に政治情勢上の要請からばかりでなく、その経済的価値、さらに端的に言えば、戦略資源の供給地として東南アジアを重視していたことは争うことができない。一九四一年九月十一日付のマーシャル参謀謀略長、スターク作戦部長共同署名の対日戦略「H」項には「合衆国とその同盟国によるフィリピンマライ、關領東インド、オーストラリア、ビルマおよび中国の保持は連大な影響をもつてあるう……」と示るされており、またスチムソン米陸軍長官の四一年十一月二十八日の日記は「もし日本がクラ地帯を占領したら、英軍はきつと戦うに違いないという見解に一致した。そしてもし英軍が戦ったら、われわれも戦わなければならぬ」ということに意見が一致した」と記録している、このようにアメリカ政府首脳は東南アジアに対する日本の軍行行動に集中して、真珠湾にむかって殺到しつつある日本艦隊を見おとしたことは、同地域の政治的、経済的、戦略的価値を裏書きするものである。

現代戦においていわゆる「戦略物資」の先端に立つものはいくまでもなく石油である。しかるに石油の埋蔵が地域的に偏在しているため、石油をめぐる国際競争はあらゆる方面にわたって激烈をき

わめている。現在、東南アジアの石油生産量は

インドネシア（一九五四年）

七、七三〇万バレル

ブルネイ（北ボルネオ、一九五四年）

三、六四〇万バレル

と、両者を合せて世界総生産高の二・二％にすぎず、埋蔵量も世界全体の三・四％と見積られているにすぎない。しかし東南アジアの石油は将来同地域の産業開発の動力資源として重大な意義をもつばかりでなく、その質の優秀性を高く評価されている。すなわちスマトラのジャンビ、ボルネオのタラカン、スマトラなどの油田は原油量が豊富である上に、油質の良好な点においてその名を知られている。

石油のほか動力資源として石炭があり、その生産額は年々飛躍的に向上していることは次の数字に照して明かである。

東南アジア石炭生産高の推移

（単位万トン）

国名	一九五一年	五二	五三	五四
インド	三、四八六	三、六八〇	三、六四二	三、七四〇
インドネシア	八六・八	九六・八	八九・八	
インドシナ	六三・八	八五・九	八三・六	
バキスタン	五一・六	六〇・〇	五八・八	
マライ連邦	三八・九			

（備考）同地域の石炭埋蔵量は、

インド 二一六・〇六億トン（世界総埋蔵量の〇・四％）
 インドシナ 一一・二五億トン
 インドネシア 六・六六億トン

と推定されている。

現在のところこの地域の石炭生産高は世界的水準から見ると、決して豊かとはいえないが、城内の工業が遅れている関係から石炭供給源として軽視できない地位を占め、インドのときは五二年度に二百七十三万トンの石炭を輸出している。

軍需工業の中核となるものはいうまでもなく鉄鋼の生産である。その原料たる鉄鉱石の産出額は、これを欧米の大生産地域にくらべることが無理であるが、インド、マライ、フィリピンなどの将来には大きな発展の余地が残されている。

東南アジア鉄鉱石生産高の推移

（単位万トン）

国名	一九五〇年	五一年	五二年	五三年
インド	三〇三	三五七	三九七	三六〇
マライ	五一	八五	一〇九	一〇八
フィリピン	六〇	八九	一一七	一〇二

なおこのほか城内のマンガン鉱、ボーキサイト、錫、タングステン鉱およびクロム鉱などの稀金属資源はきわめて貴重な戦時物資として世界の注視を集めている。さらに高温多湿地域の特殊ともいえるべき米、ゴム、黄麻、油実などの農産資源の豊かなことは、ここに改めて説明を要しないほど、一般の常識となっている。

東南アジアの米産額は、八千六百万トンないし八千八百万トン（収量）に達し、世界総産額の五一％前後を占めている。その輸出力は一九五二年度は世界総輸出量の六五％にあたり、また五三

年度の輸出量は前年よりやや減少したが、それでも世界全体の六六%を占めたほどである。ところで輸入国としては日本、インド、インドネシア、マライ連邦、セイロンおよび香港など、地域内の諸国が多い。米穀が、アジアの主要食料資源として、国民生活の安定、治安の良否と直接につながるものである点、その輸出国としてのタイ、ビルマ、インドシナが自出、共産いずれの勢力圏におちるかは、戦略上最も重大な問題となる。ただしアジアに対する食糧の供給を制することは、直ちにアジアの民心を惑乱させる有力な攻撃兵器となるからである。

東南アジア農・鉱資源生産高

品目	インド	インドネシア	ビルマ	セイロン	インド	マライ連邦	タイ	フィリピン	パキスタン
米	一九五二年 三、五九八・八 五三年 四、一〇八・〇 五四年 一、二六八・一	九六六・三 一、〇八二・〇	五八一・四 五七九・六 五九〇・八	四八・二	四六〇・四 ※四六六・六 ※三八七・七	七一・一 六六・二	六六〇・二 八二二・九 七七〇・〇	三二四・四 三二二・六 ※三二四・四	二四・一・六 三九四・四 二九〇・〇
石灰	五二年 三、六八〇 五三年 三、六四二 五四年 三、七四〇	九六八 八九八			八五九 八三六	(一九五二年) 三八九			六〇〇 五八八
錫精鉱	五二年 三、五〇三 五三年 三、四〇〇 五四年 三、四〇〇	一、一〇三 ※	九六〇		五六、八三八 五六、二五五 五六、二五五	九、四七九 一、二四			

東南アジア天然ゴム生産は、鉱物における錫の場合とおなじく、ほとんど独占的な地位を占め、一九五三年度は世界総産額の九三%、五四年度は九五%を生産している。
油脂類については、コブラの生産は世界の六五%（一九五二年）から四七%（五三年）、パーム油の輸出量は一九%（五二年）から二〇%（五三年）となっており、ジュートの生産もインドとパキスタンだけで世界の六七%（五三年）を占めている。このことから、東南アジアがいかに資源にめぐまれており、戦略物資の生産地帯として特別の価値をもっているかを知ることができる。

鉄鉱石	五四年 三六、五〇〇 五二年 三九七 五三年 三六〇 五四年 四〇〇	六四・二 三四・四			六、七〇一・〇〇〇 一〇九 一〇八	一〇二		
ボーキサイト	五二年 六・八 五三年 六・八				(五二年) 二・二 (五三年) 一五・五			
クローム鉄	五二年 〇・七七 五三年 〇・七七						二二・三五 二〇・一一 二〇・六一	〇・八七 〇・八六
鉛	五二年 〇・一〇 五三年 〇・一三 五四年 〇・一三	万シット・トン						
塩	五二年 二六八・四 五三年 二八〇・〇 五四年 二八〇・〇	万トン	四八・一 三二・三		九・四 一三・三			

輸入国		輸 入 量		タ イ		ビ ル マ		イ ン ド シ ナ		バ キ ス タ ン		合 計
一 九 五 二	一 九 五 三	一 九 五 二	一 九 五 三	一 九 五 二	一 九 五 三	一 九 五 二	一 九 五 三	一 九 五 二	一 九 五 三	一 九 五 二	一 九 五 三	
イ ン ド	七〇・四	二二・一										
イ ン ド ネ シ ア	六三・〇	三三・〇	一四一・三	一三四・二								

東南アジアの白米輸出入

[illegible]

原 油	五二年 五三年 五四年	四四二・九 四八〇・一 ……	六、一七二・六 七、四三二・六 七、七三〇・〇	万バレル 万バレル	インド、パキ スタン合計
マンガン鉱	五二年 五一年 五二年	六〇・一 六一・一 ……	三・六 四・九 ……	万トン 万トン	
タンクステン鉱 (W ₆₀ 含有量)	五一年 五二年 五三年	…… …… ……	…… …… ……	…… …… ……	
燐鉱石	五二年 五一年	…… ……	…… ……	…… ……	
※					
	四九五	五四二	九八八	トン	
(英領 ホルネオ)	三、八五二・〇 三、六七七・三 三、六四〇・〇	万バレル			
(マク スリス島)	二九・〇 三三・〇	万トン			
(ナウル島)	九五・二 一〇六・二	万トン			
(マ ンシー島)	二二・〇 二六・八	万トン			
(バラオ島)	一四・四 九・八	万トン			
(仏領オセア ニア諸島)	二二・八 二二・四	万トン			
※					
	一、〇五八	八七三	トン		
	二、二五〇				

五	ニッケル鉱	一五〇、〇〇〇
六	マンガン鉱	五〇、〇〇〇
七	ウォルフラム	一、〇〇〇
八	屑鉄	一〇〇、〇〇〇
九	クローム鉄鉄	五、〇〇〇
一〇	工業塩	一〇〇、〇〇〇
一一	ヒマシ油	四、〇〇〇
一二	キナ皮	六〇〇
一三	モリブデン	一、〇〇〇

右に對し閣印政府は、多少の留保^レ條件をつけたが大体において日本の要求を承認した。しかるに米、英側の反対工作によつて、石油購入交渉も日蘭交渉もともに失敗に終つたのである。(當時イギリス系ロイヤル・ダッチ・シェル社は蘭印全産油量の約七四%を支配し、アメリカ系コロンビア社は残りの二六%を支配していた。)

歐洲方面の戦況の激化と、日本をめぐる國際情勢の緊迫化に對^レ應して、一九四〇年下半期以降、日本政府は六億六千万圓の「特別緊急輸入」によつて主要物資の備蓄をはかることとなつた。ところが翌年六月の独ソ開戦によつて、これら兩國に期待した分は断念を余儀なくされ、結局軍隊の威力のおよぶ滿洲、中国、インドシナ、タイからの生産物以外はかねて貯藏していた物資に依存せざるをえなくなつた。すなわち當時の日本としてはかねての「膨脹政策」の余波をうけて、平和的發展に要する主要物資を平和的交渉によつて獲得することは全く期待できなくなつたのである。かくて武力政策による重要物資獲得のためにいっそう多量の重要戰略物

資を確保することが必要となり、しかもその確保は前述のごとく現実に軍隊の威力のおよぶ地域に限られるという矛盾に直面した。特にインドシナとタイに期待した約一千万石の米の輸入が、米英の圧迫によつて、石油、屑鉄、工作機械などに次いで阻止されてからは「ビルマ公路」による援務物資の補給のような間接的な打撃とちがつて、直接わが国民生活の維持にとつてえられぬ苦痛となつた。これらがいまつて、仏印への進駐と南方作戦への焦燥気分をかりたてる結果となつたのである。

開戦直前の一九四一年(昭和十六年)十一月五日、企画院總裁が御前會議で述べたところによると、昭和十七年度年度において、もし仏印、タイからの米穀輸入が五〇%減のときは、米の供給は代用食を考へても七%減、輸入七五%減のときは九%減と見込まれた。(計画、台湾から約三百十萬石、朝鮮から約六百二十八萬石、タイから約三百萬石、仏印から約七百萬石輸入予定)

また開戦によつて短期間に關領諸地域の占領が實現した場合、重要物資の入手期待量はおよそ次のとおりであつた。

(企画院總裁説明)

關領諸地域からの重要物資期待量(月平均、単位トン)	
一 ニッケル鉱(一六年度物動月平均の六二%)	六、〇〇〇
二 錫(同右一四四%)	一、二〇〇
三 ポークサイト(同右四二%)	一七、〇〇〇
四 生ゴム(同右四〇%)	一七、〇〇〇
五 カッサバルト、糖蜜	五、〇〇〇

六	コブラ、バーム油	一三、〇〇〇
七	サイザル	三、〇〇〇
八	トーモロコシ	二〇、〇〇〇
九	工 業 塩	七、〇〇〇
一〇	砂 糖 (同右二五%)	二〇、〇〇〇
一一	石 油	八五〇、〇〇〇
	第一年度	二、六〇〇、〇〇〇
	第二年度	五、三〇〇、〇〇〇
	第三年度	五、三〇〇、〇〇〇

右の数字のうち石油については当時全国保有航空ガソリンの六〇%、精製石油の八八%をにぎっていた海軍が最も関心をいだいていたところで、その計算では第一年度三十三万軒、第二年度二百四十四万軒、第三年度四百七十七万軒となっている。いずれにせよ東南アジアの戦略物資は、日本が連合国の経済圧迫を突破するため、その興亡を賭けて入手をはかった対象であった。

原料資源の大部分を輸入にたよりながら、よく大戦の危機を克服したイギリスの経験は最も教訓に富むと同時に、重要物資をめぐる戦略的要求をよく物語るものである。

一九三六年までの歐洲の情勢は再軍備の初期段階にあったが、当時の「原料確保計画」としては非常事態の通告によって、開戦後不足する原料物資を「緊急購入」とするという構想であった。

(一九三二年に設けられた The Principal Supply Officers' Committee - P. S. O. C. -) Anticipatory Purchases Sub-Committee があって緊急購買計画を立てた。その後、一旦戦時に突入すれば、戦時生産に要する原料の所要量は到底それまで予想された

程度でないととして、一九三六年、戦略物資の備蓄方針に大きな変更が加えられた。この新方針は同年六月国防委員会の承認するところとなり、一年以内に原料備蓄の強化に着手されることとなった。しかし三八年十月まではこれらの措置も厳密に戦略物資の範囲に限られ、それも国内貯蔵の貧弱な種類にとどめられた。ところがいよいよ戦争の危機が切迫するにおよんで問題は深刻となり、三九年六月遂に船腹ならびに外貨の節約によって一位ポンドの食糧および原料を緊急購買することが提案された。商務省の反対があったが、結局政府は翌七月末

米	一五〇、〇〇〇
鉄 鉱 石	一〇〇、〇〇〇
坑 木	一〇〇、〇〇〇
銅 鉱 石	一〇〇、〇〇〇
麻 (hemp)	四〇、〇〇〇
	一七、〇〇〇

の入手を決めた。しかしこの購買計画は時機がおそすぎたため、開戦までに完了しなかった。ただボーキサイト、亜鉛、羊毛、亜麻 (Flax)、生ゴムは、数年来の措置によって、九月三日の開戦当時において大体戦時六カ月の所要量を保有することができた。

右の海外物資購入とならんで重要なのは、英帝国内の海外地域からの原料買付である。この問題は既に早くから研究、討議されたが具体的対策がとられたのは、前記 P. S. O. C. が「英帝國會議」に対して、カナダとの間にボーキサイトおよびアルミの戦い供給に

関する協定を結ぶよう提案した一九三七年からであった。はじめ「英帝国会議」は戦時における約束を承諾しなかったが、三八年七月に至り「国防委員会」が右の提案を取りあげ、商務省は帝国各地域との間にまず鉛、亜鉛および羊毛の大量買付の交渉を始めた。しかしいよいよ大戦が突発してみると、四一年三月ごろまでの原料輸入実績は、開戦時までの樂觀の見通しの年額二千四百万トンを上回りに下回る年額千五百〇千九万トンにすぎなかった。特に戦時生産がまさに全幅活動に移ろうとしている際、鋼塊、木材および鉛の供給は開戦初期の所要量にも達しなかったのである。このような窮状にかんがみ、一九四一年三月十一日、アメリカ政府はレンド・リース法を制定するにいたった。大戦五年を通じ英帝国は、本法に基づいて総額三百億七千三百万ドルにのぼるアメリカ援助を受け、船腹、弾薬、サーヴィスを除いた諸物資だけでも九十一億ドルという巨額に達している。

一九四一年十二月、真珠湾の攻撃をもって始った日本の参戦は、それまでのイギリスの「原料補給計画」を全くの危機に追いこんだ。日本の参戦と南方地域の占領によって、世界生ゴム供給の九〇%、錫の六〇%および麻の大量を生産するマライ、蘭領東インドならびにその隣接地域の重要物資を失う破目となり、またフィリピンのマニラ麻、その他諸地域のタングステン、クロム、アンチモニーおよび硬材などの入手が運合圍にとって不可能となった。アメリカ自身の軍備大拡張の關係もあって特に深刻となったのは鋼および非鉄金属の欠乏で、その危機は四三年に至るまで緩和されなかつたのである。(M. M. Postan, British War Production, 1952, Her Majesty's Stationery Office)

実際の統計に照して見るとき、極めて明瞭にその間の切迫した事情を推察することができる。すなわち一九四一年度における英連合王国の原料輸入高は

		(トン)
硬質材	三六五、〇〇〇	
軟質材	一二五三、〇〇〇	
坑木	一八九、〇〇〇	
アルミニウム	一三八、〇〇〇	
鋼	四五一、〇〇〇	
鉛	一三九、〇〇〇	
亜鉛	四一二、〇〇〇	
錫	四一、〇〇〇	
ボーキサイト (四一年度に対し)	五五	(%)
錫および錫鉱	六七	
タングステン	六〇	
亜鉛および亜鉛鉱	七〇	
軟質材	六〇	
硬質材	八四	
坑木	一五	
ヘンパ	八七	
原油	六〇	
植物油	九四	

(前二表より) W. K. Hancock and M. M. Gowing, British War Economy, The Central Statistical Office, Statistical Digest of the War, 1940.)

ところであらゆる資源に恵まれたアメリカには、戦時物資に対する偏みは存在しなかったかといえ、決してそうではない。むしろ英連邦に比べてその程度は著しく軽少であったが、戦時動員にのみ深刻な困難を克服しなければならなかった。

軍需品生産者および国防機関への戦時物資ならびに不足資材の配給問題はいくたの政府行政措置の主題となったが、一九四〇年六月、陸・海軍軍需会議 (ANMB) は、欠乏を告げつつある物資の陸・海軍の間における配給順位を定めるため、委員会を設けなければならなかった。四一年一月に至り大統領は「生産管理局」(OPM) を創設して、一年後に「戦時生産会議」(War Production Board) がその任務を引つぐまで、配給順位、配給量、保存蓄積法の研究など防衛生産の全分野を指揮させたのである。

一九四一年初までに既に陸軍兵站部 (QMC) の調達計画は、アルミニウム、銅、ニッケル、青銅および不銹鋼のような金属の不足に苦しめられた。

防衛計画の進歩につれてまず最初に不足を告げたのは、前記の諸金属であった。アルミは米国内の唯一の工場で生産され、しかもその原料であるボーキサイトの大部分が輸入に依存していたため航空機使用量の激増にともない容易ならぬ隘路となつてきた。鉄

合金用のニッケル、クローム、マンガン、タングステンおよびこれに類する希金属もまた防衛計画の出発点から大いに不足したので、既に一九四一年六月重要欠乏金属のリストに掲げられたほどである。ニッケルの大量はカナダから供給を受けたが、不銹鋼の主役となるクロームは南アフリカ、トルコおよび南西太平洋諸島に仰がなければならなかった。工作機械の製作に欠くことのできないタングステンは主として中国から運んだが、これは、対日関係から輸送上の困難が加わり、一時防衛生産にまで影響をおよぼした。マンガンは、多量のストックを擁していたにもかかわらず、大部分海外輸入に頼る金属であつたので、他の希金属ほどではなかったが重要欠乏金属の一つであつた。合金の不足が激しくなるに因つて、再三兵站總監の指定項目に対する検討がくり返され、ニッケルに代用する三十八項目が新たに設けられ、また六百六十万トンの不銹鋼の金具を集めて約五万封度のニッケルを回収したほどである。

一九三七年のアメリカ国内の銅生産量は八四・二万トンでいかなる需要にも応じえられるように予想されたのであるが、四〇年から軍備拡張が始められ、国内の需要も躍増して四一年には南米からの輸入五十万トンを加えてもなお足らず、四二年度の需要は二百五十万トンと予想されたほど急速に膨脹した。軍需もそれまで供給不足を訴えられた金属ではなかったが、既に四一年二月には、陸軍次官通達によつて各補給部隊に消費量の節約が命ぜられた。太平洋戦争となつて日本の占領地域が南にのびるにしたがい、東南アジアの錫生産地帯から遮断されたことは、アメリカの軍需生産にとって容易な

らぬ痛手であった。このため陸軍兵站部はブラック・ブレート・ガラスまたはファイバー容器による食糧包装の代用促進を指令したほどである。しかし赤金属の大半は一九四三年末になって大体危機を脱してアルミ、真鍮、青銅、クロームおよび不銹鋼など陸海軍の需要をみたす域に達することができた。

戦時中を通じて不足を増した非金屬物資のなかで、最も致命的なのはゴムであった。しかし調達計画のころまでは国内におけるゴムの保有量が豊富であつたうえに「不落要需シンガポール」の伝説はひろくアメリカ国民の上下に受け入れられた神話であつた。したがつて一九四〇年まで逐次天然ゴム貯蔵の手段はとられたが、適切な「緊急補給法」が確立されたわけではなかつた。四一年八月、ゴムは「モスト・クリチカル」な原料として登録され、兵站總監は各部隊に対して極度にその使用量を節約するよう命令したが四二年一月、日本の東南アジア占領がまさに閣領インドにおよぶ見透しとなつたので、右の規制はいっそう強化されることになつた。陸軍兵站部における天然ゴム需要の七三%までは、タイヤ、チャーブその他の部品として自動車に要するものであつた。日本の占領が長びき、来るべき数年間は新たに天然ゴムを輸入する望みが少くなつたので、その消費規制はよりきびしいものとなつた。ところが四二年夏、南西太平洋方面のジャングル作戦用の特殊服や、携帶品の新品目が兵站部調達の責任に加えられるにいたつた。これらの品目にはゴムの使用をさらに一層拡大するものが多かつたが、これらの需要には緊急優先が認められたため、ゴム消費量を顧みない

とまがなかつたほどである。したがつて、人造ゴムの生産拡張によつて事態はしだいに緩和されたが、ゴム節約の急務はその後も長くつづかねばならなかつた。

索具用纖維、すなわちヘンブ、サイザル、シュートなどは、陸海軍用として、大量に輸入された原料であつた。シュートは、インドからの輸入に依存してきたが、一九四一年から配給の困難のため、国産綿布によつて代用するはかばかになつた。またフィリピン産のマニラ麻は、輸入が杜絶した上に、海軍の需要を維持する必要から陸軍の消費を停止する処置をとらなければならなかつた。サイザルの最上品はジャワおよび東アフリカ産であつたが、これまた入手の困難に直面し、メキシコ産または綿製ロープをもつて代用するはかばかになつた。大部分日本から輸入されていた絹は陸海軍ともに相當の需要をもつ戦略物資であつたが、開戦の際にはむろん輸入の杜絶することは明かで、既に開戦前の調達計画のころからその対策が考慮された。空軍では、四二年夏からパラシュート用原料として、嚴重な簡省の方法を講じていた。その後四二年なかごろからレイヨンの代用が着々成功を収めたので、絹の供給不足に伴う危機はようやくこれを避けることができた。その他多くの戦略物資の調達に因してアフリカの直面した困難は、決して一般に想像されるほど安易なものではなかつた。(Office of the Chief of Military History, Department of the Army, The Technical Services, The Quartermaster Corps: Organization, Supply and Services, Volume 1)

戦略物資の備蓄に関しては、アメリカといえども全く準備なしで戦争にのぞんだわけではなく、開戦直前の一九三九年「戦略物資備蓄に関する法律」(Strategic Material Act)を定めていたのである。しかしそれが効果をあげず、大戦中に原料、資材の不足に悩まされた経緯から、終戦後四六年に「戦略的緊急物資備蓄法」(Strategic and Critical Materials Stock-Piling Act)を制定して、来るべき非常事態にそなえることになった。その後米ソの対立はようやく険悪を加え、特にソ連が四九年に原爆をもち、五三年には水爆まで保有することが明かとなってから、ますます戦略物資の貯蔵を急ぎ、五四年三月には右の「貯蔵計画」を更に拡大する旨発表したのである。五四年六月末の主要物資の備蓄は既に次表のような状況に達している。

品目	購入貯蔵量	目 標 量
	(ネット・トン)	(ネット・トン)
マンガン	八、六九三、四四〇	四一、四四〇、〇〇〇
タングステン	九八五、二九五	三、〇〇〇、〇〇〇
クローム	七一、九九六	二二四、〇〇〇
雲 母	三、四一三	二五、〇〇〇
コロンビウム	二、三三三	七、五〇〇
タンクラム	二九五	一、五〇〇
石 綿		

右の貯蔵計画拡大の程度は明かでないが、従来の目標六十八億ドルに対し、さらに十四億二十八億ドルを追加したものと推測されている。この計画によって、次の大戦が突発した場合五カ年間の需要に応じ得られるように準備し、また国内ならびに隣接諸国の資源の開発を計る方針である。また鉛、亜鉛などの国内鉱山は市況の悪化によって相当痛手を受けているので、その救済策も本計画に含まれている。

アメリカの自給困難な戦略物資はおよそ次のとおりである。

世界総生産高に占めるアメリカ国内生産の割合 (一九四九年・%)

錫	〇
天然ゴム	〇
クローム鉱	〇・五以下
ニッケル	一
アンチモン	三
マンガン鉱	三
石 綿	四
タングステン鉱	一四
ボーキサイト	二六
鉛	二六
亜 鉛	三〇
銅	三一
雲 母	四八

なおアメリカ国内産業の発展によって、たとえ第三次大戦を迎えなくても、一九六〇―七五年までに銅は消費量の二八%、鉛は三四%、亜鉛二〇%、アルミ五四%、マンガン七五%、クローム一一六%、モリブデン一八三%、タングステン一九七%の消費増加が予測されている。(U. S. News & World Report, 1955) そうです。

戦略物資の確保に対する要求は将来ますます切実なものとなるであらう。

なお原子力利用の拡大にともなつて、ウランニウム、チタニウム、カドミニウム、コバルト、ベリリウムなどの原料については真剣な確保対策がすすめられている。

アメリカ重要戦略物資貯蔵実績の推移(単位億ドル)

一九四九年末	一八
五〇年末	二五
五一年末	三四
五二年末	四〇
五三年末	四二

アメリカの戦略物資貯蔵目標はたびたび引上げられて、五三年末には六十八億ドルとなつたから、大体目標額の六二%が実現している計算である。その後五四年三月、貯蔵目標(三五ないし四〇品目を含む)を更に十四億二十八億ドルだけ増加する旨発表されたことは前述したとおりである。

つぎにソ連の重要戦略物資確保に関する詳しい状況は明かでないが、アメリカに劣らず周密かつ強力な政策が推進されていることはほとんど疑いを容れない。まずその動力資源の首位を占める石油については、一九四八年の原油生産高二千九百十万吨から五三年には五千二百五十万吨に増増している。またソ連圏全体としては、四八年三千五百二十万吨、五〇年四千五百七十九万吨、五二年六千万トン、五三年六千五百八十三万吨と漸増をたどり、ソ連、ルーマニア両国の五五年度生産目標は八千万トンに定められたとい

う。(Petroleum Press Service) 右のことは、五二年いらいソ連圏が石油の輸出に乗りだし、五三年度には約二百万トンをつインランド、アルゼンチン、フランスおよびイタリーなどに売りわたした事実と相まって、石油の自給体制が実現したことを裏づけるものといえよう。その反面、ソ連の輸入品目を検討すれば、天然ゴム、棉花、麻類など主として熱帯資源を自給することができず、その確保に苦心していることがうかがわれるのである。五四年度における天然ゴムの世界生産百七十万五千トンに対し消費は百六十八万トンで供給過剰となつた形であるが、実際はアメリカの貯蔵予定三万トンのほかソ連および中共の輸入気構えによつて、市況の軟化が交えられたほどである。それにもとど、ソ連圏のゴム需要は年間十五二十万トンと推定され、その四分の一程度を輸入に依存している事情からも、最近共産陣営が東南アジア特にその中立諸国に対して活潑に働きかけている理由をうかがうことができる。

第六節 戦略目標としての食糧物資

戦略物資は各国共通の工業原料である本質からして、その影響は世界的であるといふことができる。これに反して食糧物資の需要は東西の食生活の相違によつて制約されるもので東南アジアの米は主としてアジア民族の消費する主食である。したがつてその需給の範囲は主にアジアを対象としているとはいへ、これが流通、交易の順逆は、直接消費地域の死活にかかわるところとなり、政治、経済

の面ばかりでなく、戦略的にも最も鋭敏な目標となることは既に述べたとおりである。生産額だけから見ると中国、バキスタンおよび日本がアジアにおける主要な生産国であるが、いずれも国内消費にこと欠くほどで、バキスタンが少量を海外に出すほか全く輸出余力をもたない。しかるにタイ、ビルマおよびインドシナ三國はその産額こそわが國の半ばにもおよばないが、その輸出量は世界總輸出の六五・六六%を占めており、日本を初めインド、インドネシア、マライ、セイロン、香港などは絶てその供給によって食糧の需給を調節している。

右の事実を前提とし、これら米生産諸國が仮りに共産勢力に握られた暁を想像するとき、日本をはじめ東南アジアの米輸入國は絶てその穀倉を押えられる形となることは容易に推察できるところである。しかも近い將來の問題として、中共の工業化がますます發展すれば、これら南方地域の重要物資はソヴィエトおよび中共としても大いに必要とする原料ばかりであるから、一方で原料物資を購入しつつ他方で穀倉を押える「浸透作戦」は、西欧側にとってまことに危険な性質のものであることを認識しなければならない。

食糧政策について最も綿密かつ徹底した計画をたてたのは英連邦で、それは太平洋戦争中の日本政府の無計画、無方針なやりかたと全く対照的なものであったにもかかわらず、実に多くの困難を経験しなければならなかった。

「非常時食糧管理対策」が、英帝國國防委員会に提出され、その承認を得たのは、一九三三年二月のことであつた。その後三五年五月

には、商務省内に「戦時食糧供給委員会」が、また農務省内に「戦時食糧生産委員会」がそれぞれ設置されたのである。一九三五年、「エチオピア戦争」が起り、翌三六年にはライン地帯の再武装がヒットラー政権によって強行されるに至り、右の各委員会はそれまでの理論的活動から現実的緊急問題の処理に乗りだす必要に迫られた。三六年三月の「國防調整相」の任命は、食糧問題について閣僚が日々特別の関心を私わなければならなくなった一つの証拠でもある。そして同年四月には帝國國防委員会に「戦時食糧供給分科会」が新設されたが、そこでは食糧物資の貯蔵、配給などの具体策が立案され、國防計画中の食糧部門としてその対策が採用されたのであつた。しかし計画された対策の実行は決して容易なことではなく、國防調整相は三六年十二月、三七年二月および七月の三回にわたり、予備食糧の準備について相當思い切った処置をとるよう提案したが、閣議の容れるところとならなかった。そこで同相は提案を緩和して、単に鯨油十万吨、砂糖十五万吨、および小麦四十万吨計千〇千二百万ポンドの購入を計画したが、この案さえその実現は「ミュンヘン会議」の後になつてしまった。一九三八年夏のミュンヘン危機のころ、ドイツ政府が機先を制して約十万吨の鯨油を買付け、更に十五万吨の予約を結ぶにいたり、イギリス政府は初めて事態の急迫を悟つて、真剣に食糧の戦略予備を整えにかつたのであつた。

一九三八年初めの食糧省の予想では、戦争第一年の海外輸入量は、海没と延滞を二五%と假定して、年間千五百万トンでそこそこ

見られ、一九一八年の状態よりやや良好なカロリーの供給ができる見通しであった。ところが右の二五％の見込みや国内生産の予想に少からぬ誤差があらわれた。さらに船腹の配置、稼航率などについても、三九年八月、船団護送などの警戒法が紹介されるまで正確な予測は不可能であった。海軍省からの通告によって、開戦時一、二週間船舶の大西洋航行が停止する旨食糧省が承知したときは既に時機が遅く、カナダ小麦の買付け決定前に大戦が起つてしまった。このような状況から、イギリス政府は時局に対応する海上輸送と輸入管理の完全な機構を用意しないまま、戦いのそんだのである。

開戦時英國の管理下にあった船舶（六千六百重載トン以上）は千八百七十一万トンで、そのうち海外との貨物輸送にあたつた船腹は千四百八十万トンであったが、海、陸軍の需用の増加と沈没、海難事故のため、戦後一年の食糧輸入実績は戦前に予想された年間千五百万トンの最低線に接近してきた。そこで四〇年十月食糧相が「戦時内閣」に対し配船の増加を要求するにおよんで、戦時内閣は第二年度の総輸入三千五百万トンのうち千五百四十二万トンの食糧輸入の可能性およびその内容などについて再検討を命じた。しかし戦局の現実意外にきびしく、四一年度の食糧省関係輸入額は千四百六十五万余トンを維持することができたが、四二年度には千六十一万トンにさがり、四三年四月以降やや形勢は緩和したもの、なお年間千百五十三万トンを越えることはできなかった。イギリスは、四一年三月からアメリカの「レンド・リース法」にもとづく食糧ならびに軍需品の援助によって、幸うじてその危機を救われたが、な

お同年八月には小麦粉の保有は最少限の十三週間分を割つて十一、五週間に落ちたのである。幸いにして、五月以降十二月までにイギリスに届いた「レンド・リース」による食糧品は百万トンを越え、そのなかにはコンデンス・ミルク十五万トン、ラード約十萬トン、ベーコンおよび乾燥豆のおの八万トン、乾果物七万トン、肉類、チーズ、魚肉缶詰計十一・六万トンを含んでいた。イギリスが「レンド・リース」によって受けとつた食糧物資は、左表に示すとおり、実に六百十九万四千トンの巨額に達したのである。

一九四一年（四～十二月）	一、〇七三
一九四二年	一、四二七
一九四三年	一、七〇五
一九四四年	一、二八〇
一九四五年（九月まで）	七〇九

（出所 The Central Statistical Office, Statistical Digest of the War, Table 71, p. 27.）

第二次大戦中の英連邦は常に一千四百三十万ないし一千六百万九十万総トン（千六百総トン以上）の船腹を擁し、本国および植民地だけでも最低九百万総トンを下らなかつたが、それでもなお前述のような苦い経験をなめたのである。日本を初めアジア諸国は、食糧生産地である東南アジアと距離的には接近していても、その輸送力の貧弱なことをあわせ考えるとき、極めて少數の航空機または潜水艦による「輸送破壊戦」でも、まことに容易ならぬ脅威となることは確かである。このことは既に太平洋戦争においてわれわれが具さに体験したところであるが、のどもとすぐれば熱さを忘れるのならわ

しにもれず、戦後は「食糧特別会計」の不足をやり繰りする当座だ
け食糧政策が話題にのぼるありきである。将来もし東南アジアの
主要穀産地帯が政治的に、あるいは軍事的に共産勢力に制圧され
た場合、その波及するところはけだし思いなかにすぎるものがある
ろう。しかもそのばあい重要なことは、前述のごとく、インド、セ
イロン、マライ連邦、インドネシア、香港などの地域内諸国がいず
れもタイ、ビルマ、インドシナ三国からの米輸入に依存しており、
したがってその影響はひろく東南アジア一般の糧穀を決定的に左右
するほど深刻であるという事実である。『食糧問題が本大戦の結果
を最終的に決定した。』とは第一次大戦に対するロイド・ジョージ
の批判であるが、太平洋戦争中のわが国の食糧事情のなじめさが、
いかに国民の志気を阻喪させ、輸送を遮断された第一線部隊の戦力
を低下させたかを回顧すれば、今次大戦を最終的に決定したものの
食糧問題であったといえるであろう。

東南アジア諸国の食糧輸入

(単位百万トン)

国名	年 度	米	穀物総輸入
インド	一九三四年平均	一八二、	二四八、
	一九三五年平均	一八二、	二四八、
	一九三六年平均	一八二、	二四八、
	一九三七年平均	一八二、	二四八、

第七節 西欧市場としての東南アジア

十七、八世紀いらい西欧先進国の植民地として、文化的にも経済
的にも近代化のおくれた東南アジア諸国は、第二次大戦後独立と
ともに、困難な社会改革と政治、経済の再建に努力している。そのば
あい当面の共通した問題となるのは、これら諸国がいずれも総人口
の過半数を超える農業人口を擁する原料および農産物供給国であり

香 港	ネ イ ン ド	マ ラ イ 連 邦	セ イ ロ ン
一九三四年平均 五五五〇年 五三二年	一九三四年平均 五五五〇年 五三二年	一九三四年平均 五五五〇年 五三二年	一九三四年平均 五五五〇年 五三二年
三二二一六 〇〇、四八〇	三六五三六 三三、〇〇〇	五五五四四 三三、九四八	四三三四五 一六、一五三
三二二一六 五、二一四	四九五七 九、四五七	七六六八 三、四二二	七六六八 〇、二八三

その反面において今日なお西欧工業国の半ば独占的な市場となっている事である。すなわち、東南アジア諸国の経済は、前述のごとく、シュート、ゴム、茶、綿花、米、錫など若干の特産商品の生産と輸出によって支えられ、したがって、これら商品の国際市況の変動に絶えず脅やかされているばかりでなく、その輸出入貿易とも結して四〇〜八〇%までが旧宗主国を中心とする西欧諸国の占めるところとなつてゐる。このようないわば植民地的経済構造を打開して、其の独立を完成するために、各国は経済開発計画を樹て、国連、コロンボ・プラン、アメリカ援助などに助けられながら、工業化と生産の多様化、近代化に努力を傾けてゐるわけである。

しかしながら、目下のところその発展は必ずしも満足すべき状態にはない。もともと地域内諸国の年間開発所要資金が、大まかにいって五十億ドルと見積られてゐるにも拘らず、人口一人当り国民所得は平均して六十五〜七十ドルという貧しさの故に、地域内の資本形成は年間二十億ドルにもおぼす、しかも外部資金は総額十億ドルに満たないからである。(国民所得を年間二%ずつ引上げるためには人口一人当り十ドル程度の資本形成を必要とするのに、地域の一人当り貯蓄は年間四〜五ドルにとどまつてゐる。)それになどえば最近の国際米価の低落、米輸出の不振によつて、ビルマその他の米生産国は、従来程度の開発計画さえその遂行が困難となつてきてゐる。

このような情勢に乗じて、ソ連圏が最近とみに東南アジアに対する経済攻勢を活発化してゐる点は注目に値する。すなわち、現地諸

国のもてあましてゐる余剰米をはじめ、ゴム、錫などと引換えに、開発用資材、消費物資を提供するという好餌をもつて、着々東南アジア市場への進出を企図してゐるのである。

もっとも、現在までのところ、インド、ビルマ、セイロンとの間に通商協定の締結をみた程度であり、その貿易額も僅少に過ぎないのであるが、この地域が、前述したように、各種重要戦略物資の供給源として主要な地歩を占めてゐるだけに、將來その発展いかんによつては自由陣営にとつて大きな脅威となるであらう。しかも、ここで改めて想起されるのは、嘗て『西欧革命への道は北京とペリーを通る。』と喝破したレーニンの言葉である。万一、東南アジア市場が共産陣営の手に掌握されることにでもなれば、西欧社会の経済的基礎は大きく揺りくずされ、ために危殆におちいるであらうことは想像に難くない。

第八節 結 論

東南アジア各国政府がそれぞれ内政上に多くの悩みをもち、対外的にも幾多の懸案解決に意を用いてゐることは改めて詳述するまでもない。したがって地域的諸国が自由陣営一辺倒の態度を明かにするのは、内政上および国際上、その安全と利益とが保証された場合に限られることは当然である。しかるに、戦後十年の実績は、少くとも表面上は共産勢力の一方的拡大を示し、冷戦においては共産側が勝利を収めたといえないまでも、常に先制の利を占め、原水爆

の競争に至っても、ソ連は年々米国の優越に迫いつき、新型水爆においてはかえって一步を先んじているかの印象をさへ与えるにいたっている。かくては東南アジアばかりでなく、アジア・アフリカの後進諸国が中立的方向に傾くのもあながち先見の明を欠くものと責めるわけにはいくまい。

昨五五年十二月、英国労働党ゲイツケル新首領がキースリーの大会において「イギリスは東南アジアに對してもっと早く手を打っておくべきであつた。ソ連首腦のインド、ビルマ訪問はこれら中立的アジア諸国を共産陣営に引入れることを目的としたもので、これら諸国の共産主義化を防ぐためには、なんらのヒモをつけずに多額の経済援助を行い、生活水準の引上げを促進するのが最善の方法である」と述べたのは、確かに卒直な英国外交の自己反省であり、同時に自由陣営政策に対する自己批判でもある。しかしこれまでの西欧自由諸国の対アジア政策はなお十八、九世紀の植民地主義のなごりをとどめ、地域内の近代産業は多かれ少なかれ西欧資本の支配下にあって、インドネシアのときは全経済の約八五%（石油は九八%）まで外国資本に独占され、ために民族資本の成長は容易な業でなくなっている。そして自由陣営の牙城であるアメリカの対アジア政策にしても、これまでの観念的獨善外交の弊をぬぐい切れず、そのため米、英、仏の政策はとかく歩調が乱れ勝ちで、アジア諸国間の国交までもその余波を受けて改善のおくれている恨みなしとしない。（一九五四年の中共向自由諸国船舶百二十三隻のうち、七十隻までは英國船、對中共輸出二億七千万ドルの大半はイギリスによって占め

られた。）またアメリカの国内で価値を認められた能率主義的管理方式あるいはいわゆる「アメリカ的生活様式」をそのまま後進国の国民生活や経済開発に對する援助または外交にまで適用すること自体にも問題がある。東南アジア防衛条約調印後（五四年九月十五日）、ダレス國務長官がその放送演説において、太平洋憲章として民族の自決、自治および獨立を強調したあと、本条約は経済的福祉の重要性を認めるが、アメリカは恵んで与える援助案を約束するつもりはないと明言している。これとても、アメリカとしてはいおう当然の警告と思われるが、長年の植民地擄取に苦しんだ民族の耳には大いに違つた響きをあたえたものではあるまいか。現にインドネシアのスカルノ大統領は “British commercial imperialists, American liberal imperialists” と皮肉っているのである。

さらにアジア・アフリカの後進諸国が、共産軍に席卷されないでいるのは、決してネール・インド首相の中立主義や「回教徒」の根づよい反共的紐帶の力の故ではなく、まったくアメリカの原水爆の優位と経済的勢威の賜物にすぎず、したがって、イーデン首相が「水爆は戦争を予防する最善の処置である。」（五六年一月二十一日放送）と断言したのも現実としてはまさにそのとおりであろう。しかし戦略的大局判断をくだす場合、西欧陣営としては常に原水爆だけで防禦できるものと、そうでないものとあることを十二分に認識する必要がある。ソ連、中共を中核とする共産圏では、冷戦戦略として思想、宣伝工作を駆使するとともに、その経済、外交戦の展開に當つてもわれわれ自由諸国におけることく、政党政治、議會政

治の煩雑な手廻きと揚げ足とりに妨害されることなく、随時即応の妙手を打っており、しかも鉄のカーテンをめぐらして、外国の宣伝や思想戦の影響から嚴重に絶縁しえているのである。

昨五五年ジュネーブ四巨頭会談以来、世界は平和風に吹きまぐられた観があるが、一週間もたないうちにブルガリアでイスラエル旅客機の墜落事件がおこり、東ドイツでは一足先に三軍の制定をみていよいよドイツの統一は望みうすとなり、北アフリカの反乱はフランスを疲弊させているばかりか、アメリカの基地政策にも少なからぬ衝刺を与えている。しかもソ連側は「平和共存」を呼びかけながらも「人民戦線」の復活工作をおこなっているわけではなく、最近のフランスの総選挙では共産党が大勝を博している。しかし「極東情勢は欧州よりもはるかに危険である」とイーデン首相が裏書したとおり、米・中公会談のさなかに台湾海峡では馬祖、金門両島への砲撃がくり返され、またマライ半島のゲリラ戦は、昨夏にいたり三カ月間連邦を危機に陥れたほどである。インドネシア共産党は、議会勢力を大いに強化し、遂に陸軍を支配しようとして失敗したものの、商工組合、農民組合の百万と華僑二百五十万を背景とし、外国資本からの解放をふりかざしている現状では、今後ますますその勢力を拡大して行くものとみられる。

中立諸国に対する共産圏の働きかけとしてはこれまで述べたほかにはイラン、シリアがあり、アフガニスタンには農業開発資金その他の建設用として一億ドルの長期借款が与えられた。(五六年一月三十一日発表)一方南ヴェトナムへの政治的、軍事的圧力はますます強まり、

ラオスでは三千の共産軍が北部二州を占領して人民戦線内閣の組織を要求している。また昨年四巨頭会談の最中にソ連は北ヴェトナムに四億ルーブルの援助を無償供与すると発表したが、中共政府もこれと歩調を揃えて三億三千八百万ドルの援助を約束したのである。

このように平和共存を唱えつつ、共産陣営が着々爪を中立地域にのばし、後進諸国に対するその勢力の扶植につとめている現在、これに対する西欧陣営の体制は必ずしも整っていないようである。アメリカの対外政策は、来るべき大統領選挙のために、かえって政争の具と化して強力な超党派結束を反映することができず、政府の五七年度対外援助費二十二億ドルの増加(予定総額四十九億ドル中三十億ドルは軍事援助、十九億が経済援助で、前年度より二億ドル増にすぎない)要求に対し議会内の反対は極めて強く、後進国への継続的経済援助は承認されなかった(総額においても約十億ドルが減じられた)。またイギリス内閣は大改選を行ったもののその人選は必ずしも好評を博しておらず、一部にはイーデン首相引退の報道さえ伝わっている。フランスに至っては戦後二十一の内閣を送迎して政治情の安定をみたことなく、過般の総選挙では共産党が一躍して第一党となり、相次ぐ植民地の紛争のために四大国の一員たる実力を失うにいたった。(G・ド・ケナンは世界の重要国として米、英、ソのほかにはドイツ、日本を加えフランスを除いている。)

右のような西欧側の情勢をねらい、共産圏は局地戦を交えた侵略政策を強行するかと思えば、たちまち平和共存を看板とする微笑外交に一転し、その結果自由陣営に緊張の緩和と歩調の乱れがみえる

や、ふたたび手のひらを返したように「柔かい中立国」に対して経済援助攻勢、武器輸出の糖衣砲弾を浴せるというまことに変幻きわまらない戦略を展開している。実にマルクス・エンゲルス兵学の精髓を遺憾なく發揮しているものといえよう。殊に東南アジアと中近東のアラブ諸国には従来の西欧植民地主義に対する強烈な反感が残っていることを十分に計算に入れてゐる。「世界の植民地人民は自由を熱望し、その自由のために戦うことをちゅうちょしない。アメリカが北アメリカにおけるフランスのような植民地帝國を支持するかぎり、世界の輿論の後援を失ふことは必至である。」というソ連の宣伝はまことに耳ざわりのよい歌である。(ハリ・シユワルツのニュー・ヨーク・タイムズあてモスクワ通信)後進地域の中立主義を奨励し、民心を引つけることに戦略的利点を認めるときは、ソ連は国内の建設と消費を犠牲にしても、その目標に所要の資材、製品を振りむけ、ビルマの例にみられるように、ソ連内で生産できない品までもその注文に応じて輸出する意向を示しているほどである。また中近東への経済援助には単に回教諸国の中立主義をおおるばかりでなく、西欧中近東集團防衛機構を切り崩し、あわせて西ドイツのこの地域に対する経済進出を阻止しようという遠大なねらいがあるとさえ観測されている。総括して共産戦略の特徴はこれを次の四項に要約できるのである。

(イ) 世界革命、世界支配の一貫した目的のもとに、戦略目標達成のために極端な現実主義をとり、原則、方針などに自らを拘束されない。利用した提携する国としては、ファシズム、リベラ

リズムまたはキャビタリズムのいずれでも問うところでない。

(ロ) 戦略遂行の手段としては、広く思想、経済、文化、宣伝、謀略などあらゆる方法を駆使し、背後に強大な軍備を整え、政治と戦略との分裂矛盾、共産圏内の政策的歩調の不一致を許さない。

(ハ) 対外的には資本主義社会の政治、外交、経済、文化、社会のあらゆる矛盾を攻撃材料とし、強大な独裁政治力を活用して人的、物的資源を国際抗争のために随時適所に投入する。

(ニ) 原水爆はじめ最も進歩した新兵器を含む巨大な軍事力をもって推進力とする。

共産圏内部にも多大の弱点が存することはすでに周知のところであるが、東南アジアの将来を省察するとき、西欧自由諸国がこれまでのような不統一きわまる自国本位の戦略をつづけるならば、その前途はまことに憂慮すべきものがあるといわねばならない。この点、再思三省して、真に有効、適切な対共産戦略の本領を確立すべき秋である。

『東南アジアを支配するものはアジアを支配する。アジアを支配するものは世界を支配する。』